

アングロ = サクソン社会における奴隷の再検討

伏 島 正 義

目 次

第I部 序 論
第1章 はじめに
第2章 わが国におけるアングロ=サクソン期の奴隷をめぐる議論とその問題点
第3章 本稿の分析視角（以上『城西経済学会誌』第25巻第1号）
第II部 本 論
第1章 アングロ=サクソン諸法典の検討〔I〕～〔XIII〕 （〔I〕～〔V〕本誌）（〔VI〕～〔XIII〕—『同誌』第25巻第3号予定）
第2章 遺言状，解放状，ドゥームズデー・ブック等の検討（『同誌』第25巻第3号予定） 附：原典テキスト（『同誌』第25巻第3号予定）
第III部 結 論（本誌）

第II部 本 論

本稿は第I部においてA-S期の奴隷に関する内外の研究者の見解を批判的に再検討し、その論評から一定の概観，展望を導くことができた。当該第II部の課題は理論的に試みられたその概観，展望を史料に基づいて具体的に検討することにある。

第1章 アングロ = サクソン諸法典¹⁾の検討

〔I〕 エセルベルト *Æðelbryht* (r. 560～616) 王法典

§7 もし（誰かが）²⁾王の御用鍛冶職人 (*ambihtsmið*) あるいは案内人 (*laadrincmannan*)³⁾を⁴⁾殺害するならば，（その者は）中位の (*meduman*) の人命金 (*leodgelde*)⁵⁾を償わなければならない (*forgelde*)。

§10 もし人が王の処女 (*mægdenman*)⁶⁾と同衾するならば，（その者は）50シリングを償わなければならない。

§11 もし彼女が（粉）挽きセーオウ (*grindende þeowa*)⁷⁾であるならば，（同衾者は）25シリングを償わなければならない。（もし彼女が）第3（等級）（のセーオウ）であるならば，12

シリング（を償わなければならない）。

§ 12 （もし誰かが）王の寄宿人（*cyninges fedesl*）⁸⁾を（殺害するならば）⁹⁾（その者は）20シリングを償わなければならない。

以上掲げた一連の規定は王宮に仕える各種の人々の存在を示している。しかもかれらの蒙むった殺害やかれらとの同衾に際して支払われた罰金は、その額面において他の隷属民との相違があるとはいえ、また「人命金」のごとき表現がみられるとはいえ、その本質においてまさに物の侵害に対する贖罪金（*Sachbuße*）、端的にいえば補償金としての性格であり、しかもそれらは被害者たるかれら自身に受領権があったとは解せられず、人格否定に基づきかれらを肉体的に所有せる王の受領するところであったと解せられる。かれらは各種の家内奴隷であったと判断することができるであろう。

§ 14 もし人が貴族の（*eorles*）¹⁰⁾ 献酌侍従（*birele*）¹¹⁾と同衾するならば、（その者は）12シリングを償わなければならない。

ここにみる酌婦との同衾のケースにおいて支払われる12シリングは彼女をかかえる貴族（*eorl*）が受領したと解せられ、彼女はいかなる社会・経済的権能も享受していなかったと解せられる。つまり彼女は人格を否定され、貴族による肉体的、人格的所有の対象であり、物権法（*Sachenrecht*）に関わる存在であった。彼女は家内奴隷であったと解せられる。

§ 16 もし人が平民の（*ceorles*）¹²⁾ 酌婦（*birelan*）と同衾するならば¹³⁾、（その者は）6シリングを償わなければならない。第2（等級）の女セーオウ（*ðeowan*）の場合には50シェット（*scætta*）¹⁴⁾（を償うべく）、第3（等級の女セーオウ）の場合には30シェット（を償わなければならない）。

この規定は平民（*ceorl*）が酌婦のみならず、第2等級、第3等級のセーオウをかかえていたことを示している。彼女らとの同衾に支払われたそれぞれの金銭は彼女ら当事者ではなく、彼女らをかかえる平民が受領したものと解せられ、彼女らは物（財産）の侵害に対する贖罪金、本質は補償金、の対象としての、人格欠如の家内奴隷であったと解せられる。

§ 25 もし人が平民の（*ceorlæs*）寄宿人（*hlafætan*）¹⁵⁾を殺害するならば、（その者は）（平民に）¹⁶⁾6シリング（*VI scillingum*）¹⁷⁾で償わなければならない。

当該条項にみる「寄宿人」はその殺害時の贖罪金を受領すべき親族を持たず、それは彼をかかえる主人たる平民によって受領された。つまり彼は平民の保護というよりはむしろそのゲヴェーレ

の下に存在し、物権法に支配される一種の奴隷であったと解せられる。彼は家内奴隷として平民の家産の中で機能していたのであろう。

§85 もし人がエスネの (esnes) 妻 (cwyнан) と、夫の生存中に同衾するならば、(その者は) (その主人に)¹⁸⁾ (彼女が単身である場合の)¹⁹⁾ 2倍を償わなければならない。

まず “Lohnknecht”²⁰⁾, “servant”²¹⁾, “retainer”²²⁾ などと翻訳されている当該 “esne” について、これまでの主な論者は同法 §§ 85, 86, 87, 88をみる “esne” と §§ 89, 90 (§ 11も含まれるであろう)にみる “þeow”, またウイトレド Wihtræd(r. 690/691~725)王法典 §§ 9, 10(22, 24も含まれよう)にみる “esne” と §§ 13, 14, 15(27も含まれよう)にみる “þeow” また § 23にみる「セーオウのエスネ(peuwne esne)」, イネ Ine(r. 688~725) 王法典 §29の標題とその本文に言及せる “esne” と “þeow”, アルフレッド Ælfræd(r. 871~899/900)王法典 § 43に言及せる “esne” と “þeow”, またビード (Bede) による “servus” の “esne” なる訳語などを事例としてその異同について議論してきた。F. Liebermann は両語の同一を説き (*esne kan mit þeow synonym stehēn*)²³⁾, F. L. Attenborough は相互の相違を想定し, “esne” に “half-free servant” の可能性を説き²⁴⁾, A-S. D. では “esne” を “probably a poor freeman”²⁵⁾と説く。D. Whitelock は明言を避ける²⁶⁾。また L. Lancaster は “unfree labourers (? slaves)”²⁷⁾, E. John は “a human chattel”²⁸⁾とそれぞれ訳語を与えている。わが国の研究者の見解についていえば、田中氏は明言を避けるものの同一論に傾き²⁹⁾, 戸上氏は具体的議論に加わらないものの “esne” を「雇人」, “þeow” を「奴隷」と邦訳する³⁰⁾。三好氏はアルフレッド王法典 §43にみる “esne” に限って「働き人」³¹⁾と邦訳するほかは両者は概して「非自由人」「奴隷」であるとの理解³²⁾に基づき、双方を「奴隷」と邦訳している³³⁾。青山氏は両語を「全く同一視するには若干の問題がある」³⁴⁾としながらも明言を避けている。黒須氏はイネ王法典 § 29にみる “þeow” を「奴隷」, “esne” を「召使 (エスネ)」とそれぞれ邦訳している³⁵⁾。なお両語の詳細な検討を R. Schmid が試みている³⁶⁾。

以上の議論の特徴はエセルベルト王法典からアルフレッド王法典における双方の語彙について、それらが同一の社会的状況を背景とする身分として議論していることである。つまり2つの語彙の異同に関心を注ぐ余り、両法典間における時代の推移、換言すれば社会・経済的發展についての歴史的観点が欠落していることである。問題点を端的に言えば、後に詳論するようにアルフレッド王法典にみる “esne”, “þeow” とそれ以前の法典にみるそれらとを同一の身分的実態を示すものとして論じたその方法論に問題がありはしないか、ということである。この点において三好氏がアルフレッド王法典 § 43のエスネに限って「働き人」と邦訳した点は注目に値する。但し問題はそれ以前の諸法典において与えられた「奴隷」との相違をいかに考えるかにある。

上記のごとく“*esne*”は“*peow*”との異同について議論がある。しかしさしあたってその議論自体は措き、§ 85の示す当該エスネ自身について検討を試みれば、まず指摘すべきは、同衾ケースに支払われる一定額は本人あるいはエスネたるその「夫」ではなくその主人が受領するものと考えられる。したがってここに支払われる2倍額の贖罪金は主人の所有財産に対する物権侵害の贖罪金、つまり補償金たる性格を示すものである。すなわちエスネしたがってその妻は独立した人格と社会的権能を認められておらず、その主人の肉体的被所有物の一部であったことを示している。この点を考量し、判断するならば当該エスネは如上一連の条項において検討した鍛冶職人、粉挽きセーオウ等各種呼称される家内奴隷とはほぼ同一の身分関係つまり奴隷身分を示すものと解せられる。ただし当該規定の特徴は奴隷たるエスネがその妻を有し、一種の夫婦関係を形成している点である。さらに敷衍すれば個別の戸を形成せる、いわゆる「小屋住み奴隷 (*servus casatus*)」を想定することができる。しかし当該エスネが奴隷身分である限りその夫婦関係、「小屋住み」形態は本質的には夫と妻相互の主体的意志に基づく関係および形態ではなく、かれらの所有者たる主人の恣意に基づく関係および形態にすぎなかったと考えられる。したがってかくのごとく思考する筆者にあっては次の主張は賛成できない。すなわち H. P. R. Finberg はまず“*esne*”が“*servus*”とラテン語訳され、またその属性が隷属的性格たることを承認する。次に一方において当該エスネの所有主 (*whose master*) はかれに居住用小屋を与えながらも、その労働の用益 (利用) 権は確保する、と説き、他方において当該エスネは食物あるいはたぶん金銭 (*money*) をも取得しあるいは他人の所で稼いだ、と説く³⁷⁾。以上の主張に対して注意を喚起し、確認すべきは、当該エスネに与えられたと想定される小屋は、エスネ自身の法的・経済的権能に由るものではなく、その所有主 (*whose master*) の恣意であり、しかもかれは労働を一方的に強いられる“*servus*”であったのである。したがって「小屋住み」形態の奴隷 (*servus casatus*) を想定し、これをただちに金銭 (*money*) の受領—所有能力に結びつけるのは論理的飛躍である。つまり一方において想定されるエスネの呈する日常の生活形態は所有主によるエスネ利用上の経済的側面、現象形態であるのに対して、他方において想定されるエスネによる自律的処遇の可能性つまり独立した人格の享受はエスネの法的側面＝身分規定的論点にかかわる問題であり、双方は互いに異なる次元に属する想定内容である。しかしながらここでは前者は後者に直結され、同次元として説かれているのであり、したがって H. P. R. Finberg のこの所論は筆者の立場からこれを評せば混乱、論理矛盾に陥っているといわざるをえない³⁸⁾。

次に田中氏は同様に当該条文を以て、一方においてエスネは「婚姻能力を有し」、「己れの住居 (一片の庭地の附屬せる小屋) を持ち、獨立のかまど (*penātēs*) をいとな」み、「法的にも認められた」「ペクリウムを有し」ていたと解されている³⁹⁾。しかし他方において氏は、ここに支払われる「2倍」額は奴隷所有者の「自己の財産の一部としての奴隷」⁴⁰⁾に対する「物権侵害の補償金」⁴¹⁾

(Sachbusse)であり、「奴隷の主人は」これを「要求したのである」⁴²⁾と明言される。つまり氏の後者の論理にしたがえば、エスネ夫妻には独立をした人格は認められず、したがって当然のことながらエスネたる夫は当該補償金についていかなる主体的、自律的権利能力も享受していないのである。しかしながら前者に主張される論理にしたがえばエスネは法的権利能力を享受していることになる。氏の主張には矛盾がある。すなわち仮にエスネに「婚姻能力」を想定しかつ一定の「法的」権能を想定するのであれば、エスネたる夫は当該補償金受領の権能を享受していたと解するのが整合的ではなからうか。しかるに当該規定はこれには否定的であるのみならず、氏自身これを否定されているのである。ここにみられる論理的矛盾、混乱を解く1つの鍵は、当該規定にみる夫婦関係およびこれより演繹される「小屋住み」形態は奴隷所有者による奴隷労働力の利用(収奪)形態の1つであったとして解釈することであり、その表象的形態からただちにそれとは異質、異次元である法的論点にかかわる一定の権能を性急に結論づけないことである。以上にみられた経済的側面(論点)と法的側面(論点)とを性急に結合せる論理形式はこれまでのA-S期の奴隷をめぐる議論にあって概してみられた一般的傾向であった。したがってこのような論理矛盾、混乱を指摘し、解きほぐすことが本稿の主要な課題である⁴³⁾。

§ 86 もしエスネ(esne)が罪のない他の者(operne)⁴⁴⁾を殺害するならば、(その者は)⁴⁵⁾完全にその価値を(その主人に)⁴⁶⁾償わなければならない。

§ 87 もしエスネの(esnes)眼と(7)⁴⁷⁾足が切り落されるならば、(その者は)⁴⁸⁾(その主人に対して)⁴⁹⁾完全にその価値で彼を償わなければならない。

エスネの関わる殺人事件、傷害事件において発動される権利ないし義務の法的能力はかれらの主人がこれを行行使し、当事者たるエスネにはいかなる権能も許されていなかったと解せられる⁵⁰⁾。これはかれらが人格を欠如し、肉体的所有の客体であったことを示している。したがって「完全に……償わ」れる「その価値」とはその本質上物の賠償＝補償金であったと解せられる。なお、エスネがかくのごとき殺人ないし傷害事件を起しうる条件は、かれらが日常普段完全にその主人による監督、監視下にある場合よりも、そのような状況にない場合の方が、その事件発生の蓋然性は高いと言えるのではなからうか。仮にこの判断に首肯の余地があるとするならば、当該エスネは主人とは独立して居住せるいわゆる「小屋住み奴隷」を想定することのできる余地を全否定することはできず、これはまた前条項 §85 で推察した形態とも一致する想定である。

§ 88 もし人が他人の(mannes)エスネ(esne)を束縛するならば、(その者は)(その主人に)⁵¹⁾6 シリング⁵²⁾を支払わなければならない。

当該規定は、当該法典における平民 (ceorl) による奴隷所有として一般的に挙証される § 16 (§25 も附加されると筆者は考える) と並んで、平民によるエスネ所有を明示している。しかもエスネの束縛に際して支払われる 6 シリングが平民の保護権侵害賠償金であると解せられるならば、その裏返しとしてまさにエスネは平民の保護下 (より正確に言えば物権法の対象物としてそのゲヴェーレ下) にあるものとして扱われていることを示している。換言すればエスネはその社会的自立性、人格性は容認されていないのである。これは前条項 §§ 85, 86, 87 において検討し、窺見したエスネ像と合致するものである。さらに憶測を試みるならば、他人のエスネをめぐる束縛事件の発生は、当該エスネにその可能性としてその主人とは離れて居住せる「小屋住み奴隷」を推測することができ、これは如上検討、推察されたエスネの形態と一致するものである。

§ 89 セーオウの (beowæs)⁵³⁾ 追剥は 3 シリング⁵⁴⁾ である。

当該セーオウが追剥の主体なのか、客体なのかは規定自体からは断定は困難である。そこでまず第 1 にセーオウがその主体であった場合を想定してみよう。この場合彼はなにゆえ他人つまり平民 (der Gemeinfreie) や貴族 (der Adlige) を追剥する⁵⁵⁾ 必要があったのであろうか。またその犯行をなしうる生活条件とはどのようなものであったのであろうか。仮に彼が日常的な主人による管理、監視下にあり、しかも日常的な給養をうけていたとするならば、その不足分としての犯行は必要であったとしても、一般的にその必要はないのではないか。しかも仮にその犯行に成功したとしても彼を養うその主人は奪ったその金品に無関心であったとは考えられない。つまり略奪品から得る利得は必ずしも一人独占できたとは思われないのであり、自身の利益に繋がったとは考えられない。そもそも彼がそのような生活条件に生きる者であるならば、そのような犯行をなしうる条件はより制限的であったと考えられる。したがって彼がかくのごとき犯行を実行した背景には上記とは異なる生活条件を想定する必要がある。つまり彼は主人とは別個の家屋に住み、個別な生活を営む「小屋住み奴隷」であったのではなかろうか。かくのごとき形態を想定するならば、犯行の動機と実行の条件的可能性を想定することができるのではなかろうか。

第 2 に当該セーオウが追剥の客体であった場合を想定してみよう。この場合そもそも彼は追剥の対象となりうる品々を身边に保持していたと考えられる。したがって彼は主人の日常的な管理、監督下にあるいわゆる給養型奴隷であったとは考えにくく、むしろ主人とは別個に居住せる「小屋住み奴隷」であり、彼が保持していた追剥の対象物たる品々は主人から委ねられた生産や生活のための物品であったのではなかろうか。以上を要するにセーオウが追剥の主体であれ客体であれ、彼に対して「小屋住み奴隷」という生活形態を想定することにより当該事件発生の条件的可能性を想定することができるであろう。

§ 90 もしセーオ (þeo)⁵⁶⁾ が窃盗を犯すならば、(その者は) (盗品の) 2 倍の賠償を支払わなければならない⁵⁷⁾。

当該条項によればセーオ (ウ) は窃盗を働いたにもかかわらず、その責任はその主人が負担したと解さざるをえない。これはセーオ (ウ) が自立した人格を欠き、なんら社会・経済的権能を持たざる存在であり、その主人の被護、ゲヴェーレの下にあったことを裏書きしている。しかし彼が窃盗を犯した動機や条件などについて推察を試みるならば、彼は前記諸条項 (§§ 85～89) において検討したその同じ観点からの演繹により、「小屋住み奴隷」を推察、想定することができるのではなかろうか。

以上当該法典において隷属的身分にある人々として検出される用語について検討すれば、一方においてその従事する仕事の内容を示す鍛冶職人、粉挽きセーオウ、酌婦等を、他方においてその具体的労働内容を明記することなく、一定の身分階層を示すエスネおよびセーオウ、それぞれを窺見することができる。このような2つの用語群について従来前者についてはそれが王、貴族、平民の所有せる「家内奴隷」を示すものとして理解され、後者については特に § 85 に限ってそのエスネの妻帯を論拠として、いわゆる「小屋住み奴隷」を想定し、これ以外の条項についてはそれらの用語がその主人に隷属せる、いかなる権利能力もなき隷属民、つまり(被給養) 奴隷を示すものとして扱われるのが一般的であった。筆者はこの従来的一般の見解を大旨首肯する。さらに本稿でこれに附加し、且つ強調すべき点は、第1に、用語としてのエスネ、セーオウ双方における厳密な異同についてはなお議論の余地があるとはいえ、双方は概して等しく身分的に奴隷であったと規定することができる。第2に、セーオウ、エスネを規定せる諸条項には、§ 85 のみならず全体としていわゆる「小屋住み奴隷」を帰納、推察することができる。ただしここで注意すべきは、仮にここで「小屋住み奴隷」を想定し、その首肯が得られるとしても彼に委ねられたさまざまな生活および生産のための用具類、彼の獲得した生産物などをその根拠として、ただちに彼が一定の社会・経済的権能を享受していたと結論を下すことにはならないという点、またその根拠と相俟ったたとえば § 89 にみるような3 シリングという額の低額をその理由として彼による賠償金の支払い能力を短絡的に推定する⁵⁸⁾ ことにはならないという点である。直言すれば「小屋住み奴隷」形態はなによりもかれらを所有せる主人による奴隷労働収奪のための経済的1形態にすぎないのであり、かれら自身は社会的な自主＝自律を可能ならしめるその本源的基礎たる人格の承認を否定された物権の客体であり、法的にいかなる社会・経済的権能も享受せざるものであったのである。

《註》

- 1) 本稿使用の原典テキストは主に下記の史料文献所載のそれに拠り、他はその都度表示する。但し邦訳の直接的底本となった原典テキストは筆者によるテキストの試訳と原典テキストとの参看検討の便宜上

本稿第Ⅱ部の末尾に掲載する。なお法典、遺言状、解放状等史料の成立年代、成立の経過、邦語による呼称法等は下記文献等に拠り、それらの個別的な再検討は省略した。

F. L. Attenborough (ed.), *The Laws of the Earliest English Kings, 1963/1922* (以下本稿では F. L. Attenborough を以て表記する)。Kevin Crossley-Holland, *The Anglo-Saxon World, 1982* (以下本稿では K. Crossley-Holland, A-S. World と表記する)。Do., *The Anglo-Saxon World, An Anthology, 1984/1982* (以下 K. Crossley-Holland, A-S. Anthology と表記する)。F. E. Harmer (ed.), *Select English Historical Documents of the Ninth and Tenth Centuries, 1914* (以下 F. E. Harmer と表記する)。Albert Kocourek and John H. Wigmore (compiled), *Sources of Ancient and Primitive Law, 1915* (以下 A. Kocourek & J. H. Wigmore と表記する)。Felix Liebermann (hrsg.), *Die Gesetze der Angelsachsen, 3 Bde., 1903-1916* (以下これらは F. Liebermann, Bd. I ; Bd. II ; Bd. III とそれぞれ表記する)。T. Northcote Toller (ed.), *An Anglo-Saxon Dictionary based on the Manuscript Collections of the Late Joseph Bosworth, 1989/1898* (以下 A-S. D. と表記する)。Ibid., *Supplement, 1980/1921* (以下 A-S. D. Supple. と表記する)。A. J. Robertson (ed. & trans.), *The Laws of the Kings of England from Edmund to Henry I, 1925* (以下 A. J. Robertson, *The Laws of the Kings* と表記する)。Reinhold Schmid (hrsg.), *Die Gesetze der Angelsachsen, 1858* (以下 R. Schmid と表記する)。Carl Stephenson & Frederick George Marcham (eds. & trans.), *Sources of English Constitutional History A Selection of Documents from A. D. 600 to the Present, 1937* (以下 C. Stephenson & F. G. Marcham と表記する)。Benjamin Thorpe (ed.), *Diplomatarium Anglicum Ævi Saxonici. A Collection of English Charters, from the Reign of King Æthelberht of Kent, A. D. DC. V. to that of William The Conqueror, 1865* (以下 B. Thorpe と表記する)。Dorothy Whitelock (ed.), *English Historical Documents, vol. I, 1979・1968/1955* (以下改訂年代を特記する場合を除いて1979年版を使用)；David C. Douglas and George W. Greenaway (eds.), *English Historical Documents, vol. II, 1981/1953* (以下これらは E. H. D. I; E. H. D. II とそれぞれ表記する)。D. Whitelock (ed.), *Anglo-Saxon Wills, 1986/1930* (以下 D. Whitelock, A-S. Wills と表記する)。戸上一「ケント諸王法典邦訳」『日向学院論集』第7号, 1964年 (以下「ケント諸王法典」と表記)。同「イネ王法典邦訳」『同誌』第8号, 1965年 (以下「イネ王法典」と略記)。黒須徹著『イネ法典の社会経済史的研究—ウェセックス王国の経済的・社会的・政治的構造—』, 1979年 (以下『イネ法典の研究』と略記)。

- 2) 邦訳に際して原典原語および文章構造を尊重し、意識は避けることを原則とする。但し、文意の理解を期すため最少限の文字を補う場合もあり、この場合は括弧を付す。
- 3) この語は他に見当らず、その語意の正確は期しがたい。さしあたり “Geleitsführermann” (F. Liebermann, Bd. I, S. 3), “messenger” (E. H. D. I. p. 391; F. L. Attenborough, p. 5), “out-rider” (Frederic Seebohm, *Tribal Custom in Anglo-Saxon Law, 1972/1911*, p. 457.), 「先触」(田中著『封建制の形成』, p. 176), 「嚮導警護人」(戸上「ケント諸王法典」p. 17)。なお, “ladrinc” とは “geleitender Herold” (F. Liebermann, Bd. II, S. 128) で国王に随行する警護・案内人であり, その旅程において平和 (Stammesfrieden ((Königschutz))) つまり安全を保障された者, あるいはその者の下に仕える者 (Untergebenen) (*ibid.*) と解せられる。あるいは宮廷において訪問者を導く役人との関連を予想させるが不明である (A-S. D. p. 606; E. H. D. I., p. 391 n. 4)。身分は非自由人と解せられる (F. Liebermann, Bd. III, S. 6; E. H. D. I., p. 391 n. 4)。しかし仮に彼が王に仕える者として「中位」の「人命金」を享受し, あるいはこれを支払う義務があったと解せられるならば, 彼は現実的にもはや無産者で非自由人ではなかったと判断すべきである。あるいは「人命金」とはあるものの, その実態は殺害された場合の物件としての損害賠償額を意味していたと解することもでき, この

場合は彼は非人格で無産の非自由人であったと考えられる。

- 4) 鍛冶職人, 案内人を目的語と解し, 主語を補うのか, “laadrincmannan” を2語に分け, 前2者を主語, “mannan” を目的語と解すのか大別して2つの解釈がある。前者については, F. L. Attenborough, p. 5; E. H. D. I., p. 391; F. Liebermann, Bd. I, S. 3; 田中著『封建制の研究』, p. 176; 青山著『社会の研究』, p. 203. 註9。後者については, A-S. D., p. 606; R. Schmid, S. 3; A. Kocourek & J. H. Wigmore, p. 513; F. Seebohm, *Tribal Custom in Anglo-Saxon Law (op. cit.)*, pp. 457-459 などに示されている。後者の場合当該2者は王の所属を理由に「中位」の「人命金」を支払う義務があると解せられるのか, あるいは支払い主体は王であったのかは看過できない論点である。仮に義務があるのであればその経済的, 法的権能が問われなければならない, 義務がないのであればその権能の欠如を指摘しなければならないであろう。戸上「ケント諸王法典」pp. 17-19 参照。

- 5) 「中位の人命金」について2とおりの解釈がある。1つは,

§ 21 もし人が誰かを殺害するならば, 彼は中位の人命金 (medume leodgeld) 100シリングを (その (被害者の) 氏族に)*償わなければならない。

(*「その (被害者の) 氏族に (an dessen Sippe; to the kindred)」は F. Liebermann, Bd. I, S. 4.; C. Stephenson & F. G. Marcham, p. 3. により補う)

を根拠とし, 「100シリングの人命金」と解す。Dorothy Whitelock は “an ordinary man’s wergild” とするものの, この場合は特例とする (E. H. D. I., p. 391, n. 4, 5.)。F. Seebohm はとりあえず留保する (F. Seebohm, *Tribal Custom in Anglo-Saxon Law (op. cit.)*, pp. 457-458) もの, 当該 § 21 との関連は疑っていない。但し § 21 でその 100シリングの支払い人を「武器供与者」 (§ 18) と解し, しかも「中位」とは「2分の1」を意味するものと解し (cf., A. Kocourek & J. H. Wigmore, p. 513), かくして平民 (チオルル) の人命金を200シリングとする解釈 (F. Seebohm, *Tribal Custom in Anglo-Saxon Law (op. cit.)*, pp. 462-463, 474-475) は後に触れるフロスヘレ Hloðhare (r. 673~685) ・ エアドリック Eadric (r. 685~686) 王法典 §§ 1~4 に関して問題を惹起している。H. M. Chadwick は彼の解釈を批判し, 平民の人命金は100シリングとする (H. M. Chadwick, *Studies on Anglo-Saxon Institutions (op. cit.)*, pp. 107~169.)。R. Schmid も「エセルベルト期の平民の人命金 (das Wergeld für einen Gemeinfreien zur Aethelbirht’s Zeit)」は100シリングと考える (R. Schmid, S. 4-5, Anm. c. 21, 22.)。なお, エム・エヌ・サカロワ (林基訳), 「7~10世紀ケントとウェセックスにおける自由な共同体と農民の農奴化過程」『専修人文論集』28, 1982年, pp. 73-74 参照。

もう1つの解釈は,

§ 6 もし誰かが自由人を殺害するならば, 王に主君の環 (drihtinbeage) として50シリング (を償わなければならない)。

との関連を想定し, 額としては § 21 にみる 100シリング, つまり「中位の人命金」相当額と解すべく, 但しそれは人命金ではなくして当該「主君の環」の2倍と解す。F. L. Attenborough, p. 175; H. M. Chadwick, *Studies on Anglo-Saxon Institutions (op. cit.)*, p. 108. なおここで注意すべきはその額のみならずその意義である。すなわち, 「主君の環」自体の解釈については下記のごとく議論があるとはいえ, かれらが「主君の環」の下にあった点, つまり, かれらは人命金の対象とはなりえず, したがってかれらの社会的独立性は否定的と考えられる点である。

さて「主君の環」の解釈について, R. Schmid によれば当該殺人は王の平和破壊 (Bruch des Königsfriedens) であり, これはそれに対する「賭物 (Wette)」 (R. Schmid, S. 3 Anm. c. 6), F. Liebermann は王の統治権の侵害に対する罰金 (Herrschergeld) と解し (F. Liebermann, Bd. I, S. 3; Bd. II, S. 55-56; Bd. III, S. 5-6), F. L. Attenborough は個人的な領主 (‘personal lord’) の支配権の侵害 (infractio of his seignorial rights) に対する罰金と解す (F. L. Attenborough, pp. 5, 175)。〔参

考までに「主君の環」の解釈について F. L. Attenborough は F. Liebermann の所説を批判する (F. L. Attenborough, p. 175) もの、F. Liebermann は “dryhten” 自体については “menschlicher Herr über Freie und Knechte” (F. Liebermann, Bd. II, S. 56) の場合のあることも呈示しているのであり、この点から言えば双方の見解には共通するところも少くない。] F. Seebohm は王の統治権の侵害に対する罰金というよりは彼の部下の殺害に対する罰金 (it is not perhaps for breach of his peace, but for the *killing of his man*) と解している (F. Seebohm, *Tribal Custom in Anglo-Saxon Law* (*op. cit.*), p. 457.)。A. Kocourek & J. H. Wigmore と Dorothy Whitelock は他所で呼ばれる “manbot” の古語と解す (A. Kocourek & J. H. Wigmore, p. 513 n. 6; E. H. D. I., p. 391 n. 2)。ここでたとえばイネ王法典 § 70, 76 にみられる “manbot” が一般に王、領主、家長に対して支払われる、それぞれの被護下の人々の殺害についての罰金と解せられるならば (F. L. Attenborough, p. 192; F. Liebermann, Bd. II, S. 142; H. M. Chadwick, *Studies on Anglo-Saxon Institutions* (*op. cit.*), pp. 91, 100, 108, 123, 130 f), 筆者は「主君の環」についても同様に 1 義的に限定し難い。ちなみに当該 “beag” と同類のノルウェー古法 *Gulaþingsbók* にみる “baugr” は上記 2 義を持っていた (拙稿「11～12 世紀のノルウェー社会」(前掲), p. 16 註 77)。R. Schmid, S. 559. F. Liebermann, Bd. III, S. 5-6. A-S. D., p. 213.

要するに「中位の人命金」とは額としては 100 シリングであり、またその額において次の規定 (§ 26) にみる “læt” より高額だとしても、これは単に王に所属していたためと解すべきであり、したがって人格の承認、社会・経済的権能の享受などを想定すべきではなからう。

§ 26 もし (誰かが) レアト (læt) を殺害するならば、(その者は) 最上 (級) の者を 80 シリングにて償わなければならない、もし第 2 (等級) の者を殺害するならば、60 シリングにて償わなければならない、第 3 (等級) の者を (殺害するならば) 40 シリングにて償わなければならない。

なお、“læt” とはそもそも大陸のゲルマン諸部族法典にみる “litus, latus, lazzus” に相当し、この点において民族的、文化的相関関係が論議される論拠となっている。かれらは自由人と奴隷の中間に位置するものと考えられ、この点で “Halbfreie”, 具体的には解族奴隷 (libertus, freedman), あるいは隷属民 (subject population) である。またかれらはノルウェー古法にみる “leysing” に関連せるものである。この点についての詳細は本稿の主題ではなく、下記の文献を掲げるにとどめる。

A-S. D., p. 612. F. L. Attenborough, p. 177. H. M. Chadwick, *Studies on Anglo-Saxon Institutions* (*op. cit.*) pp. 112, 380, 392-393, 395, 397. Do., *The Origin of the English Nation, 1907*, pp. 77, 81. R. G. Collingwood & J. N. L. Myres, *Roman Britain and the English Settlements* (*op. cit.*), pp. 447-448. E. H. D. I., p. 392 n. 7. H. P. R. Finberg, “Anglo-Saxon England to 1042” (*op. cit.*) pp. 431-432, 473-474. Jacob Grimm, *Deutsche Rechtsalterthümer, Bd. I, 1899*, S. 424-429. J. E. A. Jolliffe, *The Constitutional History of Medieval England* (*op. cit.*) pp. 6-7. J. M. Kemble, *The Saxons in England* (*op. cit.*) pp. 185-227. F. Liebermann, Bd. I, S. 4; Bd. II, S. 488. F. W. Maitland, *Domesday Book and Beyond* (*op. cit.*), pp. 52, 71. D. A. E. Pelteret, *Late Anglo-Saxon Slavery: An Interdisciplinary Approach to the Various Forms of Evidence* (*op. cit.*), pp. 54, 57, 443-451. Beram Saklatvala, *The Origins of the English People, 1969*, p. 91. F. Seebohm, *The English Village Community* (*op. cit.*), pp. 174-175, 280-289. Do., *Tribal Custom in Anglo-Saxon Law* (*op. cit.*), pp. 240-270, 412-413, 483-487, 491, 500-503. W. Stubbs, *The Constitutional History of England in its Origin* (*op. cit.*), pp. 49-50, 69-70 & n. 2. Paul Vinogradoff, *English Society in the Eleventh Century* (*op. cit.*), pp. 468-470. Do., *The Growth of the Manor, 1968/1904*, pp. 124-134, 203. Do., “Wergeld und Stand”, *The Collected Papers of Paul Vinogradoff, vo. II Jurisprudence, 1928*, pp. 84-152. Dorothy Whitelock, *The Beginnings of English*

- Society, 1987/1952*, p. 97. 栗原武夫著『法律史の諸問題』, 1940年, pp. 209-267. 拙稿「部族法典にみる奴隷について」(前掲), p. 16 註48, 54. 同「11～12世紀のノルウェー社会」(前掲), pp. 5, 8-10.
- 6) これは王の被護下にある (mundbyrd belonging to the king) 最高位の未婚の (virgo) 女奴隷で, 多くは酌婦と解される。A-S. D., p. 655, F. L. Attenborough, p. 176. E. H. D. I., p. 391. F. Liebermann, Bd. III, S. 7. R. Schmid, S. 3 Anm. c. 10, 625. Cf., A. Kocourek & J. H. Wigmore, p. 514, n. 1.
- 7) これは文字どおり “Mühlenmagd”, “Getreide mahlende Sklavin”, “grinding slave”. F. L. Attenborough, p. 5. E. H. D. I., p. 392. A. Kocourek & J. H. Wigmore, p. 514. F. Liebermann, Bd. II, S. 106. R. Schmid, S. 3. F. Seebohm, *Tribal Custom in Anglo-Saxon Law (op. cit.)*, p. 459.
- 8) この語は必ずしもその翻訳が試みられているわけではないもの (F. L. Attenborough, p. 7; E. H. D. I., p. 392; A. Kocourek & J. H. Wigmore, p. 514; R. Schmid, S. 3; F. Seebohm, *Tribal Custom in Anglo-Saxon Law (op. cit.)*, p. 459) この語を「寄宿人」を邦訳するのは, この語は他に “altilis (肥えた, 飼育した)”, したがって “fattening”, “gefüttertes Tier”, “Mastvieh” (肥(飼)育家畜) (F. L. Attenborough, p. 176; E. H. D. I., p. 392 n. 1; F. Liebermann, Bd. III, S. 7) の意味に使用されていることから F. Liebermann がこれに “Königskostgänger” を与えている (F. Liebermann, Bd. I, S. 4) ことに拠る (cf., “nurse”—A. Kocourek & J. H. Wigmore, p. 514)。なお注目すべきは F. Liebermann はこの語を「非自由身分 (Unfreiheit)」(F. Liebermann, Bd. III, S. 7) を示すものと解し, F. Seebohm は “servant” の訳語を与えるものと解される (F. Seebohm, *Tribal Custom in Anglo-Saxon Law (op. cit.)*, p. 459)。しかもこの語は主格ではなく目的格に解される (F. Liebermann, Bd. I, S. 4; Bd. III, S. 7. R. Schmid, S. 3.)。
- 9) これは “killing a *fedesl*” (F. L. Attenborough, p. 7) に拠る。F. Liebermann は独訳では明言しないものの同様に殺害ケースと解していると思われる (F. Liebermann, Bd. I, S. 4; Bd. III, S. 7)。しかしながら F. Seebohm はこれを “injury” と解しているようである (F. Seebohm, *Tribal Custom in Anglo-Saxon Law (op. cit.)* p. 459.)。R. Schmid, 戸上氏はこの点について特に言及していない。筆者がこれを殺害ケースか傷害ケースかを問題とするのは, 仮に前者であるならば, その賠償額は等しく王宮に任える非自由人でありながらも鍛冶職人や案内人の場合の半額にも満たず, したがってここにより一層低い身分的状况を演繹することができると思われるからである。但し後に扱う規定 §25 にみる “hlafætan” より高額なのは王に所属している理由に由るものであろう。
- 10) “eorl” は一般に与えられている訳語に従う。とりあえず下記文献参照。F. L. Attenborough, p. 176 n. 13.2. H. M. Chadwick, *Studies on Anglo-Saxon Institutions (op. cit.)*, pp. 105-114, 152, 378-383. F. Liebermann, Bd. II, S. 268-269 (272). R. Schmid, S. 567-568. 戸上「ケント諸王法典」p. 21 註1。
- 11) “birel” は他に “byrel” と史料に現われる。この場合特に “pincerna” の解 (R. Schmid, S. 536) に従った邦語を与える。他の訳例として: “cup-bearer” (A-S. D., p. 138. A. Kocourek & J. H. Wigmore, p. 514), “Schenkin” (R. Schmid, S. 5. F. Liebermann, Bd. I, S. 4; Bd. III, S. 25), “serving maid” (F. L. Attenborough, p. 7), “serving-woman” (E. H. D. I., p. 392)。
- 12) “ceorl” は一般にわが国では「チオルル」を以て表記される。しかし前記 “eorl” (§ 14) にみる「『貴族』に對置せる (in opposition to *eorl*)」(William Stubbs, *Select Charters and Other Illustrations of English Constitutional History from the Earliest Times to the Reign of Edward The First, 1888*, p. 536.) 語として “commoner” (F. L. Attenborough, p. 7), “ordinary freeman” (C. Stephenson & F. G. Marcham, p. 3, n. 7) に従い, その社会的地位の位置関係を簡便に示すため, 本稿では「チオルル」の他に「平民」と表記する。但しその社会・経済的諸条件

については A-S 社会認識の根幹に関わる議論があり、本稿の任ではない。

- 13) ちなみにこの部分の原典 “Gif wið ceorles birelan man geligeþ” において、青山氏は “birelan man” を『家婢』乃至『給仕女』とされる（青山著『社会の研究』, p. 183）。したがってこの場合は主語（man）を補う必要が生じる。しかし筆者は “birelan” と “man” とを分離し、後者を主語と理解する。
- 14) これは貨幣の最小単位でシリング (scilling) の 1/20 である。これが商業的役害を果したことは否定できないものの、その流通範囲は偏在的であり、当時の国際貿易は一般にバーター制であった点も見落せない。詳細は下記の文献に委ねる。F. L. Attenborough, p. 176. E. H. D. I., p. 392, n. 4. A. Kocourek & J. H. Wigmore, p. 514 n. 3. F. Liebermann, Bd. II, S. 189-190. R. Schmid, S. 593-594. Peter Hunter Blair, *An Introduction to Anglo-Saxon England, 1979/1956*, pp. 288-289. James Campbell, “The First Christian Kings”, James Campbell, Eric John, & Patrick Wormald (eds.), *The Anglo-Saxons, 1982*, pp. 59, 64. H. M. Chadwick, *Studies on Anglo-Saxon Institutions (op. cit.)*, pp. 7-20, 51-63. Do., *The Origin of the English Nation (op. cit.)*, p. 78. Michael Dolley, “The Coins”, David M. Wilson (ed.), *The Archaeology of Anglo-Saxon England, 1976*, p. 352. Richard Hodges, *The Anglo-Saxon Achievement Archaeology & the Beginnings of English Society, 1989*, pp. 71-79, 88, 90-92. H. R. Loyn, *Anglo-Saxon England and the Norman Conquest (op. cit.)*, pp. 118-119, 131. D. M. Metcalf, “Anglo-Saxon Coins I : Seventh to Ninth Centuries”, J. Campbell, E. John, & P. Wormald (eds.), *The Anglo-Saxons (op. cit.)*, pp. 62-63. R. I. Page, *Life in Anglo-Saxon England (op. cit.)*, p. 21. F. Seebohm, *Tribal Custom in Anglo-Saxon Law (op. cit.)*, pp. 443-455. Archibald R. Lewis, *The Northern Seas Shipping and Commerce in Northern Europe A. D. 300-1100, 1978/1958*, pp. 120-121, 126-127, 131-134, 137-139, 143, 145. 戸上一「鑄貨とアングロ・サクソン早期の経済社会」『国民経済雑誌』第 120 巻 2 号, 1965 年, pp. 32-52。同「8 世紀イングランドの政治と経済—新銀貨発行の背景について—」『同誌』第 125 巻 3 号, 1972 年, pp. 40-59。同「アングロ・サクソン幣制の発展について」『同誌』第 135 巻 6 号, 1977 年, pp. 75-94。
- 15) この語は当該規定にのみ言及されている。これは “hlaford, œtgifa” (Brotwart, Essengeber) (Karl von Amira, *Germanisches Recht, Bd. II, 4. Aufl. 1967*, S. 46, 83; F. Liebermann, Bd. III, S. 8) に対置され, “breadeater” (F. L. Attenborough, p. 177), “Brotesser” (R. Schmid, S. 5 Anm. c. 25; 612. F. Liebermann, Bd. II, S. 115) がその語源的語義である。転じて “dependant (-servant)” (F. L. Attenborough, p. 7; E. H. D. I., p. 392; H. R. Loyn, *Anglo-Saxon England and the Norman Conquest (op. cit.)*, p. 166; T. M. Charles-Edwards, “Kinship, Status and the Origins of the Hide”, *Past and Present, Nr. 56, 1972*, p. 13) の訳語が与えられている。これに邦語「寄宿人」を与えるのは “Kostgänger” (F. Liebermann, Bd. I, S. 4; Bd. II, S. 115) (前註 8 参照) に拠る。しかも仮に当該「寄宿人」が §12 にみたそれと同一の社会的身分を示すものと解されるならば、これに非自由身分を想定するのが整合的であろう。したがって “a domestic or menial servant” (A. Kocourek & J. H. Wigmore, p. 515 n. 2), 『家僕』的存在……想定 (青山著『社会の研究』, p. 184) は正鵠を得ていると思われる。
- 16) 6 シリングは誰に対して支払われるのかは、その法的権能にかかわる論点であり、あいまいにできない。しかしながらたとえば “let him make ‘bōt’ with VI. shillings.” (A. Kocourek & J. H. Wigmore, p. 515) では支払い対象が “ceorl” なのか “hlafæta” (の親族) なのか不明である。この点 F. Liebermann は “[dem Gemeinfreien]” (F. Liebermann, Bd. I, S. 4), F. L. Attenborough は “[the commoner]” (F. L. Attenborough, p. 7) とそれぞれ補い、6 シリングの受領者を明示している。これは 6 シリングをチオルルの享受する保護権の侵害に対する代償と解した場合 (次

註17), 妥当な解釈であらう。

17) この額は,

§ 15 平民の (ceorles) 保護権 (mundbyrd) (の侵害) は 6 シリング (である)。
 にみる 6 シリングと解することができる。仮にそうであるならば当該「寄宿人」は “hlaford”, “ætgifa”
 たる「平民 (ceorl)」の「保護権」の下に存在せるものであることを示している。それだけではない。
 仮にかれらに非自由身分を想定するならば (前註15), この場合かれらは, 厳密に言えば, 単に保護権
 ではなくゲヴェーレ (Gewere) の下に存在していたと解すべきであらう。すなわち “er (der Knecht
 一筆者) steht unter Sachenrecht, also nicht in der Munt, sondern in der Gewere seines Herrn
 (奴隷は物権法に支配され, したがってその主人のムントに服するのではなく, そのゲヴェーレに服す
 る。)” (Heinrich Mitteis, *Deutsche Rechtsgeschichte, ein Studienbuch, neubearbeitet von
 Heinz Lieberich, 15. ergänzte Auflage, 1978, S. 21-22.* 同著・世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説
 改訂版』, 1971年, p. 40.) Cf., 田中著『封建制の形成』, p. 198。したがって F. Liebermann が当該
 6 シリングの一部を「被害者親族に対する人命金 (Wergeldbusse an des Erschlagenen Sippe)」
 (F. Liebermann, Bd. III, S. 8) と解するのは厳密に言えば不正確であり, 整合的でない。再言するま
 でもなく F. Liebermann 自身 “Der Unfreie hat kein Wergeld, sondern Sachpreis”(F. Liebermann,
 Bd. III, S. 16) と明言しているのである。また「農奴の如きもの……推測」(富沢靈岸「中期サクソン
 時におけるケアール自由農民について」イギリス中世史研究会編『イギリス封建社会の研究』, 1975年,
 pp. 98-99) も上記仮定とは不整合である。

18) 「(その主人に)」に相当する語句は原典にない。仮に 2 倍の贖罪金がエスネの妻本人あるいは夫たる
 エスネに支払われたとするならば, しかもかれらがとりあえずセーオウと類似のあるいは等質の隷属的
 ないし奴隷身分の者であったとするならば, 当該贖罪金を以て自身の隷属的身分を解放する経済的条件
 (但し, この場合贖罪金受領の法的権能の有無は敢えて問わない。) をここに獲得したことになる。し
 かしながら当該規定はこの同衾事件がかれらを事実上身分解放を齎す契機であったと想定することので
 きる積極的な根拠を示していない。したがってこのような理由によりさしあたって “[dem Herrn]” を
 補う解釈 (F. Liebermann, Bd. I, S. 8) には賛同できる。F. Liebermann はこの点を明示してい
 る「バイエルン部族法典」§ IV-8-12, つまり,

Si quis cum ancilla alterius maritata concubuerit, cum XX solidis conponat domino.

(もし誰かが既に婚姻したる他人の女奴と同衾したるときは, 20ソリドゥスをもって〔女奴の〕主人
 に賠償すべし。)(邦訳は世良晃志郎訳『バイエルン部族法典』, 1977年, p. 247 に拠る)

を挙げて例証とする (F. Liebermann, Bd. III, S. 16) (前註16参照)。

19) “[So viel als wäre sie ledig]” (F. Liebermann, Bd. I, S. 8) に拠る。田中著『封建制の形
 成』, p. 194。

20) F. Liebermann, Bd. I, S. 8.

21) E. H. D. I., p. 393.

22) A-S. D., p. 258.

23) F. Liebermann, Bd. II, S. 690.

24) F. L. Attenborough, p. 179.

25) A-S. D., p. 258.

26) E. H. D. I., p. 393 n. 8.

27) Lorraine Lancaster, “Kinship in Anglo-Saxon Society- I”, *The British Journal of Socio-
 logy, vol. 9, 1958, p. 244.*

28) E. John, *Orbis Britanniae (op. cit.)*, p. 124.

29) 田中著『封建制の形成』, pp. 165-166。

- 30) 戸上「ケント諸王法典」, pp. 20, 50, 51, 52, 81, 82, 84, 87, 88-89。同「イネ王法典」, p. 43。
- 31) 三好著『王国の成立』, p. 284。
- 32) 同書, p. 169。
- 33) 同書, pp. 227, 229, 230, 231, 232, 235, 236, 287。
- 34) 青山著『社会の研究』, p. 181 註14。
- 35) 黒須著『イネ法典の研究』, p. 343。
- 36) R. Schmid, S. 569。
- 37) “this (*esne*—筆者) is the word used to translate the Latin *servus*, and no doubt a taint of servility clings to the *esne*.....At a guess we may identify him with the *servus casatus* of the continent, a slave whose master has provided him with a hut to live in but reserves the right to call upon him for agricultural services. If so, he will probably spend much of his time working on his master’s land, receiving food or perhaps money in return, and when not so engaged will be tilling his garden-plot or hiring himself out to his more prosperous neighbours.” (H. P. R. Finberg, “Anglo-Saxon England to 1042” (*op. cit.*)), p. 431.)
- 38) H. P. R. Finberg の次の2箇所の引用文例は互に酷似した主張がなされており、しかもそこには混乱した思考の軌跡を窺うことができる。
- (i) “Perhaps the most important provision is one that relates either to the slave or to the servile *esne*, the man whose master has provided him with a dwelling and the means to support himself, but retains possessionary rights over his person and property.” (H. P. R. Finberg, “Anglo-Saxon England to 1042” (*op. cit.*)), p. 435.)
- (ii) “It is cheaper to give your slave a plot of land and allow him some spare time in which to earn money than to bear the whole cost of his maintenance. It is also meritorious in the eyes of the Church. But he remains your man, and in strict law his belongings are all yours. The road is still a long one that will lead him uphill to full freedom.” (*ibid.*, p. 446)
- つまり(ii)を事例とすれば、“It is cheaper.....his maintenance.”は奴隷所有主による経済的処遇形態であり、“he remains your man, and in strict law his belongings are all yours.”は奴隷の法的立場を示すものであり、双方は次元の異なる論点である。したがって双方は“But”で結ばれる必要はない筈である。これは H. P. R. Finberg が後者は前者とは不調和な状況であると暗黙に理解していることを発露せるものである。しかし双方を論理的に峻別することなく直接的相関関係を前提とする論理形式は問題であり、これは筆者が本稿において A-S 期の奴隷を再検討するにあたりその核心的論点である。この点は縷述した。
- 39) 田中著『封建制の形成』, p. 197。
- 40) 同書, p. 193。
- 41) 同書, p. 194。
- 42) 同書, p. 193。
- 43) A. Ehrhardt は「このような法的規定と現実的状况との矛盾 (Dieser Widerspruch zwischen der rechtlichen Regelung und der tatsächlichen Lage)」(A. Ehrhardt, “Rechtsvergleichende Studien zum antiken Sklavenrecht I” (*op. cit.*)), S. 74.) は H. Brunner などによる従来を通説 (*ibid.* S. 74-75) の随るところであったものの、その矛盾からの「克服」の「出口」はギリシャ、ローマとの比較史的、法的見地にあると主張し、次のように述べている。すなわち、“Einen Ausgangspunkt für ihre Überwindung aber kann nur die Betrachtung der Lage der Unfreien bei verwandten Rechten bieten, die in ihrem Entwicklungsalter dem Rechte der Germanen vor

und während der Völkerwanderung nahestehen. Als solche vergleichbaren Rechte sind das frühe griechische wie auch das frühe römische besonders geeignet.” (*ibid.* S. 77) 筆者が本稿において目差さんとする問題意識はまさにこのような論点であり、またその基本的視角である。

- 44) 「他の者」とは他の“エスネ (esne)”と解せられる (F. Liebermann, Bd. III, S. 16)。
- 45) この点について, Benjamin Thorpe は “If one ‘esne’ slay..., let him pay.....” (A. Kocourek & J. H. Wigmore, p. 518); F. L. Attenborough, は “If one servant slays....., he shall pay.....” (F. L. Attenborough, p. 17); D. Whitelock は “If one servant kills....., he is to pay.....” (E. H. D. I., p. 394) とそれぞれ翻訳している。これらの訳例を単純に解せば支払い人は加害者たるエスネ自身と考えられる。F. Liebermann はこの点明確に述べ、賠償金支払いの責任は加害者本人にあると断じ、但し彼にその不能なる時のみその主人が支払うものと解釈する (Der Unfreie...ist auch sonst zu Buss- und Strafzahlungen pflichtig. Nur wo er dazu unfähig ist, haftet sein Herr.) (F. Liebermann, Bd. III, S. 16)。筆者はこれらの解釈に同意できない。まず、一方において当該加害者たるエスネは前条項 (§ 85) にて検討したようにセーオウに等しい非自由身分つまり奴隷であったとするならば、しかも他方においてこれらの見解のごとく当該エスネが同類エスネの全価額を支払いうる経済能力を日常的に享受していたとするならば、そもそもこの加害エスネは事件発生以前においてその持てる経済力を以て自身の奴隷身分から自身を買戻し、解放していた筈である。つまり敢えて奴隷身分に留まっていたとは考えにくい。要するにこの場合自身を解放する条件、つまり経済力はなかったのである。賠償金支払いの責任は当該加害者たるエスネの主人にあったと筆者は考える。田中、三好の両氏はその根拠を明示されていないものの筆者と同一の解釈である (田中著『封建制の形成』, p. 165。三好著『王国の成立』, p. 229)。戸上氏は単に「[彼は]」とし (戸上「ケント諸王法典」, p. 50), F. L. Attenborough, F. Liebermann, D. Whitelock と同様な解釈に立たれるのであろうか。なお、すでに言及したごとく (前註18) いわゆるゲルマン諸部族法典の研究によれば、それが奴隷であるならばそのなせる犯罪はその主人が責任負担を履行したのであり、もはやこの点の確認のため W. E. Wilda, Karl von Amira, H. Brunner などによる古典的研究文献の挙証は不必要と思われるとはいえ、その要点として次の文献箇所を挙げておく。

Hermann Nehlsen, *Skavenrecht zwischen Antike und Mittelalter Germanisches und römisches Recht in den germanischen Rechtsaufzeichnungen, I. Ostgoten, Westgoten, Franken, Langobarden, 1972, S. 57-58.*

- 46) 被害者がエスネであり、しかもそのエスネが奴隷身分であるならば、ここに F. Liebermann が “[an dessen Herrn]” (F. Liebermann, Bd. I, S. 8) と補うのは妥当といえる。つまりエスネ (の親族—そもそもこれさえ欠いていたと思われる) は賠償金受領の法的人格を欠如していたのである。したがってこの人格の欠如は彼が加害者である場合にも当該貫かれなければならないのであり、彼が加害者である場合には彼に賠償金支払いの義務を有する法的人格を F. Liebermann が想定する (前註45) のは自己矛盾といわなければならない。
- 47) この“7”についてその解釈が2つに分れている。1つは“oder”; “or” (R. Schmid, S. 11; E. H. D. I., p. 394), もう1つは“and”; “und” (F. L. Attenborough, p. 17; A. Kocourek & J. H. Wigmore, p. 518; F. Liebermann, Bd. I, S. 8; Bd. III, S. 16)。田中、戸上両氏は双方の説を掲げる (田中著『封建制の形成』, p. 165; 戸上「ケント諸王法典」, p. 51)。
- 48) まず第1に問題とすべきは、エスネの眼と (あるいは) 足に損傷を与えた加害者が誰であったかである。F. Liebermann は “[der Thäter]” (F. Liebermann, Bd. I, S. 8) と補い、戸上氏も「[実行者]」 (戸上「ケント諸王法典」, p. 51) と補い、これに従っているもののその実体に言及されていない。しかるに田中氏は「[加害者たるエスネ]」 (田中著『封建制の形成』, p. 165) と補い、犯人をエスネと明解される。第2に問題とすべきは賠償金支払いの主体についてである。田中氏は「[加害者たる

エスネの主人に依りて]」(同所)と補い、この点を明示される。このように加害者をエスネと解した場合、その賠償金負担者をその主人とする同氏の解釈は前条項 §86 で検討したように妥当性を持つものと思われる。しかしながら加害者たる [der Thäter], [実行者] が賠償金を支払うとするならば、しかも彼が具体的にはエスネであったとするならば、そのエスネが支払ったことになる。しかも「完全にその価値」が支払われているのであるから、ここには無視できない問題点が潜んでいることになる(前註45参照)。これが田中氏の解釈と対立することは言うまでもない。筆者はこの場合加害者と金銭負担者は必ずしも一致するとは限らないことに注意を払う必要があると考える。

49) エスネが前条項 (§§ 85, 86) で検討したように奴隷的身分をその属性とするならば、損われた眼と(あるいは)足の「その価値」が償われるのは、エスネとしての使用価値の侵害に対する代償、補償と解せられる。したがってその補償金が彼を所有せるその「主人に (“[dem Herrn]”; the owner of the esne.)」(F. Liebermann, Bd. I, S. 8; F. Seebohm, *Tribal Custom in Anglo-Saxon Law* ((*op. cit.*)), p. 467) 支払われたと解するのが整合的であろう。

50) このような原則的法的処遇は次の史料の条項においてその典型が示されており、参考となろう。

Leges Henrici Primi.^(a)

§ 59-23 もしセルヴス (seruus) が 8 デナリウス (denarios) 以内の動産によって賠償されるような状況で (in)^(b) 窃盗を犯すならば、彼の主人 (dominus eius) は 1 度目は返還 (賠償) 要求者に自身の罪 (capitale suum)^(c) を償うべく、そして (セルヴスは) 初回はその返還 (賠償) 要求者によって鞭打たれ且つ焼印を押されるべし。

§ 59-24 もし自由人がセルヴスと共に (liber cum seruo) 窃盗を犯すならば、それがいかなる処罰あるいは贖罪による結果となるにせよ、自由人唯 1 人 (liber solus) が甘受すべきである。セルヴスは自分の主人 (domino suo) に引渡され、法により罰せられるべし。

§ 85-4 もしセルヴスが自由身分の人々と共に (seruus cum liberis) 殺人を犯すならば、すべては自由身分の人々に (totum liberis) 帰せられるべし。

§ 85-4 a セルヴスと共に窃盗を犯す者 1 人^(d) が盗みを働く場合も同様である。

※(a) 典拠は L. J. Downer (ed.), *Leges Henrici Primi*, 1972 に拠る。

(b) L. J. Downer は “in circumstances” と英訳する (*ibid.*, p. 191)。青山氏は「……償うべき財を盗み……」(青山著『社会の研究』, p. 178) との邦訳を与えられる。

(c) 当該 “suum” を厳密に解し、「自身の罪」と邦訳した。これは当該文章の主語つまりセルヴスの「主人」であり、その窃盗の責任はその主人にあることを明確に示す人称代名詞として注意深く扱った。したがって “pay...the value of his goods;” (L. J. Downer, *ibid.*), 「その罪を償うべし」(青山著『社会の研究』, 同所) と比較し、よりその責任の所在を明示した。

(d) これは「自由人 1 人 (liber solus)」の意であり、§ 59-24 と同一内容である。

51) 上記エスネについての検討 (§§ 85~87) との整合性を考慮するならば、この補充は妥当なものと判断する。前註49。

52) 当該 6 シリングとは何か。F. L. Attenborough, D. Whitelock はそれぞれ “compensation” を補う (F. L. Attenborough, p. 17; E. H. D. I., p. 394)。田中、三好両氏は「補償金」との邦語を補う(田中著『封建制の形成』, p. 165; 三好著『王国の成立』, p. 228)。しかも三好氏は「6 金シリング」は奴隷の価格である、とする(同書, pp. 229, 239)。つまり束縛された奴隷たるエスネの対価支払い額と解される。しかるに F. Liebermann によれば “Verletzung des Schutzes des Gemeinfreien” (F. Liebermann, Bd. III, S. 16) に対するものとし、§ 15 (前註17) にみる平民の保護権の侵害罰金と解す。戸上氏は特に邦語を補うことなく、§ 24 を参照すべく註とする(戸上「ケント諸王法典」, p. 51 註1)。つまり、

§ 24 もし誰かが自由人 (frigne man) を束縛するならば、(その者は) 20 シリングを償わなけれ

ばならない。

この例示の意図は、双方の条項が等しく束縛行為を規定しているためであろうか。しかしこの例示は問題がないわけではない。つまり仮にエスネに一定の社会的人格性の享受を想定するのであればこの例示による比較対照は有効かつ有意義なものとなろう。しかし仮にこの想定を否定するのであればこれは不適當である。つまり § 24 の例示の適否はすぐれてエスネの社会的人格性の有無、極言すれば奴隷か否という問題を内包するものである。筆者はこれまでの検討でエスネが奴隷つまり「物権」の対象であったとの理解に基づき、§ 24 よりむしろ § 15 との関連を採用し、本条項の 6 シリングは平民（規定文では「他人」）の保護下に存在する物件の侵害に対する賠償額と考え、それ自体は奴隷の価格を意味するものではないと考える。

- 53) F. Liebermann はセーオウを追剥の主体と解し (Wegraub durch einer Sklaven) (F. Liebermann, Bd. I, S. 8), F. L. Attenborough は客体と解し (robbing a slave) (F. L. Attenborough, p. 17), D. Whitelock は断定を避ける (robbery of [or by ?] a slave) (E. H. D. I., p. 394)。田中・戸上両氏は断定を避け (田中著『封建制の形成』, p. 164 ; 戸上「ケント諸王法典」, p. 52), 三好氏は主体とみる (三好著『王国の成立』, p. 235)。
- 54) F. Liebermann は当該条項をセーオウによる自由人の追剥と解している (Als Verletzter ist der Gemeinfreie zu denken.) (F. Liebermann, Bc. III, S. 17) ところから、3 シリングの支払いはセーオウ本人あるいはその主人と解し (Hinzu tritt, was der Unfreie oder sein Herr zahlen muss als Ersatz des Geraubten und als dessen Mehrfaches zur Busse,...) (*ibid.*), 三好氏は「[奴隷所有者は]」(三好著『王国の成立』, p. 235) と補われ、兩人以外支払い主体の明記はさしあたり詳らかでない。なお青山氏による § 90 の理解 (後註57) に従うならば、この場合にもセーオウにその支払い能力があったと解すことになるのであろうか。
- 55) F. Liebermann, Bd. III, S. 17.
- 56) “peo” は “peow” の古形 (F. Liebermann, *ibid.*)。
- 57) 次のごとき翻訳例をみる。“Wenn ein Höriger stiehlt, büße er es doppelt.” (R. Schmid, S. 11) “Wenn ein Sklav stiehlt, büsse er.....doppelt.” (F. Liebermann, Bd. I, S. 8) “If a ‘theow’ steal, let him make twofold ‘böt’.” (A. Kocourek & J.H. Wigmore, p. 518) “If a slave steals, he shall pay twice the value....., as compensation.” (F. L. Attenborough, p. 17) “If a slave steals, he is to pay two-fold compensation.” (E. H. D. I., p. 394) 「もし奴隷が……, [彼は]……償うべきである。」(戸上「ケント諸王法典」, p. 52) 「若し奴隷にして……, [彼は……]……償うべし。」(青山著『社会の研究』, p. 175) 以上の翻訳例によれば、犯人と賠償金負担者が同一人物のセーオ(ウ)と解せられ、とりわけ青山氏は「賠償金をすら支払い得た。」(青山著, 同所)と明言される。しかるに田中, 三好両氏は賠償金負担者はその主人とされる (田中著『封建制の形成』, p. 164 ; 三好著『王国の成立』, p. 235)。つまりここで問題とすべきは盗品の2倍額の賠償金支払い能力をセーオ(ウ)が持っていたか否かである。筆者は次のごとく考える。盗品が高価なものであればある程、その賠償額は増大した筈である。盗品の価額が特定されず、単に「2倍」の賠償という表現は、これまでの検討結果を斟酌した場合セーオ(ウ)が奴隷であったと考えられる点において、その支払い負担は本人が負ったとは考えられず、それはその主人が履行したと解さざるをえない。仮に当該セーオ(ウ)に制限なき支払い能力を想定するのであれば、セーオウが奴隷であったとするこれまでに試みられた本稿における帰納、推察のみならず、重厚な先学の研究成果を否定しなければならないであろう。
- 58) F. Liebermann はかく考える。註54。

〔II〕 フロスヘレ Hloðhære (r. 673～685)・エアドリク Eadric (r. 685～686) 王法典

§1 もし誰かのエスネ (mannes esne) が貴族 (eorlcundne mannan), (すなわち) 300 シリングの人命金享受者を殺害するならば, その所有者 (agend) はその殺人者を (被害者血族へ) 引渡すべく, 且つ3人分の価値 (額) (þrio manwyrð)¹⁾ をなす (償う) べきである。

§2 もし殺人者が逃亡するならば, 第4の人の価値 (額) (feorþe manwyrð) をなす (償う) べく, 且つ彼はその殺人者を捕縛しえなかった旨を良き宣誓補助者 (æwdum) に依りて自身雪免しなければならぬ。

§3 もし誰かのエスネ (mannes esne) が自由人 (frigne mannan), (つまり) 100シリングの人命金享受者を殺害するならば, その所有者 (agend) はその殺人者を引渡すべく, 且つもう1人分の価値 (額) (ofer manwyrð) をなす (償う) べきである。

§4 もしその殺人者が逃亡するならば, 彼 (逃亡者) について人 (所有者) は2人分の価値 (額) (twam manwyrþum) を償わなければならず, 且つ彼はその殺人者を捕縛しえなかった旨を良き宣誓補助者に依りて自身雪免しなければならぬ。

以上の条項から窺い知ることのできる要点の第1は, エスネが殺人を犯した場合その「所有者 (agend)」はそのエスネの行為に全責任を負っている点である。換言すれば当該エスネはいかなる責任も負っていないということであり, それは彼が責任負担に耐えうる社会的権能を欠如していたことを意味する。これは同時にかれらが「人命金 (wergield)」により評価されることなく, 「価値 (額) (man [n] w [eo] rð)」として数えられたことに符合している。つまりかれらはまさに社会的人格を否定された「物権」の対象であったのであり, この点において紛ふことなき身分としての奴隷であったことを再確認せしめるものである。しかもここにみたエスネ所有者による全面的責任負担はエスネの隷属性の高さを示しており, とりわけこれをイネ王法典にみる奴隷所有者の贖罪形式と比較した場合その相違は明らかであり, 当該エスネの社会的立場が特に低かったことを主張²⁾する論拠たりうる。筆者はこのような論拠に基づく主張それ自体を否定しない。しかしここで強調すべきは筆者はエスネ (奴隷) 所有者による贖罪形式がエスネ (奴隷) の社会的地位の高低と必ずしも直接的な相関関係を堅持しているとは限らないと考える。つまりエスネ (奴隷) 所有者による責任負担の高低は, エスネ (奴隷) の社会的地位の高低と必ずしも反比例関係にあるとは考えない。なにゆえならば仮にエスネ (奴隷) の社会的立場が一定であるとしても, 贖罪形式はエスネ (奴隷) 所有者相互の関係において変化しうるのではないか。したが

ってここで留意すべきは、所有者の贖罪形式とエスネ（奴隷）の社会的立場の高低、この2つの関係が無媒介に直結、絶対視するのではなく、まずそれぞれを互いに相対的な要素として置き、順次相互の関係を究明することではなからうか。イネ王法典におけるそれが奴隷と規定しうるならば、そして当該条項のエスネが奴隷であるといえるならば、それら双方は「奴隷所有者の完全な所有物であったという性格」「奴隷所有者の所有物として人格を完全に否定された存在」³⁾において相違はなかった筈であり、奴隷分析において見失うことなき第一義的視点とはまさにこの「性格」「存在」如何であり、所有者による贖罪方法はさしあたり第2次的な論点である。なおこの点は以後順次言及、深化の予定である。

第2の要点はかれらエスネを所有せる階層とかれらの存在形態についてである。すなわち前者についてエスネの「所有者 (agend)」ははたして「王侯貴族」⁴⁾に限定しうるであろうか。その積極的な根拠はない。むしろそれは一般に「一般自由民—ケアルル農民」⁵⁾を含めるのが妥当ではないか。またエスネ所有者階層をかくのごとく考えた場合、かれらの存在形態としてはたして「家内奴隷」⁶⁾のみを想定すべきであろうか。ここで注目すべきはかれらは被所有の身でありながらも殺人を犯しうる生活条件、環境にあり、その動機をもっていた点であり、しかもかれらは貴族を殺害することも可能であった。そればかりではない。かれらは犯行後逃亡することが可能であり、それは必ずしも例外的事件ではなくむしろ一般に起りうる事態であったことは、この点を規定せる条項の存在自体がこれを証明しているといえよう。こうした事情は、仮にかれらが全一的な肉体的所有および管理、監督の下にあったとするならばその可能性はより少ないのではなからうか。つまりかれらの生活条件についてこれを積極的に推察を試みるならば、かれらはその「所有者」とは離れ住み、個別に日常生活を送り、時には秘密裏に自身の利害得失を右顧左眄しえたのではなからうか。すなわちかれらは一般に「家内奴隷」であったというよりはむしろいわゆる「小屋住み奴隷」であったと解す蓋然性がより高いのではなからうか。

《註》

- 1) この部分は次のごとくそれぞれ翻訳、理解されている。◎ “dreifachen Mannwerth” (R. Schmid, S. 11) ◎ “drei Knechtspreise”; “nicht ‘Wergeld’” (F. Liebermann, Bd. I, S. 9; Bd. III, S. 19) ◎ “that is, no doubt, three slaves” (H. P. R. Finberg, “Anglo-Saxon England to 1042” (*op. cit.*), p. 434.) ◎ “the value of three [ordinary] men” (C. Stephenson & F. G. Marcham, p. 4) ◎ “the value of three men” (F. L. Attenborough, p. 19; E. H. D. I., p. 394) なお, “The Kinsmen of an Englishman killed by a Welsh slave were entitled to have the man handed over to them, as well as the value of three men from the slave’s owner.” (Lorraine Lancaster, “Kinship in Anglo-Saxon Society-II”, *The British Journal of Sociology*, vol. 9, 1958, p. 370) はイネ王法典 §74 に対応されている (*ibid.*, p. 377 n. 51) ように思われるものの、内容的に当該条項とも重なり、とくに “as well as” 以下の句は当該条項を語っているものと思われる。田中氏は「〔エスネ〕三人〔分〕の價額」(田中著『封建制の形成』, pp. 166, 180 註18。傍

点筆者)、三好氏は「〔奴隷〕三人の価格」(三好著『王国の成立』, p. 229. 傍点筆者)とそれぞれ補われ、両氏は奴隷の3人分と理解されている。しかるに富沢氏は「ケアールの人命金100金志の三人分」(富沢霊岸「中期サクソン時代におけるケアール自由農民について」(前掲), p. 106. 傍点筆者)、つまり自由人の3人分と理解される。さて以上の訳例, 理解によれば3人分のそれぞれが奴隷なのか「[ordinary] men」つまり自由人なのか2つの説に分れるとはいえ前説が有力に思われる。

次に問題となるのは「3人分の価値(額)」支払いの意味である。F. Seebohm, は次のごとく考える。つまり、より古い社会を反映する史料にみられる、自己の家畜や奴隷の齎したさまざまな損害について問われるその「所有者」の全面的責任は、法制史上次第に軽減される。当該条項はそうした経過の途上の1段階をなすものと解せられる。つまりここにも「3人分の価値(額)」はエスネのそれであり、しかもその支払い額は人命金300シリングの一半相当と見做され、殺人者自身の引渡しはその他半を担うものと解され、かくして人命金300シリングの責任は果されると解される。次の条項§3も同様に解される。F. Seebohm, *Tribal Custom in Anglo-Saxon Law* (op. cit.), pp. 467-475. (なお, R. Schmid の紹介する Benjamin Thorpe の解釈もほぼ同趣旨として理解することができるであろう。R. Schmid, S. 10-11 Anm. c. 1.) これに対して, F. Liebermann によれば, 殺人者本人の引渡しは人命金「支払いの保証 (die Haftung für die Zahlung)」(F. Liebermann, Bd. III, S. 19) であり, したがって (エスネ) 3人分を含め人命金300シリングは金額支払われるものと解される。以上2つの代表的所説において, F. Seebohm, の所説はなるほどその「かなり少額 (a much smaller sum)」(F. L. Attenborough, p. 179) の理由を説明しているとはいえ, 批判に晒されている。F. L. Attenborough, *ibid.* F. Liebermann, *ibid.* Paul Vinogradoff, *The Growth of the Manor* (op. cit.), pp. 236-237. ところで F. Seebohm の所説には考慮すべき点も含まれているものの, 留意すべきはエスネ所有者の責任負担の軽減化傾向はエスネによる責任負担の増大, 換言すればエスネの社会的地位の向上を必ずしも直接意味するとは限らないと考えられる点である。つまりこれはさしあたりエスネ「所有者」階級内部の相互的譲歩の一端と考えることもできるのではないか。

- 2) 三好著『王国の成立』, pp. 233-237. なお, ウェセックス社会とケント社会における, 牡牛の頭数に換算された奴隷の価値(額)は, 前者では8頭, 後者では6頭であり, その差異がみられる。F. Liebermann, Bd. II, S. 692. Dorothy Whitelock, *The Beginnings of English Society* (op. cit.), p. 96. 三好著『王国の成立』, pp. 229, 239. これを同様にチオールルの人命金額について比較すると, ウェセックスでは33½頭, ケントでは100頭に相当する。H. M. Chadwick, *Studies on Anglo-Saxon Institutions* (op. cit.), pp. 155, 156. Do., *The Origin of the English Nation* (op. cit.), p. 78. 以上によればチオールルと奴隷との懸隔の大きさはウェセックスにおけるよりケント社会において著しく, それは奴隷の社会的地位の相対的低さを物語るものといえる (但しこの場合双方の社会において牡牛に等しい使用価値を仮定したものとする)。

ちなみに Dunsæte (10世紀後半に所属か) §7から窺い知る動産の価格の簡便な表示を次に掲げる。

Chattel	Value
Horse	30 shillings
Mare	20 shillings
Untamed Ass	12 shillings
Ox	30 pence
Cow	24 pence
Pig	8 pence
Man	1 pound ^{a)}
Sheep	1 shilling ^{b)}
Goat	2 pence

Note a) : 20 shillings in *Quadripartitus*.

Note b) : The value is that given in *Quadripartitus*.

(D. A. E. Pelteret, “Late Anglo-Saxon Slavery: An Interdisciplinary Approach to the Various Forms of Evidence” ((*op. cit.*)), p. 116. なお、当該史料の原典テキストは F. Liebermann, Bd. I, S. 378 にある。) また10～12世紀頃奴隷解放時に支払われた金額に関しては, D. A. E. Pelteret, *ibid.*, pp. 235-241; 近代のアフリカ, 南太平洋等の地域における, 家畜等で表わされる奴隷の価格については, Gunnar Landtman, *The Origin of the Inequality of the Social Classes* (*op. cit.*), pp. 268-269. それぞれを参照のこと。

- 3) 三好著『王国の成立』, pp. 234, 236。
- 4) 青山著『社会の研究』, pp. 168, 172 註46。
- 5) 田中著『封建制の形成』, p. 198。
- 6) 前註4。

〔III〕 ウィトレド Wihtræd (r. 690/691～725) 王法典

§ 8 もし誰かが祭壇において彼の者 (his mæn) に自由 (freols) を賦与するならば, 彼 (自由被賦与者, 以下同じ) は平民的自由を享受するところ (folcfry)¹⁾ となるべく, 彼の (赴き) 望むところ境界 (meorce)²⁾ の彼方にあるとしても, 自由賦与者は彼の遺産, 人命金, および家族の保護権を享有すべきである。

当該条項において, 旧主人が解放後においても被解放者の遺産, 人命金を取得するという箇所について F. Seeböhm は次のごとく考える。すなわち, 被解放者は解放以前において遺産を継承すべきあるいはそこから相続を受けるべき, また殺害された場合人命金を要求すべき血縁関係者を形成していなかったために旧主人がそれらを受領した。これを特に遺産について問題点を指す摘れば, 彼は解放時になんらかの相続の対象となるべき「財産」を残していた, というのである³⁾。この点について B. Thorpe⁴⁾, E. John⁵⁾ も同趣旨の見解を抱くものと考えられる。田中氏はこの点をより明瞭にされ, 当該条項が「既に事実上自己のペクーリウムを有し, 且つ之を法的にも認められたる彼等」⁶⁾ を示していると述べられる。

さてこれらの諸見解のごとく被解放者が解放以前において既に動産を所有していた, つまり彼は解放以前において所有を合法的ならしめる一定の社会・経済的権能＝人格を享受していたとするならば, ここに本質的な疑問を払拭しえない。まず彼が「祭壇において」「自由」が賦与された, とはそもそも一体どのような出来事であったのであろうか。これを単純に解せば「祭壇において」「自由」を賦与されることによって初めて “folcfry” すなわち平民的一般的諸権利—財産所有・有人格性などはこれに基づくであろう—を獲得したということは, 彼がそれ以前においてこの “folcfry” を排除され, それを欠如していた⁷⁾ ということではなかろうか。敢えて再言すれば祭壇での自由賦与は彼がそれ以前非自由人であったことを示唆するものではないか。彼はまさに奴隷であったと言えるのではないか。彼がこのように人格を否定された奴隷であったとするならば, 解放以前の彼が遺産, 人命金, 家族保護にいかなる権限も揮いえなかったのはあまりに

も当然である。そもそも彼はそれら3点のいずれにも無縁であり、いかなる関連の対象ともなりえないのである。しかしながら次に仮に彼が解放以前にそれらになんらかの権能を揮いえたとするならば、彼が奴隷であったとする仮定それ自体に本質的に矛盾することになりはしないか。つまり遺産、人命金、家族保護はすべて解放後において初めて論理的に可能な対象となるのではないか。但し当該条項によれば、それら3点は身分解放を得た時点において論理上彼に権限が及び、その自由・自律的取扱いが可能な筈であるにもかかわらず、旧主人は解放後の時点においても依然として自身の指揮権を揮っている。筆者がこの点においてとりわけ注目したいのは、これはその解放が不完全であったということ以上に、彼が解放以前において旧主人に対して厳しい隷属的關係の下にあったこと、また自身の親族をもっていなかったことを物語っているのではないかと考えられる点である。筆者は、当該条項にみる自由を賦与された者は、それ以前において人格を否定され、いかなる財産所有、家族関係にもその権能を欠いた奴隷であったとの想定が妥当であると考えている。

§9 もしエスネ (esne) が主人の命令に (a)反して、(b)に因り (～) (ofer)⁸⁷ 日曜日の前夕 (æfen)⁸⁹ (土曜日) で彼女 (太陽) の没入後 (から)、月曜日の前夕 (日曜日) で日没までに隷属的労働に従事する (þeowweorc wyrce) ならば、(c) (彼は) 主人へ (se dryhtne) (i)80シエット (scil') (sceatt), (ii)80シリング (scil') (scilling), (d)主人は (se dryhtne) (主君 ((王)) に) 80シリング (scil'—scilling) (～) を償わなければならない。[§§ 9, 10の(a)—(b), (c)—(d)はそれぞれ並列的邦訳例<(i)—(ii)はさらに(c)のうちのそれ>を示し、(～)以後再び収斂するものとする。]

§10 もし¹⁰⁰エスネ (esne) が自身の(a)決断により、(b)騎行を (～) (his rade) その日に行うならば、彼 (se)¹¹¹ は主君 (dryhten) に6シリングあるいは彼の皮膚 (hyd) により償わなければならない (gebete)。

§11 しかしながら自由人 (friman) がその禁制日時に (働く) ならば、彼はヘアルスファンング (healsfang)¹²⁰ の責務があるべく (scyldig) またそれ (の者) を捕縛する者はその労働 (収益) の半額を取得するものとする。

上記 §§ 9, 10, 11 において窺い見る日曜労働が当時いかに重大な反社会的行為として認識されていたかはまず § 11 にみる “healsfang” の語彙に示されている。この点は次に続く §§ 12, 14 においてみる同語においても確認されるであろう。つまり “healsfang” とは、その語源的意味から知れるように、たとえば血讐を招来するがごとき殺人事件において、そうした反撃を回避するた

めに被害者側へ人命金の一部を支払うことにより「生命が請け戻され」¹³⁾、「再び平和を確立すること」(this payment denoted the re-establishment of peace between the families involved in the vendetta)¹⁴⁾であった。換言すればそれが違反者の“healsfang”の支払いに関わる事件であるとすれば、違反者は本来的に言えば自身の生命の喪失に値するのである。しかしながらそれは身体を買戻し(身請け)に相当する人命金の支払いにより生命の喪失を免れることができる、という趣旨と私考される。当時における日曜労働のその違法性、反社会性はこのような“healsfang”に示されているだけではない。§ 11にみるように“healsfang”加えて当日の労得物の半額を没収される程の行為として裁定されていたのである。

上記のごとく日曜労働およびそれに伴う“healsfang”について試みられた当面の解釈を前提とし、§ 10, § 9について順次具体的に検討する。まず§ 10にいかなる解釈を試みることができるであろうか。日曜労働がかくのごとき行為として認識される社会にあってみればエスネによるそれも等しく“healsfang”に値する行為であった筈である。しかしながら当該条項では6シリングないし皮膚による贖罪を規定するのみで“healsfang”の語がみられない。これはいかなる理由によるものであろうか。筆者は次のごとく思考する。まず想起すべきは6シリングとはこの場合6金シリングであり、これは奴隷たるエスネの価格相当額¹⁵⁾である。ここにその理由が秘められていると思われる。すなわちもしその違反者が自由人であれば、彼は人命金を有するが故に§ 11にみるごとく人命金の一部としての“healsfang”(の語彙)を以て表現されたと考えられる。しかるに当該エスネは奴隷と解されるが故にここではその金額を以て表現されているのではないか。つまり“healsfang”ではなく6シリングによる表現形態それ自体が当該エスネを奴隷と見做していることを自から語っているのではなからうか。自由人と奴隷との間で、一方は“healsfang”表示、他方は金額表示という規定方法＝表記形態、対応関係は次に検討する§ 12と§ 13, § 14と§ 15それぞれにおいて再確認されるであろう。当該エスネが身分としての奴隷であるとの解釈に首肯の余地があるならば、これは既にエセルベルト王法典、フロスヘレ・エアドリク王法典において検討、帰納された奴隷としてのエスネと一致することになる。こうした法典間の同一性は、当該条項のエスネがそれらとはまったく異なる特殊な社会的身分関係にあったという積極的な根拠がないのであれば、むしろ整合的解釈として一定の妥当性があるのではなからうか。

以上かくして当該条項のエスネは奴隷であるとする卑見に基づくならば次の論点を演繹することができるであろう。すなわち従来の一般的解釈に背馳することを恐れず私見を敢言すれば、6シリングの支払い主体は違反者たるエスネ本人ではありえない。なんとなれば仮に従来の通説に従いエスネ自身が6シリングを支払ったとするならば、第1に奴隷に留まっていることの積極的有利性が証明されない限り彼は所有せるその金銭を以て事前に自身を解放していた筈である。彼

は金銭を所有していなかったのみならず、そもそもその権能がなかったのである。第2に条項にある6シリングの支払い規定はそもそも、有人格性は論ずまでもなく、一定の経済的、法的権能に基づく所有権を前提としているのであるから、6シリングの所有者はその権能を享受していたと判断せざるをえない。したがってエスネが支払ったとするならば彼は無所有にして非人格な奴隷ではなかったと演繹せざるをえない。これは当該条項のエスネのみを特殊視することであり、既に検討したエセルベルト王法典およびフロスヘレ・エアドリク王法典、後に検討を予定するその他の法典にみるエスネを奴隷とする統一的理解、整合性に反することになる。以上2つの理由により6シリングの支払いの主体は奴隷であるエスネの所有者たる主人でなければならない。

さらに上記の論点を条項に則してその検討を展開してみよう。すなわち、条文の“se”とはエスネの主人であり、彼が6シリングを支払い、“dryhten”とは宗教的立場から言えば“Herrgott”（神）¹⁶⁾、実質的には休日の安息を命令する“König”（王）¹⁷⁾と解せられ、彼が当該6シリングを受領するものと解せられる。しかし主人が支払いを拒否するならば、違反者たるエスネは鞭打に処されるのである。しかもその鞭打は“healsfang”，換言すれば奴隷の価格たる6シリングに相当せるものであった筈であり、したがってそれは死に至る程の鞭打であったと考えられる。この処罰内容は後に検討を予定するイネ王法典にみるそれとほぼ均衡を逸しない量刑と考えられる。すなわち、イネ王法典§3によれば主人の命令に基づく奴隷による日曜労働は奴隷が解放され、かつ30シリングの罰金となる。また同法§3-1によれば、奴隷が主人の関知することなく日曜労働に従事するならば奴隷が鞭打を蒙る。ここにみる奴隷の解放、30シリングの罰金、奴隷の鞭打これらは奴隷自身による責任負担を意味するのではなく、奴隷という主人の財産に対する、したがって主人に対する甚大な損害かくして主人への処罰であった筈である。筆者は当該条項にみる「皮膚」による贖罪も同じ趣旨であったと考える。

さて当該条項の特徴として指摘すべき第1は、奴隷たるエスネが仮に身勝手な行為を犯したとしてもその責任はすべてその所有者たる主人が負担することにある。つまり彼はそもそもいかなる経済的、法的権能を享受しえない、無人格者なのである。なおここで念のため注意を喚起すれば、仮にその主人が金銭的責任負担を履行しない場合、エスネ本人の鞭打による贖罪の方法が執られるとはいえ、これはけっしてエスネ本人による責任負担を意味したのではなく、なによりもその主人のかかえる一種の生産用具への打撃、傷害、損害であり、かくして主人への処罰の一方法、一端であったと解すべきである。筆者がこのような論点について再度強調するのは従来の見解に少なからぬ危惧を抱くからである。すなわち奴隷が鞭打を受けあるいは一定額の罰金を支払うものと解し、この二者択一のうち、とくに後者を強調せる見解¹⁸⁾にあっても、はたまたとくに前者を指摘することによって「奴隷が家畜等と共に完全に動産扱いとされ」る非人格者たる「奴

隷身分の標識」なるを強調せる見解¹⁹⁾にあっても、双方の見解から導き出される共通認識は、その贖罪方法はともあれ、奴隷たるエスネが自身その違法行為の責任負担を果していると解しているのである。したがって従来の見解はその究極において、奴隷が一種の法的、社会的権利能力を享受し且つ行使していることを独白している、と筆者は判断せざるをえない²⁰⁾。このような見解一解釈は奴隷をその検討対象とするにもかかわらずそれ自体奴隷概念に抵触するのみならず本質的に矛盾することにならないであろうか。(本稿がここに窺い見るような混乱せる奴隷の分析方法を再検討することにその主眼のあることは既に縷述のとおりである。)

当該条項で指摘すべき第2の特徴として挙げるならば、当該エスネが自主的に広義の日曜労働を行っている点である。ここからその演繹を試みるならば、さしあたり彼がその主人の日常的管理、監督下に生活するいわゆる被給養型奴隷ではない、その主人とは別個に生活、生産活動を営むいわゆる「小屋住み」型奴隷を想定することができるであろう。さらにこの点について少しく検討を試みてみよう。上記のごとく日曜労働がかくのごとき反宗教的、反社会的行為としての認識にあったとするならば、その禁制を犯した動機はまずは彼がその可能的条件にあったとはいえ、単に自己の利益追求のため余暇を有効に生かそうとただけではなかろう。すなわちそれは、露見されれば結局かくのごとく厳しい苦痛が自身にふりかかったのであり、それを充分承知のうえに為された行為であり、それ相応の事情があったものと思われる。この点の究明は憶測の域を出ないとはいえ、その本質は彼が人格を否定された生産用具としての奴隷であり、主人からの厳しい要求、待遇が日曜労働を敢行せしめた原因の一部ではなかったであろうか。つまり彼の生活および経営形態がなるほど「小屋住み」形態であったとしても、彼がかくのごとく人格を欠き、社会的権能を欠如せる、主人との厳しい隷属関係の下に生きる奴隷であった点にいささかの疑いはないのである。

なお如上にみた § 10 の解釈はその6シリングが § 11 の“healsfang”に直接関連する奴隷たるエスネの価額であるとの卑見に基づくものであった。しかしながら仮にこのエスネの所有者が平民(チオルル)であるとするならば、この6シリングはかれら平民がその保護権を侵害された場合に要求する権利のあった6シリングと考える²¹⁾こともできるのではないか。つまりこの保護権は同時に監督義務であったと解することができるならば、この6シリングは管理、監督の怠慢に対する罰金と解すことが可能となる。その罰金を支払わない場合はその代償としてエスネの鞭打、つまり財産への傷害かくして処罰によってその責任は履行されるのである。この解釈は次に検討する §§ 13, 15 においても等しく適用することができるであろう。さてこの解釈より導き出される要点は如上との相違はない。エスネは法制上その所有者の完全な保護＝監督の下にあった隷属的存在＝奴隷である。

§ 9 はこれまで、エスネによる日曜労働がその主人の命令に因るのか、あるいは彼自身の自主

的労働であったのか2様に解釈され、しかも前者による場合その責任はその主人が負うものとされ、後者による場合はエスネ自身が負うものと考えられてきた。つまり試訳(a)―(c), (b)―(d)である。しかしこうした日曜労働の動機(主体)と責任負担の主体を直接対応させる解釈については当該条項自体にみる限りその積極的根拠があるわけではない。つまり(a)―(d)とする解釈も理論的に否定できない。

さてエスネは身分としての奴隷であるという上述の結果を踏まえた場合、当該条項からいかなる特徴を抽出することができるか以下検討してみよう。まず(a)にみるようにエスネが主人の命令に反して日曜労働に従事したとするならば、それはエスネ自身の都合、自からの意志により惹き起された行為であったと考えられる。つまり、彼は自身の利害を考慮して行動することのできる条件にあったといえる。これは主人による全一的監視、監督下にあつては起り難い事態である。つまり彼はその所有主とは別個に日常生活を送り、また農業経営等を営むいわゆる「小屋住み奴隷」をここに想定することが可能である。

次に(b)についていえば、当該エスネがその意志とはかかわりなし、その所有主の命令の下に生産活動を行う隷屬的な存在であつたことを再確認することができるであろう。

次に(c)について検討してみよう。まず前記のごとく6シリングは奴隷としてのエスネの価額であった。そこで問題とすべきは、もしエスネが支払うべき80シリングを所有していたとするならば、なにゆえ彼はその経済力を以て事前に自身を奴隷身分から解放しなかったのであろうか。この場合当該エスネにとって自身の奴隷身分に留まっていることの有利性は特に認められず、したがってまた彼は奴隷身分に敢えて留まっていたとも思われぬ。要するに彼は自身の身分を買請けるその為の金銭を所有していなかった、というのが実情ではなからうか。ところで、エスネの価額たる6シリングの十数倍である80シリングを問題とするこの論述は、エスネが80シリングではなく、80シェットを所有していたのだと仮定するならばその難点は消失するであろうか。しかしこの仮定が是認されるためにここに依然として存在する問題は、所有額の如何にかかわらず奴隷たるエスネは金銭所有に基づく犯罪の責任負担の義務を法的に負っていた、ということが前提とされていなければならない。この義務は権利と表裏の関係にあることは言うまでもない。これはエスネを奴隷とする如上の検討結果、またこれに基づく当該条項検討の前提に本質的に矛盾することになりはしないか。ちなみに、奴隷が事実上その所有主の温情等により一定の金銭を所有する場合があつたとしても、しかもそれが歴史上現実に起つたとはいえ、それはその段階においては依然として私的な「所有」関係であり、当該エスネを検討する本質的論点とはなりえないのみならず、そもそも奴隷とその所有主との私的関係は原則的に法典の規定に馴染まないのではないか。

次に(d)について、まずこれを(b)と関連させるならば、所有主は自身の責任を自身で負つたこと

を示し、仮にこれを(a)と関連させるならば、エスネの行為はすべてその所有主が負うことを示す。つまりエスネはその所有主の全責任の下にあり、社会的に非自立的存在であったこと、さらにこの点を強調するならば、隷属的存在であったといえよう。

さて以上のごとく(a), (b), (c), (d)それぞれについてその解釈を試みることができるであろう。そこで仮に後述 § 12 と § 13, § 14 と § 15, イネ王法典 § 3 と § 3—1 にみる規定形式と符合させるならば、当該条項においては(b)—(d)という対応関係となるであろう。しかし上記のごとく筆者によって試みられた § 10 の解釈に一顧の余地があるとするならば(a)—(d)も十分に考えられ²²⁾、ここに再度「小屋住み奴隷」としてのエスネを想定することができるであろう。

§ 12 もし夫が妻の知るところなくして偶像（邪神）に犠牲を供えるならば、彼はすべての所有物及び（7）²³⁾ ヘアルスファング（healsfang）に責務のあるところである（scyldig）。もし両人が偶像（邪神）に犠牲を供えるならば、かれらはヘアルスファング及び（7）²³⁾ すべての所有物に（を支払う）責務のあるところである。

§ 13 もしセーオウ（peuw）が偶像（邪神）に犠牲を供えるならば、6²⁴⁾ シリングまたは彼の皮膚（hyd）により償わなければならない（gebete）。

当該 § 12 と § 13 の対応関係またその問題点は前条項 § 11 と §§ 9, 10 におけると同様な対応関係また問題点を指摘することができるであろう。すなわち、異教信仰は当該社会にあって全財産、“healsfange” 双方（あるいは片方）の責務に相当する背反行為であった。前者の喪失はただちに生活の存続を困難ならしめ、しかも“healsfange”の償いは生命の交換（買戻し）を含意せるものであった。仮にそれがセーオウによってなされたとしてもそれが等しく重大な社会的背反行為であった点になら相違はない筈である。したがってこの場合、従来の一般的解釈に背馳するとはいえ敢えて卑見の結論を示すならば、セーオウの所有主はただちに当該セーオウの生命＝身柄を買戻すべく、“healsfange”に対応するその価額たる6シリングを支払ったものと考えられる。（なお、当該セーオウの所有主を仮に平民（チオルル）と解した場合、当該6シリングは彼に対する彼の保護権侵害罰金の対概念たる保護義務違反罰金であると解することも可能である。この点については既述した。）しかし全額を支払わない場合、それは違反者本人であるセーオウに対する6シリング相当つまり生命刑程度の鞭打に処されたと考えられる。いずれにせよそれは所有主に対する甚大な損害、かくして処罰であった。このような分析に考慮の余地があるとするならば、ここより演繹しうる要点の第1は、当該セーオウがその所有主に社会的、経済的、人格的に隷属する存在であったことを、第2に、その所有主の目を盗み、秘かに異教信仰を営むことの可能な生活条件にあったことを挙げるることができるであろう。すなわちここにあらためて当該セー

オウが身分としての奴隷であり、しかも「小屋住み奴隷」であったことを確認することができるであろう。

§ 14 もし誰かが四旬節期間中に彼の世帯員に食肉を与えるならば、自由な（者）とセーオウたる（者）(frigne ge þeowne) をハルス（ヘアルス）ファンク (halsfange) にて身請しなければならぬ。

§ 15 もしセーオウ (þeow) が自身の決断により (his sylfes ræde) (肉を) 食べるならば、⁶²⁶⁾ シリングあるいは彼の皮膚 (hyd) (により償わなければならぬ)。

当該 § 14 と § 15 は前記 § 11 と §§ 9・10, § 12 と § 13 それぞれの対応において検討した諸論点を再確認することができるであろう。すなわちその結論を述べれば、一方において社会的独立、経済的財産能力を欠き、人格を否定された文字どおりの奴隷を、しかもそれは所有主とは別個な生活形態を営む「小屋住み奴隷」を想定することができるであろう²⁶⁾。なお附言すれば、既述 § 10 のエスネ、§ 13 のセーオウは、実は平民（チオルル）の所有にかかる奴隷ではなかったか、という解釈は当該 §§ 14・15 においても適用しうるであろう。その場合といえどもかれらの社会・経済的諸条件が上記の結論と相違のないことは言うまでもない。念のためさらに一言を寄せば、§ 14 におけるセーオウが食肉を与えられている点を以てこのセーオウを家内奴隷として画一視することは § 15 との関連で整合的でない。§ 14 での食肉の供与はこれが特に「四旬節」であった点に注目すべく、これが日常不断の食物の供与、かくしてその主人の給養による家内奴隷であったことを必ずしも確証しているわけではない。

§ 22 もし誰かが司教の、あるいは王のエスネ (biscopes esne.....opþe cyninges) を告訴するならば、(彼は) 執事 (gerefan)²⁷⁾ の手に依って自身を雪冤しなければならず、あるいは執事が彼を無罪証明しあるいは鞭打ち (swinganne) に委ねなければならぬ。

§ 23 もし誰かが団体の隷属的なエスネ (Gedes þeowne esne)²⁸⁾ をかれらの集会 (heora gemange)²⁹⁾ において告訴するならば、彼の主人は、もし彼が聖餐拝受者であるならば、彼のみの宣誓に依り彼 (のため) に潔白証明を為さなければならず、もし彼が聖餐拝受者でないならば、宣誓においてもう 1 人の良き宣誓補助人を自身に獲得しなければならず、あるいは支払わねばならず、あるいは鞭打ちに委ねなければならぬ。

§ 24 もし俗人のエスネ (folcesmannes esne) が聖職者のエスネ (ciricanmannes esne) を

告訴するならば、あるいは聖職者のエスネが俗人のエスネを告訴するならば、彼の主人 (his dryhten) は彼 (のため) に彼のみの宣誓に依り潔白証明を果さなければならない。

上記 §§ 22～24 においてまず第 1 に指摘すべきは、当該エスネは自身の行為に関する宣誓の権能を持っていない点である。これは自由人たる平民(エスネ)が「批難されることなき (unlegnæ)」 (§ 21)³⁰⁾ 宣誓権を享受していたのと対照的³¹⁾ である。彼の身の潔白はその所属する所有主の社会的地位により、すなわち王あるいは司教の執事、聖餐拝受者たる主人、宣誓補助人を伴った主人、主人単独、以上それぞれによる証明に依存せるものであった。第 2 に指摘すべきは、さまざまな社会的地位にある主人による潔白証明に失敗した場合、あるいは有罪が証明された場合、エスネは鞭打へ引渡される点である。しかしこの点を、如上諸条項において既に検討したように、彼が責任負担を履行せるものと解すべきでないことは言うまでもない。それは所有主に課された、所有主が果すべき責任負担の 1 形態、つまり自分のエスネの肉体的挺身という方法であったと理解すべきである³²⁾。この場合むしろ留意すべきは、なるほど論理上それが所有主に対する処罰の 1 形態であったとはいえ、エスネが肉体的損傷という方法の対象となった点、ここにこそ注目すべき論点があるのであり、これはエスネの社会的地位がいかに低かったか、つまり人の所以たる人間性＝人格の否定を物語るものである³³⁾。念のため附言すれば § 23 において「支払われるのはけっしてエスネの引渡しの代り、エスネの身柄の請け戻しのためではなく、まさにその反対の、エスネによる犯罪の「訴訟物件および罰金」(das Eingeklagte und Busse)³⁴⁾の支払いであり、むしろここで強調すべきはその支払いの代りとしてエスネの肉体的引渡しが行われている点である。したがってその鞭打ちはその罪状、罰金に相応せる厳しいものであったと考えられる。

§ 27 もしセーオウ (þeow) が窃盗を犯し、そして彼を人が贖う (つもりである) ならば、王がどのように (処罰を) 欲するとしても (swa hweder swa cyning wille), (その場合は) 70 シリングである³⁵⁾。もし彼を人が殺すならば、人は彼 (について) 半額 (healfne) を捕縛者 (agende) に支払わなければならない。

この条項を検討するにあたっては次の条項が前提となる。

§ 26 もし人が (盗品を) 手にした自由人 (frigne man) を捕えるならば、その時王は 3 つの中の 1 つを (決定する) 権力を享受する (wealde so cyning ðreora anes)。 (つまり) 人は彼を殺す、あるいは海を越えて売る、あるいは彼を彼の人命金で贖う (かのいずれか)。

§ 26-1 彼を捕えて拘留する者は、彼 (について) の半分 (healfne hine)³⁶⁾ を取得すべきであり、もし人が彼を殺すならば (gif hine man cwelle)³⁷⁾ 人は彼に 70 シリング³⁸⁾ を与えなけれ

ばならない。

上記 §§ 26, 26-1 の要点は、自由人が窃盗現行犯として逮捕された場合、王は死刑、海外売却、人命金による身請のいずれか1つの処置を執る。ただし逮捕者に対しては、前者の場合70シリングが「報酬 (Lohn)」³⁹⁾として与えられ、後2者の場合その価額の2分の1が与えられるものと解せられる。ここで留意すべきは、現行犯逮捕の盗人についてその逮捕者に対して一定の報酬が与えられるとはいえ、その処置は王の専断に委ねられている、という点である。

さて § 27 を検討するにあたってまず第1に問題とすべきは、「王がどのように (処罰を) 欲するとしても」において何を読み取ることができるかにある。この原典箇所についてその翻訳、したがってその理解に微妙な差異⁴⁰⁾がみられるとはいえ原典自体からは明確な決め手はない。そこで筆者はとりあえず王意は死刑と贖罪の双方の選択権に及ぶものとする。そこで筆者がこの句において指摘せんとするのは、一方において王権の国家統治機関としての一定の成長を読み取ることである。この点は § 26 「王は3つの中の1つを (決定する) 権力を享受する」においても窺うことができるであろう。しかし他方において王権は必ずしも充分な国家統治機関としての成長を遂げたわけではない。これは依然として存続する血讐慣行がその証左となっている。すなわち後に触れるイネ王法典、アルフレッド王法典、エドムンド王 (Eadmund, 939-946) 第 II 法典『血讐に関する布告』、さらにそれについて窺うことのできるドゥームズデイ=ブック (Domesday Book)⁴¹⁾などは「社会的に決定力のある慣習たる血讐 (socially determinative custom, feud)」⁴²⁾慣行の依然として力強い存続を証明する⁴³⁾のみならず、当該慣行はむしろ社会的基範の「特徴 (feature)」であり、「法制化 (legislated)」された「合法性 (legitimacy)」すら具有していたのである⁴⁴⁾。したがって社会的治安、秩序維持の観点から言えば当該慣行を有効に制限しえなかった (“The struggle ((attempts to control the feud—筆者)) was not completely successful, ”)⁴⁵⁾のは言うまでもない。そもそも血讐慣行は国家的公権の脆弱性を吐露⁴⁶⁾せるものであり、したがってここにみる王権はその統治能力、治安維持能力において概して幼弱な段階にあったと思われる (“the king was still far from being absolute.”)⁴⁷⁾。この点をさらに歴史遡及的 (historico-retrospective) に言い進めれば、「彼らは王を高貴さによって選び出す。……王には無制限な、あるいは専断的な権力があるのではない……」⁴⁸⁾に窺い知る王権の母斑、換言すれば「領域の王ではなく人民の王 (kings of tribes and peoples, but never of the land they occupy)」、「真に人民と一体となった王 (The king is in truth essentially one with the people)」⁴⁹⁾はまったく消失したとはいえないのである。すなわち、なるほどいまや一定の「法制的機構 (constitutional framework)」⁵⁰⁾を無視することはできないとはいえ、ここにおいて注目すべきは、王権は依然として「古代ゲルマン的神聖性 (the earlier Germanic sacral kingship)」⁵¹⁾を根深く秘め且つ保持し、「小池で小魚を飲み込む河鱒にすぎず、その池で唯一の魚になる」⁵²⁾にはまだ少

なくない年月を必要とする年代にあったのである。

さて以上の歴史的検証に立脚し、ここで試みに補償を必要としない盗人（現行犯）の殺害に関する § 25⁵⁸⁾を検討してみよう。これを裏面的に解釈するならば、窃盗はいまや現行犯逮捕以外は一般に血讐慣行に直結せる即決裁判たる殺害を免れ、仮に当該盗人が殺害された場合、むしろ盗人の人命金によりその贖罪を必要とした。つまり窃盗はともかくも生命刑以外の方法でその罪を贖いえたというよりはむしろ金銭的贖罪が期待されていたのである。これは血讐慣行への制限であり、ここに一定の王権の成長を読み取ることができる。ここにみる王権の一定の成長は、その遡及的視角とならんで見落すことのできない重要な前進的（**progressive**）な特徴である。当時の歴史的背景は一方に偏することなくこの双方の視角から凝視されるべきであらう⁵⁴⁾。なおこの窃盗の贖罪可能性の理由について「キリスト教の影響」⁵⁵⁾を否定できないものの、この場合はそのような理由として解消するのではなく、王権の統治権の一定の成長との相関関係において把握することがここでは適切ではなかろうか。なんとなれば王、侯、貴族など社会的上層の一部⁵⁶⁾を除いて民衆レベル⁵⁷⁾においては、既に当該法典 §§ 12, 13 においてみたように異教信仰は依然として否定しがたい⁵⁸⁾のが現実であり、A-S族の渡来して後1世紀半以後はキリスト教徒であったという見解⁵⁹⁾は現実的でない。当該 § 25 にみる窃盗の生命刑以外による贖罪可能性は王権成長の前進的徴証として理解することがさしあたり妥当ではないかと考える。

当該 § 27 において問題とすべき第2の論点は、「彼（について）半額」をいかに考えるかにある。「半額」の基礎が何であるかについて先学の研究は必ずしも明確にしていない⁶⁰⁾。しかしわずかな窺知によれば、それはセーオウの価額と解されている⁶¹⁾。これに従えば、まずセーオウの価額は既述のごとく6シリングと考えられるところから、「半額」は3シリングとなる。この「半額」たる3シリングが § 26-1 にみたごとく等しく逮捕者に対する報酬であったとするならば、自由人盗人が逮捕され、処刑された際の報酬額70シリングと比較するとその差異は大きい。しかしながら盗人を逮捕する者にとってその労力はその対象が自由人であれ、セーオウであれ多大な相違があったとは思われない。つまり筆者は「報酬」額のかくのごとき大きな相違にさしあたり積極的且つ合理的理由を見出すことはできない。そこで試みにこの点は次のごとく考えることも可能ではなかろうか。まず §§ 26・26-1 の条文の表現形式をみると、売却、人命金による贖罪の場合「報酬」額は通常100シリングであり、その額は社会的共通認識にあったものと思われる。したがってその「半額」となる基準はとくに明言の必要はない。しかしながら死刑に処される場合被処刑者の遺産（*des Diebes Habe*）⁶²⁾から支払われる報酬額は、その遺産が一定していない以上明記する必要がある、そのために「報酬」額の（最低）保障としてここに70シリングと規定されているのではなかろうか。要するに条項は明瞭なる規定を旨としている、と考えられる。万一この表現形式についての私考に一瞥が許されるならば、当該 § 27 の「半額」とはセーオウを

身請せんとする場合として既に先行条文において言及されている額、つまり数字としては70シリング、これの「半額」たる35シリングではなかったか。勿論この額は100ないし70シリングに比較すれば少額であったとはいえ、3シリング説よりも高額であり、またセーオウの所有主にとってみれば、自身の財産たるセーオウを喪失し、加えて当該35シリング、額にすれば41(6+35)シリングを支払ったことになるのである。

ところでセーオウの身請けを所有主が主張し、王がこれを承認する場合に支払われなければならない70シリングは、仮に §§ 26・26-1 と同趣旨に解すならば、逮捕者へ全額渡されたと判断せざるをえない。この場合逮捕者は自由人盗人が処刑される場合と等しい報酬を受領することになる。あるいは一旦王(国庫)に支払われ、しかる後王から逮捕者へその一部が支払われたのだろうか。この選択肢の問題は、第一義的には当該社会において盗人たるセーオウの逮捕者とその所有主当事者間での直接的問題解決(自力救済<自救行為>)を優先する慣行が優越するのか、あるいは王権が一定程度の成長を遂げ、当事者間の介入に成功を修めたかにある。上記の検討によれば王権は伝統的な自力救済慣行に一定の枠を嵌めんとするまでに成長したものと私考せられた。しかしこの場合といえども王と逮捕者の取り分については条文に明言はない。仮に両者が等しく分け合ったとするならば、逮捕者としてはセーオウが処刑される場合に受領すると考えられた額と同額35シリングとなり、セーオウの処置にかかわらず等しい「報酬」を取得することになる。

こうしてセーオウが処刑される際にその所有主は35シリングを逮捕者に報酬として支払ったとする卑見によるならば、セーオウ所有主の立場にあっては、セーオウを身請けすることなくセーオウを処刑に委ねる方が、条文に則す限りでは金額的に半額で済み、より有利であることは明らかである。しかしながら王の立場に立てば、セーオウが所有主により身請けされる場合は王にとって、仮に35シリングを取得できる可能性は愚考によれば否定できないのであるから、セーオウが処刑される場合より有利である。

§ 27 で問題とすべき第3点は、窃盗を犯すセーオウがもし望まれるならばその所有主によって罪を贖われ、身請けされる場合に支払われる額70シリングについてである。これはセーオウの一般的価額6シリングに比較してきわめて高額である。この額は自由人が盗人である場合その生命の維持を優先した場合に執られる方法つまり海外売却、人命金による贖罪において醸出されたであろう100シリングに近い。奴隷の価額に比してきわめて高額な70シリングというこの問題はいかに考えることができるであろうか。筆者は試みに次のごとく考える。すなわち、セーオウによる窃盗はその所有主とは別な、社会的に独立した人物たるセーオウによる窃盗ではなくして、あたかも自由人たる所有者自身による犯行として社会的に認識されていたのではないか。仮にこのように解せられるならば、自由人のケースによる100シリングに接近せる額としてその説明に一歩近づくとことになる。これを換言すれば、セーオウによる窃盗はなによりもその所有主の責任が

問われるのであり、所有主に対し、相応の処罰が執行されなければならないのである。これを裏返せばセーオウが独立した人格を持たず、所有主に隷属せる存在として認識されていたことを明示している。このような社会的認識はセーオウの身体を身請けしない場合においても適合されるのである。すなわち、セーオウを処刑に委ね、且つ逮捕者に卑見によれば35シリングを支払ったのであり、損害額の合計41シリングは所有主に対する科料であったのであり、当該セーオウはその責任負担の一端さえも担う主体とはなりえないのである。

第4に問題とすべき論点は、上記のごとく当該セーオウが奴隷であったと規定することができるとはいえ、ここで斟酌すべき特徴は彼に窃盗を犯す動機があり、またそのための条件があったという点である。仮に彼が被給養奴隷として所有主の絶えざる日常不断の監視、監督の下に生活していたとするならばこの犯罪は犯し難かったのではないか。つまり当該セーオウは日常的存在形態として「小屋住み奴隷」を想定することが上記諸条件により適合的ではないかと思われる。

以上本法典の分析結果を一言すれば、そのエスネ、セーオウはいかなる社会的権能、経済的権能も享受することなく、また独立した社会的人格は否認され、かくして身分的、階級的に奴隷であったと規定することができるであろう。しかもその日常生活・生産形態についていえば、これを「小屋住み奴隷」と想定することが妥当であると考えられる⁶³⁾。

《註》

- 1) “folcfrý” は次のように訳されている。“liber apud plebem” (A-S. D., p. 297) “volksfrei”, “Staadburgerrecht geniessend” (R. Schmid, S. 17. F. Liebermann, Bd. I, S. 13; Bd. II, S. 72) “freedom……publicly recognised” (F. L. Attenborough, p. 27) “the rights of a freeman of (in) that people” (E. H. D. I., p. 397. K. Crossley-Holland, A-S. *World*, p. 25. Do., A-S. *Anthology*, p. 27) ““folk-free” that is, free as against all men except his lord” (H. P. R. Finberg, “Anglo-Saxon England to 1042” (*op. cit.*), p. 435) 「慣習法に據りて自由……(一般に自由民の慣習法的諸権利)」(田中著『封建制の形成』, p. 169) 「その者の自由は公然と認められたことになる。」(三好著『王国の成立』, p. 274) 「彼は公に自由となるべし。」(青山著『社会の研究』, p. 160 註18)。
- 2) 同一語を他にフロスヘレ・エアドリク王法典 § 15 にみるものの、具体的には不明である。しかしとりあえず当該ウィトレド王法の法域、場合によればケント王国の境界を示すものと解せられる。F. L. Attenborough, pp. 180, 181. F. Liebermann, Bd. II, S. 143; Bd. III, S. 22, 27.
- 3) “he cannot *inherit*, because he is nobody’s heir. He had no free parents from whom to inherit. His lord inherited what his unfree man might leave behind him. The freedman’s wergeld if he were slain still went to his lord, for he had no free kindred to claim it. His family remained in the lord’s *mund* wherever he might be. (F. Seebohm, *Tribal Custom in Anglo-Saxon Law* (*op. cit.*), pp. 478-479)
- 4) “From the Manumissions it will be seen that a serf could purchase the freedom of himself and family.” (B. Thorpe, p. xviii.)
- 5) “It can hardly mean land here, since it is difficult to think that a thrall could hold landed property with the right of bequest at this date.” (E. John, *Land Tenure in Early England*

((*op. cit.*)), p. 60) E. John は, “a thrall” が “landed property” でない, つまり動産を所有していた, と考えていると思われる。

- 6) 田中著『封建制の形成』, p. 197。傍点筆者。
 7) J. Grimm, *Deutsche Rechtsalterthümer, Bd. I (op. cit.)*, S. 482-483.
 8) “ofer” (前置詞), “se” (指示代名詞), “dryhtne” (名詞: 主人 ((君))), “scil” (名詞: 貨幣単位) について2とおりの解釈がなされている。すなわち “ofer” に与えられるそれぞれの解釈に対応させるべく, “se”, “dryhtne” は主格あるいは与格に 解釈され, また “scil” もそれぞれに対応すべく “sceatt” あるいは “scilling” と解されている。具体的には以下のとおりである。

[I]

- ◎ “Wenn ein Esne gegen des Herrn Geheiß.....thut, der büße dem Herrn 80 Schlinge.” (R. Schmid, S. 17)
 ◎ “If a servant, contrary to his lord’s command, does....., he shall pay 80 sceattas to his lord.” (F. L. Attenborough, p. 27)
 ◎ “If a servant, against his lord’s command, do....., he is to pay 80 sceattas to his lord.” (E. H. D. I. 1968/1955, p. 363; K. Crossley-Holland, *A-S. World*, pp. 25-26; Do., *A-S. Anthology*, p. 27)
 ◎ 「若しエスネにして, 主人の下命に反し, ……なしたる時は, 彼は八〇シェアトを主人に償うべし」 (青山著『社会の研究』, p. 176)
 ◎ 「もし esne が, 主人の命令に反して, ……したならば, [その esne は] 主人に対して八〇 sceatta の補償をしなければならない。」 (永井一郎『『ケント問題』と早期ケントの諸農民』『国学院経済学』第22巻1号, 1973年, p. 36)
 ◎ 「もし雇人が主君の言付けに反して……するならば, 八〇シリング [一シェアト] 彼は主君に償うべきである。」 (戸上『ケント諸王法典』, p. 81)
 以上の翻訳は試訳(a)―(c)に添うものである。この解釈の要点はエスネが自主的に日曜労働に従事し, しかも彼自身が80シェアトあるいは80シリングを償うものとする点にある。(三好氏もこの解釈の立場に立つものと思われる。三好著『王国の成立』, pp.<230->232。)

[II]

- ◎ “Wenn ein Lohnknecht auf des Herrn Geheiss..... thut....., [so] büsse jener Herr 80 Schll. [dem Könige].” (F. Liebermann, Bd. I, S. 13)
 ◎ “If a servant, by his lord’s command, do....., his lord is to pay 80 shillings” (E. H. D. I., p. 397)
 ◎ 「いま若し或るエスネにして, 彼の主人の命令に依りて, ……従ひたるときは, その (エスネの) 主人は八拾金志 [の科料] を支拂ふべし。」 (田中著『封建制の形成』, p. 167)
 以上の翻訳は試訳(b)―(d)に添うものである。この解釈の要点はエスネがその主人の命令により日曜労働を強いられるものの, それに因る80シリングはその主人が支払うものとする点にある。
 9) これは特に “vorabend” の意である。F. Liebermann, Bd. II, S. 5. R. Schmid, S. 16-7, Anm. c. 9-10.
 10) この従属節は次のようにそれぞれ翻訳, 解釈されている。
 ◎ “Wenn es der Esne aus eigenem Willen an dem Tage thut,” (R. Schmid, S. 17) なお R. Schmid は, Price の説として当該 “rād” は「騎行 (iter equestre)」の意であり, この場合主人のために (代りに) (für seinen Herrn) なされた日曜騎行であり, その際の罰金であるとの解釈を紹介している (*ibid.*, Anm. c. 10) もの否定的である。
 ◎ “Wenn der Knecht [das] thut aus seinem Entschlusse an jenem Tage,” (F. Liebermann,

Bd. I, S. 13)。特に “his rade” は後の §15 にみる “his sylfes ræde” (これは “aus seinem eigenen Entschluss” と独訳される。*ibid.*) と解されている (F. Liebermann, Bd. III, S. 28)。

- ◎ “If a servant makes a journey of his own [on horseback] on that day,” (F. L. Attenborough, p. 27) なお F. L. Attenborough は F. Liebermann の解釈に不賛成を表明している (*ibid.*, p. 181)。
- ◎ “If a servant rides on his own business on that day,” (E. H. D. I., p. 397. K. Crossley-Holland, *A-S. World*, p. 26. Do., *A-S. Anthology*, p. 27)
- ◎ 「〔之に反して〕いま若し或るエスネにして、その日に (一同じ時間に) 彼〔自身の用向によるところ〕の騎馬行を爲したるときは」(田中著『封建制の形成』, p. 167)
- ◎ 「もし奴隷がその日、自分自身のために〔騎馬で〕旅に出た時は」(三好著『王国の成立』, p. 232)
- ◎ 「もし雇人が彼の騎馬行をその日になすならば」(戸上「ケント諸王法典」, p. 82)

以上の翻訳によれば “his rade” は、R. Schmid, F. Liebermann を除いてすべて「騎馬行」に解されている。

11) 以下この主節部分は次のごとく翻訳されている。

- ◎ “so büße er es an den Herrn mit 8 Schillingen oder mit seiner Haut” (R. Schmid, S. 17) なお “8 Schillingen” は “6 Schillingen” の誤植と思われる。
- ◎ “so büsse jener 6 [Schilling] gegenüber seinem Herrn oder seine Haut.” (F. Liebermann, Bd. I, S. 13) この場合当該エスネは自己の所有せる動産によりその罰金を償うものと解されている。“Der Unfreie besitzt also eigene Fahrhabe und zahlt herrschaftlichem Hofgericht Strafgeld.” (F. Liebermann, Bd. III, S. 28)
- ◎ “he shall pay 6 shillings compensation to his lord or undergo the lash.” (F. L. Attenborough, p. 27)
- ◎ “he is to pay six [shillings] to his lord, or be flogged.” (E. H. D. I., p. 397. K. Crossley-Holland, *A-S. World*, p. 26. Do., *A-S. Anthology*, p. 27.)
- ◎ 「彼は六〔金志の科料〕を支拂ふか、然らずんば笞刑を受くべし。」(田中著『封建制の形成』, p. 167) この場合エスネ自身が科料を支払いあるいは笞刑を受けるものと解されている (同書, pp. 196-197)。
- ◎ 「六金シリングの補償金を主人に支払うかあるいは笞刑を受けなければならない。」(三好著『王国の成立』, p. 232。) なおこの文章の主語は「奴隷」、つまりエスネと解されている (同書, pp. 230-232)。
- ◎ 「六〔シリング〕彼は主君にたいして償うべきであるまたは彼の皮膚〔を失うべきである〕。」(戸上「ケント諸王法典」, p. 82)

筆者は、以上の翻訳によればすべて、それが可能な場合金銭を支払ったのはエスネ本人であると解されている、と判断する。

- 12) 語源的に言えば、これは血讐を回避し、和解 (unfehðe) (Urfehde) を実現すべく人命金が支払われる場合、その 10 分の 1 に相当する額であり、被害者の最近親に与えられ、「特定遺贈 (Voraus)」(K. von Amira, *Germanisches Recht*, Bd. II ((*op. cit.*)), S. 143) を意味する。これは同時に負うべき加害者親族の範囲を意味する。これを少しく説明すれば、その語源が “apprehensio colli” (R. Schmid, S. 607. F. Liebermann, Bd. II, S. 489-490) とあるように、被害者にとって加害者の「首の確保 (“grasp of the neck.”)」であったのとまったく同じ意味において、加害者を救うべく、「首の確保」つまり加害者の身体＝生命の請け戻しに作用し (“eine Lösung für das Leben des Todtschlägers”; “sein Leben und Frieden noch mit dem Halsfang gelöst werden musste.”—W. E. Wilda, *Das Strafrecht der Germanen* ((*op. cit.*)), S. 415, 969 Anm. 3), これを端的に言えば、被害者側からの復讐の回避を試みることであり (“it precluded from vengeance those most ready to avenge.”—J. Laurence Laughlin, “The Anglo-Saxon Legal Procedure”, Henry Adams &

Others, *Essays in Anglo-Saxon Law, 1876*, p. 280 n. 5. “It seems to be a payment designed to prevent those who would naturally feel most hatred for the slayer from starting a vendetta.” —T. M. Charles-Edwards, “Kinship, Status and the Origins of the Hide” (*op. cit.*), p. 22), これはそのための人命金の一定額であったと考えられ、それは下記の説明的語句からも窺うことができる。すなわち, “a standard proportion of his wergeld” (T. M. Charles-Edwards, *ibid.*, p. 10), “his first payment of wergild, a tenth of his bloodprice” (H. R. Loyn, “Kinship in Anglo-Saxon England”, *Anglo-Saxon England, vol. 3, 1974*, p. 199, vide. pp. 204, 205.), “a proportion of his wergeld or bloodprice” (H. R. Loyn, *The Governance of Anglo-Saxon England 500-1087, 1984*, p. 53)。なおこの語句で留意すべきは “his” はすべて犯罪者である。

さて仮に上記私考に一瞥が許されるならば、ここで注目すべきは元来加害者は被害者からの血讐に耐えるべきものとする社会慣行がその前提にあった (W. E. Wilda. *ibid.*, S. 415. R. Schmid, S. 607) という点であり、その慣行はさらに、それが依って立ちその基底をなす血族組織 (mægð) に、またそれらと対抗的作用を演ずる王権や国制に深く関わり、重要な論点の一端となっている点である。但し “healsfang” の本格的な検討は本稿の任ではなく、とりあえず下記の文献を示すにとどめる。A-S. D., p. 520. F. L. Attenborough, p. 181. H. M. Chadwick, *Studies on Anglo-Saxon Institutions (op. cit.)*, pp. 82, 129. K. Crossley-Holland, *A-S. World*, p. 22, Do., *A-S. Anthology*, p. 25. L. J. Downer (ed.), *Leges Henrici Primi (op. cit.)*, pp. 327-328. E. H. D. I., p. 397 n. 6. J. E. A. Jolliffe, *The Constitutional History of Medieval England (op. cit.)*, p. 17. F. Liebermann, Bd. II, S. 112-113. H. R. Loyn, *Anglo-Saxon England and the Norman Conquest (op. cit.)*, pp. 296-297. F. W. Maitland, “The Laws of Wales—The Kindred and the Blood Feud”, H. A. L. Fisher (ed.), *The Collected Papers of Frederic William Maitland, vol. I, 1911*, pp. 221-222. F. Pollock & F. W. Maitland, *The History of English Law (op. cit.)*, vol. II, p. 244. A. J. Robertson, *The Laws of the Kings*, pp. 297-298. R. Schmid, S. 607-608. F. Seebohm, *Tribal Custom in Anglo-Saxon Law (op. cit.)*, pp. 328, 329, 358, 359. W. Stubbs, *Select Charters and Other Illustrations (op. cit.)*, p. 542. Ernst Young, “The Anglo-Saxon Family Law”, H. Adams & Others, *Essays in Anglo-Saxon Law (op. cit.)*, p. 128 (138, 144).

13) W. E. Wilda, 前註12。

14) F. L. Attenborough, p. 181.

15) 本章〔II〕フロスヘレ・エアドリク王法典, 註2。

16) “menschlicher Herr über Freie und Knechte”, “Herrgott [überall sonst]” F. Liebermann, Bd. II, S. 56.

17) F. Liebermann, Bd. III, S. 28, 69 (イネ王法典 § 3-2 に関して)。

18) たとえばわが国の研究者で言えば、田中著『封建制の形成』, pp. 196-197。三好著『王国の成立』, pp. 232。

19) 青山著『社会の研究』, pp. 176-177。

20) 栗生氏はかつて「奴隷の犯罪の場合には、奴隷自身もまた独立して責任を取らねばならないとなし、これに身体刑や生命刑を科した。」(栗生武夫著『法律史の諸問題』(前掲), p. 288) と述べた。つまり氏によれば奴隷の犯罪に対する自身の身体刑、生命刑は独立した責任負担の1形態であり、「刑事責任の主体」(同所)を意味し、これは奴隷の法的地位向上の1つの徴憑でさえありえたのである。

21) エセルベルト王法典 § 15 (本章〔I〕, 註17)。

22) Liebermann, Bd. III. S. 28.

23) これは一方において “or” と解され、他方において “und”, “and” と解されている。前者は、F.

L. Attenborough, pp. 27, 81, 後者は, R. Schmid, S. 17; F. Liebermann, Bd. I, S. 13; E. H. D. I., p. 397 & n. 7; K. Crossley-Holland, *A-S. World*, p. 26; Do. *A-S. Anthology*, p. 27; T. M. Charles-Edwards, “Kinship, Status and Origins of the Hide” (*op. cit.*), p. 10; W. E. Wilda, *Das Strafrecht der Germanen (op. cit.)*, S. 969 (ただし当該条項は §13 とされている)。

24) この部分以下の主節は次のごとく翻訳されている。

- ◎ “büße er es mit 6 Schillingen oder mit seiner Haut.” (R. Schmid, S. 17)
- ◎ “büsse er [dem Herrn] 6 Schll. oder seine Haut.” (F. Liebermann, Bd. I, S. 13)
- ◎ “he shall pay 6 shillings compensation or undergo the lash.” (F. L. Attenborough, p. 27)
- ◎ “he is to pay six shillings compensation or be flogged.” (E. H. D. I., p. 397. K. Crossley-Holland *A-S. World*, p. 26. Do., *A-S. Anthology*, p. 27)
- ◎ 「彼は六金志〔の科料〕を支拂ふか、然らずんば笞刑を受くべし。」(田中著『封建制の形成』, p. 168. 他に同書, p. 196 参照)
- ◎ 「彼は六金シリングの罰金を支払わねばならない。あるいは彼は笞刑を受けなければならない。」(三好著『王国の成立』, p. 231)
- ◎ 「〔彼は〕六シリング償うべきである または 彼の皮膚〔を失うべきである〕。」(戸上「ケント諸王法典」, p. 84)

以上の翻訳例によれば、当該セーオウは6シリングを支払い、あるいは笞刑を受けたものと解されている。しかし筆者は、6シリングが奴隷の価額であった点を重視し、セーオウが自身6シリングを支払ったと考えるのは(重厚な研究史に基づく)セーオウ概念それ自体と本質的に矛盾し、したがって上記に示される従来の一般的解釈に同意できない。この点は既に縷述した。

25) この主節部分は次のごとく解釈されている。

- ◎ “büße er es mit 6 Schillingen oder mit seiner Haut.” (R. Schmid, S. 19)
- ◎ “[büsse er dem Herrn] 6 Schll. oder seine Haut.” (F. Liebermann, Bd. I, S. 13; vide., do., Bd. II, S. 398 “Fasten, 3 b”; Bd. III, S. 28)
- ◎ “he shall pay 6 shillings compensation or undergo the lash.” (F. L. Attenborough, p. 27)
- ◎ “[he is to pay] six shillings or be flogged.” (E. H. D. I., p. 397. K. Crossley-Holland, *A-S. World*, p. 26. Do., *A-S. Anthology*, p. 27)
- ◎ 「彼は六金志〔の科料〕を支拂ふか、然らずんば笞刑に服すべし。」(田中著『封建制の形成』, p. 169. なお同書, pp. 196-197 参照)
- ◎ 「その者は六金シリング〔の罰金〕を支払うか、あるいは笞刑を受けなければならない。」(三好著『王国の成立』, p. 231)
- ◎ 「〔彼は〕六シリング〔償うべきである〕 または彼の皮膚〔を失うべきである〕。」(戸上「ケント諸王法典」, p. 84)

以上の翻訳例によれば、セーオウは自身が6シリングを支払い、あるいは笞刑を受ける、つまりセーオウ本人がその経済的能力を享受し、また「刑事責任の主体」(栗生, 前註20)を演じるものと解されている。このような従来の一般的見解に対し筆者が否定的である論拠については既に述べた。

26) 田中氏は一方において当該§14のセーオウが「家長の保護権 (*mundbyrd*) の下に立」ち、「その家族員中に算」えられていると指摘され(田中著『封建制の形成』, p. 198), 他の法典の用例と共に一見家内奴隷的理解を試みられているように思われるものの、他方同じ§14のセーオウについてはそれは「『保有奴隷』 *servi casati* であったことであろう」(田中正義「アングロ＝サクソンの社会とその封建化」『岩波講座 世界史』, 7, 1969年, p. 383)と主張されるのは紛らわしい。

27) これは “reeve”, “Vogt” と翻訳されている。F. L. Attenborough, p. 29. E. H. D. I., p. 398. F. Liebermann, Bd. I, S. 14. C. Stephenson & F. G. Marcham, p. 6. K. Crossley-Holland,

A-S. *World*, p. 26. Do., A-S. *Anthology*, p. 28. これは王, 司教がその「所領 (estate)」(C. Stephenson & F. G. Marcham, *ibid.*; p. 6 n. 5) において特権としてかかえる私的代理人 (F. Liebermann, Bd. III, S. 29) であり “steward” (A-S. D., p. 430) にしたがって「執事」と邦訳する。但し, 彼が公的役人としてまったく機能しなかったわけではない。詳細は以下参照。H. M. Chadwick, *Studies on Anglo-Saxon Institutions (op. cit.)*, pp. 228-239. Do., *The Origin of the English Nation (op. cit.)*, p. 157. Do. & etc., *Studies in Early British History*. 1954, pp. 170-171. Jacob Grimm, *Deutsche Rechtsalterthümer, Bd. II, 1899*, S. 362-363. J. E. A. Jolliffe, *The Constitutional History of Medieval England (op. cit.)*, pp. 112-113. Reginald Lennard, *Rural England 1086-1135 A Study of Social and Agrarian Conditions, 1959*, pp. 271-276. R. I. Page, *Life in Anglo-Saxon England (op. cit.)*, pp. 108-109. R. Schmid, S. 597-599. G. Soane, “Domestic Manners and Habit of the Anglo-Saxons” (*op. cit.*), pp. 483-484. William Stubbs (ed. by Arthur Hassall), *Lectures on Early English History, 1906*, p. 8. 田中著『封建制の形成』, p. 349. 青山著『社会の研究』, p. 68. 羽田重房著『英国民主制の起源一賢人会の研究一』, 1963年, pp. 142, 244-246。

28) この語句は次のように翻訳ないし解されている。

- ◎ “einen hörigen Esne Gottes” (R. Schmid, S. 19)
- ◎ “a priest’s esne” [Price (Thorpe) の翻訳として R. Schmid は紹介する。 *ibid.*, Anm. c. 23]
- ◎ “eine unfreie geistliche Person” [Heywood の解釈として R. Schmid は紹介する。ただし賛成はしていない。 *ibid.*]
- ◎ “einen Slavenknecht [eines] Gottes [hauses]” (F. Liebermann, Bd. I, S. 14) なお “Gedes” は “Godes” と解されている (*ibid.*, * ; Bd. III, S. 29) もの F. L. Attenborough はこれに不賛成である [F. L. Attenborough, p. 181. F. L. Attenborough はイネ 王法典序章の “Godes ðeowa” は “the whole of the clergy both secular and regular” (*ibid.*, p. 183) を示すものと解す)。
- ◎ “a bond servant of a company” (F. L. Attenborough, p. 29) なお, F. L. Attenborough は “*Salomo and Saturn*, v. 449” に現われる “gæd” つまり “union” “association” と同義ではないかと考える (do., p. 182)。ただし筆者は John M. Kemble, *The Dialogue of Salomon and Saturnus, with an Historical Introduction, 1848*, p. 172, 1. 899 の “gæd” (“consort” と訳されている) を確認したにとどまる。Cf., A-S. D., p. 356.
- ◎ “an unfree servant of a community” (E. H. D. I., p. 398. K. Crossley-Holland, A-S. *World*, p. 26. Do., A-S. *Anthology*, p. 28)
- ◎ 「或る團體の一人の不自由なるエスネ」(田中著『封建制の形成』, p. 168)
- ◎ 「団体の隷属の雇人」(戸上「ケント諸王法典」, p. 87)

29) これは “Versammlung zu Gottesdienst und Gericht” (F. Liebermann, Bd. III, S. 29) と解されている。

30) §21 平民 (ceorlisc man) は彼の同等身分の者たち4人の中の1人 (feowra sum his heafodgemacene)* として祭壇において彼自身を (潔白証明すべきである)。そしてこれらすべての宣誓は非難の余地なき (unlegnæ) ものたるべし。

※ 下記のごとく訳されるものの, その内容は同じである。◎ “vier seiner Standes-genossen” (R. Schmid, S. 19) ◎ “einer von vieren seiner Standesgenossen” (F. Liebermann, Bd. I, S. 14)

◎ “three of his own class” (F. L. Attenborough, p. 29)

◎ “three of the same class” (E. H. D. I., p. 398. K. Crossley-Holland, A-S. *World*, p. 26.

- Do., *A-S Anthology*, p. 28) © “three oath-helpers of his own rank.” (C. Stephenson & F. G. Marcham, p. 6 (cf., *ibid.*, n. 3))
- 31) 自身の宣誓権は聖職者 (Cliric) (§19) は言うまでもなく、よそ者 (Gest) (§20) でさえこれを享有した。
- 32) 奴隷主の「可罰性 (strafbar)」は自身つまり「主人の関知 (des Herrn Mitwissen)」の有無には左右されないと筆者は考える (cf., F. Liebermann, Bd. III, S. 29 “Wi 21, 1], 2”)。
- 33) こうした観点から推察するならば、§24 にみるエスネに「提訴能力の有る如く思はれる」(田中著『封建制の形成』, p. 196) は疑問である。せいぜい提訴は主人を介し、しかも主人の専決事項として行われたものと思われる。
- 34) F. Liebermann, Bd. I, S. 14.
- 35) Wilkins はここに “oððe ofer sâe selle” (あるいは海を越えて売却すべし) を補う、という (R. Schmid, S. 19 Anm, c. 27)。これは §26 に倣ったものと思われる。
- 36) “ihn zur Hälfte” (R. Schmid, S. 19. F. Liebermann, Bd. I, S. 14)。これは “ $\frac{1}{2}$ vom Preis für den Verknechteten oder vom Wergeld” (F. Liebermann, Bd. III, S. 30), つまり §26 にみる海外売却あるいは贖罪のため人命金額の半分であり、以下も同趣旨である。“half his value” (F. L. Attenborough, p. 29) “half of [the payment for] him” (E. H. D. I., p. 398. K. Crossley-Holland, *A-S. World*, p. 26. Do., *A-S. Anthology*, p. 28) “half of what he is worth” (C. Stephenson & F. G. Marcham, p. 6) 「彼ノ半分」(林深山「初期イギリス法における家畜窃盗現行犯の一考察」『法律論叢』第32巻1号, 1958年, p. 106。なお氏は当該条項を §27 ((-1)) とされている。戸上「ケント諸王法典」, p. 90)
- 37) これは §26 にみる王による死刑と解せられる。しかし D. Whitelock は、盗人の逮捕者が盗人を自身の手で殺害し、かくして王の選択権を侵害したとの解釈の可能性を示唆している (E. H. D. I., p. 398 n. 2.)。ただし戸上氏はこの所説を否定する (戸上「ケント諸王法典」, pp. 90-91 註3)。
- 38) Frederic Seebohm は2つの可能的解釈つまり人命金200シリング× $\frac{1}{2}$ —王の保護権侵害罰金50シリング (=50シリング), あるいは人命金100シリング× $\frac{1}{2}$ +王の保護権侵害罰金50シリング (=100シリング) を挙げるものの否定的である (F. Seebohm, *Tribal Custom in Anglo-Saxon Law* (*op. cit.*)), p. 480)。F. L. Attenborough は、この額を疑問視する (Do., p. 182)。
- 39) F. Liebermann, Bd. III, S. 30。「褒賞」(林深山「初期イギリス法における家畜窃盗現行犯の一考察」((前掲)), p. 106。同「早期アングロ・サクソン法における家畜窃盗犯処罰権について」『法律論叢』第32巻3号, 1958年 p. 76)。
- 40) (I) © “je wie der König entscheidet” (F. Liebermann, Bd. I, S. 14) © “whichever the king wishes” (F. L. Attenborough, pp. 31, 182. E. H. D. I., pp. 398 & n. 3. K. Crossley-Holland *A-S. World*, p. 27. Do., *A-S. Anthology*, p. 28) © 「王が欲する所〔の處罰〕〔科料或ひは死罪の〕孰れにしても」(田中著『封建制の形成』, p. 169) © 「〔奴隷ノ処分ヲ〕国王ガイカヨウニ決定シヨウトモ」(林深山「初期イギリス法における家畜窃盗現行犯の一考察」((前掲)), p. 109 註20) © 「二つのうち王が望むどちらかで」(戸上「ケント諸王法典」, p. 91), (II) © “Wie der König will” (R. Schmid, S. 19. なお次の条件文とはセミコロンで区切られている。) © “if the king is willing [to spare him]” (C. Stephenson & F. G. Marcham, p. 6)
- 41) “If a Welshman slays another, the relations of the deceased assemble and harry the slayer and his relatives, and set their houses on fire until the corpse of the dead man is buried the next day about noon. Of the loot the king recovers one-third and they get the rest in peace.” (Paul Vinogradoff, *Outlines of Historical Jurisprudence, vol. I, 1971/1920*, p. 310)
- 42) Eric John, “The Age of Edgar”, James Campbell, Eric John, & Patrick Wormald (eds.),

The Anglo-Saxons (op. cit.), pp. 173 (vide, 168, 181)。

43) 次の諸指摘を参照。

- ◎ “the violent vendetta was an important force in Anglo-Saxon society.” (T.M. Charles-Edwards, “Kinship, Status and the Origins of the Hide” ((*op. cit.*)) p. 22.)
- ◎ “This system of vengeance and feud occupied a large place in the Anglo-Saxon laws”, “notwithstanding the efforts of church and state, vengeance and private warfare continued throughout the whole Anglo-Saxon period.” (J. Laurence Laughlin, “The Anglo-Saxon Legal Procedure”, ((*op. cit.*)), pp. 267, 270)
- ◎ “It was probably more customary for a feud to follow its course: a violent age settled its problems violently.” (H.R. Loyn, *Anglo-Saxon England and the Norman Conquest* ((*op. cit.*)), p. 206.)
- ◎ “the active world of warfare and kindred vengeance that flourished in the seventh and eighth centuries” (H.R. Loyn, *The Governance of Anglo-Saxon England 500-1087* ((*op. cit.*)), pp. 50 (vide, 4-5, 49, 51, 77, 128, 153-154))
- ◎ “The old law of blood-feud will die hard in Wales.” (F. Pollock & F.W. Maitland, *The History of English Law*-(*op. cit.*), vol. I, pp. 221 ((47)))
- ◎ “It was, however, a society in which the institution of the blood feud existed, and one in which the likely and acceptable reaction to wrongdoing was not payment of money but retaliation, by either the victim or his kin. This we know not simply from comparative evidence, but from the later Saxon laws, which expressly recognize the legitimacy of retaliation and the feud” (A.W.B. Simpson, “The Laws of Ethelbert”, Morris S. Arnold, Thomas A. Green, Sally A. Scully, and Stephen D. White ((eds.)), *On the Laws and Customs of England. Essays in Honor of Samuel E. Thorne*, 1981. pp. 13-14)

44) ◎ “The blood-feud was a feature of social behaviour and the royal legal codes which supplemented customary law recognised it and indeed legislated for it” (R.I. Page, *Life in Anglo-Saxon England* ((*op. cit.*)), pp. 5 (cf., 61, 63)), ◎ “the tight-knit communities often preferred vengeance to compensation.” (Martyn John Whittock, *The Origins of England 410-600*, 1986, p. 132), ◎ “This right of feud then lies at the root of all Teutonic legislation; and in the Anglosaxon law especially it continues to be recognized long after an imperial power has been constituted.” (J.M. Kemble, *The Saxons in England*, vol. I. ((*op. cit.*)), pp. 268 (vide, 267-276)). 前註43 (A.W.B. Simpson)

なお本稿では当該慣行については下記の文献箇所の指摘にとどめ、史料に基づく具体的な分析は他日を期すこととする。本稿に関わる法典では、『イネ王法典』§§ 9, 28, 34, 35; 『アルフレッド王法典』§§ 5, 39-1・2, 40, 42-1~7; 『エドムンド王第Ⅱ法典』「血讐に関する布告」などを挙げる事ができる。

John Blair, “The Anglo-Saxon Period (c. 440-1066)”, Kenneth O. Morgan (ed.), *The Oxford Illustrated History of Britain*, 1984, pp. 55, 62. J. Campbell, *Essays in Anglo-Saxon History* (*op. cit.*), pp. 136-137. T.M. Charles-Edwards, “Kinship, Status and the Origins of the Hide” (*op. cit.*), pp. 22-31. K. Crossley-Holland, *A-S. Anthology*, pp. x, 2. Katherine Fischer Drew, “Another Look at the Origins of the Middle Ages: A Reassessment of the Role of the Germanic Kingdoms”, *Speculum*, vol. 62/4, 1987, pp. 805-808. T. Forester, “Traces of the Danes in England”, J.A. Giles (ed.), *The Whole Works of King Alfred the Great*, vol. I, (*op. cit.*), pp. 532-533. J.R. Green, *A Short History of the English*

People (*op. cit.*), p. 2. Edward Jenks, *A Short History of English Law from the Earliest Times to the End of the Year 1938, 1949/1912*, pp. 7-9. J.E.A. Jolliffe, *The Constitutional History of Medieval England* (*op. cit.*), pp. 2-4, 17. L. Lancaster, "Kinship in Anglo-Saxon Society-II" (*op. cit.*), pp. 371, 375. J.L. Laughlin, "The Anglo-Saxon Legal Procedure" (*op. cit.*), pp. 262-270. F.W. Maitland, "The Laws of Wales.—The Kindred and the Blood Feud" (*op. cit.*), pp. 217-219. Do., "Outlines of English Legal History, 560-1600", H. A. L. Fisher (ed.), *The Collected Papers of Frederic William Maitland, vol. II, 1911*, pp. 427-428. William Ian Miller, "Choosing the Avenger: Some Aspects of the Bloodfeud in Medieval Iceland and England", *Law and History Review, vol. 1, 1983*, pp. 159-204. F. Pollock and F.W. Maitland, *The History of English Law, vol. I* (*op. cit.*), p. 31. Joel T. Rosenthal, "Marriage and the Blood Feud in 'heroic' Europe", *The British Journal of Sociology, vol. 17, 1966*, pp. 133-144. B. Saklatvala, *The Origins of the English People* (*op. cit.*), p. 97. F. Seebohm, *Tribal Custom in Anglo-Saxon Law* (*op. cit.*), pp. 30, 43, 413-414. A.W.B. Simpson, "The Laws of Ethelbert" (*op. cit.*), pp. 13-15. W. Stubbs, *Lectures on Early English History* (*op. cit.*), pp. 76-80. John M. Wallace-Hadrill, *The Long-Haired Kings and Other Studies in Frankish History, 1962* pp. 3, 121-147, 187-188. M.J. Whittock, *The Origins of England 410-600* (*op. cit.*), pp. 131-134. Patrick Wormald, "The Age of Bede and Aethelbald", J. Campbell, E. John, & P. Wormald (eds.), *The Anglo-Saxons* (*op. cit.*), pp. 98-99. Cf.: R.P. Abels, *Lordship and Military Obligation in Anglo-Saxon England* (*op. cit.*), pp. 222-223 n. 2. Wendy Davies, *Wales in the Early Middle Ages, 1982*, p. 80. D.J.V. Fisher, *The Anglo-Saxon Age c. 400-1042, 1989/1973*, pp. 132, 251. Max Gluckman, "The Peace in the Feud", *Past and Present, vol. 8, 1955*, p. 13. H.R. Loyn, *Anglo-Saxon England and the Norman Conquest* (*op. cit.*), pp. 295-296. F. Pollock and F.W. Maitland, *The History of English Law, vol. II* (*op. cit.*), pp. 450-451.

拙稿「13世紀のゴットランド社会」(前掲), pp. 27-31。同「12~13世紀の『都市』ニダロス」(前掲), pp. 67-70。同「北歐中世((スウェーデン))における土地所有形態—ヨーロッパ中世成立期の土地所有形態の一階梯として—」『城西経済学会誌』第21巻2・3号, 1985年, pp. 33-35。同「北歐中世((スウェーデン))における自力救済慣行—実力社会の一考察—」『城西人文研究』第13号, 1986年, pp. 19-25。同「北歐中世(スウェーデン)の社会とその土地所有形態」(前掲), pp. 29-41。当章後述〔IV〕イネ王法典 § 54-1, 74-1<註60, 86>。

- 45) H. R. Loyn, "Kinship in Anglo-Saxon England" (*op. cit.*), pp. 203 (cf., 202, 207-208). "he was powerless to stop." (A. W. B. Simpson, "The Laws of Ethelbert" (*op. cit.*), p. 14) (なお "he" は具体的にはエドムンド王 ((King Edmund)) を指す。しかし筆者はこの場合その王に限らないものとする。)
- 46) "In those societies in which the state was either weak or nonexistent, the feud often functioned as a system in which disputes were processed and resolved." (William Ian Miller, "Choosing the Avenger: Some Aspects of the Bloodfeud in Medieval Iceland and England" (*op. cit.*), pp. 160-161). "The vendetta-ridden society of the age would have no reason to cherish an ideal of political cohesion." (J. M. Wallace-Hadrill, *The Long-Haired Kings and Other Studies in Frankish History* (*op. cit.*), p. 240). Paul Vinogradoff, *Outlines of Historical Jurisprudence, vol. II, 1971/1922*, p. 59.
- 47) "Despite the remarkable growth of royal authority the king was still far from being absolute." (D. J. V. Fisher, *The Anglo-Saxon Age c. 400-1042* (*op. cit.*), p. 269.) "we note

- at first, apparently, an almost entire absence of that exercise of State authority.....” (Edward Jenks, *A Short History of English Law* ((*op. cit.*)), p. 7.)
- 48) “Reges ex nobilitate,.....sumunt. nec regibus infinita aut libera potestas,.....” (Cornelius Tacitus (tr. by M. Hutton), *De Origine et Situ Germanorum. The Loeb Classical Library No. 35, 1970/1914.* p. 140.)
- 49) J. M. Kemble, *The Saxons in England, vol. I. (op. cit.)*, pp. 152 (cf., 137-161; *vol. II.*, 1-28).
- 50) William A. Chaney. *The Cult of Kingship in Anglo-Saxon England, The Transition from Paganism to Christianity.* 1970, p. 219.
- 51) *Ibid.*, p. 259.
- 52) “although the political history of seventh and eighth century England was one of pike swallowing minnows, no one ever quite managed to become the only fish in the pond.” (Patrick Wormald, “The Emergence of Anglo-Saxon Kingdoms”, Lesley M. Smith (ed.), *The Making of Britain. The Dark Ages, 1984*, p. 59.)
- 53) § 25 もし人が人を窃盗（現行犯）において殺害するならば、（彼は）人命金（を補償されること）なく、横たわるべし。
 なお林氏は当該条項について、血讐慣行の現実的存在を背景にするもの、との理解を示される（林深山「早期アングロ・サクソン法における家畜窃盗犯処罰権について」((前掲)), pp. 74-75)。筆者はその背景認識に特に異論はない。但し、論ずべきはその血讐慣行がタキトウス著『ゲルマニア』（通称）§ 21（拙稿「北欧中世（スウェーデン）の社会とその土地所有形態」((前掲)), pp. 46-47 註1）に窺えるような、社会的秩序維持に多大な機能をそのまま果している段階であったか否かであり、しかも同種の機能について発揮された、成長過程にある王権との相関関係（“as the power of the State waxes, the self-centred and self-helping autonomy of the kindred wanes.”—F. Pollock and F.W. Maitland, *The History of English Law, vol. I (op. cit.)*, p. 31.）である。
- 54) 先駆的「ゲルマニスト」たる W. Stubbs は言うまでもなく [“Our whole internal history testifies unmistakably to our inheritance of Teutonic institutions from the first immigrants. The Teutonic element is the paternal element in our system, natural and political. The first traces, then, of our national history must be sought not in Britain but in Germany.....”——William Stubbs, *Select Charters and Other Illustrations of English Constitutional History (op. cit.)*, p. 3. Vide, Do., *The Constitutional History of England in its Origin and Development, vol. I (op. cit.)*, pp. 1-11, 33-39.], 「広義のロマニスト」においても概して大陸のゲルマン社会との類似性それ自体は否定できない [“It is beyond all dispute that the Anglo-Saxons introduced into their new home the principles of Germanic society simply because they were the only ones they knew.”——G. O. Sayles. *The Medieval Foundations of England, 1952/1948*, pp. 123 (cf., 122).]. [なお広義にはこの中にたとえば A-S と Briton, 正確には post-Roman Britain との相関, つまり Wasperton (Warwickshire) における墓制に象徴的にみられる “contact and influence from Briton to Saxon and vice versa” に注目せる主張 (A. S. Esmonde Cleary, *The Ending of Roman Britain (op. cit.)*, pp. 200-201) も入れることができるであろう。但し本稿ではいわゆる Roman Britain と A-S との連続, 非連続を巡る議論には立ち入らない。] したがって王権についても同様に考えられる [“Ideas which form the background of Anglo-Saxon thought about kingship may be found elsewhere in the common German and Scandinavian tradition.”——J. E. A. Jolliffe, *The Constitutional History of Medieval England (op. cit.)*, p. 41. “I believe that the cultural and linguistic vehicles by which the notion of the simple

whetstone and that of authority, especially royal authority, were connected in early Germanic society are now apparent.....” —Stephen A. Mitchell, “The Whetstone as Symbol of Authority in Old English and Old Norse.”, *Scandinavian Studies*, vol. 57, 1985, p. 22. Cf., “But it might be doubted that kingship on any scale was a natural concomitant of the Germanic immigration.” —Martin Carver, “Kingship and Material Culture in Early Anglo-Saxon East Anglia”, Steven Bassett (ed.), *The Origins of Anglo-Saxon Kingdoms*, 1989, p. 155]. しかし C. タキトウスが『ゲルマニア』で描く王権の在り方(前註48)を A-S 早期七王国時代の “Bretwalda”, “cyning” の範囲を越え, これをそのままイギリス諸王 (Kings of England) の伝統とするならば, この議論 [e. g., B. Saklatvala, *The Origins of the English People* (op. cit.), pp. 16, 19, 101 (cf., 102–112). James Campbell, “The First Christian Kings” (op. cit.), p. 59. Do., “Epilogue”, James Campbell, Eric John, & Patrick Wormald (eds.), *The Anglo-Saxons* (op. cit.), pp. 242–245.] は膨大な論考を必要とするであろう。ただし本稿は王権の歴史的な性格およびそれに連動し, とりわけ A-S 後半頃よりその議論の対象とされる封建制成立に関わる諸問題の検討を主題としていない。そこで多くの研究者がさまざまな角度から濃淡を交え論じている A-S 期の王権の在り方, 特質について, とりあえず手許にある下記の文献(箇所)の指摘にとどめる。

Richard Abels, “The Devolution of Bookland in Ninthcentury Kent: A Note on BCS 538 (S 319)”, *Archaeologia Cantiana*, vol. 99, 1983, p. 222. Steven Bassett, “In Search of the Origins of Anglo-Saxon Kingdoms”; Thomas Charles-Edwards, “Early Medieval Kingships in the British Isles”; Edward James, “The Origins of Barbarian Kingdoms: the Continental Evidence”, Steven Bassett (ed.), *The Origins of Anglo-Saxon Kingdoms* (op. cit.), pp. 3–52. John Blair, “The Anglo-Saxon Period (c. 440–1066)” (op. cit.), p. 55. Peter Hunter Blair, *An Introduction to Anglo-Saxon England* (op. cit.), pp. 194–204. Do., *Roman Britain and Early England 55 B.C.–A.D. 871*, 1965/1963, pp. 241–242. Nicholas Brooks, “The Development of Military Obligations in Eighth- and Ninth-Century England”, Peter Clemons and Kathleen Hughes (eds.), *England before the Conquest Studies in Primary Sources Presented to Dorothy Whitelock*, 1971, pp. 69–84. H.M. Chadwick, *Studies on Anglo-Saxon Institutions* (op. cit.), pp. 357–366. Do., *The Study of Anglo-Saxon*, 1955/1941, pp. 76–77. D.R. Denman, *Origins of Ownership A Brief History of Land Ownership and Tenure in England from Earliest Times to the Modern Era*, 1958, pp. 51–52. Edward A. Freeman, *The Growth of the English Constitution from the Earliest Times*, 1884, pp. 28–41. R.H. Hodgkin, *A History of the Anglo-Saxons*, vol. I, 1952/1935, pp. 211, 214–216. Eric John, *Orbis Britanniae and Other Studies* (op. cit.), pp. 1–63. J.E.A. Jolliffe, *The Constitutional History of Medieval England* (op. cit.), pp. 41–55. J.A. Kosminski, *Geschichte des Mittelalters* (op. cit.), S. 142–144. F.W. Maitland, “Outlines of English Legal History, 560–1600” (op. cit.), pp. 427–428 (462–463). Janet L. Nelson, “Inauguration Rituals”, P.H. Sawyer and I.N. Wood (eds.), *Early Medieval Kingship*, 1979/1977, pp. 63–70. R.I. Page, *Life in Anglo-Saxon England* (op. cit.), pp. 46–52. David A.E. Pelteret, “Late Anglo-Saxon Slavery: An Interdisciplinary Approach to the Various Forms of Evidence” (op. cit.), pp. 29–31. G.O. Sayles, *The Medieval Foundations of England* (op. cit.), pp. 128–130. G. Soane, “Domestic Manners and Habits of the Anglo-Saxons” (op. cit.) pp. 478–479. William Stubbs, *The Constitutional History of England (Abridged and with an Introduction by James Cornford)*, 1979, pp. 1–11, 22–23, 27–31. Do., *Select Charters and Other Illustrations of English Constitutional History* (op. cit.), pp. 12–13. Do. (ed., by

A. Hassall), *Lectures on Early English History* (*op. cit.*), pp. 8, 285-289. Do., *The Constitutional History of England in its Origin and Development, vol. I* (*op. cit.*), pp. 158-165. J.M. Wallace-Hadrill, *Early Medieval History, 1975*, p. 22. A.B. White, *The Making of English Constitution 449-1485* (*op. cit.*), pp. 45-48. Ian Wood, "Kings, Kingdoms and Consent", P.H. Sawyer and I.N. Wood (eds.), *Early Medieval Kingship* (*op. cit.*), pp. 19-20. Barbara A.E. Yorke, "Joint Kingship in Kent c. 560 to 785", *Archaeologia Cantiana, vol. 99, 1983*, pp. 1-19. Cf.: Christopher Brooke, *The Saxon and Norman Kings, 1989/1963*, pp. 22-24, 31. H.M. Chadwick, *The Heroic Age, 1967/1912*, pp. 344-392. Simon Keynes, "Anglo-Saxon Kingship", *History Today, vol. 35, 1985*, pp. 38-43. Rosemary Woolf, "The Ideal of Men Dying with thier Lord in the *Germania* and in *The Battle of Maldon*", *Anglo-Saxon England, vol. 5, 1976*, pp. 63-81.

青山吉信「中世初期のイギリスをどう捉えるか」『歴史教育』第13巻7号, 1965年, pp. 12-17。羽田重房『英国民主制の起源』(前掲), pp. 77-111 (154)。林深山「アングロ・サクソン窃盗防止法の発展に於る国王と領主」法制史学会編『刑罰と国家権力』, 1960年, pp. 401-429。三好著『王国の成立』, pp. 74-89。同「アングロ＝サクソン社会における血族組織について」イギリス中世史研究会編『イギリス封建社会の研究』, 1975年, pp. 47-88。田中正義「アングロ＝サクソンの社会とその封建化」(前掲), pp. 372-376。富沢霊岸著『封建制と王政—イギリス封建制の特質—』, 1968年, pp. 1-248。同「早期アングロ・サクソン時代の王権と異教の伝統」『原弘二郎先生古稀記念東西文化史論叢』, 1973年, pp. 1-22。同『イギリス中世国制史の研究』, 1978年, pp. 20-36, 53-79。拙稿「北歐中世(スウェーデン)における土地所有形態」(前掲), pp. 37, 40 註90。同「北歐中世(スウェーデン)における自力救済慣行」(前掲), pp. 41-42。同「北歐中世(スウェーデン)の社会とその土地所有形態」(前掲), pp. 3-13。

55) 林深山「初期イギリス法における家畜窃盗現行犯の一考察」(前掲), p. 121。

56) 仮に社会的上層部に限ったとしてもその「薄氷のごとき改宗」の実態("the skin-deep conversion of a king and his household was a shaky foundation at best."——John Blair, "The Anglo-Saxon Period ((c. 440-1066))" (*op. cit.*), p. 67) も忘れてはならない。

57) "Christianity was not at first preached, to a great extent, to the lower classes; it was, from the start, the religion of those in authority, whether in the central government or in the local courts." (A.B. White, *The Making of English Constitution 449-1485* (*op. cit.*), p. 59) "The vigour of the Christian Church in England in the seventh century is attested by historical records and ecclesiastical buildings, but scarcely at all by small objects belonging to its lay members." (Peter Hunter Blair, *Roman Britain and Early England 55 B.C.-A.D. 871* (*op. cit.*), p. 146)

58) "the worship of the old gods had still not been entirely stamped out in the first English kingdom to adopt Christianity." (K. Crossley-Holland, *A-S. Anthology*, p. 25)

59) "For the first century and a half after their arrival, the Anglo-Saxons were pagans. For their last 400 years of rule they were Christians." (R.I. Page, *Life in Anglo-Saxon England* (*op. cit.*), pp. 27 ((vide, 30-44))) "placing their (the Anglo-Saxons—筆者) arrival about 450, 150 years may be allowed for the conquest. In 597 the conversion began, and the ecclesiastical organisation was completed by Theodore before 690." (W. Stubbs, *Lectures on Early English History* (*op. cit.*), pp. 9 ((356)))

しかしながら上記2つの引用例文にもかかわらず想起すべきは、エセルベルト王、サベルト王の死後「ただちに異教に復帰した (promptly reverted to pagan ways)」(A.W.B. Simpson, "The Laws

of Ethelbert” ((*op. cit.*)), pp. 9 ((cf., 12-13)) 事情を語るビードの記録 (Bede ((trans. by Leo Sherley-Price)), *A History of the English Church and People*, ((*op. cit.*)), pp. 107-110) である。これは一般に主張される王や貴族など政治的、経済的有力者による「教会の創設あるいは再建 (founding new churches or refounding old ones)」(Michael Wood, *Domesday A Search for the Roots of England*, 1986, p. 57) がこの点を以てただちにキリスト教思想の一般的流布と解すことの皮相を示しており、その証拠に疫病の発生に際しては根強い異教信仰の存続を再認識させてくれる (“.....frequent lapses into paganism in times of plague, reflect a deep uncertainty in English society in the Conversion Period, an uncertainty which lingered on indefinitely, and showed itself in superstitions which were ever augmented by Mediterranean and other Christian imports,.....”—Audrey L. Meaney, “Bede and Anglo-Saxon Paganism”, *Parergon*, vol. 3, 1985, p. 25)。ただし当該問題は本稿の主題ではなく、さしあたり身近かな下記の文献箇所の指摘にとどめる。

Peter Hunter Blair, *An Introduction to Anglo-Saxon England* (*op. cit.*), pp. 120-124. Do., *Roman Britain and Early England 55 B.C.-A.D. 871* (*op. cit.*), pp. 227-228. D. J. V. Fisher, *The Anglo-Saxon Age c. 400-1042* (*op. cit.*), pp. 63-67, 134-136. Richard Hodges, “The Anglo-Saxon Migrations”, Lesley M. Smith. *The Making of Britain. The Dark Ages* (*op. cit.*), pp. 44-45. R.H. Hodgkin, *A History of the Anglo-Saxons* (*op. cit.*), vol. I, pp. 269 (cf., 245-302); vol. II, pp. 383, 463-465. Della Hooke, *The Anglo-Saxon Landscape The Kingdom of the Hwicce*, 1985, pp. 40-43. Michael Hunter, “Germanic and Roman Antiquity and the Sense of the Past in Anglo-Saxon England”, *Anglo-Saxon England*, vol. 3, 1974, pp. 49-50. J.A. Kosminski, *Geschichte des Mittelalters* (*op. cit.*), S. 141. G.O. Sayles, *The Medieval Foundations of England* (*op. cit.*), pp. 43-56. G. Soane, “Domestic Manners and Habits of the Anglo-Saxons” (*op. cit.*). pp. 467-474. F.M. Stenton, *Anglo-Saxon England, 1963/1943*, pp. 127-128. A.B. White, *The Making of English Constitution 449-1485* (*op. cit.*), pp. 59-61, 63-65. Dorothy Whitelock, *The Beginnings of English Society* (*op. cit.*), pp. 19-28, 156-158, 181-183. E.L. Woodward, *A History of England, 1979/1947*, pp. 9-10, 11. Cf.: F.M. Stenton, “The Historical Bearing of Place-Name Studies: Anglo-Saxon Heathenism”, *Transactions of the Royal Historical Society, 4th. series, vol, 23, 1941*, pp. 1-24. Wendy Davies, *Wales in the Early Middle Ages* (*op. cit.*), pp. 169-171. 鈴木利章著『デーンロー地帯とノルマン征服—英国中世史研究—』, 1972年, pp. 87-109。富沢霊岸「早期アングロ・サクソン時代の王権と異教の伝統」(前掲)。拙稿「11～12世紀のノルウェー社会」(前掲), pp. 12 註49, 17註91。同「12～13世紀の『都市』ニダロス」(前掲), p. 54 註35。同「北欧中世(スウェーデン)の社会とその土地所有形態」(前掲), p. 72 註8。

- 60) “Hälfte” (R. Schmid, S. 19. F. Liebermann, Bd. I, S. 14) “half” (E. H. D. I., p. 398) 「半分」(戸上「ケント諸王法典」, p. 91) 「半分ノ額」(林深山「初期イギリス法における家畜窃盗現行犯の一考察」(前掲)), p. 109 註20)
- 61) “half his value” (F. L. Attenborough, p. 31) 「[彼の價額の] 半額」(田中著『封建制の形成』, p. 169.)
- 62) F. Liebermann, Bd. III, S. 30. 林深山「初期イギリス法における家畜窃盗現行犯の一考察」(前掲), p. 106。同「早期アングロ・サクソン法における家畜窃盗犯処罰権について」(前掲), p. 76。
- 63) 永井氏は当該法典 §§ 9, 10, 22, 23 を根拠とし、さらにアルフレッド王法典序文 § 17 をも援用し、これらの条文に言及されている “esne” について「決して無産奴隷的な存在では(な一筆者)く、自己の土地を保有し多分自分達の共同体をも維持していた」(永井一郎「『ケント問題』と早期ケントの諸農

民」〈前掲〉, p. 35), 「自ら保有地をもってかなり独立的経営を維持していた」(同, p. 36), 「かなり独立性のある家計を営んだ」(同, p. 37) と解される。しかも氏は「三好氏はケントにおけるゲルマン的奴隷の存在を軽視しすぎる」(同, p. 35。傍点筆者) と批判される。氏は一方においてこのようにエスネを認識され、三好氏を批判されながらも、他方において「ケントでは一般農民 *ceorl* も、……普遍的に奴隷を所有していたと言ってよい……。この奴隷層の中心は……ブリトン人であった。」(同, p. 32) しかも「ケントのブリトン人の相当数とその共同体を破壊され、無産奴隷化していた」(同, p. 31) と主張される。氏の主張を確認すれば第1に、エスネは「法制的には奴隷」(同, p. 35) 「本来は……自らの共同体を維持していた奴隷であった」(同, p. 38)。第2に、かれらはいわゆる「保有奴隷」「小屋住み奴隷」であった。第3に、三好批判を積極的に換言すれば、かくのごとき形態を呈するエスネが普遍的に存在した。第4に、一般農民チオルルに普遍的に所有された奴隷はブリトン人であったとの論理的帰結として、「*esne* は専ら王や聖・俗貴族の所有にかかわる者として姿を見させている」(同, p. 37)。

さて氏の主張の中でケント地方に「小屋住み奴隷」の一般的存在を想定される見解それ自体は筆者の分析結果と等しく、これを賛成したい。しかし氏の主張には問題がないわけではない。第1に、氏のエスネ認識は基本的には従来のいわゆるゲルマニスト的解釈を踏襲せるものであったといえる。しかしこれにはすでに縷述のごとく問題点が潜んでいる。つまり氏は一方においてエスネはなるほど「法制的には奴隷」であったと明言されるものの、他方氏の強調される諸特徴に基づくならばエスネは経済的にはどのように規定されるのか、より明確に問えば、奴隷ではなかったという解釈が裏面に隠されているのであろうか。これはいわゆるロマニスト的解釈に対応するものである。こうして氏のエスネ解釈には不明瞭(敢えていえば混乱)な点が内包されているのではないかとの危惧を払拭し難い。とりわけ奴隷と隷属農民それぞれを区別するメルクマールに「共同体」を掲げる見解(本稿第I部、第3章、註26)に立つならば、筆者の老婆心は現実的となる。第2に、一般農民チオルルが普遍的に所有する奴隷はブリトン人で、共同体なき無産奴隷であり、王や貴族のそれはエスネであると断言される論拠は必ずしも完全であるとはいえない。つまり筆者は「二四条の俗人には特別の限定は加えられていないが、ここで問題にされている俗人とは世俗貴族であって、一般農民はほとんど念頭におかれていなかったと考えたい。」(同, p. 37) の論拠が何によるのか承知していないものの、氏の見解それ自体は1つの可能的解釈として肯定することができる。しかしこれは他の可能的解釈を全否定するものではない。つまり「俗人のエスネ(*folcesmannes esne*)」(§24)は文字どおり「俗人」つまり一般農民チオルルのそれであり、かくして一般農民チオルルは氏の主張のごとくブリトン人奴隷を所有していたのみならず、このエスネをも所有していたと「考える」ことも可能なのではないか。かくしてエスネ所有者層を特殊視することを避けるこの卑見は、エスネにみられる「ゲルマン的奴隷の存在を軽視」することを回避し、むしろこれを尊重する氏の論脈につながりはしないか。要するに筆者は本文で詳論したように、エスネを法的にも経済的にも奴隷として認識すること、エスネはいわゆる「小屋住み奴隷」であったこと(「保有奴隷」などとは言わない一念のため)、かくのごときエスネは普遍的に存在した、以上を改めて提案するものである。

〔IV〕 イネ Ine (688-726) 王法典¹⁾

§3 もしセーオウ(*ðeowmon*)が日曜日彼の主人の(*hlafordes*)命令により働くならば、彼は自由であるべく(*frioh*)、しかも彼の主人は罰金として30シリングを支払わなければならない。

§3-1 しかしながらもしそのセーオウが彼の関知(するところ)(*his gewitnesse*)²⁾なくし

て働くならば、彼の皮膚 (hyd) (あるいは皮膚 ((免除)) 金 ((oððe hydgyldes)))³⁾を喪失しなければならない。

§ 3-2 しかしながらもし自由人 (se frigea) がその主人の (hlaforðes) 命令なくしてその日に働くならば、彼の自由 (his freotes) を失わなければならない。(あるいは 60 シリング ((を支払うべく)), 司祭は 2 倍である)⁴⁾。

当該諸条項からまず第 1 に指摘すべきは、当時において認識された日曜労働の反社会性であり、これはウイトレド王法典 §§ 9~11 においてみた。ここにみるそれについても基本的に異ならない。すなわち § 3 に規定せる日曜労働に対する処罰は、その労働内容を問われることなく日曜労働それ自体に対してセーオウの解放と 30 シリングの罰金をセーオウの所有主へ課しており、その処罰内容から推せばそれが蔽罰⁵⁾であった点においてこれを確認することができる。この点は § 3-2 においてみる日曜労働を犯す自由人の自由身分喪失においても窺い知ることができるであろう。第 2 に指摘すべきは、日曜労働実行者の責任の問題である。§ 3 によればかくのごとき重罪性を滞る日曜労働に対するその社会的責任はその実行者たるセーオウではなくしてその命令者たるセーオウの所有主が負う。以上より次の 2 点を指摘することができる。第 1 に、セーオウはこのような重大な反宗教的、反社会的行為をその所有主の命令により強制される人間関係にあったこと、第 2 に、その日曜労働に対する社会的責任は実際の行為者は負うことなくその主人が負ったことである。以上 2 点から分析される要点はセーオウがその所有主に支配＝隷属され、しかも独立した社会的責任を行使する権能を否定された点にある。

さて § 3 に規定されるセーオウについてこのように解した場合、§ 3-1 はどのように考えることができるであろうか。従来の解釈によれば概して 2 つの特徴的見解を指摘することができる。すなわち、第 1 に笞刑を受けあるいはその免除金を支払う主体はセーオウ本人である。つまりセーオウは一定の財産及び法的権利能力を享受していた、との見解である。第 2 に、セーオウが笞刑を蒙る点を重視し、これは彼が家畜のごとく動産扱いされ、法的にも経済的にもその権能を有しておらなかったことを示し、これはその好規定である。以上に見るそれぞれの見解は同一条項にみるセーオウでありながらも相互に対立したセーオウ理解となっている⁶⁾。この点がまさに既述のごとくいわゆる「小屋住み奴隷」、「A-S 型奴隷」などと呼称される当時の奴隷をめぐり対立的議論を惹起しているのである。

このような従来の見解に対して筆者は次のように考える。すなわち、まず確認すべきは上記 2 つのうちいずれの見解にせよ双方に共通する確認は、実行者たるセーオウが、一方は金銭を手段とするにせよ、他方は「皮膚」(体罰) を手段とするにせよ自から一定の責任を負い、しかもその限りにおいて履行しているものと解され、またそのように強調されている点である。念のため再

言すればこれは体罰を強調せる上記第2の見解といえども一見その主張に反して、セーオウは犯罪の責任負担の主体となりうる、極言すれば社会的及び法的権利能力を認められ且つそれを行使している、との論理的帰結を導びいているのである。しかしながら§3を巡って推察されたセーオウの身分的事情つまり所有主との支配＝隷属関係、独立した社会的人格の否定などを斟酌するならば、セーオウは自身が責任負担の主体となったと解するのは矛盾である。したがってこの矛盾を回避するためには、セーオウの蒙むる笞刑はその所有主の有用な生産用具に対する傷害、かくして所有主に対する処罰であり、また笞刑回避のための金銭はセーオウ本人ではなくしてその所有主が支払い、かくしてそれが保護者であると同時にゲヴェーレの権源をなす所有主に対する処罰と解するのが整合的ではなかろうか。但し処罰の程度が§3のそれよりも軽減されているのは所有主の関知しない、まして命令によらない日曜労働であったという理由によるものであり、この措置はセーオウ所有者層の相互の利害関係いわば社会的互譲精神に基づくものと考えられ、自主的に日曜労働を犯したセーオウへその責任を転嫁した結果に因るものではないと筆者は考える。なお、言うまでもなく仮に責任転嫁が可能であるとするならば、論理上その被転嫁主体は社会的責任負担を履行する権能を享受していることが前提でなければならないであろう。しかしながらセーオウはかくのごとき権能を欠如していたのである。ここで浮上してくる、見落してはならない重要な点はまさにこのように社会的権能を欠くセーオウが所有主の命令あるいは関知することなく自主的に日曜労働を行ったという事態であり、ここに当該セーオウの特徴が示唆されているのである。つまり自主の日曜労働の理由、動機、そしてその条件からいかなる生活＝生産形態を分析することができるか、これはすでにウィットレド王法典において試みた。その結論を記せばいわゆる「小屋住み奴隷」であり、当該諸条項においてもこれを妥当な分析結果として援用することができるかと筆者は考える。

ちなみに§3-2と§3-1はともに自からの意志により日曜労働を犯したケースであり、前者は自身の身分喪失を以て責任を負っている点を斟酌すれば、§3-1においてセーオウに一定の法的・経済的権能を想定し、自身による責任負担の履行を想定する前記の見解の1つは両規定間の文章形式上の整合性を実現しているといえる。しかしこの形式論理は、繰返すことになるが、一方の自由人と他方のセーオウ、その身分的相違を捨象した上での同一論理で解釈を試みるものといえる。これを換言すればセーオウは自由人と同一の社会・経済的、法的原理に服すものとの論理を事前に承認しているものといえる⁷⁾。つまりセーオウは自由人と同様王権に直接対峙していたことになり、公法関係の対象者として存在していたことになる。かくしてここにセーオウと自由人の間に社会的人格の有無の区別およびその相違は霧消する。ただ両者の間に存在するのは社会的責任（負担）の程度の問題となる。すなわち自由人は、その一端を後述§§7(-1・2)において窺うことができるようなそれ相応の責任であり、セーオウのそれは笞刑（体罰）あるいはそれに

代る免除金である。かくして当該差異自体の評価はさておき、ここに指摘すべき当面の核心的論点は、セーオウは法的人格を享受するものと解さざるをえない点においてもはや身分としての「奴隷」と規定することの不可能に立ち至る点である。これは本稿における分析のみならず、これまでの重厚なA-S史研究の結果に背馳、矛盾するものである。こうして当該形式論理的解釈は成立し難いと言わざるをえない。

§5-1 もし誰かが彼（自分）の皮膚を喪失し（hyde forwyrce）、そして教会へ逃げ込むならば、彼にその鞭打は免除されなければならない。

「皮膚を喪失し」た者は「奴隷ないし半自由人」⁸⁹と解されている。仮にこの解釈を前提とするならば当該条項は奴隷が人格否定の象徴たる体罰の対象であったことを再度確認せしめるものである。なお附言すれば、教会が逃亡奴隷から体罰を免除したのは、教会が奴隷の人格を尊重、承認したことを意味するのではなく、これは教会自身が奴隷所有者であった事実をみれば改めて言うまでもない。

§7 もし誰かが彼の妻及び彼の 子供達が知らないよう盗むならば、60 シリング⁹⁰ を罰金として支払わなければならない。

§7-1 しかしもし彼が彼のすべての世帯員の承知（するところ）で盗むならば、かれらすべてはセーオウ（の身分）（ðeowot）に陥らなければならない。

§7-2 10冬（歳）¹⁰⁰の少年は窃盗の関与者でありうる。

これら一連の条項また §12, §37¹¹¹ などにおける窃盗に関する刑法学的観点からの分析¹²²は本稿の主題ではない。本稿で指摘すべき要点は窃盗犯罪が「セーオウ」身分に転落したこと、しかも10冬（歳）の少年においても同様に陥る可能性のあったことである。しかも世帯員のそれぞれは、家長による窃盗を積極的に援助せず単に黙認する程度にとどまったとしても、その処罰は同罪であり、これは10歳の少年といえども例外ではないのである。これは当時認識された窃盗行為の重罪性ととも、独立した社会的人格を享有する自由人の「自由」の裏面的条件、つまり社会的責任の高さを示唆するものではなからうか。

§11 もし誰かが彼自身の同国人を、（仮にそれが）隷属的な（ðeowne）（者であれ）あるいは自由な（frigne）（者であれ）、たとえ罪を犯した（者だ）としても、海を越えて売却するならば、彼（自分）の人命金で彼を買戻さなければならない（forgielde hine his were）¹³¹。

当該条項は一般に「隷属的(セーオウン)」なる者が売買の対象であったことを示す規定として指摘されるにとどまっている。しかも海外への売却の禁令は国内での売買の隆盛を明示するもの¹⁴⁾、との理解である。この点を確認することは「隷属的(セーオウン)」にかかわる人格的観点を検討する場合重要な論点であることに疑いはない。加えて筆者が問題としたいのは、「彼(自分)の人命金(his were)」の「彼(his)」とは売り手であり、売られる者ではない、という一般になされている解釈である。その理由は「隷属的な(者)」は「人命金を持たない」¹⁵⁾からである。要するに、ここでは「隷属的な(者)」(セーオウ)は人命金を享受しえないという通説的理解を再確認することができる。しかし筆者はこれにとどまらず生ずる1つの疑問を問題としたい。すなわち、被売却人(者)が「自由な(者)」の場合もあったのであり、この場合も彼は「人命金を持たない」を理由に売却者の人命金を以て買戻される、と上記同様に解すべきであろうか。しかしながらこれは理解に苦しむ。そこで試みになおその理由を堅持し、これを生かさんとするならば、当該「自由な(者)」は一時「隷属的な(者)」に身を落され、かくして売却された、と解すならばその「理由」を双方のケースに生かすことができるであろう。さてここで筆者が問題とするのはここに導き出された事態、つまり「自由な(者)」は犯罪者として刑罰セーオウに陥ることのあったことを改めて確認することであり、しかも彼は国内のみならず、場合によれば海外へセーオウとして売却されるケースのあったことを改めて確認することである。

§ 23-3 ウェールズ人(にして)貢租支払い人(Wealh gafolgelda)¹⁶⁾は120シリング、彼の息子は100(シリング)(の人命金を持ち)、セーオウ(ðeowne)は60(シリング)、ある者(somhwelcne)は50(シリング)(で支払うべきであり)、ウェールズ人の皮膚(Weales hyd)は12(シリング)(で贖われる)。

当該条項について本稿が問題とすべき論点は次の2点に要約できる。第1に、殺害補償額について「セーオウ」は60シリング(一般に「奴隷」の価額とされる)であるに対して、「ある者」は50シリングである点から推察するならば後者が「セーオウ」以下の社会的身分関係にあったことは明らかである¹⁷⁾。第2に、「皮膚」つまり鞭打を贖う金額たる12シリングを支払う主体は誰か。一般に鞭打は非自由人を対象になされる処罰であり、人格否定を表わす象徴的形態と解されている。しかも既述のごとくその鞭打の代償として支払われる金銭は非自由人たる「奴隷」本人が支払う、と通説(とりわけゲルマニスト的論者)は説いた¹⁸⁾。しかしこの「皮膚」免除金の支払い主体が「セーオウ」「ある者」本人か、あるいはかれらの所有主かはかれらの財産能力のみならず法的権能、すなわち社会的人格の有無に関連し見過すことのできない論点でありながらも、当該条項自体はこの点について語っていない。

§ 24 もし刑罰セーオウ (witeðeow) であるイギリス人 (Engliscmon) が自身逃亡するならば (hine forstalie), 人は彼を絞首とすべく, そして彼の主人 (hlaforde)¹⁹⁾になにも支払ってはならない。

§ 24-1 もし彼を誰かが殺害するならば, 人は彼に (ついて) 彼の血族たちに (his mægum), もしかれらが12ヶ月以内に彼を贖っていないならば, 支払ってはならない。

上記2条項から次の論点を抽出することができる。すなわち「イギリス人」は, 非イギリス人とりわけケルト系の人々とは対称的にかれらが直接社会を担う階層として, より高位の社会的地位を享受する人々であり, 非イギリス人とは異なる社会的・法的処遇を受けた。したがって犯罪に対する懲罰の方法 (形態) においても相違のあったであろうことは否めない。しかし当該条項にみる「イギリス人」の「刑罰セーオウ」について「奴隷であること」, 「奴隷の状態につなぎとめておくこと」に「懲罰の意味」²⁰⁾があったとする解釈は, もしこの点を強調するとどまるならば深長なる論点を孕むことになろう。すなわち, 「奴隷の状態」を以て懲罰を受けるかれらは, その状態を以てかれら自身がその限りにおいて自己の責任を負うもの, と換言できる。したがって絞首はその論理的延長線上の帰結といえる。つまりそれは逃亡した場合自身の生命を以て自身が負う責任の形態といえる。かくしてこの解釈から導かれる結論は当該「イギリス人」の「刑罰セーオウ」は自身でその社会的責任を果す権能を有していた, ということになる²¹⁾。しかもこの解釈は, 奴隷が一定の法的・経済的権能を享受し, その存在形態を「小屋住み奴隷」, 「A-S型奴隷」, 「有産奴隷」などと想定, 呼称される既述の見解に符合しているものであり, この点において論理的一貫性を満足しているといえる。しかしながらその論理的延長線上には, このような権能を享受せる刑罰セーオウをはたして厳密な身分としての「奴隷」として規定し得るか, という問題が浮上してくるものと筆者は考える。但しこうした論点を巡る議論については既に言及した。

さて筆者は「イギリス人」「刑罰セーオウ」の身分規定の (当否の) 問題は当面措き, 当該条項から上記とは異なる論点を読み取らんとするものである。問題とする第1は一般的セーオウの社会的評価 (地位) についてである。なるほど逃亡イギリス人刑罰セーオウが絞首されるのはイギリス人としての上記のごとき特別な社会的地位による, その対応せる懲罰であったとする解釈を敢えて否定しない。むしろ「イギリス人の場合には, ……もとは支配者の地位を占める自由身分のものであったということから, 刑罰奴隷として……の懲罰を課した……」²²⁾, これを裏返せば「イギリス人でなければ, そして刑罰奴隷でなければ, 奴隷は逃亡しても絞殺されることはなかった」²³⁾を1つの解釈として積極的に支持したい。そこで筆者が問題とするのは, こうした事情の裏面から導き出されるであろう一般的セーオウの社会的処遇である。まずこの点を考えるに当たって筆者が着目するのは「彼の主人になにも支払」われない, という規定箇所である。つまりイ

ギリス人の刑罰セーオウは逃亡する場合絞首であり、その場合なんら支払いの必要なきを改めて規定している点であり、これを裏返せば、イギリス人、刑罰セーオウ、という条件以外つまり一般的セーオウに対するなんらかの加害については相応の支払いが「彼の主人」へなされたと解せられるのである。言葉を続ければ一般的セーオウは「主人」に対して一定の補償を施される対象であったのである。ここより次の2点(i), (ii)を指摘することができる。(i) セーオウはなんらかの被害を蒙ったとしても自身はその補償、賠償等の支払いを受ける主体とはなりえず、その「主人」が受領するのである。(ii) まずこのセーオウは(i)の論点よりして社会的な人格の独立を認められることのない奴隷と考えられ、これは従来の当該用語についての理解と合致する。したがってかれらについて施される補償（賠償）の程度、性格は、主人の所有する財貨に対するその価額に相当し、そのような性格のものであったと考えられる。そこで試みにここに推察される補償の程度、性格をイギリス人の刑罰セーオウの場合と比較してみよう。すなわちもし彼がセーオウにされて後1年以内であれば、その「主人」つまり卑見によれば「彼の血族」の長（家父長）に対する補償（賠償）の額およびその性格は、逃亡に因る絞首以外は、「人命金」に近似せる程度および性格ではなかったか²⁴⁾。そしてこの点において一般的セーオウとの相違があるものと私考せられる。

上記2条項から筆者が問題とする第2は、イギリス人の刑罰セーオウの財産能力についてである。まず §24-1 に窺い知ることのできるように、刑罰セーオウに陥った場合といえどもイギリス人であれば「彼の血族」とただちに断絶されることなく、むしろ関係は継続し、「彼の血族」による贖罪の可能性は残されていた。しかしながらこれを裏面から換言すれば、彼は「彼の血族」によりその罪を贖ってもらい以外にその刑罰からの解放の方法はない²⁵⁾、ということ、つまりイギリス人の刑罰セーオウといえども自身を贖うに足る経済力を持たなかったのである。このような筆者の認識はイギリス人の刑罰セーオウのみならず、一般のセーオウについて自身による一定の経済能力、したがって法的権能の享受を想定する既述の通説的学説とは異なる見解である。

以上2つの条項およびその裏面的解釈から分析、帰納された筆者の結論は、一般にセーオウ身分の者は経済的に無所有、社会的に非独立、非人格の存在であったことを再確認することができ、しかもこれはイギリス人の刑罰セーオウといえども本質的には例外ではないと考える。

§29 もし誰かが他人のエスネ (esne) に剣を貸すならば、そして彼が逃亡するならば、彼は彼を1/3の部分 (ðrid dan dæle) で支払わ (賠償し) なければならない。もし誰かが槍を与えるならば、半分で、もし彼が馬を貸すならば全額で支払わ (賠償し) なければならない。当該条項は (B) 本標題に「他人のセーオウ (ðeowan) に彼の剣を貸与することについて (Be ðam þe his sweord alæne oðres ðeowan.)」とあることから、本文にみるエスネはセーオウと同一であるとの論拠の1つとなっている。本稿は2つの語彙の異同自体を詳細に検討すること

はず、そこに言及されている語彙の実態を検討せんとするものである。さて第1に問うべきは、他人のエスネ（セーオウ）（以下同様の趣旨）に劍その他を貸与することにより、そのエスネが逃亡した場合、貸与者はなにゆえそのエスネ所有者にエスネの価額の一部あるいは全額を支払わねばならなかったのか。それはエスネが所有者の財産の一部であり、逃亡はその財産の侵害²⁶⁾に相当するからである。

第2に問うべきは、貸与物によりなにゆえ支払い（賠償）額は異っていたのであろうか。まず貸与物か何であれ、エスネの逃亡はエスネ所有者にとって財産の喪失であり、したがって貸与者にその責任の一端のあることは言うまでもない。さて貸与物により賠償額が異っているのは貸与物と逃亡との因果関係にはそれぞれ相違があると判断されたためではなかろうか。次に、仮にこの卑見を前提とした場合問うべきは、エスネが逃亡した場合の損失額と貸与者の賠償額との（後者に反比例する）差額は誰がその負担に耐えるのであろうか。言うまでもなくそれはエスネ所有者と解さざるをえない。それは自己のエスネの逃亡防止に自身に不備があったという理由によるのではないか。つまりこれより導かれる論点は、エスネ所有者は第一義的に自己のエスネの監督責任があるのであり、但しそれが教唆され逃亡した場合、決められた逃亡との因果関係の度合により一定額が補われるにすぎないのではないか。

以上の検討より帰結する要点は、エスネは所有者の財産の一部であり、人格を否定された彼は所有主の権限の下に生活する奴隷であったといえるであろう。但し当該エスネの特徴は、他人より品々の貸与を受け、教唆され、逃亡することのできる条件の下に生活していた点にある。これはそれ自体ただちに「自立度の高」²⁷⁾さを必ずしも示唆するものではないものの、彼が必ずしもその主人による日常不断の監視・監督の下に生活を営んでいたのではない事情を推測せしめるのであり、その日常生活形態について敢言すればこれに「小屋住み奴隷」を想定することができるのではなかろうか。

§ 33 王のウェールズ人騎手 (horswealh) にして、彼 (him)²⁸⁾ のために使い走りをなすことのできる者は、その人命金 (wergield) は200シリングである。

“wealh” は、「奴隷」と解すか、単に民族的出自を示すのか、あるいはA-S人の被征服民族を指すのか等議論²⁹⁾がある。しかしここで留意すべきは彼について単に金額（200シリング）ではなく、「人命金」の語彙を以て表示されている点である。つまり一般に非自由身分の者の社会的評価額は単に金額を以て表示されるのに対して、自由人のそれは「人命金」を以て表示されるのである。したがってこの点を考慮するならば、仮に彼がかつて奴隷身分であったとしても、事実としては今や王に直接奉仕することにより一般的自由農民たるチオルルと同額の人命金を享受する身分的上昇³⁰⁾を遂げたと考えられる。

§ 39 もし誰かが彼の主人 (hlaforde) から許可なくして赴き (fare) (立ち去り), あるいは他の地域へ秘かに入り込み (bestele), そして人が彼を探知するならば, (彼は) 彼がもと居た所 (þær he ær wæs) へ赴き (連戻され), そして彼の主人に60シリング支払わなければならない。

当該条項の「彼の主人」について、「奴隷の主人」³¹⁾ あるいは「エアルドルマン (ealdorman)」³²⁾ と限定され, あるいは公共の秩序維持に責任を負ういわば政治的「領主 (lord)」³³⁾ と解されている。ただし前2者は少数派意見である。また移動する者について, 1つは「奴隷の主人」に対応して「奴隷」³⁴⁾ と限定的に解され, 他は概して身分としては「自由人」³⁵⁾ と解されている。ただしこの点においても前者は少数意見である。

さて筆者はこの問題について次のごとく考える。なお筆者はさしあたり上記の解釈論において見解の少数派, 多数派という区別は考慮外であることは言うまでもない。まず当該条項に奴隷とその主人の関係を読み取らんとする見解によれば, 「彼の主人」に60シリングを支払う主体は「奴隷」であり, この奴隷は自から60シリングを支払ったと説明される³⁶⁾。しかもこの支払い能力の享受はまさに彼にいわゆる「A-S型奴隷」(「小屋住み奴隷」)を想定する根拠となっているのである。このような見解に対して筆者が疑問に思う第1は逃亡者＝奴隷の財産能力の問題についてである。すなわち, 仮に彼が60シリングを支払う経済力を逃亡以前に持っていたとするならば, 「当時の奴隷の売買価格が一般に六〇シリングあったところから考えると」³⁷⁾ その時点において彼は自身をその主人から買取り, 奴隷身分から解放することができた筈である。あるいはその60シリングは逃亡期間中に獲得したと考えることもできるであろう。しかしこの場合彼による60シリングの支払いが命ぜられていると解されているのであるから, その金銭獲得は「公認」された行為に基づいていた筈である。したがってここにおいてはむしろ彼にかくのごとき財産の獲得を可能とさせた社会的(法的)権能(人格性の承認)の可否をこそ問題としなければならないのではないかと筆者は考える。この点はまさに他でもなく彼をしていわゆる「A-S型奴隷」たらしめる説明の本質的核心とならなければならないのではないか。しかしこの点については特に説明は与えられておらず, 単に結果として「六〇シリングを支払うことによって自分の身命を購い」とされているのである。

当該「奴隷」説に対する疑問の第2は逃亡者＝奴隷とその主人との関係である。すなわち逃亡奴隷は60シリングという財産能力があり, しかもこれを本人が主人に支払ったとするならば, その時点でその主人との人身的隷属関係は脱している筈であり, その主人の許に帰され, 両者の関係を維持しなければならない理由はないのではないか。つまり形式論的に言えば旧主人の所へ帰るか, あるいは60シリングを支払って奴隷とその所有主という関係から離脱するか二者択一が問題となるのではなかろうか。しかるに当該条項によれば双方の条件が要求されているのである。

しかも当該「奴隷」説はこの疑問について特にその説明は施されていない³⁸⁾。

以上2点に疑義のある「奴隷」説は否定されるべきであろうか。筆者はこれについて次のごとく考えることによりこの所説を生かすことができると考える。まず60シリングは窃盗罰金である、という解釈³⁹⁾にそのヒントを求める。そこで「彼の主人」から無断で立ち去り、「他の地域へ秘かに入り込」んだそれは具体的経過ではあるものの、その本質は教唆による逃亡ではなかったであろうか。したがって教唆者は立ち去り、逃亡した者の主人の立場からみれば盗人であったと認識されたのではないか。つまり逃亡者は窃盗の対象とみなされているのではないか。したがって逃亡者を受容した者はまず第1に盗物たるその人間＝逃亡者を旧所有主たる「もと居た所」へ返還しなければならず、第2にその旧主人へ窃盗罰金たる60シリングを支払わねばならないのである。仮にこの卑見に一顧の余地があるとするならば上記に提起された2つの疑念を解消することができるのではなからうか。すなわち第1に奴隷とその財産能力の問題、第2に逃亡者＝奴隷の返還と60シリング支払いの双方が規定されている問題である。

このように当該条項を単に逃亡事件とみるのではなく、窃盗事件に関する規定として解すこの私見に一片の考慮の余地があるとするならば、再度ここに確認すべきは次の2点である。第1にここに逃亡した人間は窃盗の対象、盗物の1つとして認識されていた点である。これは附言するまでもなく、彼が人格を否定された身分としての奴隷であったと認識され、そのような規定対象であったことを示している。この場合まさに三好氏の主張「許可なく移動した者が、もとの居所にひきもどされることなく、罰金の支払いによってその行動が許されたということは、かれが奴隷でないことの一つの証拠である。」⁴⁰⁾を逆説的に適用すればよい。第2に注目すべきは、彼が「彼の主人」から退去し「他の地域へ秘かに入り込」む、つまり逃亡すること、これを卑見により換言すれば他人の教唆を受けること、が可能な条件に生活していたという点である。これは彼が必ずしもその主人による日常不断の監視、監督の下に生活し、生産活動を営んでいたのではないことを窺わせる。そこで以上2つの注目点を満足させるべくこれを換言するならば、当該条項の逃亡者について「小屋住み奴隷」を想定することが整合的ではないかと思われる。

§ 47 もし誰かが (mon) 盗まれた家畜を差押えるならば、それを (について) 人 (mon)⁴¹⁾

はセーオウ (ðeowum men) を証人とすることはできない。

当該条項は従来、セーオウは証人としての権能を与えられていないことを示す一般的規定として理解されている⁴²⁾。但しこのような基本的理解に基づきながらも家畜窃盗事件以外はセーオウは証人の権能を享受した、との見解⁴³⁾もある。

さて筆者は当該条項について次のごとく考える。まず従来の一般的見解によれば、アネファンクの対象たる家畜に対してはセーオウは第三者、無関係の立場にあり、しかも原告、被告双方に

とって部外者にして非人格者であり、したがってその家畜についての証人とはなりえない、との理解である。筆者はこの一般的解釈に敢えて異論は唱えない。しかしながら筆者は当該条項について次のような解釈の可能性もあるのではないかと考える。すなわち、第1に当該条項はセーオウが証人となりえないことを一般的に規定するのではなく、しかも一般的な窃盗事件について規定するのではなく、なにゆえ特に「家畜」窃盗事件について規定しているのであろうか。セーオウと家畜に特殊な関係、背景が存在しているのであろうか。当時家畜窃盗は一般的事件であったことがその理由であるにすぎないという1つの解釈の可能性を否定しないものの、試みに筆者は、当該条項はセーオウと家畜の双方の間に日常的に緊密な関係のあったこと、したがって特に留意すべき諸点のあったことを社会的背景とする規定である、と仮定してみよう。したがって第2に当該条項は家畜が一般の自由人ではなくセーオウの下で押さえられたと考える。さて一般にアネファンク事件の場合差押え人に対してその家畜を保持している被疑者はその家畜の入手経路の証言等一定の法的手続を執るものとされる⁴⁴⁾。したがってただちにそうした手続に着手する手筈である。しかしながらこの場合上記のごとく2つの仮定的条件(状況)を前提としたケース、つまりセーオウが被疑者であるケースにおいては、差押え人＝原告は彼から法的当事者としてその証言を求めることはできないことを明確に規定せんとするのが当該条項の趣旨ではないかと考える。(この場合誰が彼に代って証言したのかについて言及されていないのは、それがもはや自明の事項であったからではないか。)かくしてセーオウに証人の権能の欠如を読み取る点において従来の見解と相違はないものの、ここに試みられた卑見の特徴は、当該セーオウは現実において家畜を保持し、それを差押えられたと理解する点である。さらに敷衍すれば彼は家畜を盗むことのできる生活条件にあったのみならず、その必要性に駆られる条件、つまりその利害に関わらざるをえない生活条件にあったと考えられる。仮に卑見に一顧の余地があるならば、ここより浮び出るセーオウの姿は一方において彼が法的には一般的な自由人が享受する証言能力を欠く存在でありながらも、他方現実的には日常家畜を不可欠とする生活および生産＝経営形態⁴⁵⁾にあったことを示唆するものと想定せられ、かくして彼にいかなる奴隷形態を想定するのが整合的であるかはもはや再言の必要はないであろう。

§ 48 もしもいかなる者であれ、近ごろセーオウとされた (geðeowad) 刑罰セーオウ (wite-ðeow) にあって、人が彼を、人が彼をセーオウとした以前に彼が盗みを犯したということで告訴する (hine mon betyhð)⁴⁶⁾ならば、その時告訴者は彼について1回の鞭打⁴⁷⁾を持ち(与え)、彼の(盗まれた)財貨額(相当の宣誓)⁴⁸⁾にしたがって鞭打へ彼を追いやらなければならない。

当該条項は、奴隷は一般に体罰を受ける対象であり、それは彼が非人格、無所有の存在であった

からである、との証左を示す一例として扱われる。筆者はこの一般的解釈に異論はない。但しこの解釈論において、当該条項の「人が彼をセーオウとした以前に盗みを犯したということ (þæt he hæbbe ær geðiefed, ær hine mon geðeowode)」部分、つまり窃盗は刑罰セーオウに陥る以前に犯された点に配慮することなく、無頓着にも一般論として解消し、単に奴隷の体罰を主張するのであるならば、若干の問題の生ずることを筆者は危惧する。

まず第1に、鞭打はセーオウが無所有、非人格であったためであるとするこの一般的解釈は、これを積極的に換言すれば、当該セーオウは自己の皮膚つまり鞭打を以て自己の責任を履行しているといえる。これは自由人がその犯す諸種の犯罪について一定の金銭的賠償（実際は動産に抛る場合が少くない）の支払いにより自己の責任を遂行する場合と、その方法はともあれ法理上原理的に異ならない。より積極的に敢言すれば、セーオウはセーオウ身分へ陥れ、人格を奪った者つまりその主人を越えて直接的に「公法」関係に対峙していた、と帰納されることになる。そこで上記指摘箇所つまり窃盗はセーオウに陥る以前に犯されたもの、が見逃すことのできない重要な部分となってくる。すなわちこの場合彼をしてセーオウたらしめたその主人にとって、それ以前に犯された、しかし今や自己のかかえるセーオウの責任を負う必要は法理上無い。それはセーオウ本人が負担すべき性質のものである。しかしながら現在彼のなしうる負担方法（形態）は自己の皮膚つまり鞭打に抛る以外はないのであり、この点において一般論の説くごとく彼は経済的無所有を証左している。但し再度繰返し強調するならば、当該条項に規定される鞭打による贖罪は、したがってその限りでの責任負担はセーオウとなる以前において犯した窃盗に対するそれであり、セーオウ状態において犯す窃盗一般について規定したものではない点に留意すべきであると考える。

問題とすべき第2は鞭打に対する制限についてである。上記のごとく鞭打がセーオウへ転落する以前においてなされた窃盗に対する贖罪の一方法（形態）であったとはいえ、これに制限が施されたのは、当該セーオウの人格を慮って設けられたものとは考えられない。それは彼をセーオウとして受容した現在の主人に対する配慮であり、これを具体的に言えば主人の財産の侵害に対する制限であり、いわば衡平な裁判を計ったものではなかったか。

かくして畢竟以上の考察から帰納される結論は、当該条項のセーオウはその所有主に隷属せる無人格で無所有な奴隷である。但しこれは上記のごとき論理的処理を経た後において、一般的解釈論と結びつくものである。

§ 50 もしイエジース生れの者が彼の住民 (his inhiwan) のために王、王のエアルドルマンと、またはセーオウ (ðeowe) あるいは自由なる者のために彼の主人 (his hlaford) と交渉する場合、彼、そのイエジースはいかなる罰金も取得しない。なんとなれば彼は以前家 (ham)

において彼 (him) を悪い行為から抑制しようとしなかったからである⁴⁹⁾。

当該条項にみる「イエジース (生れの者) (gesið) (gesiðcund mon)」はその担う社会的機能についてさしあたり2つの立場を想定することができる。すなわち一方において王権を権源とする司法, 行政 (警察を含む) 的権能を享受する公的立場であり, 他方において大土地所有に基づき, 配下の農民を経済的に支配する土地領主という言わば私的立場である。そして具体的存在としてはそのいずれかの機能を具有する領主であり, 場合によればその双方の機能を重層的属性として一身に帯びる領主であった。しかも土地領主としての私的立場には広義, 狭義のそれがあり, 広義においてはその大土地所有に基づき一定の領域を経済的に支配し, またその領域内における当該領民に対していわば私的な裁判権を行使するものであり, 狭義のそれはまさに本来の意味での「フラーボルド (hlaford)」(パンを与える者) 的領主であり, 世帯共同体員外に対しては経済・政治的支配・隷属関係を強制しない「主人」, 「家長」, 「長老」などと敢言しうるものである⁵⁰⁾。

さて当該条項にみるイエジースをかくのごとく解した場合, 次に問題となるのは彼と “his inhiwan” および “ðeowe oððe frige” との関係である。しかしながらこの関係を検討するに先だち後2者の関係について一言しておかなければならない。すなわち先学諸研究者はそのほとんどが “ðeowe oððe frige” (後者) は “his inhiwan” (前者) の言い替え, 換言すれば後者は前者の構成的身分階層と解している。そしてこの理解を前提としてイエジースはかれらのために折衝するに際して, 王, 王のエアルドルマン, 彼のフラーボルドの3者と並列的に対応するものと解されている。しかしながら原典の文言に従うならば王, 王のエアルドルマン (前2者) と彼のフラーボルド (後者) はイエジースの取扱う人的ケース (対象) に対応して区別されているのであり, 前2者はイエジースの “inhiwan” についてであり, 後者は “ðeowe oððe frige” についてである。このような原典の文言形式にもかかわらず, 多くの研究者はかくのごとき区別にあるいは無自覚であり, あるいは自覚しつつも無視し, 仮に逐語訳を施す場合でもその点についてはまったく註釈を与えていない。

さてイエジースと “his inhiwan”, “ðeowe oððe frige” の関係を条項から究明しようとする場合, 原典 “he him nolde ær yfles gestieran æt ham.” の部分, 特に “him.....æt ham” の “him”, つまりその単数形⁵¹⁾ に注目するならば, これは “ðeowe oððe frige”, “seruo uel libero” (Q)(いずれも単数形) に対応するのではなからうか。なにゆえならば “inhiwan” は複数形⁵²⁾ であり, これに対応しているとは考え難い。仮にこの卑見に基づくならば, “ðeowe oððe frige” はイエジースの直接的 (“æt ham”) 保護ないし監督下にあり, イエジースは言わば彼の私的な, 本来の意味での「フラーボルド」的存在であったと言える。換言すれば “his inhiwan” はイエジースとは必ずしもそうした関係にないより広い概念の人々, まさに “seine Gutsinsas-

sen”, 「領内居住者」, 「領民」⁵³⁾ などと表現される人々を演繹することが許されるであろう。したがって“him”をかくのごとく厳密に解す文法的可能性としての卑見によるならば, 先学諸研究者のほとんどが“his inhiwan”と条項末尾に言及される“yfles”を結びつけるのに反して, 悪行は単にイエジースの監督下にあった“ðeowe oððe frige”にのみ結びつけられ, そのいずれかが犯すものと解さざるをえない。これを換言すれば“his inhiwan”はその悪行とはさしあたり無関係である。したがってイエジースは“his inhiwan”についての交渉(調停)においては罰金(の一部)を取得できたと言えるのではないか⁵⁴⁾。仮にこの筆者卑見に一顧が許されるならば, 上記原典の筆者試訳に語句「(後者の場合)」を「……彼の主人(his hlaforð)と交渉する場合, (後者の場合)彼, そのイエジースはいかなる罰金も取得しない。……」のごとく挿入するならばよりその意図が明瞭になるであろう。顧みればイエジースの取扱う人的対象とその交渉相手にそれぞれ対応関係がみられ, 相互に区別されていたのはイエジースの担う社会的責任の範囲・程度の相違を表示するものではなかったろうか⁵⁵⁾。

さて当該条項を上記縷説のごとく理解した場合, 上記研究者によるその具体的検討が皆無であった“ðeowe”について筆者は次のごとくその分析を試みるものである。まず第1に, 仮に私見に従うならば“his inhiwan”とは区別せられ, しかもそれに対する交渉相手をフラーボルドに限定される“ðeowe oððe frige”は当該イエジースとは, そのイエジースの歴史的 성격が上記言及のいずれであれ, 深いパーソナルな関係にあったことを想定することが妥当であろう。したがってかれらの悪行を阻止しようとしなかったそのイエジースに, 罰金の支払いの義務をむしろ想定することができるとはいえ, いわんや罰金取得の権利のないことはけだし当然といえる。すなわち両者の間には人身的隷属関係の存在をすら想定することができるのである。したがってこの場合ある研究者の明言するとき, とりわけ“ðeowe”による罰金支払いの可能性⁵⁶⁾は問題にならない。仮にその可能性を想定するのであれば“ðeowe”の身分について本質的問題が出来るであろう。当該条項はこのように一方においてイエジースが“ðeowe”はもちろんのこと, “ðeowe”同様に隷属的な関係にある“frige”を抱えていたことを明示し, 他方においてイエジースは自己の領民(his inhiwan)について王, 王のエアルドルマンと交渉する場合, その罰金(の一部)の取得可能なるを規定せる意図にあったといえる。

翻って次に卑見とは異なり, 先学研究者のほとんどが披歴する“ðeowe oððe frige”を“his inhiwan”の構成部分とみなす見解に従い, まず, (i) イエジースが司法, 行政(警察)部門を司る公的立場にある場合を想定してみよう。さて“ðeowe”がその行動について“frige”のそれと同様にイエジースの直接的管理・監督の下にあり, その意志があれば規制される〔条項はただその意志のなかった(“nolde……gestieran”, “noluit……castigare” ((Q))) 場合を想定しているにすぎない。〕という事態は, “ðeowe”がその直属の主人(両者の関係は当該条項自体からは不明)

を媒介にしてその行動が完全に規制されるのではないことを示している。これは第1に彼が彼の直属の主人によって試みられたであろう埒を越える場合の起りうる日常生活形態を営んでいたことを推測せしめるのみならず、そうした事態がむしろ一般的であったと推測される。第2に彼がこのように直接的な法規定の対象となっているということは、彼が必ずしも非人格にして被所有物としてその直属の主人との私的な関係に埋没していたのではなく、むしろ“frige”と同様言わば「公法」の対象であったと言える。これは彼が罰金支払いの経済的、法的権能を享受したとする見解に符合しているものの、ここにその本質的問題点の潜んでいることは既に言及した。

(d) 次にイエジースが広義、狭義を問わず(大)土地領主のごとき私的立場にある場合を想定してみよう⁵⁷⁾。彼が配下に擁する“ðeowe”のみならず“frige”から成る“inhiwan”(“dependants”—e. g., F. L. Attenborough)(「隷属民」)の行動を抑制すべきがごとくその全責任を負っていたことは、その裏面的機能としてかれらに対するすべての権限を振るいうる立場にあったといえる。これはとりわけ“ðeowe”が政治・経済的のみならず、人格的にも厳しい隷属関係にあったことは推測せしめる。しかも当該イエジース＝領主が狭義のそれに近づくにしたがってその隷属の程度は増大したと推測することができるであろう。ここでその土地の具体的な耕作者としてたとえば「アングロ＝サクソン特有の奴隷」⁵⁸⁾、あるいは「従属的農民」⁵⁹⁾を想定することができるであろう。

以上の分析により“ðeowe”に関して下しうる結論は、一方においては彼の直接的主人＝領主である当該イエジースに対する経済的、人格的隷属下にある状態を想定することができ、この場合は身分としての奴隷を演繹することができるであろう。他方においてはその反対に、セーオウについての一般的認識つまり直属せる所有主による全一的管理、監督、を必ずしも受けない、もしくはその埒を越える日常生活形態を営み、しかもまさにそれに対応するかのよう「公」法の規定対象となり、同時に罰金支払いの権利、義務を負う言わば法的、経済的権能を享受するその姿を想定することができる。この場合これを身分としての「奴隷」として規定することには問題があると言わなければならない。畢竟筆者の見解によれば前者を、従来の一般的解釈に従えば後者をそれぞれ演繹することができるであろう。

§ 53 もし誰か(mon)が盗まれた人(forstolenne man)を他人(oþrum)の所で差し押えるならば、そして(そこで)彼(hine)(「盗まれた人」)を人(mon)(「誰か」)が差し押えたその者(pam men)(「他人」, 現在の持ち主)に彼を売却した(hine sealde)その手(hand)(売手)が死亡しているならば、その時は、それが何であれ他の動産と同じように(swa oðer fih), その者を(について)死亡した墓(deadan byrgelse)に(対して)保証を宣明しなければならず、また死亡した手が彼に彼を売却した(deade hond hine him sealde)旨を60ハイドによる

宣誓において宣言しなければならず、その時は彼はその罰金をその宣誓を以て満足したのであり、その人をその所有者に返還しなければならない (agife pam agendfrio pone monnan)。

§ 54-1 もし人が彼を(について)支払うならば、その場合彼は、もし必要とするならば (gif he ðyrfe)⁶⁰⁾、人命金 (wergild) について100 (シリング) の数毎に人 (monnan) と (7)⁶¹⁾ 甲冑 (byrnan)⁶²⁾ と (7)⁶¹⁾ 剣 (sweord)⁶²⁾ を支払うことができる。

上掲2条項において、まず § 53 にみる「盗まれた人」、「彼を売却した」、「他の動産と同じように」、「その人をその所有者に返還しなければならない」、また § 54-1 にみる甲冑や剣と同一扱いを受ける「人」などの規定表現は、この「人」が他人の所有にかかわるものであり、窃盗や売買の対象であるばかりでなく、支払い手段であり、紛れもなく家畜や犁と同様一種の動産⁶³⁾ としての取扱いを受けていることを改めて確認することができる。しかしここで注意すべきは、なるほどこれら条項に窺われる「人」は動産として扱われており、したがってそれが人格否定の奴隷であったことをとりあえず明示している。しかしそれ以上ではない。つまりこの「人」間の労働力がその所有者によっていかなる方法、形態によって利用されているのか、この点については語っていない。換言すれば一方における身分・法的観点と他方における経済的観点のうち、前者について窺い知ることができるのであり、後者については具体的にこれを知ることにはできない。しかしながら従来この相互に次元を異にする論点が混同されなかったであろうか。すなわちこの「人」間が動産扱いを受ける点を根拠にただちに「動産的奴隷」⁶⁴⁾ として判断を下され、たとえば家内奴隷のごとき主人による被給養の奴隷形態が想定されるのである。しかも他方においてこれと対称的に家族を有する「土着の有産奴隷」の存在を想定し、かくして「夫々二つの対蹠的なグループに分け」⁶⁴⁾ られるのである。しかしこのような分析法は身分的論点と経済的論点を混同した類型化であり、これが奴隷概念に少くない問題点を惹起していることは既に縷説のとおりである。

§ 54-2 人 (mon) はウエールズ人の刑罰セーオウ (Witeðeowne monnan Wyliscne) を12ハイド (の宣誓を以て) セーオウのごとく (swa ðeowne) 鞭打ちへ追いやらなければならず、イギリス人の (場合は) 34 (feower 7 XXX) ハイド (の宣誓を以て、セーオウのごとく鞭打ちへ追いやらなければならない)⁶⁵⁾。

当該条項においてまず問題とすべしは宣誓の主体は誰かである。翻訳例文はこの点を必ずしも明確にしていない。しかしある見解によればこの点は明確化され、それはセーオウと解されている⁶⁶⁾。この見解に従えば当該条項は次のごとく考えることができる。すなわち、一般的訴訟のプロセスはウエールズ人のセーオウにあっては12ハイド、イギリス人のセーオウにあっては34 (24) ハイド、それぞれに相当する宣誓を以て自身に加えられた殺人犯としての嫌疑を自身で否定した

のである。つまりかれらはかくのごとき法的小よび経済的権利・能力を事実上享受していた可能性があるのみならず、それは公認されていたのである。但しかくのごとき相当額による宣誓つまり潔白証明が不能な場合は鞭打ちを受けるにすぎない。しかもそのようなケースは、それが条件列挙規定であるのであるから、むしろ例外的措置と解せられる。なるほど不能な場合の鞭打ち自体を重視すればたしかにそれがセーオウの人格否認を示している点は否定すべくもない。しかし逆説に言えば、その方法、手段はともあれ自身が自身の罰を負った点は積極的に評価されなければならない。筆者が特に着目するのはこの点である。すなわち、一方において一般的な見解によれば「奴隷は法的に財産を所有し得ざる故に、自由人と異って体罰が加えられ」⁶⁷⁾そしてこの体罰は紛れもなく「奴隷身分の標識」⁶⁸⁾とされるのである。しかし他方当該見解に内包せる意味をより深く且つ積極的に分析するならば、加えられた殺人の嫌疑を自由人は宣誓および宣誓補助人により (§ 54)、あるいは一定額の支払いにより (§ 54-1) それを弁護ないし否定し、あるいはその責任を果したのに対して、セーオウは最悪つまり潔白証明失敗の場合自身の皮膚つまり鞭打を以てその罪を贖い、罰を償いその責任を果したのであり、その方法の相違はともあれ双方が自身による独立した責任負担を履行した点に法的立場の相違はない。そしてかくのごとく解せられ、特徴づけられるセーオウのまさにこの点が従来一説に主張され来たった「小屋住み奴隷」換言すれば「有産奴隷」「A-S型奴隷」の姿であり、その根拠であった。

さてこの点に関する他の見解によれば宣誓の主体は「人」である。この「人」は言うまでもなく当該セーオウとは別人と解せられる。ここで問題としたいのは他人のセーオウを鞭打する場合、そのセーオウがウェールズ人かイギリス人かによるその額の相違はとりあえず措くとし、なにゆえかくのごとき一定額の宣誓を必要としたのかその有償宣誓の意味である。筆者はこの点を次のように考える。すなわち、人が他人のセーオウを殺人犯として告訴する場合まずなすべきことは彼をして自日に追いやることであるとはいえ、この場合 § 54 に規定されるような宣誓補助人のごとき人的条件をまったく欠如し、§ 54-1 に規定されるがごとき一定の財産を持たないセーオウに執られる方法はその身体つまり鞭打に抛る以外にはない。しかしながら証明あるいは自白のためとはいえ他人のセーオウに肉体的強制手段たる鞭打を与えることは、仮にそのセーオウがその主人にかかわる一種の財産としてみなされていたとするならば、それはその財産への侵害行為である。したがって無制限、無秩序な鞭打が許されないのはむしろ当然である。したがって鞭打を加えるに当ってはその正当性を保障するため一定額の宣誓を必要としたのではないか。仮にこの解釈に一顧が許されるならば、さらにここで留意すべきは仮にセーオウによる犯罪（殺人）が立証せられ、かくして鞭打が犯人たる当人に加えられるとしても、その意味はけっしてセーオウ本人による責任履行のための1つの方法的手段（形態）であったと解すべきではなく、それはセーオウという財産への傷害、損害かくしてその所有主への懲罰と解すべきである。

以上当該条項に窺うセーオウについて筆者は第1の見解ではなく、第2のそれから分析、演繹された社会・経済的処遇を当該セーオウに与えられたそれと考え、かくして当該セーオウを奴隷として規定することができるであろう。言うまでもなく第1の見解に基づくセーオウ像は仮にこれを奴隷として規定するならば疑義を否定し難いのではないかと考える。

§ 63 イエジース生れの者 (gesiðcund mon) が (他の所に) 赴く (fare)⁶⁹⁾ 場合、その時彼は彼と共に彼の家令 (gerefan) を随伴することができ、また彼の鍛冶職人 (smið) と彼の保母 (cildfestrān) を (随伴することができる)。

当該条項はイエジース (生れの者) が § 50 にて既にみたごとき社会的機能を果し、とりわけここでは土地領主であったと想定した場合、彼の移動の際にその随伴が許されるメンバーを示したものである。換言すればそれ以外の人的随伴は許されなかったと言える。さて本稿において当該条項で問題とすべき要点は、このイエジースが家令、鍛冶職人、保母を随伴していた点であり、したがってかれらがいわば家内奴隷的存在⁷⁰⁾であったことを確認すれば充分である。

§ 67 もし誰かが1ヤードまたはそれ以上の耕地 (gyrde landes oþþe mare) を折合った貢租 (rædegafole) で約定し (geþingað), そして耕作する (geereð) ならば、もしその主人 (hlaforð) がその土地について労役 (weorce) を加え、貢租 (gafole) を値上げしようとする (aræran) ならば、もし彼が彼に住居 (botl) を与えていないならば、彼はそれを甘受する必要はない。そして (但し) その耕地 (収穫物) (æcra) は喪失する (polie) ことになる⁷¹⁾。田中氏は当該条項から「奴隷にあらざる自由民」にして、「私的な地代」を支払う「中世的封建的な隷農の先駆的なもの」⁷²⁾ を想定され、青山氏は「これら農民が先ず『自由』身分であることは……推定し得るが、一つは主人からの土地を保有する代償として一定の地代納付の義務を負う農民……、他の一つは右条件の他に、住居、おそらく家畜・農具・種子等々をも含めて与えられ、その代償に主人の直営地 (inland) 上の賦役的労働の負担にも服する農民層」⁷³⁾ を想定される⁷⁴⁾。両氏の解釈に対して素朴な理論的観点から共通した疑問を提示するならば、地代とされる「貢租」や賦役とされる「労役」の履行はただちに身分としては自由人であるものの、社会・経済的に従・隷属的農民を結論づけるに唯一必然的でありえようか。つまり直截に言えば、前者から後者を導くためには「折合った貢租」、「約定」という語彙に注目し、それを論拠とすること以上になによりもその実態を問題としなければならないのではないか。しかし当該条項自体はこの点についてなんら具体的には示していないのである。そこで筆者は次の2点を指摘したい。

第1に「主人」から耕地の「貸与」は受けながらも「住居」(家屋)は与えられていない農民について推察を試みた場合、「喪失」すべき“æcra”が収穫物であるのか耕地であるのかに議論

はあるものの、とにかく“*æcra*”を手離すことを覚悟の上で「主人」から要求せられた「貢租」と「労役」を拒否し⁷⁵⁾、「約定」を解消し、「約定」を媒介とする「主人」との関係から離脱する⁷⁶⁾自由もあった（「約定」を「甘受する必要はない」と考えることもできるのではなかろうか。したがってここからは農民の従・隷属性のみを一方向的に強調することはできないのではないか。この理論的可能性は両氏の解釈のそれと同率に存在する筈である。但し一般的に言えば土地を所有し、それを貸与する立場の「主人」とそれを賃借する立場の農民の間において、仮に後者が自由身分の者であるとしても、どちらが社会・経済的な優越性を享有し、有力であったかは言うまでもない。かくして現的には当該条項に従・隷属的な自由身分の農民を読み取らんとする一般的な解釈⁷⁷⁾を敢えて否定するものではない。

第2に筆者が指摘したい点は、「耕地」のみならず「住居」（家屋）をも与えられた農民についてである。このように生活の必須要件たる家屋をもその「主人」に依存しているかれらは、家屋を与えられることなく、「耕地」のみを媒介としてその「主人」との関係を結ぶ農民と社会・経済的に同一範疇にあったとは思われない。むしろかれらは現実的には「主人」から要求された「貢租」の値上げや「労役」に対しては選択の余地はなく、一方向的に従わざるをえなかったのではないか。つまり「貢租」や「労役」の要求あるいはその変更は主人の恣意によるのではなかったか⁷⁸⁾。すなわちこれを少しく敷衍するならば、かれらは条項に明記された生産手段たる「耕地」、家屋のみならず、他のさまざまな生産用具の「貸与」を受けた。むしろこれを端的に要すべきは、かれらは生産手段・用具のみならず、生活手段のすべての諸条件を、「貸与」されていたのではなく、強制的に委ねられていたのであり、またその附与なしには生存不能な程度まで社会・経済的に零落していたというのが実態ではなかろうか。仮にこの推察を前提とし、とりわけその「主人」との強制＝隷属関係を考量するならば、筆者はここにその理論的可能性として「小屋住み奴隷」を想定することができるのではないかと考える。（したがって仮にこの卑見に従うならば、「貢租」、「労役」にそれぞれ「地代」、「賦役」の語彙を当てるのは問題があることは言うまでもない。）

なお当該条項について既に「小屋住み奴隷」を想定⁷⁹⁾された三好氏はその第二刷において「折合った貢租」つまり「定められた地代」（三好）なる点に若干の問題点を危惧された⁸⁰⁾。しかし留意すべきは第1にその語彙自体はなんら「小屋住み奴隷」とその主人との関係を明確に否定するような事態、たとえば剰余労働部分の収奪の程度、とりわけ人格性の認否などを語っていない。むしろ家屋と耕地を一体とする状況から推察される主人の専断的恣意性は「主人」の対象＝相手当事者（農民）の人格否定性と相応しているのではないかという解釈の蓋然性は必ずしも低くはないのではないか。第2に語彙自体はなるほど「折合った貢租」（「定められた地代」）と表現されているとはいえ、そもそもかくのごとき貢租（地代）形態・関係は従来一般的に主張されてい

るような、常に身分的には自由人であるにもかかわらず経済的には隷属的な人々、つまり農奴的農民においてのみ存在する関係とは限らない。これは C. Tacitus がその著書⁸¹⁾において雄弁に物語っている。

§ 25 ……主人は一定量の穀物 (frumenti), あるいは家畜 (pecoris) あるいは織物 (vestis) をコロヌス (colono) (に対するか) のように課し, そしてセルヴス (servus)⁸²⁾ はこの程度まで服従するにとどまり, 家の他の仕事は (主人の) 妻や子供たちが (これを) 果す。セルヴスを鞭打ち (verberare) そして鎖および強制労働 (vinculis et opere) で罰することは稀である。

以上の考察から当該条項においては一方において、耕地を媒介とする地主＝借地農民関係を想定することができ、その場合後者は前者に対して、理論的には対等な関係を想定することができるとはいえ、実際の社会・経済的観点から言えば、隷属関係を想定することができ、これは同時に従来の諸研究を尊重することになるであろう⁸³⁾。しかし他方において耕地および家屋、したがって農具等の生産手段および生産用具を媒介とするそれらの所有者と非所有にして無産な農民との関係を想定することができ、この場合後者は前者の要求に対する選択の余地はなくその恣意的処置 (処遇) の下に日常生活を送ったのであり、かれらの具体相としてはここに「小屋住み奴隷」⁸⁴⁾を想定することが相当と思われる。しかもかれらの耕作する1ヤード (以上) の面積はまさにかれらに小屋住み＝小作形態を想定するを俟って適格的である。かくして筆者卑見の結論は当該条項から2つの形態の農民を抽出、分析せんとすることであり、従来にみられたゲルマニスト的立場あるいはロマニスト的立場それぞれの一方に偏した解釈論は採らない⁸⁵⁾。

§ 74 もしウエールズ人のセーオウ (ðeowwealh) がイギリス人を殺害するならば、彼を所有する彼 (者) は彼を (被害者の) 主人および親族に引渡さなければならず、あるいは彼の生命の代りに (wið) 60シリング支払わなければならない。

§ 74-1 もし彼が当該価額を支払おうとしないならば、そのときその主人は彼を解放しなければならず、その後もし彼が自由身分の親族 (mægburg……freo) を持っているならば、彼の親族は人命金 (wer) を支払うべきであり、もし彼が持っていないならば、血讐の執行者たち (gefan)⁸⁶⁾が彼を意のままに処置すべきである (hedan)⁸⁷⁾。

§ 74-2 自由人たる彼 (frige……he) は、彼を血讐 (fæhðe) より贖うことを望むのでなければ、そのセーオウ (peowan) について支払いをする (ような関係に留まる) 必要はない。セ

ーオウもその自由人と（そうした関係に留まる必要は）ない⁸⁸⁾。

まず § 74-2 の「自由人たる彼」は、セーオウの主人が § 74-pr. を執行せず、当該セーオウを解放した (§ 74-1) 次の段階に登上する、当該「セーオウ」の所属する「自由身分の親族」中の一員と理解する。さて § 74-2 は贖罪金支払いの主体に関してその先学翻訳例で判断する限り必ずしも明確でない。しかし筆者は敢えて次の2つのグループにその解釈を大別できるものと考え、1つは、殺人犯たるセーオウが親族を持っている場合といえども、かれらが彼に代って贖罪をするとは限らないのであって、親族は自由意志に従い血讐回避＝贖罪のための人命金を必ずしも「支払う必要はない (ne þearf.....gieldan)」のであり⁸⁹⁾、その殺人犯たる「セーオウもその自由人（たる親族）と共同して（支払う）必要はない (ne se þeowa mid þy frigea)。」のである。ここで仮に当該解釈の裏面的状況を読み取らんとするならば、その額については言及していないものの、セーオウはその親族と共に人命金支払いに参加しうることが前提とされていると解せられる。そこでここに注目すべきは、なるほど当該「セーオウ」は以前の主人からは既に解放されている状態であるとはいえ、ここに当該「セーオウ」の金銭的支払い能力を演繹しうる可能性がでてくる。これは一部論者によるセーオウ（未解放段階での）観と合致する論点である。（但し、これは筆者がとりわけ問題とする論点であり、この点については既に論及した。）

第2の解釈は、たとえば次の翻訳例，“nor need a slave associate himself with a relative who is a freeman”，「該セーオウまた、該自由民の仲間となるには及ばず」⁹⁰⁾のうち、特に“associate himself”，「仲間となる」に着目した場合である。つまり仮に当該セーオウは単に親族関係への復帰にとどまるものと考え、彼により人命金の支払いについて明記していない点において彼はその支払いには参加しなかったと想定する。これを換言すれば彼の贖罪金支払いの不参加は実は彼がセーオウ段階においてはもとより、解放後のその段階においてもそのための経済的能力を欠如していたというのがその実情であった。以上 § 74-2 についてとりあえず相互に対立する2つのセーオウ認識を分析することができる。

ところで §§ 74 pr., -1, -2 全体からどのような分析がなされているかいくつかの見解に言及したい。第1に三好氏は、そのかかえるセーオウ（「奴隷」と表記される）が犯罪を犯した場合、その所有者たる主人の責任の取り方に注目し、この点から奴隷の所有者への隷属の程度を、換言すれば奴隷自身の社会的地位の高さの程度を、推察せんとされる。すなわちケントにおいては被害者親族に対して犯人たる奴隷の引渡しのみならず、奴隷の価格の2倍ないし3倍の罰金を支払わねばならなかった⁹¹⁾。これは「奴隷所有者がその奴隷の行為に対して全面的に責任をとらねばならなかったことを明らかにするものであり、奴隷が奴隷所有者の完全な所有物であったという性格を明瞭に示すもの」⁹²⁾と解される。これに対して当該条項にみるウエセックスの奴隷については犯人当事者なる奴隷を被害者側へ引渡すかあるいは60 シリングを支払えばそれで決済され

た。これは「あくまでもかれの罪として処罰され」⁹³⁾たことを、筆者により換言すれば奴隷は自身の罪に対して責任負担の主体たりえたことを、意味するのであり、「したがって奴隷も法的な権利能力の一部を保持する者と考えられる」⁹⁴⁾と帰納される。

これに対して青山氏が当該条項 (§ 74) から分析される内容は、「奴隷は賠償能力を有たざる故に、その非行の責は第一義的に奴隷主に対して加えられた。」⁹⁵⁾であり、またこの点にとどまる⁹⁶⁾。

富沢氏は、「この規定は、加害者たる奴隷をどう処置するかに関する規定であり、被害者サクソン人……の人命金支払いは、当然のこととしてふれられていないと考えたい。」⁹⁷⁾と主張され、奴隷所有者が負うべき責任の所在、程度(範囲)を明確にされている。

以上の議論について筆者はまず三好氏に対しては次のごとく考える。たしかに犯人たる奴隷の主人による責任負担の存否あるいはその程度は、当該奴隷の独立した社会的、したがって経済的権利能力、逆説的に表現すれば主人に対する隷属性の程度、を測る指標たりうる。しかしこの論理をより確実なものとするためには、犯人たる奴隷は、自身の責任を、その主人により担われる責任の程度とは反比例して負うことが論証されなければならない。しかもこれの検証するをより困難にしているのは、奴隷所有者の負う責任負担の量(程度)と奴隷の社会的地位、双方の間には常に数式的な緊密な相関関係が存在するとは限らず、論理的飛躍の介在しうる余地を全否定することはできないのである。すなわち、自己のかかえる奴隷の行為に対してその主人はたしかにその責任を負う立場にありながらも、その責任負担の形態は、その奴隷自身の社会的自律性(独立性)とはまったく無関係に、なによりも所有者階層内部での社会的関係の中で決まる場合もありうるのである。この場合は奴隷所有者の責任負担の形態あるいはその程度と、奴隷自身の社会的地位の上下とは異次元の問題であり、双方に相関関係はない⁹⁸⁾。つまりより明確に言えば、そのかかえる奴隷に対してその主人は紛れもなく全責任を負う立場にありながらも、その具体的な責任負担は奴隷所有者相互の社会関係において決せられる場合がありうるということである。ケントに対するウエセックスを例証とするのであるならば、後者はその所有者の責任負担を所有者相互において軽減せんとする配慮によるものであったと解することができるのである⁹⁹⁾。このような解釈の可能性は、奴隷による犯罪が必ずしも軽犯罪に限定されるとは限らず、むしろその犯罪が由々しく、且つ日常・一般化しており、所有者によるその負担が増大せる状況において、所有者階層が自からの責任負担を軽減し、その保身を計るために所有者階層相互において譲歩せんとする場合において考えられる。これは奴隷の社会的地位の問題ではなく、所有者階層(の相互)の問題である¹⁰⁰⁾。

次に青山氏に対しては下記のごとく考える。まず第1に、一般に奴隷の責務はその主人が代行したと考えられる氏にあっては、当該条項においては当該奴隷の引渡しあるいは60シリングの支払いはその主人が履行したものと氏は考えられていると思われ、さしあたり首肯できる。(但し

現実的には果してそれを限度に 決済したのかどうか不明である。) 第 2 に、三好氏の掲げるケントとウエセックス双方における所有者の責任負担の相違を無視して、単に奴隷の賠償能力の欠如を主張されるに止まるならば、その史料の背後に横たわる社会的状況のより複雑な姿を見落しかねないのではないか。つまり奴隷の主人はケントおよびウエセックスにおいて等しく奴隷の行為に責任を負うと考えられる氏の認識それ自体はさしあたり議論の必要性はないものの、その責任負担の(形態の)相違を無視されることは、なかんずく奴隷自身が行動し、関わる社会的状況(条件)が深く影響を与え、かくしてそれに対応すべく執られた所有者層の措置にみられる相違、これを端的に言えば奴隷制および奴隷制社会の相違、を究明する糸口を看過することになりはしないであろうか。

次に富沢氏に対しては、氏はその主張の理由を詳述しておられないものの、その解釈自体は次に記す筆者の分析、検討に抛ればとりあえず妥当と考える。但し、氏は三好氏の主張されるケントとウエセックスにおける、セーオウによる殺人事件のその主人による贖罪方法(形態)の相違については言及されていない。この点については青山氏に対する筆者卑見を援用することができる。

さて筆者は上記一連の条項について次のごとく考える。まず §§ 74, 74-1 をみた場合、たしかにイギリス人の殺人事件は犯人たるセーオウの、被害者側への引渡さないし 60 シリングの支払いによって解決される場合があった。しかしこの方法が執行されない場合はセーオウの解放後その親族は被害者の人命金を支払わねばならなかった。つまり当該事件は人命金により贖罪されるべき犯罪であり、金額においては本来 60 シリング程度で解決されるべき事件ではなかったのはここに明らかである。したがって、解放ないし 60 シリングの支払いで済まされ得たのは彼がセーオウであったからであり、この点はセーオウ身分を検討する場合重要な論点である。

次に §§ 74-1, -2 をみた場合、血讐(フェーデ)について検討することができる。まずここに規定される「血讐(fæhðe)」, および「血讐の執行者たちが彼を意のままに処置すべきである(heden his þa gefan)」は文言自体は殺人犯たる当該セーオウに対するフェーデである¹⁰¹⁾。しかしここには文言に囚われ、誤ってはならない重要な論点が内包されていると筆者は考える。すなわちここに指摘すべきは、懸念されるフェーデは、セーオウたる殺人犯としてではなく、解放された、したがって自由身分の殺人犯に対するフェーデであったのであり、これこそ見落すことのできない、留意すべき重要な論点である。これを法制史的観点から H. Mitteis に依り確認すれば「フェーデ事件もアハト事件も、ジッペに結合した自由人に眼目を置いていた。非自由人の刑法上の地位は、根本的に別だったのである。非自由人には人間としての資格が、すなわち復讐秩序の内部での人としての意義が欠けていた。彼はその主人のゲヴェーレに服して」¹⁰²⁾ いたのである。この言葉を筆者が筆者の問題意識に合せ換言すれば、身分解放を経た殺人犯たるこの“自

由人には人間としての資格が、すなわち復讐秩序の内部での人としての意義が備わっていた。自由人は独立の人格を享受していた。” こうして §§ 74-1, -2 に規定された殺人犯に対するフェーデの分析から、セーオウの状態ではその対象となりえない、これを換言すれば自由人の間において適用されるべき、フェーデ慣行の一般的存在を帰納することができる。顧みればイギリス人の殺害は本質的にはフェーデの対象に関わる事件であった。但しこれは前述のごとく人命金により解決が計られる場合もあり、したがってこの点において「国家」的公権（さしあたり王権）の一定の成長¹⁰³⁾ を読み取ることができるとはいえ、それが本来的には単に犯人たるセーオウの引渡しあるいは60シリングの代納で決済されるがごとき事件でなかったことはこの点からも確かめることができる。但し、後者の解決方法で見落してはならない肝要な論点は、犯人がセーオウ身分という条件においてのみ有効であった点を再確認しておきたい。

さて以上分析、検討、かくして確認された2点（人命金、フェーデ）を前提とした場合、筆者が改めて問題としたいのは §§ 74-1, -2 に規定されている当該セーオウの所有主による解放の理由とその意義、またその場合そのセーオウの親族はその親族関係を修復し、彼に代って犯罪責任を負うか否かはかれらの自由意思に任されていたその理由と意義である。まず前者について言えば、当時セーオウによる殺人は、法理上その所有者に全責任が負わされていたと考えられる。したがって法的責任の主体となりえないのみならず、フェーデの対象ともなりえない当該セーオウは、実は、もはや言うまでもなく身分としての奴隷であったと規定しうる。当該セーオウの解放は、したがって所有主の経済的打撃かくして所有主に対する処罰であったとはいえ、それはなによりもそれ以外の責任を回避することがその理由であり、セーオウの社会的地位の高さを語るものではないと考えられる。

ところで当該解放行為はそれにとどまらず解放後におけるその親族の自由意思一思惑とも深く関連していたと考えられる。すなわち親族の処置について田中氏は次の見解を表明されている。つまり「加害者たるセーオウは、よしいま彼の身代金支拂の義務を果さざる主人より解放せられたりとは云へ、彼の自由民親族は未だ彼にとっての親族ではなく、彼は未だその自由民の親族に復歸してゐないのであり、法的には彼はなほその親族的背景を有せざる者たることを表はしてゐるのである。……ところで当時、その親族より切り離された、人間失格者たる奴隷は、當然物權法に支配せられ、その性質上物として觀念された。」¹⁰⁴⁾ 氏の見解を要すれば、当該セーオウは自由民の親族に復歸しておらず、したがって「その親族より切り離され」ているのであるから依然として「奴隷」である。したがってその親族はそのセーオウについてはなんらあずかり知らない事柄であるとの立場を取り得たのであり、「何ら被害者側の親族からの復讐を惧れる必要はないのである。」¹⁰⁵⁾

田中氏のこの見解に対して筆者は次のように考える。すなわち、当該セーオウはその所有主か

らセーオウ身分を解放されたのであるから、当然その所属すべき親族を法理上もっていた筈であり（仮にこれを依然としてもっていないとするならば、「その親族より切り離され」た存在たる「奴隷」の所有主からの解放とは一体何であったのかそれ自身矛盾である）、この段階で法的には以前の親族に復帰したものと解す。（法的条件が与えられないために自由民の親族に復帰していないのと、条件は与えられながらも復帰すべき親族がその時点でいないのとは本質的に異なる。）但し今やセーオウ身分を脱した自由身分の親族の一員を、しかも殺人犯を親族内に留め置くことは、上記に帰納したごとく被害者親族からのフェーデを蒙む危険性があった。したがってその危険性を回避せんとするならば、彼を解放されると同時にその親族から追放しなければならないのである。つまり彼は平和喪失者として扱われるのである。このように分析する筆者は、したがってその親族がフェーデを蒙むらないという点では田中氏と同一見解ではあるものの、当該殺人犯について田中氏は奴隷をその理由とするのに対して、筆者は身分としては自由人、但し平和喪失者をその理由とする点が根本的に異なっている。

田中氏と筆者のこの見解の相違は殺人事件の責任負担、贖罪方法（形態）を分析する場合本質的に異なり、したがって重要な論点として浮上してくる。すなわち、所有主がセーオウを解放した後その親族がセーオウを受け入れ（Geschlechtsleite）¹⁰⁶⁾、その贖罪を履行する場合、人命金が支払われた。これは当該セーオウがもはや身分的に奴隷ではなく、自由人となったからである。これに対して、殺人犯たるセーオウは解放後その親族によりただちに平和喪失へと追放され、あるいは復帰すべき親族がもはやいない場合、被害者親族から「意のまま(なる)処置」 (§ 74-1) を受け、あるいは「血讐」 (§ 74-2) を蒙った。さてここにみる2つの贖罪方法のうち、とりわけ後者に注目し、これを田中氏の所説・論理に従えば、当該セーオウは「奴隷」の身分のまま本人1人でその犯罪責任を負っているといえる。これは奴隷に対して一定の法的権利能力を想定される氏のセーオウ（奴隷）観と合致せるものであり、この点では氏の所説内部での矛盾ではなく、むしろ整合的でさえある。しかし殺人罪を、しかも上記にその贖罪方法につき帰納されたそのような性格の事件を、「その性質上物として観念され」¹⁰⁷⁾ 「社会に於ける身分序列外的な存在」¹⁰⁸⁾ たる奴隷が一定の法的権能を以てただ1人独力で罪を贖ったと解される点には少なからぬ疑念を筆者は拭い去ることはできない。これに対して筆者は次のごとくその解釈を試みるものである。すなわち、殺人犯たる彼は今や法理上自由身分である点において享受する権能の1つとしてフェーデを甘受することにより、社会的たりうるその責任を果さんとしているのである。したがってここで当該殺人犯が自身でその責任を負い、贖罪せんとしている点において田中氏の見解と表象的には同一に見えるとしても、その含有する意味が本質的に異なっている点は重要である。ここにおいて上記に示された H. Mitteis の見解を想起することはとりわけ重要であり、またその論点に合わせて換言された筆者の卑見を想起するのが適当であろう¹⁰⁹⁾。

上記の分析に仮に首肯の余地があるとするならば、さきに提起された2つの理由とその意義、つまり所有主による殺人犯たるセーオウの解放、その後の所属親族による贖罪の任意性、はここに明らかであるとはいえず、これを要約すれば、ウェールズ人のセーオウによるイギリス人殺害はその所有主がその責任を負うことが原則であり、それを怠るならば本来的にはその所有主に対して被害者側からのフェーデが執行されたものと考えられる。仮にこれを回避せんとするならば、当該セーオウを解放し、彼との関係を絶つことであつた。またフェーデの危険性は当該セーオウ解放後、それを受け入れた親族にとつても同様である。したがつてかれらは人命金を支払うか、あるいは彼を平和喪失者として追放し、彼との関係を断絶することが必要であり、このいずれを執るかにその任意の選択権を持っていたのである。

また当該セーオウはその犯罪の責任が第一義的にはその所有主にあつたのは、彼がその所有主に対して法的にも経済的にも隷属する社会的人格を欠如せるまっただきの奴隷であつたからである。しかも解放後のその親族によつて支払われる人命金、あるいは自身甘受すべきフェーデ、これらは彼が自由身分であることを条件として初めて執行される方法であり、ここに当該セーオウの解放以前の隷属性¹¹⁰⁾と好対象をなしている。

《註》

- 1) 本稿では F. Liebermann, Bd. I. 所載の写本“E”を基本テキストとする。ただし適宜同所載の他の写本を示す場合もあり、それを単にたとえば“H”, “B”などと表記する。
 - 2) 「彼の関心(するところ)」の「彼(his)」が“domini sui”(Quadripartitus—12世紀初頭に成る、本稿で扱う大方の法典それぞれに対応したラテン語訳で、F. Liebermann, Bd. I. に所収されている。本稿ではこれを以下“Q”と略記する)、つまり当該セーオウの所有主であることは言うまでもない。
 - 3) 当該部分は“H”, “B”に拠る。当該部分を含む条文の主節は次のごとく翻訳されている。
 - ◎ “büße er es mit seiner Haut (oder seinem Hautgelde).” (R. Schmid, S. 23)
 - ◎ “verliere er seine Haut (oder Hautgeld).” (F. Liebermann, Bd. I, S. 91)
 - ◎ “he shall undergo the lash or pay the fine in lieu thereof.” (F.L. Attenborough p. 37)
 - ◎ “he must be whipped or pay a fine.” (H. P. R. Finberg, “Anglo-Saxon England to 1042” ((*op. cit.*)), p. 437)
 - ◎ “he is to be flogged.”, “or (pay) the ‘hide-price’” i.e. the sum to save him from being flogged.’ (E. H. D. I., p. 399 & n. 1)
- 以上5例によれば笞刑を蒙むる主語は同時に支払いの主語であり、それはセーオウと解されている。
- ◎ 「彼は笞刑の苦を嘗むるか、然らずんば、笞刑免除金を〔支拂ふべし〕。」(田中著『封建制の形成』, p. 170) 受刑と免除金の支払い双方の主体はセーオウと解せられ、したがつて「事実上の *peculium* を有してゐた」のみならず「法的にも認められてゐた」(同書, pp. (196-) 197)
 - ◎ 「笞刑を受ける。あるいは笞刑免除のための罰金を支払わねばならない。」(三好著『王国の成立』, p. 204) 田中氏と同様に解されている。セーオウは「自分の家産をもつて」おり、したがつて「罰金を支払う能力」があつたのみならず処罰を負う「法的権利能力」を享受していた(同書, pp. 204, 206-208, 234-235)。
 - ◎ 「彼の皮膚を喪ふべし(鞭打たるべし)」(青山著『社会の研究』, p. 177) この条項は一方では「補

償金支払か或いは笞刑等の体罰か、孰れかの刑を規定する条」(同, p. 176)として扱われている。なおこの場合補償金支払いの主体が誰であったのかその明言はされていないものの、当該条項を含むこの段落は「有産奴隷」の用例が挙げられている箇所であり、氏自身「古典古代に比して、より『自由』なる法的処遇下にあったことの例証として、従来屢々挙げられ来たった所である。」(同所)とされ、このような解釈それ自体は否定されていない。したがって補償金支払いの主体はセーオウと解されているのであろうか。しかしながら氏は他方当該条項を「法的に財産を所有し得ざる故に、……体罰が加えられることを、……明瞭に語っている。」(同所) いわば奴隷の特徴を示す規定例の1つとして扱われている(同, p. 177)。すなわち氏は当該条項について相互に矛盾する解釈を下されているとの印象を筆者は否定し難い。

◎ 「彼の皮膚を喪失すべきである。」(戸上「イネ王法典」, p. 14) 免除金支払いを示す写本を紹介されるものの、その支払いの主体については言及、明言はない。

4) “H”, “B” に拠る。

5) 「蔽罰」であったか否かは基本的には比較の問題であるとはいえ、ウェセックスの奴隷の価格は60シリング、およそ牡牛8頭分相当である。したがってここに規定せる奴隷の解放と30シリングの罰金により蒙る損失は都合牡牛12頭分に相当するといえる。本章〔II〕フロスヘレ・エアドリク王法典, 註2参照。

6) 以上2つの見解について、前註3参照。

7) 次の説明はまさに双方を同一の論理基準で評している典型と解さざるをえない。“So, too, in the matter of punishments; where the freeman can pay a fine, the slave pays with his hide, i. e. is scourged;” (A-S. D., p. 1054)

8) F. Liebermann, Bd. III, S, 69. 戸上「イネ王法典」, p. 16註1。

9) これは単に国王への「窃盗罰金」(林深山「初期イギリス法における家畜窃盗現行犯の一考察」(前掲), p. 118) との理解にとどまるよりは、§7-1にみるセーオウ身分から「奴隷として自分の身命を六〇シリングで買いとること」(三好著『王国の成立』, p. 184) と理解する方が、当該社会における奴隷身分を問題とする筆者にとってはよりその意義は深い。

10) 後に12歳、次に15歳にそれぞれ引上げられた(R. Schmid, S. 24 Anm. c. 7)。なお一般的には8歳から13歳(実際は15歳未満まで)の期間が“childhood”で、それ以前は“infancy”, それ以後が“manhood”と考えられていた。G. Soane, “Domestic Manners and Habits of the Anglo-Saxons” (*op. cit.*), pp. 417-418. F. Pollock and F.W. Maitland, *The History of English Law (op. cit.)*, vol. II, pp. 436-439. ちなみに、ウェールズ法によれば7歳までは無罪、14歳までは執行猶予である(T. P. Ellis, *Welsh Tribal Law and Custom in the Middle Ages (op. cit.)*, pp. 382-383)。

11) §12 もし盗人が(現行犯で)捕えられる(gefangen) (a)ならば、彼は死(刑)により死ななければならず(swelte deaðe)(b)、あるいは彼の生命は彼の人命金(の支払い)により人によって贖われなければならない(his lif be his were man aliese)(c)。

※ (a) “auf handhafter That” (R. Schmid, S. 26 Anm. c. 12) “[handhaft]” (F. Liebermann, Bd. I, S. 95) “[in the act]” (F. L. Attenborough, p. 184. E. H. D. I., p. 400. C. Stephenson & F. G. Marcham, p. 7) 「(現行犯で)」(黒須著『イネ法典の研究』, p. 334. 林深山「初期イギリス法における家畜窃盗現行犯の一考察」<前掲>, p. 111.)

(b) この部分は従来次のごとく翻訳されている。“sterbe er Todes” (R. Schmid, S. 27) “erleide er den Tod” (F. Liebermann, Bd. I, S. 95) “die the death,” (F. L. Attenborough, p. 41. E. H. D. I., p. 400) “let him suffer death” (C. Stephenson & F. G. Marcham, p. 7) 「死ヲ死ヌベキデアリ」(林深山, 上掲論文, p. 110) 「死で死ぬべきである」(戸上「イネ王法典」, p. 24) 「死なねばならない」(黒須著上掲書, 同所)

(c) この部分の試訳及び下記の従来の翻訳は“man”を原典のまま尊重するか否かで相互に相異がある。

“man löse sein Leben mit seiner Were aus.” (R. Schmid, S. 27) “man löse sein Leben durch sein Wergeld aus.” (F. Liebermann, Bd. I, S. 95) “his life shall be redeemed by the payment of his wergeld.” (F. L. Attenborough, p. 41) “his life is to be redeemed by his wergild” (E. H. D. I., p. 400) “redeem his life through payment of his wergeld.” (C. Stephenson & F. G. Marcham, p. 7) 「彼ノ生命ガ彼ノ人命金ニヨツテ贖ワレルベキデアル」(林深山, 前掲論文, p. 110) 「彼の生命を彼の人命金によって人は贖うべきである。」(戸上, 上掲同所) 「彼の生命が彼の人命金によってあがなわれねばならない。」(黒須著上掲書, 同所)。

§ 37 平民 (cirlisca mon) にして, しばしば窃盗で告訴され, そしてついに釜 (ceape)(d)において, また他に明白な罪状において罪あるものとして捕えられるならば, 人は彼について (の) 手または足を打ち落さなければならぬ。

※(d) 当該原典箇所 “gefó in ceape” について次に示されるように異なる解釈が施されている。

- ◎ “fängt mit dem Vieh” (R. Schmid, S. 39), つまり「盗品と共に (mit dem ((gestohlenen)) Gut)」と解される (Do., S. 38. Anm. c. 37. なお同所に Price, Ettmüller の解釈も紹介されている)。この場合 “ceape” は “ceáp”, その語意を “saleable commodities, goods, cattle;” など (A-S. D., p. 148) と解されている。
- ◎ “and at last is caught offending when a pledge has been given for his good conduct” (A-S. D. Supple., p. 119. F. Liebermann, Bd. III, S. 74) この場合 “ceape” を “ceáp”, その語意を “property given as pledge” (A-S. D. Supple., *ibid.*) と解されている。
- ◎ “abfasst im Kessel [fang]” (F. Liebermann, Bd. I, S. 105) この場合 “ceác”, その語意を “pitcher, jug, basin, laver” (A-S. D., p. 147) と解され, これは神明裁判 (Ordal) によるものと解されている (同裁判についての詳細な解説は F. Liebermann, Bd. II, S. 601-604)。
- ◎ “proved guilty in (at) the ordeal” (F. L. Attenborough, p. 49. E. H. D. I., p. 403)
- ◎ “proved guilty.....through the cauldron” (C. Stephenson & F. G. Marcham, p. 9. しかも “the ordeal of hot water” と明記される。 *ibid.*, n. 15.)
- ◎ 「神意裁判による」(三好著『王国の成立』, p. 152)
- ◎ 「釜 (=神判) において」(戸上「イネ王法典」, p. 52)
- ◎ 「深湯において」(黒須著上掲書, p. 347)。

以上大方の解釈は “ceape” は “ceác”, そして神明裁判に結合して考えられている。これに従うならばそのプロセスを窺い知る為に次の法令は参考となる。“Dom be haten isene an[d] wætre” (当該史料のテキスト及びその翻訳, 参考文献については本章後記 [IX] エセルスタン ((Æðelstan)) 王第Ⅱ法典 § 19 参照)。

- 12) 他に § 37 とほぼ等しい内容を規定する § 18 など。F. Liebermann, Bd. III, S. 69-70, 74. F. L. Attenborough, pp. 184, 185. 林深山「初期イギリス法における家畜窃盗現行犯の一考察」(前掲), pp. 110-120。
- 13) 原典 “forgielde hine his were” 部分について次の翻訳が施されている。① “vergelte er ihn mit seiner Were” (R. Schmid, S. 27) ② “löse er sich mit seinem Wergeld” (F. Liebermann, Bd. I, S. 95) ③ “let him pay for him according to his ‘wer.’” (W. Stubbs, *Select Charters and Other Illustrations of English Constitutional History* -((*op. cit.*)), p. 61) ④ “he shall pay for him with his wergeld” (F. L. Attenborough, p. 41) ⑤ “he is to pay for him with his [own] wergild” (E. H. D. I., p. 400) ⑥ 「彼は, 彼の人命金 [に等しき補償金] を以て, 彼のために (彼の罪を贖はんがため) 支拂ふべく」(田中著『封建制の形成』, p. 170) ⑦ 「[その者を売却した] 人は自分の人命金 [にひとしい補償金] を, その者のために支払わねばならない。」(三好著『王国の成立』, p. 176) ⑧ 「[彼は] 彼の人命金で自身を支払うべきである。」(戸上「イネ王法典」, p. 23) ⑨ 「彼は

自分自身の人命金でもって自分をあがなわねばならない。」(黒須著『イネ法典の研究』, p. 333)。

上記の訳例はそれを必ずしも明確に示しているものではないとはいえ、まず原典“his were は被売却者の人命金ではなく、売却者のそれ (Des Verbrechers Wergeld also ist gemeint—F. Liebermann, Bd. III, S. 70. vide., F. L. Attenborough, p. 184) と解せられる。次に“hine”について、②③④は売却者自身を、それ以外は被売却者をそれぞれ意味するものと解せられる。したがって後者によればその人命金は被売却者(側)に支払われ、その性格は「補償金」と考えられ、前者によればその人命金は不法海外売却という自分の罪の贖いの為に支払うのであり、それは罰金としての性格となり、その罰金要求権は王が行使するものと考えられる (F. Liebermann, Bd. III, S. 70)。

さて上記の諸点について筆者は次のごとく考える。まず“forgielde” (forgieldan) の語意を“with idea of release, redemption, buy off” (A-S. D. Supple., p. 244), “von Strafe zu lösenden (freikaufen)” (F. Liebermann, Bd. II, S. 76) と解す。次に原典“hine” (再帰代名詞) を“eum” (Q) (人称代名詞) と解し、これを被売却者と考える。但し、この考え方は F. Liebermann によって正面から否定されている (Q ((der Neuere verführt)) missversteht das reflexive hine als eum ‘Verkaufen’—F. Liebermann, Bd. III, S. 70. また“hine forgieldan” は文字どおり“sich loskaufen” と解されている—F. Liebermann, Bd. II, S. 76)。また原典“his were” は“wera sua” (Q) と解し、“sua” (再帰代名詞) は“Si quis” (Q) の“quis”つまり売却者と解す。以上を論拠として文意を、売却者は自分の人命金を以て被売却者を買戻すと考える。卑見は、②③④から窺えるように仮に売却者が平和喪失に陥り (Verbrecher friedlos geworden ist—F. Liebermann, Bd. III, S. 70), かくして自己の救済の為に人命金を使用されたとするならば、被売却者の原状回復については不明であるだけでなく、その履行が困難なように思われ、不自然に感じられ、この疑念を払拭せんとする試みである。

14) 三好著『王国の成立』, pp. 176-179. 青山著『社会の研究』, pp. 165-166.

15) F. Liebermann, Bd. III, S. 70. F. L. Attenborough もこれを承認する (F. L. Attenborough, p. 184)。

16) まず“gafolgelda”には次の訳語が施されている。“Zinsmann”, “zinspflichtiger (Wäle)” (R. Schmid. S. 23, 31) “ein Abgabepflichtiger”, “ein Abgabenzahler” (F. Liebermann, Bd. I, S. 93, 101) “taxpayer” (F. L. Attenborough, pp. 39, 43) “rent-payer” (E. H. D. I., pp. 399, 401. C. Stephenson & F. G. Marcham, p. 7)

次にその解釈はおおよそ2つに大別される。

◎ “the man paying tribute from his land to the king,” [P. Vinogradoff, *The Growth of the Manor* (*op. cit.*), pp. 127-128. ちなみに下線(筆者)部分を明確に表現すれば“a family land, a hide of their own” (*ibid.*, p. 141), なおこれは「一ハイドという彼ら自身のための家族保有地」(同著・富沢霊岸・鈴木利章訳『イギリス荘園の成立』, 1972年, p. 174. 傍点筆者)と邦訳されるものの、いかがか。] “we find in place of *ceorl* the words *gafogelda* and *gebur*, which may perhaps be regarded as comprehending all persons of *ceorlish* standing.”, “it appears probable that the Welsh *gafolgelda* was a man who possessed a hide of land.....there is nothing to prevent us from believing that the English *gafolgelda* also was a *ceorl* who possessed a certain amount of land, though less than five hides.” (H. M. Chadwick, *Studies on Anglo-Saxon Institutions* (*op. cit.*), pp. 86-87, 87 n. 1.) “a peasant who held a hide of land” (F. L. Attenborough, p. 183) 以上の見解によれば、これは王に貢租を納める自由土地所有農民で“*ceorl*”と同類に考えられている。

◎ “ein persönlich Freier, der Bodenzins dem Grundeigentümer schuldet von dem Lande, das er unter ihm, nicht zu echtem Eigen, besitzt.” (F. Liebermann, Bd. III, S. 69) “one who

holds land from a lord at a rent” (E. H. D. I., p. 399 n. 4) 以上の見解によれば、これは身分的には自由でありながらも経済的には土地領主に隷属的な農民に比定される (equated socially with the free but economically dependent peasant—F. M. Stenton. *Anglo-Saxon England* (*op. cit.*)), p. 259 n. 1) と考えられている。但し、§24-2「ウェールズ人 (Wealh) (について)、もし彼が5ハイド (の土地) を持つならば、彼は600 (シリングの人命金) である。」参照。

“gafolgelda” は A-S 社会の根幹的社会階層の1つであり、門外漢の筆者はこれを語る立場にない。とりあえず下記文献を挙げるにとどめる。F. L. Attenborough, pp. 183-184. H. M. Chadwick, *ibid.*, pp. 86-87, 100, 137, 377, 412-413. F. Liebermann, Bd. II, S. 85, 298. F. Seebohm, *Tribal Custom in Anglo-Saxon Law* (*op. cit.*), pp. 354-355, 393-396. C. Stephenson & F. G. Marcham, p. 7 n. 3. P. Vinogradoff, *ibid.*, pp. 238-241, 243 (邦訳上掲書, pp. 296-300, 303)。E. H. D. I., p. 399 n. 4. 青山著『社会の研究』, pp. 30-51, 76-78。同「早期アングロ＝サクソン社会の自由人」久保正幡編『中世の自由と国家—西洋中世前期国制史の基礎的諸問題—』(中), 1964年, pp. 12-25。林深山「ガヴォル・イェルダとガヴォル・ランド—初期アングロ・サクソン『法典』の解釋の方法に関する覚え書—」『法制史研究』第26巻, 1976年, pp. 45-85。黒須著『イネ法典の研究』, pp. 183-196。三好著『王国の成立』, p. 80。永井一郎「Ine 王法典の hlaford と農民(→)」『一橋論叢』第68巻4号, 1972年, pp. 65-85; 同誌第69巻1号, 1973年, pp. 35-43。田中著『封建制の形成』, pp. 181-182。同著『イングランド初期経済史の諸問題』(前掲), pp. 44-50, 100, 102。富沢豊岸著『封建制と王政』(前掲), pp. 28, 142-143。

- 17) F. L. Attenborough は “slaves in a Welsh community or household” (F. L. Attenborough, p. 186) と推察する。
- 18) なお、鞭打免除金支払いの主体について言及せず、もっぱら鞭打を甘受するのは「奴隷」たる本人である、と主張するにとどまる他の学説 (アンティ・ゲルマニスト的論者) といえども、「奴隷」たる本人が自から一定の責任を負っているという点においては双方の見解に本質的相違はないのであり、ただその責任負担の方法が異なるにすぎない。この点は既に言及した。
- 19) “hlaford” の語彙は多義を含む (R. Schmid, S. 612. F. Liebermann, Bd. II, S. 115-116. A-S. D., p. 540. A-S. D. Supple., p. 549) ため、その都度その語意を確定しなければならない。従来の研究者は次の訳語を施している。“seinem Herrn” (R. Schmid, S. 31. F. Liebermann, Bd. I, S. 101) “his lord” (F. L. Attenborough, p. 45) “his master” (E. H. D. I., p. 401. ちなみに D. Whitelock. は §3 ((-1)) では “master”, §3-2 では “lord” と語彙を使い分けているものの、上記3者はとくにその区別をしていない。) 「かれ(彼)の主人」(田中著『封建制の形成』, p. 171。三好著『王国の成立』, p. 184。青山著『社会の研究』, p. 177。黒須著『イネ法典の研究』, p. 340。) 「彼の主君」(戸上「イネ王法典」, p. 37)。以上の訳例によれば “hlaford” は当該刑罰セーオウの所有主と解されている。筆者はこの解釈に特に異論はないものの、もし彼がセーオウに陥って後1年以内であれば、「彼の血族」との絆は継続していたのであるから (§24-1. F. Liebermann, Bd. II, S. 417, 692, 708. cf., §§74-1, -2), その血族の族長である可能性もあるのではないかと私考せられる。
- 20) 三好著『王国の成立』, p. 191。
- 21) F. Liebermann によれば、奴隷は自身で自身を買戻すことができる (Der Sklave kann wie sich stehlen so ‘sich kaufen’, d. h. auslösen.—F. Liebermann, Bd. III, S. 72) という。しかし後述 §39 で言及するごとくこれには問題がある。
- 22) 三好著『王国の成立』, p. 191。
- 23) ただし非イギリス人奴隷、非刑罰奴隷が絞殺されなかったのはけっしてかれらの人格が尊重されたからではなく、むしろその反対であり、その根拠はその所有主の経済的利害を慮ってのことであると筆者は考える。なお三好著『王国の成立』, p. 191参照。

- 24) このように血族関係を持続する刑罰奴隷を仮にも「奴隷」として扱うこと自体そもそも疑問である。なんとすれば“Keine Sippe hat der Unfreie” (F. Liebermann, Bd. II, S. 652), 「奴隷の親族関係の本來的缺如」(田中著『封建制の形成』, p. 200 註59) は一般的原則である。
- 25) そもそも自身の血族による贖罪そして解放これ自体がその血族の自由意思に任されていたのである。“His free kindred might ignore him if they liked: there was no need for them to pay the wergeld of a kinsman who had forfeited his freedom.” (F. Seebohm, *Tribal Custom in Anglo-Saxon Law* (*op. cit.*)), p. 405) Vide, § 74-2 (後述)
- 26) 田中著『封建制の形成』, pp. 193, 194。
- 27) 「自立度の高い奴隷が自由農民から武器を借り……。奴隷が自由農民から武器を借りることができたという事実自体、かれらの自立度が高かったことを示すものである。」(三好著『王国の成立』, p. 288。この場合三好氏は社会的な自立度の高さを想定されておられるものと筆者が理解した場合である。)
- 28) 「彼」とは王 (Cyning) のこと。
- 29) R. Schmid, S. 673. F. Liebermann, Bd. II, S. 237; Bd. III, S. 73-74. F. L. Attenborough, pp. 186-187. E. H. D. I., p. 402 n. 5. F. Seebohm, *Tribal Custom in Anglo-Saxon Law* (*op. cit.*), pp. 396-406. R. P. Abels, *Lordship and Military Obligation in Anglo-Saxon England* (*op. cit.*), p. 211 n. 33. Cf., エセルレッド王第Ⅱ法典 (II Æðelred) § 6-2 (本章後記 [XII])
- 30) 「人命金」ではなく「価額」100 シリングではあるものの同様の理由により社会的地位を向上させている例として、たとえばエセルベルト王法典 § 7 (本章前記 [I]) を見る。
- 31) 三好著『王国の成立』, p. 106。
- 32) F. Liebermann, Bd. III, S. 75. F. L. Attenborough, p. 184. 永井一郎「Ine 王法典の hlaford と農民 (二)」(前掲), pp. 35-36。
- 33) F. Seebohm, *Tribal Custom in Anglo-Saxon Law* (*op. cit.*), p. 430. F. W. Maitland, *Domesday Book and Beyond* (*op. cit.*), pp. 75, 389. R. P. Abels, *Lordship and Military Obligation in Anglo-Saxon England* (*op. cit.*), p. 40. 青山著『社会の研究』, p. 52. 林深山「早期アングロ・サクソン法における家畜窃盗犯処罰権について」(前掲), pp. 82-83. 松垣裕著『イギリス封建国家の確立』1972年, p. 29. 註2 (「イエジース」身分と解されている一筆者)。黒須著『イネ法典の研究』, pp. 119-122. Cf., W. Stubbs, *The Select Charters and Other Illustrations of English Constitutional History* (*op. cit.*), p. 62. C. Stephenson & F. G. Marcham, p. 9. D. J. V. Fisher, *The Anglo-Saxon Age c. 400-1042* (*op. cit.*), p. 124.
- 34) 前註31。
- 35) 前註33. F. Liebermann, Bd. II, S. 410; Bd. III, S. 75. 「完全に自由ではないが、同時に奴隷ではない。」(エム・エヌ・サカロワ「7～10世紀ケントとウェセックスにおける自由な共同体と農民の農奴化過程」(前掲), pp. 80-81)
- 36) 「移動した者(「奴隷」一筆者)は……もとの場所につれもどされ、その上六〇シリングを支払う……。……フラーヴォルド(「奴隷の主人」一筆者)に六〇シリングを支払うということは、ひそかに居所をかえた奴隷がしばり首にされる代りに、六〇シリングを支払うことによって自分の身命を買いとったことを意味する……。」(三好著『王国の成立』, p. 106)
- 37) 三好著上掲同書, 同所。
- 38) この場合「奴隷」説つまり三好氏は「しばり首にされる代りに」60シリングを支払ったにすぎない、と言われる。しかしこの解釈論は、逃亡奴隷は必ずしばり首にされる、という一般的規定あるいは状況を前提とする必要がある。しかしながらそうした規定はイギリス人の刑罰セーオウである場合 (§ 24) を除いて当該法典にはない。しかも当該条項ではこの逃亡せる人間が特にイギリス人の刑罰奴隷であったとの明記はない。したがってこの場合当該条項は一般的な逃亡奴隷と解するのが妥当ではなからうか。

そしてそれが一般的な奴隷であるとするならば、それは所有主にとって有用な財産の一部、生産用具の一形態であった筈であり、したがってその所有主は再度捕えたその者を単に絞首しあるいは刑罰を課すことよりはむしろ労働力を再度収奪することに主眼を置いたのではなからうか。このような解釈は氏自身の主張「イギリス人の刑罰奴隷以外の奴隷を所有する目的はかれらの労働を所有することにあつた。かれらが逃亡したからといって絞殺してしまつては何にもならない。一刻も早くこれを見つけて連れもどし、またもとのように労働させればよいのである。」(三好著『王国の成立』, pp. 190-191) に相応し、筆者はこれに賛意を表したい。(但し、ここで留意すべきは、氏のこの主張は氏の「しばり首にされる代りに」という解釈から導びかれる裏面的帰結、つまり上記に指摘したように逃亡奴隷は一般に絞首されるという一般的状況判断と相矛盾しているのではなからうか。) 要するに、奴隷本人が絞首の代りにその価額たる60シリングを支払うとは考え難い。

- 39) 林深山「初期イギリス法における家畜窃盗現行犯の一考察」(前掲), p. 113。同「早期アングロ・サクソン法における家畜窃盗犯処罰権について」(前掲), p. 82。(但し以上は盗人が逃亡せるもの、と解されている)。
- 40) 三好著『王国の成立』, p. 104。
- 41) この「人」をいかなる立場の人物と解すか、その理解に相違がみられる。
- ① “a slave may not be vouched to warranty for it.” (F. L. Attenborough, p. 53) なお “warranty” について “By him in whose possession it is attached.” (F. L. Attenborough, p. 190) と注釈される。これはその「人」が差押え人＝本来の所有者とされる人物(原告)と考えられる。
- ② “Wenn Jemand gestohlenes Vieh (Gut) mit Beschlag belegt, darf man die Gewähr nicht auf hörige Leute ziehen.” (R. Schmid S. 43) これはその「人」が原告あるいは差押えられた人物＝被告など特に限定されず一般の人々と考えられる。
- ③ “so darf der [verklagte] Mann es nicht zur Gewähr auf einen unfreien Mann ziehen.” (F. Liebermann, Bd. I, S. 111) これはその「人」が被告と考えられている。多くの場合この解釈が採用されている。E. H. D. I., p. 404。田中著『封建制の形成』, p. 171。三好著『王国の成立』, 181 (明言はないものの当該所見に入るものと考えられる)。青山著『社会の研究』, p. 179。戸上「イネ王法典」p. 65。黒須著『イネ法典の研究』p. 354。
- 42) F. Liebermann, Bd. II, S. 695, 21 c). 田中著『封建制の形成』, p. 196。三好著『王国の成立』pp. 181-182, 207。青山著『社会の研究』p. 179。
- 43) 三好著『王国の成立』pp. 205-207。
- 44) たとえば『リプアリア法典』§ 33, 72 (久保正幡訳『リプアリア法典』1977年, pp. 120-124, 189-193。なお原典等については拙稿「部族法典にみる奴隷について」<前掲>, pp. 7, 8 註18, 19 参照) にその手続の証例を見る。
- 45) こうした現実を歴史的・前提としてエセルスタン王第Ⅱ法典 § 24 (本章後記 [IX]) にみられるように、セーオウの家畜所有が公認され、売手となり、その証人となりうるのである。
- 46) この部分は次の2様に翻訳されている。
- ◎ “man ihn bezichtigt” (R. Schmid, S. 45. F. Liebermann, Bd. I, S. 111) これは当該セーオウが目的語に解されている。他に戸上「イネ王法典」p. 64。
- ◎ “any man...is accused” (F. L. Attenborough, p. 53) これはセーオウが受動形の主語として訳されている。同様の翻訳形式は、E. H. D. I., p. 404; 田中著『封建制の形成』p. 171; 三好著『王国の成立』p. 183; 黒須著『イネ法典の研究』p. 354。さて、たしかに“Q”では“accusetur”と後者の形式に拠っているとはいえ、筆者には前者の訳例が原典に忠実と思われる。
- 47) 筆者はこの点について次のコメントは注意を払う必要があると思われる。“Der Sklave kann, weil ohne Eigentum, nicht Geldbusse oder -strafe leisten; die Leibesstrafe absorbiert jene.” (F. Lie-

bermann, Bd. III, S. 77) すなわち筆者は, “die Leibesstrafe” を甘受することによって彼は一般に自身の全責任を履行した, と理解してはならないと考える。

- 48) 当該原典箇所 “be his ceape” について, Price は “according to his value” (R. Schmid, S. 44 Anm. c. 48), “Geburtswert des Strafknechts” (F. Liebermann, Bd. III, S. 77) と理解している。この解釈はさしあたり “captale” (Q) と共に原義としては妥当なものと思われる。しかしながらこの部分の “perducat eum ad uerbera secundum captale suum.” (Q) に注目するならば, “suum” は “perducat” の主語と同一であり, したがって “cap(i)tale” とは告訴人の被害相当額と解さざるをえない。これは Price の解釈とは異なるもの下記の研究者の一致するところである。R. Schmid, S. 45. F. Liebermann, Bd. I, S. 111. F.L. Attenborough, pp. 53, 190. E.H.D.I., p. 404. 田中著『封建制の形成』p. 171。三好著『王国の成立』p. 183。戸上「イネ王法典」p. 64。黒須著『イネ法典の研究』p. 354。

- 49) 当該条項について主な研究者による訳文例とその解釈, またその問題点について検討してみよう。

- ① “Wenn ein Gesithkundmann mit dem Könige oder des Königs Ealdermann für seine Hausgenossenschaft, oder mit seinem Herrn für einen Hörigen oder Freien (wegen Ausgleichung einer Rechtssache) dingt, so erhalte er da keinerlei Wette, der Gesith, weil er ihm früher zu Hause in seinem Unrecht nicht steuern wollte.” (R. Schmid, S. 45)
確認すべきは次の諸点である。

第1に “gesiðcund mon...for his inhiwan oððe wið his hlaforð” における “his” とは “gesiðcund mon” のことであり, 独訳では “seine”, “seinem” となっている。つまり “gesiðcund mon” は “his hlaforð” すなわち「自分の主人 (sein Herr)」を戴いている。

第2に “inhiwan” とは “Hausgenossenschaft” と解されている。かくして第3に “gesiðcund mon” は自分の “Hausgenossenschaft” については王ないし王のエアルドルマンと調停を計り, “ðeowe” あるいは “frige” については「自分の主人」と調停を計るのであり, その交渉対象に応じて交渉相手を異にしているのである。したがって附言すれば “inhiwan” と “ðeowe, frige” は区別された人々と解さざるをえない。

第4に “gestieran æt ham” の独訳 “zu Hause...steuern” を文字どおり狭義に解すならば, “inhiwan”, “ðeowe”, “frige” は “ham” (Haus) において統卒される人々であったと解される。しかもその統卒の責任は当該 “gesiðcund mon” にあり, その責任は私的な性格のものであり理解すべきであろうか。

- ② “Wenn ein Mann vom Gefolgschaftsstande gegenüber dem König oder dem königlichen Ealdorman für seine Gutsinsassen oder gegenüber seinem Herrn für unfreie oder freie [Schutzbefohlene eine Schuldsühne] abmacht, so erhält er, der Gefolgsmann, nun keinen Antheil am Strafgelde, weil er damals zu Hause ihn [den Schuldigen] an [dessen] Missethat zu hindern unterlassen hat.” (F. Liebermann, Bd. I, S. 111, 113)

問題点の要点は次の3点を挙げることができる。

第1に “gesið” は, 一方の私的側面においては土地領主として農民を経済的に支配し, 他方の公的側面としては治安維持のための警察権力を行使しうる者として司法, 行政的権能を享受する者である。したがって「彼の主人 (his hlaforð)」は土地の貸借関係 (Bodenleihe), あるいは主従関係 (Vassallität) から生じた人間関係である (F. Liebermann, Bd. II, S. 427, 430, 456)。

第2に “gesið” と “his inhiwan”, “ðeowe oððe frige” それぞれの関係について。まず “inhiwan” はラテン語訳では “familia” (Q) とされているものの, これは広義に解され (F. Liebermann, Bd. III, S. 77), かくして “his inhiwan” は “seine Gutsinsassen” (彼の所領<住>民) と独訳されている。次に “ðeowe oððe frige” については単に “unfreie oder freie [Schutzbefohlene]” と

独訳し、補うのみでその被属関係を示す語を特に補ってはいない。

第3に、罰金を取得できないのは“ham” (Häus) における“him” (ihn) による悪行阻止不能によるものではあるものの、問題はその“ham”, “him” を具体的にいかに理解するのかであり、またあまりにも当然の理由が改めて規定されているその裏面的事情である。換言すれば“gesið”はいかなる場合に罰金の取得が可能であったのかであり、この点において彼の具体的、社会的機能を究明する鍵が暗示されるのではないか。

- ③ “If a *gesiðcund man* pleads with the king or the king’s earl or with his lord on behalf” (or “account”) of members of his household, whether bond or free, he, the *gesith*, shall in such a case receive no payment of *wite*, because he has previously neglected to stop his man from evil-doing at home” (H. M. Chadwick, *Studies on Anglo-Saxon Institutions* (*op. cit.*)), p. 98.)

ここでは“ðeowe oððe frige”は“his inhiwan”の言い替えと解され、相互に同義と解される。“gesiðcund mon (gesið)”はかれらについて王、王の“earl”, “his lord”に一樣に対応するものと解され、原典にみる語順は無視されている。但し H. M. Chadwick は、F. Liebermann が原典にみる語順を遵守している旨を註記 (*ibid.*, p. 98 n. 1) しており、その彼我の相違を自覚してはいる。また“at home”の“home”を具体的にいかに解すかも論点の1つといえる。

- ④ “If a *gesithcundman* has a suit with the King or with the King’s ealdorman for his household or with his lord for bond or for free; he (the *gesith*) shall not there have any ‘witeræden’ because he would not correct him before of his evil deeds at home.” (F. Seebohm, *Tribal Custom in Anglo-Saxon Law* (*op. cit.*)), p. 421)

ここでは原典に従った逐語訳が与えられ、“gesiðcund mon”が関わりまた対応する原典に示された人的ケースの区別については英訳文において窺うことができるとはいえ、特に改めて註釈は施されておらず、ここでは単に“gesið”に司法および行政上の義務が負わされていた、との理解が示されているにすぎない。

- ⑤ “If a nobleman comes to terms with the king, or with the king’s *ealdorman*, or with his lord, on behalf of his dependants, free or unfree, he, the nobleman, shall not have any portion of the fines, because he has not previously taken care at home to restrain them [his men] from evil doing.” (F. L. Attenborough, p. 53)

問題点の第1として、“ðeowe oððe frige”は“his inhiwan”の言い替えと解す。したがって“gesiðcund mon”は自己の隷属者たちのため王、王のエアルドルマン、“his lord”と交渉するのであり、原典に示された彼の関わる人的ケースとその交渉相手それぞれの対応的区別は無視されている。

第2に、自身に所属する“his dependants” (彼の隷属者) たる自由人ないし非自由人が仮に悪事を働いたとするならばこの場合かれらは犯罪者であり、“gesiðcund mon”に罰金の「取得」ではなくむしろその「支払い」の義務の発生が問題とならなければならないと考えられるにもかかわらず、この点については特に言及されていない。その理由は“gesiðcund mon”の「彼の隷属者」に対する関係は所領地というよりは人的な関係つまり司法上の関係が想定されている (the authority implied is over persons rather than land—*ibid.*, p. 185) からであり、より具体的に言えば“his jurisdiction” (彼の裁判権) (*ibid.*, p. 190. 傍点筆者) との被属関係である。これは F. L. Attenborough が一方において“his inhiwan”を「彼の隷属者」と自身英訳するものの、他方において F. Liebermann の解釈つまり“seine Gutsinsassen” (彼の所領民) を仮定とした上で、“court leet” (領主裁判所) の存在を示唆している (*ibid.*, 190) のと符合している。もし F. Liebermann の解釈に譲歩するならば、したがって究明すべき問題は、“court leet”, “gesiðcund mon (gesið)”, “his inhiwan”つまり“his dependants”の相互関係である。ここに“gesiðcund mon (gesið)”の社会的人物像がより明らかに

なると推察される。

- ⑥ “If a nobleman comes to an agreement with the king or with the king’s alderman concerning the misdeeds of his dependents, or with his lord concerning slave or free, he shall have no share of such fines as they may pay through his own failure to restrain them from evil-doing at home.” (C. Stephenson & F. G. Marcham, p. 9)

指摘すべき第1は、原典“his inhiwan”については“his dependents”, “ðeowe oððe frige”については“slave or free”と英訳し、忠実に逐語訳しているものの後者の所属については特に言及していない。但し、交渉の対象と相手はそれぞれ個別に対応させ、一律に扱わず原典に則しているといえる。第2に、原典“ham”その英訳“home”を一定の裁判領域と解し(*ibid.*, n. 21), その管轄区域内でかれら(them)による悪行を阻止できなかったという自身の失態に因り、その罰金は取得できないものと解されている。第3に、他の研究者との比較において注目すべきは、“such fines as they may pay”(かれらが支払うはずの罰金)において、まず“they”はさしあたり“his dependents”, “slave or free”を指すものと考えられる。次に“gesiðcund mon (gesið)”(nobleman)はかれらの支払い義務を負っていないのであるから、かれらに対して私的な関係に立つものではなく、第三者的立場にあるものと解されている。そこで“ðeowe oððe frige”の所属関係が問題となるものの、筆者がより重要と考えるのは、とりわけ“ðeowe”(slave)が罰金を支払うものと解せられている点である。つまり彼が罰金支払いの義務およびその経済的、法的権能を享受していたとするならば、彼を「奴隷」と解すことに問題は生じないであろうか。これは見落すことのできない重要な論点と筆者は考える。

- ⑦ “If a gesithcund man acts as advocate for his household dependants with (*Thingiaþ with*) the king or a king’s ealdorman or with his lord…” (J. E. A. Jolliffe, *The Constitutional History of Medieval England* ((*op. cit.*)), p. 15 n. 7)

翻訳は一部分のみ施されているにすぎないとは言え、原典の“his hlaford”は王、王のエアルドルマンとは区別されず並列に扱われているのであるから、したがってこれに連同して“his inhiwan”と“ðeowe oððe frige”は“his household dependants”として一括されているものと解せられる。J. E. A. Jolliffeは当該条項に従来どおり“private justice”を想定するよりは、ゲルマン世界に一般的にみられる様子つまり配下の人々を保護したかれらの代理となる有力ないし有能な人(a man of influence or legal knowledge—*ibid.*)としての代理人(“fore-speaker” or advocate—*ibid.*), 仲裁人(intermediary—*ibid.*, p. 64)を推察する。

- ⑧ “If a *gesith-born* man intercedes with the king or the king’s ealdorman or with his lord for members of his household, slaves or freemen, he, the *gesith*, has no right to any fines, because he would not previously at home restrain them from wrongdoing.” (E. H. D. I. p. 404)

問題とすべき要点の第1は、“gesiðcund mon”は“his hlaford”を戴いているものの、後者は王から認可された裁判権を行使する言わば裁判官と解せられている(*ibid.*, n. 3)。第2に、“ðeow oððe frige”は“his inhiwan”の言い替えであり、かれらは“members of his household”(自己の世帯員)と解せられ、したがって“gesiðcund mon”はかれらのために王、王のエアルドルマン、“his hlaford”(his lord)と交渉するのであり、原典にみるかれによる交渉の対象と相手それぞれの対応関係の区別は考慮されていない。

- ⑨ H. R. Loyn, *Anglo-Saxon England and the Norman Conquest* (*op. cit.*), p. 207; Do., *The Governance of Anglo-Saxon England 500-1087* (*op. cit.*), p. 49. 前者において一部“illdoing”, 後者において一部“the offenders”とする以外は双方すべて⑧と同一の英訳が施されている。但し“the nobleman”(“gesiðcund mon”を指していると考えられる)の機能について附言するならば、彼はその“slaves or freemen”から成る“members of his household”に裁判権を揮い、処罰権(a right to fines—*ibid.* ((the former)))を享受していたと解されている点から判断するならば、そ

れが狭義の家族世帯員ではなかったと考えられる。しかしながら彼は他方でかれらに関して折衝する場合には“public courts (*ibid.*)”が対応するのである。これは F.M. Stenton が“the private court”と“public authorities” (F.M. Stenton, *Anglo-Saxon England* (*op. cit.*), p. 486) の対比関係を設定しているのと同様に、この場合前者を含意しているのであろうか。また筆者がとりわけ注目するのは“the nobleman” (つまり“gesiðcund mon”) が揮うことのできた「処罰権 (a right to fines)」の対象に“members of his household”の一構成要素たる“slaves”の含まれていた点である。つまり H. R. Loyn はこの場合“slaves”の除外を明言していないのであるから、“slaves”も罰金を支払ったと解している、と筆者は判断せざるをえない。これは筆者にとって見落すことのできない論点である。

- ⑩ “a *gesithcundman* who intercedes with the king, the ealdorman, or his own lord, on behalf of his free or unfree dependants shall have no portion of the fine they have incurred, because he has not taken care to restrain his men from evil-doing.” (H. P. R. Finberg, “Anglo-Saxon England to 1042” (*op. cit.*), p. 441)

問題とすべき要点の第1は、“gesiðcund mon”は“his hlaford”を戴いているものの、その所領民の行動に責任が課されており、したがって彼は通常の場合犯罪者の罰金の一部 (a portion of the misdoer’s fine—*ibid.*) を取得できる権利を含む裁判権を萌芽ながら享受していた。第2に、“ðeowe oððe frige”と“his inhiwan”は区別されていない。したがってここで特に問題点として指摘すべきは“unfree dependants”も罰金 (fine) を支払うものと解されていることである。

- ⑪ R. P. Abels, *Lordship and Military Obligation in Anglo-Saxon England* (*op. cit.*), p. 19. ここでは⑤と同一の英訳が施されている。これについて R. P. Abels はその要旨次のように説明する。すなわち、すべての個人は王法に従うことが原則であった。しかし“a nobleman” (gesiðcund mon—筆者による。以下同様) は“free or unfree”から成る自分の隷属民 (his dependents) の行動に第一義的な権利と義務を行使し、かれらの保護については王、王のエアルドルマンではなく、“his own lord” (his hlaford) (自身の領主) と交渉する。かくして王は貴族の“households” (dependents) (inhiwan) を貴族自身を通して王権を貫徹した (*ibid.*)。ここで指摘すべきは王、王のエアルドルマン、“hlaford”はそれぞれ区別されているものの、とりわけ“gesiðcund mon”とその領主たる“his hlaford”が具体的にいかなる関係にあったのか、必ずしも明示されていない点である。

- ⑫ 「いま若し或るイエジース生れの者にして、セーオウたる又自由民たる、彼の家族員のために、〔裁判権上〕〔彼等と〕王との間、或ひは王のエイルダーマンとの間、將又彼の主君との間を執り成したるときは、彼、該イエジースは、如何なる科料に對する權利（一分け前）をも之を有せざるべし、蓋し彼は豫め家庭に於て彼等（彼の前記家族員）の悪事を爲すを止めんとなしをらざればなり。」（田中著『封建制の形成』p. 172）

さしあたり指摘すべき論点の第1は、「セーオウたる又自由民たる」は「彼の家族員」（傍点筆者、以下同じ）の限定語として解されている。セーオウは「家族員中に算へ」（同書、p. 198）られる。第2に、イエジースがセーオウあるいは自由民から成る「彼の家族員のために」「執り成」す場合、その交渉相手は一樣に「王」、「王のエイルダーマン」、「彼の主君」であり、これら3者間にその交渉対象による区別は想定されていない。第3に、イエジースによる科料取得権の欠如は「家庭」内における「彼等（彼の前記家族員）」による悪事犯行を事前に阻止できなかったことに因る、と解されている。

なおここで注目すべきは、イエジースはその分け前に與れなかったとはいえその科料は「彼の家族員」が支払った筈であり、しかもその中には「セーオウ」身分の者も存在していたのであり、したがって「セーオウ」は科料支払いの経済的、法的権能・義務を享受していた、と田中氏は解されるものと筆者は判断せざるをえない点である。視点を変え筆者が問題とするのは次の点である。すなわち、当該イエジースは自己の「家族員」の悪事犯行を阻止できなかったために、かれらの支払う科料の一部を取得

できなかったとはいえ、彼は自己の「家族員」に対する監督責任の不履行をその程度の言わば処罰で免れ得たのであろうか。これを直截換言すれば、とりわけ当該「セーオウ」が仮に身分としての奴隷、しかも一般に解されるそれであったとするならば、当該イェジースはその所有主であった筈であり、したがってこれまた一般的理解に拠るならば、彼は科料の取得ではなくむしろその支払い義務を負っていたのではないか。ところが実際はこのように彼が第一義的な支払い義務を免除されているとするならば、この状況はその裏面において「セーオウ」の（一定の）社会的独立性を演繹せざるをえないのであり、上記「セーオウ」に想定された経済・法的権能の享受と相応しているといえる。かくしてここに総じて当該「セーオウ」の身分に関する本質的問題が出来る。なお上記および後記の研究者のいずれも当該条項の“*ðeowe*”についてこのような問題点を改めて提起し、論じてはいない。

- ⑬ 「もし、イェジース生まれの者が、王あるいは王のエアルドルマン、あるいはかれのフラーヴォルドにたいして、かれに従属する自由および非自由身分の者のために交渉をもつときには、かれはその罰金のいかなる部分をも取得してはならない。なぜならば、かれはかれらが悪いことをするのを家内にて予め抑止することができなかったからである。」（三好著『王国の成立』p. 107）

さしあたり指摘すべき論点の第1は、上記田中氏について言及した第1の論点と同じである。なおこの「自由および非自由身分の者」はイェジース生まれの者に対して「経済的な支配・隷属関係」（同書、p. 108）の下にある。論点の第2・3は田中氏言及第2・3と同様である。

ちなみにイェジース生まれの者に対する「かれのフラーヴォルド」は「経済的な支配・隷属関係」を示すことのない（同所）、「政治秩序の上での上位者にすぎなかった。」（同書、p. 116）またイェジース自身について言えば「ケオルル農民より広大な耕地をもち」（同書、p. 113）、出生身分はかれらより上位にあるものの、かれらとの間には封建制的な支配・隷属関係を持たない、一語でいえば「両者の相異は所有する土地・財産の多寡であって、法的には同質の規制を受け」（同書、p. 174）るものと解れている。

- ⑭ 「若しイェジース生まれの者にして、国王との間に、また国王のエアルドルマンとの間に、彼の身内の者共の為に、或いは彼の主人との間に、〔彼の〕奴隷の為若しくは自由なる者の為に、折合いをつけたる時は、当該イェジースは如何なる罰金〔の分前〕をも有すべからざるなり。蓋し彼は予め彼の家領にありて、彼らを非行より抑止せざりし故なればなり」（青山著『社会の研究』p. 53）。

さしあたり指摘すべき要点の第1は、原典“*his inhiwan*”, “*for ðeowe oððe for frige*” 部分は原典にしたがって逐語的に和訳されるものの、その理解される場所は後者は前者の限定語として「自らの下にある奴隷身分・自由身分の『身内の者共』（*inhiwan*）」（同所、傍点筆者）とされ、畢竟田中氏言及第1と同一である。したがって要点の第2も田中氏言及のそれと同一である。なお附言すればイェジースは「自らに従隷属する自由・非自由民」（同書、p. 54）に対して「一種の原初的警察的監督権乃至萌芽的司法権を有した」（同所）。ところで青山氏はイェジースについて、(a)国王・首長の「コミタートゥス」のメンバー、(b)国王の地方官、(c)大土地所有に基づく小豪族乃至領主（さらに一定の領域領主）というそれぞれの歴史的な性格を分析された（同書、pp. 108-143, 366-367）。但しこれらは必ずしもその1つの側面に限定する必要はないのであり、たとえば(b)と(c)双方を兼ねた重層的な性格を具有するものと解することもできる（同書、pp. 126, 134, 138）。しかも氏にあっては当該 §§ 50 に則して言えばイェジースは「国王以外の者を自らの『主人』（*hlaforð*）と仰ぐ場合のあったこと」（同書、pp. 53-54）を指摘され、ここに「或る種の重層的ハイアラキーの存在をこの条から読み取る」（同書、p. 54）のであり、畢竟ここに氏にあって常に繰返される「何らかの『ロードシップ』を原理となす従属的社会」（同書、p. 58）を主張する根拠とされる（後註96）。

要点の第3はほぼ田中氏言及のそれと同様に考えられるとはいえ、念のため次の点を確認しておく。すなわち青山氏が「当該イェジースは、非行者の支払うべき罰金の分前取得の権利を有たぬ」（同書、p. 53）と説明される箇所では筆者が問題とするのは、「非行者」とは「自らの下にある奴隷身分・自由身

分の『身内の者共』(inhiwan)「家ノ子」(同書, pp. 53, 54) (傍点筆者)であり, したがってとりわけ注目すべきはその主張の前提として「奴隷」といえども罰金の支払いを負い, それゆえその権能も享受していたと青山氏は解されている点である。この点に消しがたい疑念を懐くのは上記および下記諸研究者に対するのと同様である。

- ⑮ 「従士身分ノモノガ国王或イハ州宰ニ対シテ彼ノ領内居住者ノタメニ, マタハ彼ノ領主ニ対シテ非自由人マタハ自由人ノタメニ折衝スルトキニハ, ソノサイハ, 彼, 従士ハ, 前ニ家郷ニオイテ彼ヲ犯行カラ抑制シヨウトシナカツタカラ, 罰金ノ何ラノ部分ヲモ有スベキデナイ」(林深山「早期アングロ・サクソン法における家畜窃盗犯処罰権について」<前掲>p. 84)。

林氏の理解するところはおおよそ田中氏言及第1—第3に類似しているとはいえ, 細部において異なっている。さしあたり指摘すべき要点の第1は, 原典“his inhiwan”, “for ðeowe oððe for frige”部分は原典に従い逐語訳されるものの, その理解するところは「折衝」の対象とその相手それぞれの対応による区別は施されていない。第2に, 従士身分の者＝従士(gesith-thege)は国王に対して軍事的奉仕の提供と引替えにその軍事力を経済的に保障するために所領を与えられた直属の下臣達(retainers)である。かれらは国王から直接所領を与えられる従士(Kyncges thege), その従士からさらにその所領の一部を分与されるより下級の従士(medemra thege)の2種類があった(同, p. 85)。第3に, 一方において国王直属の下臣あるいは陪臣であり, 他方において土地領主である当該「従士(身分ノモノ)」はその「家郷(ham)」つまり自己の「所領内」(傍点筆者)において自身の裁判所を有しており, 慣習上犯人を裁判し, 処罰した場合その罰金を取得することができた(同, p. 84)。但し当該条項は所領外において裁判が行われたため〔上記⑤⑥参照〕「犯人が支払う罰金を自己の収入とすることはできない」(同所)ケースを扱った規定である。ここで氏の解釈で筆者が特に問題とするのは「犯人が支払う罰金」について, この場合「非自由人」(ðeowe—筆者)を除外する旨の註釈はなく, したがって「非自由人」も罰金を支払ったと氏が解している点である。

- ⑯ 「もしエジースクンド・マンが王にたいして または 王のエアルドルマンにたいして彼の世帯員(複数)のために または 彼の主君にたいして隷属の〔者〕のために または 自由な〔者〕のために約定するならば, そのエジースは, 彼はそのときは何も罰金を所有しない, なぜならば彼は彼らを以前に家において悪行から抑制しようとしなかったからである。」(戸上「イネ王法典」p. 67)。

概して原典に従って逐語訳されている。さしあたり指摘すべき点は原典“his inhiwan”を「彼の世帯員」, “ham”を「家」と邦訳していることである。氏自身の見解・註釈は施されていない。

- ⑰ 「もしもエシース生まれの者が, 彼の世帯に属する者たちの為に, 王ないし王のエアルドルマンに対して, 或いは奴隷ないし自由人の為に, 彼のフラヴォードに対して, とりなしに入り何らか約定するならば, そのばあいエシースは罰金取得の権利がない。なぜならば, 彼は彼らを以前にその家領において悪行から抑制しようとしなかったからである。」(黒須著『イネ法典の研究』p. 356)。

概して原典の逐語訳が施されている。さしあたり指摘すべきは“his inhiwan”を「彼の世帯に属する者たち」, “ham”を「家領」とそれぞれ邦訳している点である。

- ⑱ (I) 「もしエシース生まれの者が, 国王あるいはエルダーマン(王族, 首長)あるいは彼の領主^{フラヴォールド}(「パンを与える者」の意)に対して, 非自由人であれ, また自由人であれ, 彼の領民〔の罪〕のために〔裁判に関して〕折衝するとき, そのエシース生まれの者は, 前もってその家領において彼ら(犯行者たる領民)を犯行から抑止しようとしなかった故に, 罰金取得の分け前にあずかることはできない」(松垣裕「アングロ＝サクソン期イングランドの領主権」『歴史教育』第13巻7号, 1965年, p. 19)。

(II) 「もしエジース生まれの者が, 国王あるいは〔王の〕エルダーマンに対して, 彼(エジース生まれの者)の領民のために, あるいは彼の領主に対して, 非自由人であれ, 自由人であれ, 〔彼の被護者の罪の贖いのために〕間に入ってとりなすならば, 彼は罰金の配分にあずかることはできない。何故なら, 彼はまずもって家領において彼(犯行者たる領民)を犯行から抑止しようとしなかったか

ら。」(同著『イギリス封建国家の確立』<前掲>p. 21<原典引用語省略一筆者>)

上記邦訳について原典“his inhiwan”, “for ðeowe oððe for frige”部分を,(II)は原典に則し,(I)は後者が前者の構成員として解されている。次に指摘すべきは田中氏言及第2点である。

さて松垣氏の主な関心は領主裁判権をめぐる問題である。氏はまず当該条項について林深山氏の所説つまり『私的裁判権』が存在しうる可能性をはっきりと認め(同著『イギリス封建国家の確立』(上掲) pp. 27-28)られる。次にその「私的裁判権」を包摂する領主権の歴史的 성격の検討に進まれる。まず義務と一体であるその領主の権限について、それは一方においてJ・ゲーベル(Goebel)の見解「『血族』(sib, Sippe)の、つまり『種族組織』(tribal organization)の権限に属する、という解釈」を「自生的かつそれ自体自己完結的な支配権こそが領主裁判権の始源形態であった」(同書, p. 32)として認められ、他方においてそれは「元来、国王と国家により領主に強制された」(同書, p. 30)と解すメイトランド(F.W. Maitland)の所説を「たしかに、ある段階以降の領主権についてこの解釈は疑いもなく妥当する」(同所)と主張される。この氏の主張を換言すれば、氏は一方において「差当り少なくともイネ王の法に現われる領主裁判権が、『征服』以降にみられる如き、領主が領民に何らの義務を負うことのない私的裁判権と、原理的に区別されるべきものであった、と結論できるであろう。」(同「アングロ＝サクソン期イングランドの領主権」<上掲>p. 20)と主張される。これをより積極的に要約するならば、依然として「領主が領民に何ら(か一筆者)の義務を負う」べき立場にあったと敢言することができるであろう。しかしながら氏は他方において「両者(当該条項の『イェジース』と同法§39の“hlaforde”<前註33>一筆者)はともに、イェジースを一個の完結する(独立の)支配者とするいわば自生的な領主制が、いまや高位者(王権をその系列の頂点とする一筆者)のもとに漸次系列化される関係を示す。」(同所)と主張される。こうした氏の所説は青山氏によるイェジース理解、つまり「『土着の地方豪族的存在』で、かかるものとして『王の地方官』としても機能」(同所。同書, pp. 28-29)に対応するものと思われる。要するに氏は、当該領主権についてJ.ゲーベルの所説からF.W.メイトランドの所説へ向う重層的性格をもつその移行期として理解されていると筆者は判断する。

50) 松垣氏はフラーボルドとイェジースの互換的理解をされている(前註33)。また藤原浩氏はこれを「長老的地位にあるもの」と解されている(同著『イギリス経済史研究』1959年, p. 30)。

51) 先学研究者のある者はこれを文字どおり単数形として扱い、“ihn”, “ihm”, “him”, “his man”, 「彼」などの語を施し、ある者はこれを複数形として扱い、“them”, “his men”, 「彼ら(等)」などの語を施し、必ずしも統一的理解がなされているわけではない。前註49参照。

52) A-S. D., p. 593. F. Liebermann, Bd. II, S. 124.

53) 前註49②, ⑬, ⑱

54) こうした卑見はたとえば前註49⑬に示された見解とも共通部分もあり、その可能性も皆無ではないように思われる。

55) ちなみにこの部分のラテン語訳をみると、“quia noluit eos prius a malo castigare domi”(Q)とあり、この“eos”を“is”の複数、対格と解すならば、この“is”は“his inhiwan”(=“familia sua”((Q)))と“ðeowe oððe frige”(=“seruo uel libero”((Q)))の双方を含むものと解せられる。かくしてイェジースは「彼ら(等)」について調停するものと解せられる。これは多くの研究者の一致するところとなる。但し、この場合は“domi”はたとえば“Haus”, “home”などの訳語が与えられるのは不相当であり、“familia”が広義に解されたようにたとえば「家領(郷)」などの訳語が整合的であろう。前註49②, ⑭, ⑮, ⑰, ⑱参照。

56) その所説を論理的にこのように解さざるをえない研究者として、前註49⑥, ⑨, ⑭, ⑮参照。

57) この点を当該法典に則して少しく附言すれば、

§ 51 もし土地を所有するイェジース生れの者(gesiðcund mon landagende)が軍役を怠るならば、120シリングを支払うべく、且つ自分の土地(his landes)を喪失する。土地を所有しない(un-

landagende) (イエジース生れの者) は60シリングを支払わねばならない。平民 (cierlisc) は軍役罰金として30シリング (支払わねばならない)。

当該条項によれば土地を所有するイエジースと土地を所有しないそれのあったことを知る。他に § 45 に「土地を所有するイエジース生れの者 (gesiðcundes monnes landhæbbendes)」の語を見る。なお土地所有にも規模の相違のあったことは § 64, 65, 66においてみることのできるものの、王権にとってかれらの土地所有かくしてその経営の重要性は § 68*において窺い知ることができる。但し、土地所有の有無、規模の大小の如何にかかわらずイエジース身分を享受するという現象はウェールズ人社会ではありえず、そこでは身分と土地所有とは相関関係をなしていた (T. M. Charles-Edwards, “Kinship, Status and the Origins of the Hide” ((*op. cit.*)), pp. 8-13)。

※ § 68 もし人がイエジース生れの者 (gesiðcundne monnan) を追い立てるならば、その住居 (botle) から追い出すべく、その耕地 (setene) からではない。

ちなみに原典 “næs þære setene” については次の翻訳例、解説をみる。

- ◎ “nicht auch von der ausstehenden Frucht” (R. Schmid, S. 53)
- ◎ “not from the stok” (Price の見解。但し R. Schmid はこれを “Aussaar” <播種用種子> と解す。 *Ibid*, Anm. c. 68)
- ◎ “It states that in some places it is the custom that in settling the *gebur* on the land, there shall be given to him ‘to *land setene*’ (*i. e.* as ‘*stuht*’ or outfit) two oxen, one cow, six sheep, and seven acres sown on his *yard-land* or *virgate*.” (F. Seebohm, *The English Village Community*—(*op. cit.*)), pp. 138 ((-9)), ((176)). Vide, Do., *Tribal Custom in Anglo-Saxon Law* ((*op. cit.*)), pp. 423, 432-434) これによれば “(*land*) *setene*” とは ‘*gebur*’ に貸与された耕地、家畜などの生産手段・用具と解せられる。
- ◎ “the ejected tenant was not to be deprived of what he had planted (?); he was to be compensated for the cultivation of the land (?)” (A-S. D., p. 866)
- ◎ “not from the set land; not from the land they have set out to husbandmen” (F. W. Maitland, *Domesday Book and Beyond* ((*op. cit.*)), p. 284 n. 1) なおこの “husbandmen” とは “under-tenants” のこと。
- ◎ “nicht von der [durch ihn] bestellten Flur.” (F. Liebermann, Bd. I, S. 119. Cf., Do., Bd. III, S. 80)
- ◎ “I am inclined to interpret the setene of this paragraph as the outfit, the capital of the *gesið* himself.” (P. Vinogradoff, *The Growth of the Manor* ((*op. cit.*)), p. 239)
- ◎ “not from the cultivated land.” (F. L. Attenborough, p. 59; E. H. D. I., p. 406)
- ◎ “if sentence of outlawry delivers the *gesith* to the feud, its executors must confine themselves to driving the outlaw himself from his capital messuage: they cannot touch his dependent cultivators. (The cultivators he must leave upon the land.)” (E. A. Jolliffe, *The Constitutional History of Medieval England* ((*op. cit.*)), pp. 19-20) なお、ここではイエジースの “dependent cultivators” の耕地と解せられる。
- ◎ 「かれの耕地」(三好著『王国の成立』p. 112)
- ◎ 「大土地所有者的『イエジース』が従属的農民に保有耕作せしめている『農民保有地』」(青山著『社会の研究』p.57)。
- ◎ 「栽培された土地」(戸上「イネ王法典」p. 87)。
- ◎ 「定住地」(黒須著『イネ法典の研究』pp. 216, 365)。

次に興味を惹かれるのは “seten” の所有権の実態についてである。これはまずイエジース生れの者をいかに解すかによる。この点は既に § 50において検討した。またこれを植民活動など特殊な状況にお

ける条項とみるなどの見解もある。以下参照。

T. H. Aston, “The Origins of the Manor in England” (*op. cit.*), pp. 65-66. Do., “The Origins of the Manor in England with A Postscript” (*op. cit.*), p. 26 n. 2. R. H. Hodgkin, *A History of the Anglo-Saxons, vol. I* (*op. cit.*), p. 318. A. Jolliffe, *The Constitutional History of Medieval England* (*op. cit.*), pp. 18-22. F. Liebermann, Bd. II, S. 430 (176) H. R. Loyn, *Anglo-Saxon England and the Norman Conquest* (*op. cit.*), pp. 164-165, 186, 194. John F. McGovern, “The Meaning of ‘Gesette Land’ in Anglo-Saxon Land Tenure”, *Speculum, vol. 46, No. 4, 1971*, pp. 589-596. F. Seebohm, *The English Village Community—*(*op. cit.*), pp. 128, 136-137. P. Vinogradoff, *English Society in the Eleventh Century* (*op. cit.*), pp. 193-195, 296. Do., *The Growth of the Manor* (*op. cit.*), p. 128. 青山著『社会の研究』p. 61 註24。

58) 三好著『王国の成立』p. 113。

59) 青山著『社会の研究』p. 57。ちなみに氏の見解はたとえば“labour from outside the nuclear family of the *ceorl*”, “his dependants, his *hlāfæta* and his *læt*, to provide the necessary labour.” (T. M. Charles-Edwards, “Kinship, Status and the Origins of the Hide” (*op. cit.*), p. 14) に添うものと解せられる。

60) F. L. Attenborough によればこれは人命金を受領する側ではなく、支払う側つまり被告人の都合による (F. L. Attenborough, p. 191) と解せられている。そこで筆者はこの点について次の2つの問題点を抱くものである。まず § 54 (pr.) によれば、これは“*werfæhðe*”の支払いに関する条項である。この語彙は他は § 46-2 において窺い見ることができる。

(1) そこでもしこの語彙が本来の語意つまり“Slaying, in pursuing the feud, under circumstances that call for the payment of *wer*” (A-S. D., p. 1206) とするならば、この場合これは人命金の支払側ではなく、受領者側の意向が尊重されるべき状況にあって発生した殺人事件に関するものと考えられるのではないか。しかしながら F. L. Attenborough の見解をなおも尊重するならばここに次の事情を推察することができるのではないか。すなわちフェード慣行は人命金支払いによって取って換えられるのみならず、支払い側の都合つまり支払い方法が尊重されることによって一層その支払いに関わる支障に除かれようとしている、と。フェード慣行が制限され、金品による事件の解決が半ば強く指導されるこうした事情は王権の一定の成長とその段階と深く関わっている筈である。はたしてこのような事情は現実的であったであろうか。筆者はこの点に疑問を持つ。すなわちフェード慣行は当時あって決して克服されたわけではなく、むしろその現実性は充分想定できるものとする (当該法典 § 74-1 <後註86>, 本章前記 [III] ウィットレド王法典註43・44)。これを敷衍、換言すれば、人命金による解決方法が仮に社会的になりつつあったとしても、それはフェードを執行する側つまり人命金を受領する側の意思、希望が第一義的に尊重されていたのではないか。仮にこのように考えられるとするならば条項に曰く「必要とする」主体は人命金を受領する側である。この卑見は F. L. Attenborough の解釈とは相反するをその理由として考慮する余地は皆無にして全否定されるべき解釈であろうか。

(2) 当該語彙の語義を“das Wort offenbar nicht die tödtliche Feindschaft, die durch ein Verbrechen hervorgerufen ist, sondern das Verbrechen selbst, welches die tödtliche Feindschaft veranlaßt hat, also namentlich die zu rächende Tötung.” (R. Schmid, S. 47 Anm. c. 54), 要するに“die tödtliche Feindschaft”ではなく“Verbrechen selbst”と解し、さらにこれを“die Tötung eines Mannes” (R. Schmid, S. 675), “Menschen-Tötung, Totschlags” (F. Liebermann, Bd. II, S. 241) と究極的に理解するならば、(1)のごとき視角からの問題はさしあたり提起しえないであろう。

61) これは一方において、ウェセックスにおける奴隷の価格は60シリングであり、甲冑と剣は合せて40シリ

ング、かくして都合 100 シリングとなり、原典の“7”は文字どおり解せられ、他方において剣は高価な場合があり、この場合原典の“7”は“or”と解せられる。F. L. Attenborough, p. 191. H. R. Loyn, *Anglo-Saxon England and the Norman Conquest (op. cit.)*, p. 206. 青山著『社会の研究』p. 85.

62) 参考までに当時の武器の型式、形態などについて以下参照。C. J. Arnold, *An Archaeology of the Early Anglo-Saxon Kingdoms*, 1988, pp. 101-104. Paul B. Du Chaillu, *The Viking Age: The Early History, Manners, and Customs of the Ancestors of the English-Speaking Nations, vol. II*, 1889, pp. 65-101. Ronald Jessup, *Anglo-Saxon Jewellery, 1950*, pp. 97, 98; Plate: III, IV. *Kulturhistoriskt Lexikon för Nordisk Medeltid från Vikingatid till Reformationstid (op. cit.)*, bd. XVI, s. 507-517; XVII, s. 380-384, 511-542. Charles Thomas, *Britain and Ireland in Early Christian Times AD 400-800*, 1971, pp. 131-135. E. A. Thompson, *The Early Germans, 1968/1965*, pp. 109-131. Malcolm Todd, *The Northern Barbarians 100 BC-AD 300, 1987/1975*, pp. 140-162. David M. Wilson, “Introduction”, “Craft and industry”, Do. (ed.), *The Archaeology of Anglo-Saxon England, 1976*, pp. 14-20, 255-257. 同著・中田康行訳『アングロ＝サクソン人』1983年, pp. 115-139. 拙稿「北欧中世（スウェーデン）における自力救済慣行——」（前掲）pp. 48-49 註75。

63) 三好著『王国の成立』pp. 179-180。またたとえば“hwa ðæs deadan ierfe hæbbe”（誰が死者の遺産を持っていたか）（§ 53-1）で“ierfe”は逃亡奴隷であるとして動産とみなされている（Eric John, *Land Tenure in Early England (op. cit.)*, p. 60）。

64) 青山著『社会の研究』p. 200。

65) 当該条項には次のごとき訳文例をみる。

◎ “Einen wälischen Strafhörigen soll man mit zwölf Hyden, wie einen Hörigen, zur Geißelung treiben, einen englischen mit 34 Hyden.” (R. Schmid, S. 49)

◎ “Einen strafhörigen Wälchen Mann soll [kann] man wie einen Sklaven durch [Eid von] 12 Hiden zur [Erleidung der] Prügelstrafe treiben, einen Englischen durch 34 Hiden.” (F. Liebermann, Bd. I, S. 115)

◎ “A Wilisc wite-theowman shall be followed up with twelve hides like a theow to the scourging; an English with four and thirty hides.” (F. Seebohm, *Tribal Custom in Anglo-Saxon Law (op. cit.)*, p. 404)

◎ “A Welshman, who has been reduced to penal slavery, shall be compelled submit to a scourging, as a slave, by [an oath of] 12 hides; an Englishman, by [an oath of] 34 hides.” (F. L. Attenborough, p. 55)

◎ “A penally enslaved Welshman shall be compelled to [suffer] a flogging as a slave by [an oath of] 12 hides, an Englishman by [an oath of] 34 hides.” (E. H. D. I., p. 405)

以上の翻訳例文では原典“fewer 7 XXX”についてそれぞれの訳註において「24」の可能性に言及している。

◎ 「ひとりの刑罰セーオウたるウェイルズ人〔いま殺人罪にて訴らへれたるとき〕、一二ハイド〔の価値ある宣誓〕に依りて〔一身上の申開きをなすこと能はざりしときは〕、セーオウとして、笞刑に服せしめらるべし、而してひとりのイングランド人〔たる刑罰セーオウの殺人罪にて訴へられたる者〕は、三四（二四？）ハイド〔の価値ある宣誓〕に依りて〔一身上の申開きをなすこと能はざりしときは同様奴隷として笞刑に服せしめらるべし〕。」（田中著『封建制の形成』p. 172）

◎ 「刑罰奴隷であるウェールズ人が〔殺人犯で告訴されたとき〕、一二ハイド〔の価値ある宣誓〕により〔罰の証しをできないときは〕奴隷として笞刑を受けなければならない。イギリス人〔の刑罰奴隷が

殺人罪で告訴されたとき」は三四（二四？）ハイド〔の価値ある宣誓〕により〔罪の証しができなければ、同様である〕。（三好著『王国の成立』p. 205）。

- ◎ 「人はウェールズ人出身の刑罰奴隷を一二ハイド〔の宣誓〕を以て奴隷たるの笞刑に追いやるべし。〔人は〕イギリス人出身〔の刑罰奴隷〕を三四（二四？）ハイド〔の宣誓〕を以て〔奴隷たるの笞刑に追いやるべし〕」（青山著『社会の研究』p. 180註7）。
- ◎ 「ウェールズ人の刑罰奴隷を人は一二ハイド〔の宣誓〕によって隷属の〔者〕として鞭打ち（複数）へ追いやらねばならない、イギリス人の〔刑罰奴隷〕を〔人は〕三四〔二四？〕ハイド〔の宣誓〕によって〔追いやらねばならない。〕」（戸上「イネ王法典」p. 74）。
- ◎ 「ウェールズ人の刑罰奴隷は、一二ハイドの宣誓によって、奴隷として鞭打へ追いやられねばならない。イギリス人は三四ハイドの宣誓によってである。」（黒須著『イネ法典の研究』p. 359）。
- 66) たとえば田中著『封建制の形成』p. 196。三好著『王国の成立』pp. 205-206。他にウェールズ人の刑罰奴隷を主語とした訳文例（前註65）はこの理解に入るのであろうか。
- 67) 青山著『社会の研究』p. 176。
- 68) 同書, p. 177。
- 69) 「赴く(fare)」のは単に「住居(residence)」(F. L. Attenborough, p. 57)ではなく「所領(Lehngut)」(F. Liebermann, Bd. I, S. 119)を去るのであり、しかもこの場合彼は軍事的「遠征(long expeditions)」(F. Seebohm, *The English Village Community*—(*op. cit.*)), p. 136)に赴くのであってみれば、彼が「鍛冶職人」を伴うのも彼をして「武器を鍛えるため(to forge his weapons)」(*ibid.*)と解すことは納得できる。これは§51（前註57）に言及される軍役を具体的に語るものである。しかしこの解釈にしたがえば彼は「レーエン」を授ける領主に対しては言わば「下臣」であったと解せられる。そしてここにそうした一種の（封建的）主従関係、支配＝隷属関係の存否をめぐって議論の対立点が存在するのである。

すなわち A-S 期においてこうした一種の支配＝隷属関係それ自体を否定するのか、あるいはこの関係は A-S 期の当初より内在したと考えるのかに分れる。これは A-S 族のブリテン島への到来の時期においてローマン＝ヴィラ（支配）の遺制の評価をめぐってそれをまったく否定するのか、あるいはそれを積極的に評価するのかの対立でもある。しかも前者にあってはその遺制の存続を部分的に認めながらも基本的には否定する学説も含まれる。そもそもこの学説によれば A-S 族はブリテン島への渡来以前の大陸における段階においてかくのごとき関係を欠如していたのである。これに対して後者の学説は単にローマ的遺制の継続とその強調にとどまらず、そもそも A-S 族は大陸における段階においてかくのごとき関係を内包していたと解すのである。かくして互に真向から対立する双方の学説については単にブリテン島に限定されることなく大陸を含めたより広い視野に立った議論が要請されるのである。これは筆者の任に耐えない課題である。

70) たとえば田中著『封建制の形成』p. 198。青山著『社会の研究』pp. 168, 185。

71) 当該条項には議論が多いためその翻訳例文を次に掲げる。

- ① “Wenn Jemand einer Gyrde Landes oder mehr gegen Zins dingt und beackert, wenn der Herr ihm das Land zu Dienst und Zins reichen will, so braucht er es nicht zu nehmen, wenn er ihm kein Haus geben will, und er verliere die Aecker (nicht).” (R. Schmid, S. 53)

R. Schmid は原典末尾 “þolie þara æcra” について “and let him lose the crop (Ernte)” (Price) (*ibid.*, Anm. c. 67) に従い、借地人は収獲物は失うものの耕地は失わないと解す。ちなみに他の写本では当該箇所は “ne þolige his æcera”, “ne þolige þæra æcra” (Do., S. 52 Anm. 18) とあり、“ne” に注目するならばその見解に問題はない。

- ② “If a man agree for a yardland or more at a fixed *gafol* and plough it, if the lord desire to raise the land to him *to work and to gafol*, he need not take it upon him, if the lord do

not give him a dwelling...” (F. Seebohm, *The English Village Community*—(*op. cit.*), p. 142)
 “If a man agrees for a yardland or more to gafol and ploughs it, if the lord wants to raise the land *to work and to gafol*, he need not take it upon him if he [the lord] does not give him a *boll*, and let him give up (?) the acres.” (Do., *Tribal Custom in Anglo-Saxon Law* (*op. cit.*), p. 422)

- ③ “Wenn jemand eine Gerte Landes oder mehr auf Vertragsabgabe pachtet und beackert, [später jedoch] der [Grund] herr ihm das Land auf Frondienst, ausser auf Pachtzins, steigern will, so braucht der [Bauer] es nicht anzunehmen, wenn jener [Herr] ihm nicht [auch] eine Hofstätte giebt, und entbehre der Äcker.” (F. Liebermann, Bd. I, S. 119)
- ④ “If a man takes a yard of land or more, at a fixed rent, and ploughs it, [and] if the lord requires service as well as rent, he [the tenant] need not take the land if the lord does not give him a dwelling; but [in that case] he must forfeit the crops.” (F. L. Attenborough, p. 59)
- ⑤ “If a man takes a yard [or virgate] of land or more, at a fixed rent, and ploughs it, [and] if the lord requires work as well as rent he [the tenant] need not take the land if the lord does not give him a dwelling: but [in that case] he must forfeit the crops.” (R. H. Hodgkin, *A History of the Anglo-Saxons, vol. I* (*op. cit.*), p. 318)
- ⑥ “If a man take a yardland at an agreed gafol and plough it, and the lord later wishes to establish an obligation of labour as well as gafol, that man need not submit unless his lord has provided him with a homestead as well as the land.” (J. E. A. Jolliffe, *The Constitutional History of Medieval England* (*op. cit.*), p. 21 n. 1)
- ⑦ “If a man takes and ploughs a yard of land or more at an agreed rent, and his lord wishes to exact both work and rent from him for that land, he need not take it unless his lord has given him a house, but in that case he must forfeit the crops.” (F. M. Stenton *Anglo-Saxon England* (*op. cit.*), p. 309)
- ⑧ “If anyone covenants for a yardland or more at a fixed rent, and ploughs it, if the lord wishes to increase for him the [rent of the] land by demanding service as well as rent, he need not accept it, if he does not give him a dwelling; and he is to forfeit the crops.” (E. H. D. I., p. 406)

なおここでは契約更新時に旧来の契約条件に変更が認められない場合 (I assume that the situation considered is when the original agreement has expired, and the lord will not renew it on the old terms.—*ibid.*, n. 3) と解されている。

- (a) R. I. Page は上記訳文で “and he is to” の箇所を “but then he must” と変更する以外は同文としている (R. I. Page, *Life in Anglo-Saxon England* (*op. cit.*), p. 93)。
- (b) D. J. V. Fisher は上記訳文で “as well as rent,” の部分で “as rent” を削除する以外は同一訳文としている (D. J. V. Fisher, *The Anglo-Saxon Age c. 400-1042* (*op. cit.*), p. 124)。
- (c) H. R. Loyn, *Anglo-Saxon England and the Norman Conquest* (*op. cit.*), p. 165. には上記訳文が転載されている。
- ⑨ “If a man takes a yard of land, or more, at a fixed rent, and ploughs it, and the lord requires service as well as rent, the tenant need not take the land if the lord does not give him a dwelling; but in that case he must forfeit the crops.” (H. P. R. Finberg, “Anglo-Saxon England to 1042” (*op. cit.*), p. 411).
- ⑩ “If a man agrees to accept a yardland or more at a fixed rent and ploughs it, then, if the

lord requests both rent and work from him, he need not comply with the request unless the lord gives him his dwelling; he does, however, lose the land.”, “he [the tenant] need not receive it [the land], if he [the lord] gives no dwelling to him, and let him forfeit the arable.” (T. M. Charles-Edwards, “The Distinction between Land and Moveable Wealth in Anglo-Saxon England”, P. H. Sawyer (ed.), *Medieval Settlement Continuity and Change*, 1976, pp. 184, 186)。

なおここでは“dwelling”が新契約時の新たな条件なのか、それ以前に既に与えられていたのか2とおりの解釈の可能性があるとして指摘されている (*ibid.*, pp. 184-185)。いずれにせよ“dwelling”と“land”がセットとしての契約条件である。問題はこの条件が“lord”, “tenant”それぞれの立場に立った場合、どのように作用するかであり、またそれをいかに解釈するかである。 *Ibid.*, pp. 185-187。

- ⑩ 「なにびとかヤードランド *gyrde landes* あるひはそれ以上大いなる〔土地〕に関し協定地代 *raedegafol* を以て契約を結び、しかうして〔そを〕耕すとせんか、若しその主人にして〔従前の契約期間満了に際し〕彼に対してその土地に関し地代以外に賦役 *weorc* を取り立てんとするときは、彼（小作人）は、彼（主人）が彼に〔土地とともに〕住居を〔も〕与へざるかぎり、それ（主人の提示する条件）を受け容るるに及ばず。ただし〔その場合は彼は〕その穀物を失ふべし。」（田中正義「アングロ＝サクソンの社会とその封建化」＜前掲＞ p. 401）。

「若し誰かがヤードランド *gyrd land* (=ヴァーギト) あるいは夫れ以上大いなる〔土地〕に関して協定地代 *raedegafol* を以て契約を結び、しかして〔そを〕耕すとせんか、若しその主人にして〔従前の契約期間満了に際し〕彼に對してその土地に關して地代 *gafol* 以外に賦役 *weorc* を取り立てんとするときは、彼（小作人）は、彼（主人）が彼に〔土地とともに〕住居を〔も〕與へざる限り、夫れ（主人の提示する条件）を受け容るるに及ばず。但し、〔その場合は、彼は〕その作物（もしくは土地）*æcer* を失うべし。」（同著『イングランド初期経済史の諸問題』＜前掲＞p. 62。）

- ⑪ 「もし、人がヤードランドあるいはそれ以上の土地を定められた地代で耕作している場合、もし主人（フラーヴォルド）が地代とともに労働を要求するならば、〔その土地を借地している〕かれは主人によって小屋を与えられていないときはそれ〔主人の要求〕を受け入れる必要はない。〔主人の要求を受けいれなかったときには〕かれらはその収獲を失う。」（三好著『王国の成立』p. 209）。
- ⑫ 「若し誰か、〔一〕イールドの土地、若しくはそれ以上〔の土地〕を、取決められたる地代 (*raedgafol*) 〔納付〕において約し、且つ耕したる時は、若し彼の主人にしてその土地につきて労役と地代とを加えて取立てんと欲したる時は、彼（主人）が彼に住居を与えざるならば彼はそれ（主人の要求）を受ける要あらざるなり。而して〔彼（テナント）は〕その作物（もしくは土地）(*æcer*) を失うべし」（青山著『社会の研究』p. 54）。

- ⑬ 「もし一定の地代で *to raedegafole*, 一ヤード・ランドを保有し、耕作し、その領主がガヴォルとともに奉仕を要求する場合、その小作人は、もし領主が彼に住居 *botl* を与えない時には、その土地を保有してゆく必要はない。しかしその場合、その小作人はその収獲を没収されることとなる。」（富沢靈岸著『封建制と王政一』＜前掲＞p. 151）。

「もしある者が一ヤードランドの土地を、一定の地代で保有し、それを耕作する場合、そして領主が地代とともに労働奉仕を要求する場合、領主がその者に住居を与えない限りはその土地を保有してゆく必要はない。ただしその場合、その者（小作人）は収獲を失うこととなる。」（同「中期サクソン時代におけるケール自由農民について」＜前掲＞p. 92）。

- ⑭ 「誰か一ヤードランド又はそれ以上〔の土地〕を一定の *readgafol* 〔支払い〕に対して受けとり、そして耕している場合に、もし彼の *hlaford* が、彼から労働をも又 *gafol* をも取立てようとするならば、彼〔=*hlaford*] が彼に住居を与えていなければ、〔彼は *hlaford* の要求に〕応ずる必要はない。しかし〔この場合には、彼は〕自分の作物を失うべきである。」（永井一郎「Ine 王法典の *hlaford* と農民

(→) <前掲>p. 76)。

- ⑩ 「もし誰であれ、一ヤードランドの土地ないしはそれ以上の土地を固定貢租で約定し且つ耕作するならば、そしてもしそのロードがその土地について賦役ないしは貢租を値上しようとするならば、しかしその場合ロードが彼に住居を与えないならば、彼はそれを引き受ける必要はない。そしてその土地を喪失すべきである。」

「もしも誰かが、ヤードランドないしはそれ以上の土地を固定地代で契約して、それを耕作するならば、また、もしもフラヴォードがその土地について賦役ないし地代を値上しようとするならば、しかしその場合フラヴォードが彼に家を与えないならば、彼はそれを引き受ける必要はない。そしてその耕地を喪失すべきである。」(黒須著『イネ法典の研究』pp. 217, 365)。

- 72) 田中正義「アングロ＝サクソンの社会とその封建化」(前掲) pp. 401, 402。
- 73) 青山著『社会の研究』p. 54。なお氏は当該条項に、「アングロ＝サクソン後期……に見出される所の、更に『征服』以後の農奴制下の『ヴァーギト保有農民』の先蹤とも目すべき従属的農民の姿……。加えて…『ガヴォルゲルダ』『イエブル』の二農民層……に夫々対応せしめ得る可能性が極めて強い」(同書, p. 55) 農民を想定されている。ちなみにこれに類似せる見解は既にたとえば次の研究者によって示されている。F. M. Stenton, *Anglo-Saxon England (op. cit.)*, p. 310. T. H. Aston, “The Origins of the Manor in England”, *Transactions of the Royal Historical Society, 5th. ser., vol. 8, 1958*, pp. 71-72. D. J. V. Fisher, *The Anglo-Saxon Age c. 400-1042 (op. cit.)*, pp. 124-125.
- 74) 当該条項に関する「従来の見解」は三好著『王国の成立』pp. 210-211. に要領良くまとめられている。
- 75) “if he (a lord—筆者) has not provided the tenant with a house then the tenant may refuse *weorc*, though at a loss of tenure and of seed.” (H. R. Loyn, *Anglo-Saxon England and the Norman Conquest (op. cit.)*, p. 165)
- 76) “(one may—筆者) give the tenant the ability to refuse and so depart provided that he had not previously accepted the dwelling.” (T. M. Charles-Edwards, “The Distinction between Land and Moveable Wealth in Anglo-Saxon England” (*op. cit.*), p. 186) Cf., “The thane is menaced with the loss of his authority over the land if he subverts the conditions which have been agreed upon with the peasant farming the land or settled on the land.” (P. Vinogradoff, *The Growth of the Manor (op. cit.)*, p. 239 n. 32)
- 77) R. P. Abels, *Lordship and Military Obligation in Anglo-Saxon England (op. cit.)*, pp. 18, 40. J. Campbell, *Essays in Anglo-Saxon History (op. cit.)*, p. 135. D. R. Denman, *Origins of Ownership—(op. cit.)*, p. 48. R. H. Hodgkin, *A History of the Anglo-Saxons, vol. I (op. cit.)*, p. 318. J. E. A. Jolliffe, *The Constitutional History of Medieval England (op. cit.)*, p. 21. F. W. Maitland, *Domesday Book and Beyond (op. cit.)*, p. 389. F. Seebohm, *The English Village Community—(op. cit.)*, pp. 143-144. F. M. Stenton, *Anglo-Saxon England, (op. cit.)*, pp. 259 n. 1, 309-310. Cf., Alfons Dopsch, “Agrarian Institutions of the Germanic Kingdoms from the Fifth to the Ninth Century”, *The Cambridge Economic History of Europe, vol. I, 1942*, p. 182. 黒須氏は当該条項に「自由農民」および「もと奴隷である解放自由人 (*colibertus*) ないし隷属性の強い自由人エスネ (*esne*)」という「二種類」の「契約」当事者を想定される(同著『イネ法典の研究』p. 217. 傍点筆者。後註84参照)。
- 78) 「主人」(領主) は家屋を条件とする限り、「貢租」と「労役」に関する新「契約」に強制力を発揮したのである [“a tenant who has a house, a *boll*, committed to him can be held to labour services.”—R. Loyn, *Anglo-Saxon England and the Norman Conquest (op. cit.)*, p. 165; “and thus (one may—筆者) give the lord the ultimate power to compel acceptance of the land on

the new terms only if the tenant originally accepted a dwelling,” “the lord can compel the tenant to accept the land on the new conditions if he gives a dwelling to the tenant when he proposes the new conditions.”—T. M. Charles-Edwards, “The Distinction between Land and Moveable Wealth in Anglo-Saxon England” (*op. cit.*), p. 186]. しかも実際には条項が規定する「条件」としての住居（家屋）は拒否できなかったといえる [“if the offer of the dwelling is contemporaneous with the demand for new conditions, the dwelling cannot be refused.—*ibid.*]. こうして規定が示す農民の移動の自由の制限 [“the clause limits the peasant’s freedom”—*ibid.*] の楨杵となった住居（家屋）は中世農奴制の根源をなしているのである [“It is the acceptance of a home which lies at the root of villeinage, not the acceptance of land.”, “it is probable that here lies the root of medieval English villeinage.”—*ibid.*].

79) 三好著『王国の成立』pp. 211-214。

80) 同書, 第2刷 p. 212。

81) Publius Cornelius Tacitus, *De Origine et Situ Germanorum*, 97-98. 下記引用箇所の原典テキストは M. Hutton (trans.), E. H. Warmington (revis.), *Germania, Tacitus in Five Volumes I*, 1970/1914, p. 168.

82) 筆者が当該 “servus” は身分としての「奴隷」であると考えた根拠は、彼を殺害する場合に関する次の記述箇所である。

「(かれらは) 懲罰の苛酷さによる (disciplina et severitate)* のではなく、あたかも私怨の敵 (を殺害するか) のごとく激情による憤怒によって (impetu et ira)* 殺害する習慣がある。但しその場合処罰されない (impune) ことが異なっている。」

要するに, “Aber gemäss römischer Auffassung sind sie Sklaven, da das Töten der Sklaven nach Tacitus bei den Germanen—wie bei den Römern—eine straffreie Tat war.” (Allan A. Lund, “Zur Schilderung der germanischen Gesellschaft bei Cæsar und Tacitus”, *Classica et Mediaevalia*, vol. XXXVI, 1985, p. 188.)

※ 原典のこの部分 “non disciplina et severitate, sed impetu et ira” を “et” にもかかわらずそれぞれを単数、奪格とせず、一方を形容詞的に邦訳するのは、これが「二詞一意」であるとの教示 (田中秀央・国原吉之助訳註『タキトゥス・ゲルマニア』1971/1963年, p. 61) による。

83) ちなみに黒須氏は次の見解を表明される。すなわちここにみる農民は家父長制小家族 (その端緒的形態)、農奴の端緒形態、これを換言すれば『家父長制大家族の充実』の延長線上にある、いわばそれと同義の「家内奴隷制の膨脹」として躍り出た形態である。しかしかれらと「ロード」との「契約の重要な一条件」としての一定の土地および住居は、「依然として生存権の平等な保証という原理が働いていることを示す「農民の権利」であった。〔黒須徹「いわゆる『細分割耕地制』としての『開放耕地制度』形成についての試論』『東北学院大学論集・経済学』第72巻, 1976年, pp. 28-29, 46-47 (註36)〕

氏の主張される, たとえば「農奴の端緒形態」, 「家内奴隷制」, 「生存権の平等な……原理」, 「農民の権利」という表現は相互にどのような調和的説明を求めべきか筆者は理解に苦しむ。しかしその鍵は氏の「家内奴隷制」理解にある。すなわち氏によれば家内「奴隷は相対的に家族の一員としての取扱いを受けること, したがって耕作およびその他の労働は自由人家族と共々に行なわれ」, 「自由人の子弟と奴隷との待遇上の絶対的な差別はほとんどない」と考え, タキトゥス『ゲルマニア』§§20, 25を引用される [同「アングロ・サクソン人の初期定住形態—ケルト人の定住形態との関連において—」『同誌』第49・50合併号, 1966年, p. 100. 同著『イネ法典の研究』p. 317]。要するに氏は, 筆者がその調和的理解に苦しむ上記の表現相互間に, 一般に想定される対立的特徴を捨象され, かくして氏は一定の「論理」的整合性を有しているといえる。

しかし筆者は氏の「家内奴隷」観には問題があると言わざるをえない。すなわち指摘すべきは, 氏が

その挙証を止めた『ゲルマニア』§25の次の箇所、「(セルヴスを) 殺害する習慣がある。但しその場合処罰されない……」(前註82参照)という部分である。これは当該セルヴスの人格の否定を明示するものであり、「自由人……との待遇上の……差別」は表象的にはなかったとはいえ、本質的には、氏の主張とは異なり、「絶対的差別」があったと言わざるをえない。要するに当該§67について一方において「農奴の端緒形態」, 「家内奴隷制の膨脹」を想定されるのであるならば、他方において氏が「生存権の平等な保証」, 「農民の権利」を主張されるのは不整合であり、また他の箇所での氏の主張(前註77)とも矛盾するものである。

- 84) 永井氏は奴隷に近似せる農民を想定されるにとどまっている(永井一郎「Ine 王法典の hlaford と農民(-)」<前掲>, pp. 79-81)。また黒須氏の見解については既に言及した(前註77, 83)ものの、当該論点との関連で再度言及するならば、氏は「彼は、農奴ということができない。まさしく彼は家内奴隷ないしは家父長的奴隷なのである。」(同著『イネ法典の研究』p. 220)と言われる。ここで指摘すべきは氏と筆者が等しく「奴隷」を想定しているものの、その形態の認識に相違がある点である。
- 85) なお既述のごとく当該条項に「小屋住み奴隷」を読み取らんとされる三好氏が自身「定められた地代」なる句に抱かれる若干の逡巡は、憶測の域を出ないものの、ここに2つの形態を想定することによりその一半は軽減されるのではなからうか。
- 86) “ gefan ” とは “ gefa ”, その語意は “ Feind, Gegner kraft rechtmässiger Rache-Verfolgung ” (F. Liebermann, Bd. II, S. 90), の複数形であり、具体的には “ Bluträcher ” (*ibid.*), “ the avengers ” (E. H. D. I., p. 407) である。前註60。
- 87) “ heden ” つまり “ hedan ” の語意は “ heed, take care, take possession, etc. ” (A-S.D., p. 524), したがってこの部分を “ vor ihm hüten ” (R. Schmid, S. 57) と独訳するのはそれ自体誤りではないとはいえ、その実態に殺人犯の殺害ないし奴隷化の可能性がある (“ Hier kann die Freigebung zu Tötung (oder Verknechtung) des Totschlägers führen. ” ((F. Liebermann, Bd. III, S. 81))) ことは言うまでもない。
- 88) 当該条項は微妙に異なる解釈がなされている。その理解に資するため下記の史料および先学の翻訳例を提示する。
- ◎ “ Non cogitur liber cum seruo cognationem soluere, nisi uelit eum factione liberare, nec seruus cum libero. ” (Q)
 - ◎ §70, 5 b Non cogitur liber cum seruo meggildare nisi uelit ei satisfactionem facere, nec seruus cum libero. ” (*Leges Henrici Primi*) (典拠は L. J. Downer (ed.), *Leges Henrici Primi* ((*op. cit.*)), p. 220)
 - ◎ Es braucht kein Freier mit einem Hörigen als Mage zu zahlen, außer wenn er ihn von der Feindschaft loskaufen will, noch der Hörige mit dem Freien. ” (R. Schmid, S. 57)
 - ◎ “ The free need not pay ‘mægbot’ with the theow unless he be desirous to buy off from himself the feud: nor the ‘theow’ with the free. ” (F. Seebohm, *Tribal Custom in Anglo-Saxon Law* ((*op. cit.*)), p. 405)
 - ◎ “ Der Freie braucht nicht dem Unfreien bei[stehend] Sippezahlung zu leisten—es sei denn, er wolle [freiwillig die] diesem [drohende] Rache abkaufen—noch der Unfreie bei dem Freien. ” (F. Liebermann, Bd. I, S. 123)
 - ◎ “ a free man need not join in (wergild)-payment with a slave, unless he wishes to buy off revenge from him, nor a slave with a free man; i. e., as long as a man is a slave he is not of the kindred, and none of his free kinsmen need help him. ” (Bertha Sturtees Philpotts, *Kinship and Clan in the Middle Ages: A Study in the Sociology of the Teutonic Races, 1913.* p. 209)

- ◎ “A freeman need not associate himself with a relative who is a slave, unless he wishes to ransom him from a vendetta; nor need a slave associate himself with a relative who is a freeman.” (F.L. Attenborough, p. 61)
- ◎ “The freeman need not pay money for his kinsman along with a slave, unless he wishes to redeem him from a vendetta; nor the slave along with the freeman.” (E.H.D.L, p. 407)
- ◎ “a man did not need to associate himself with a slave kinsman in payment for wergild unless he wished to redeem him from a feud; nor did the slave need to associate with his kinsman.” (L. Lancaster, “Kinship in Anglo-Saxon Society-II” (*op. cit.*)), p. 371)
- ◎ 「[その際] 該自由民(前條の一團の自由民縁者の一人)は、彼にして彼(殺人者なるセーオウ)を血讐より贖ふことを望まずんば、[彼の不自由民血縁者たる] 一介のセーオウの仲間となりて、彼の血縁者たるものために金子を支拂ふに及ばず、該セーオウまた、該自由民の仲間となるには及ばず。」(田中著『封建制の形成』p. 173)
- ◎ 「自由身分の者はかれ[殺人者である奴隷]を血讐より贖うことをのぞむのでなければ、奴隷である親族を支持する必要はない。奴隷もまた自由身分の親族と行をとにもする必要はない。」(三好著『王国の成立』p. 222)
- ◎ 「彼[=自由人]が彼[=ウェールズ奴隷]を血讐から買戻そうとするのでなければ、自由人はその奴隷とともに血族を支払う必要はない、その奴隷も自由人とともに[支払う必要は]ない。」(上戸「イネ王法典」p. 93)
- ◎ 「その自由人がウェールズ人奴隷を血讐から買い戻そうとするのでなければ、彼は奴隷たるその血縁者を支払う必要はない。奴隷もまた自由人たる血縁者のために支払う必要はない。」(黒須著『イネ法典の研究』p. 369)
- 89) 前註25参照。
- 90) それぞれ F.L. Attenborough, 田中(前註88)。
- 91) 三好著『王国の成立』pp. 208, 234。
- 92) 同書, p. 234。
- 93) 同書, p. 208。
- 94) 同書, pp. 208-209。
- 95) 青山著『社会の研究』p. 178。
- 96) 氏は他に当該条項については、被害者が「主人」を有していた点を指摘し、かくして「これら『自由人』層が、国王以外の『主人』(hlaford)に何らかの形の下に従属する存在であったこと」(同書, p. 53)の論拠とされる。前註49⑭。
- 97) 富沢靈岸「中期サクソン時代におけるケアール自由農民について」(前掲) p. 107 註9。なお同趣旨として当該条項は「ケアールの人命金については自明のこととしてふれず、ケアールを殺した奴隷の人命金を六〇志としているだけであるとも理解出来る」(同 p. 106)と主張されるものの、「奴隷の人命金」なる表現はこれを文字どおり理解されておられるのであろうか。
- 98) これを象徴的に言えば、仮に加害家畜(neat)を被害者に引渡したとしても(アルフレッド王法典 §24), 当該家畜による主体的責任負担, 当該家畜の社会的権能を語りえないのと同じである。
- 99) Vide. F. Seebohm, *Tribal Custom in Anglo-Saxon Law* (*op. cit.*), pp. 471-473.
- 100) したがってこの点において「奴隷所有に便宜の社会体制が確立される」(井上靖夫「初期イングランド社会における古代と封建」『歴史学研究』別冊特集, 1976年, p. 81)という発言は首肯できる。
- 101) “nicht dem freien Verwandten, sondern dem unfreien Missetäter droht Rache, da ja die rechtliche Haftung der Sippe fürs Mitglied mit dessen Verknechtung endet” (F. Liebermann, Bd. III, S. 81)

- 102) Heinrich Mitteis, *Deutsche Rechtsgeschichte* (*op. cit.*), S. 33. 邦訳は同著・世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説』(前掲) p. 61 に拠る。他に “slaves.....often fell in vengeance attacks directed against the head of household” (W.T. Miller, “Choosing the Avenger: Some Aspects of the Bloodfeud in Medieval Iceland and England” (*op. cit.*)), p. 169)
- 103) 拙稿「北欧中世(スウェーデン)における自力救済慣行一」(前掲) pp. 24-32。
- 104) 田中著『封建制の形成』p. 191。
- 105) 同所。
- 106) Karl v. Amira, *Germanisches Recht, Bd. II* (*op. cit.*), S. 20. Do., *Nordgermanisches Obligationenrecht, Bd. I, 1973/1882*, S. 341-315, 541. Adalbert Erler, “Das Ritual der nordischen Geschlechtsleite”, *Zeitschrift der Savigny Stiftung für Rechtsgeschichte, Germanistische Abtheilung, Bd. 64, 1944*, S. 86-111. Jacob Grimm, *Deutsche Rechtsalterthümer, Bd. I* (*op. cit.*), S. 460-461. *Kulturhistoriskt Lexikon för Nordisk Medeltid från Vikingatid till Reformationstid* (*op. cit.*), *bd. XX*, s. 603-613. H. Mitteis, *Deutsche Rechtsgeschichte* (*op. cit.*), S. 22 (邦訳<前掲>p. 40)。P. Vinogradoff, *The Growth of the Manor* (*op. cit.*), pp. 241-242. 拙稿「11~12世紀のノルウェー社会一」(前掲) pp. 4-6, 11 註28, 12 註49, 13 註65。同「12~13世紀の『都市』ニダロス一」(前掲) pp. 55-57, 61-62 註48。
- 107) 田中著『封建制の形成』p. 191。
- 108) 同書, p. 195。
- 109) 蛇足とは言え、本稿に則して改めて1語附言すれば、セーオウがその所有主から解放された後その対象となりえた被害者側からのフェーデと、解放されることなく被害者側へ引渡され、かくして被害者側に委ねられた自由な処分、これら双方の具体的形態が同一であったとしても、それぞれの意義は本質的に異なるのではないか。すなわち前者は自由人間相互に関わる、加えられた侵害に対する名誉回復の「正式な(rechtmässig)」(前註86)方法であり「名誉ある戦い(ehrlicher Kampf)」(H. Mitteis, *Deutsche Rechtsgeschichte* (*op. cit.*), S. 34)であり、これに反し後者は被害者(側)の汚された「名誉」を回復させることはできなかったのではないか。それはせいぜい奴隷所有者階層間での互譲的満足として作用したにすぎなかったのではないかと考える。
- 110) なお三好氏の指摘されるケントとウェセックス間における、自己のかかえる奴隷の犯罪に対する所有者による責任負担形態の相違(前註91-94)は、奴隷の社会的地位の相違として解すよりは、奴隷所有者階層のおかれた社会的諸条件の相違にその理由があるのであり(しかもこれは奴隷の社会的存在形態に深い関与を及ぼしており)、奴隷の社会的地位にはその本質的相違はないのではないか。かくして「奴隷」概念の普遍妥当性を維持することができるのではないかと私考する。

[V] アルフレッド Ælfred (r. 871~899/900) 王法典¹⁾

§ 18-1 婚約せる乙女にして密通をなしたる時は、もし彼女がチオルル生れ(の者)であるならば、60シリングを以てその保証人に償わなければならない。しかもそれは生ける家畜(cwic æhtum)²⁾、(つまり)畜牛(feogodum)³⁾において(支払うべく)、人はそれについていかなる人(nænigne mon)を(以て)与えてはならない。

当該条項がどのような観点において扱われているか次の3氏の場合をみてみよう。まず田中氏はその裏面的解釈により、「当時奴隷が一般に家畜の如き動産の一部として観念せられたることを物語ってある。」³⁾と主張される。青山氏は「この条は、奴隷による支払を禁じているが、これは

却ってその他の支払の場合は、奴隷が家畜と共に充てられ得たことを語るものである。¹⁷、「早期の諸法典において、人命金・補償金等の支払いが、武器・家畜等と共に奴隷を以て充て得ることが示され、……動産的奴隷の実体に対応するものであった。」¹⁸とそれぞれ主張される。以上2氏は、当該アルフレッド王法典とそれ以前の諸法典との年代的推移には言及されることなく、奴隷が物品として扱われていることの盛んであったことを主張されている¹⁹。これに対して三好氏は、まず「アルフレッド王時代には、奴隷が家畜と全く同じように物品として売買された日は過去になりつつあった。」²⁰とし、当該条項を引用される。しかし「奴隷での代納が認められなかったのはケオールの場合だけであったと考える。」²¹とされる。これをより積極的に換言すれば「一部のケオール、あるいはケオール農民より上位にある貴族身分の者にとっては、この時代においてもなお、奴隷は家畜同様、あるいは家畜以上に重要な生産手段の一部であった。したがって奴隷は相変わらず譲渡・売買の対象であった。」²²この積極的な認識は上記2氏の論旨と異なる。但し三好氏の主張の力点は、ケオール農民における奴隷所有の衰退にあり、この点を「偽証罪」に関する検討から補強される²³。このように社会的趨勢を認識され、かくして一方において「アルフレッド王法典を含めて、それ以降の諸王の法典からは、王・侯・貴族の奴隷所有を推定することができるが、一般農民ケオールの奴隷所有を推定することはできない。」²⁴と言われながらも、他方においてこれを一歩進めて「ケオール農民の手を離れた奴隷をいったんは数多く所有していた王・侯・貴族までが奴隷所有者でなくなってゆく。」²⁵と主張される。

以上当該条項特に“mon”（「人」）に関して上記3氏に共通する認識は、この「人」が「奴隷」であり、それが売買、代納等の対象、手段としての物品として扱われる存在であったとする点である。但し三好氏にあっては、特に当該規定をめぐる詳細な検討により時代的推移を意識され、上記のごとき性格の「奴隷」制は限定的となり、局部的には当該アルフレッド王法典以降衰退しつつあることを主張される。上記より分析され、かくして問題とすべき論点の第1は、この「人」が物品と等しく扱われる存在であったか否か、つまり身分・人格にかかわる点であり、第2に、当時「奴隷」制社会であったか否か、つまり社会構成に関わる論点である。この2つの論点について筆者は以下のごとく考える。まず当該「人」による代納禁止規定は当該条項にのみ限定されるのか、あるいは次に続く人命金600シリングの者（§18-2）、人命金1,200シリングの者（§18-3）においても適用されるのか否かであるものの、この点は条項自体からは即断できない。仮に§18-1に限定される場合は言うまでもなく、§§18-2、-3においても適用されるとしても、これを裏返せばそれ以外は代納可能であり、当該社会全体としては「人」が代納の手段（対象）となりえたことをむしろ語るものと解することができる。つまり奴隷代納の不承認を「ケオール農民にかぎって、しかも婚姻中の不義密通の場合にかぎって」²⁶たことは必ずしも「ケオール農民の社会がもはや一般的には奴隷を必要としなくなりつつあった」²⁷ことを全面的に証明するわけではな

い。すなわち限定規定の裏面的解釈も論理的には可能なのではないか。そこで仮に田中、青山の両氏の積極的主張とその認識のみならず、三好氏の積極的主張とその裏面的状況を尊重し、注目するならば、以上3氏の論旨からは当該「人」が家畜と同一視される物品としての奴隷であったことを、しかもかくのごとき奴隷が一般的である奴隷制社会を、それぞれ帰納することができるであろう。

しかしながら筆者は上記3氏とは異なる視点からこの点を考えてみよう。まずこの「人」による代納禁止規定は当該 § 18-1 に限定され、しかもそれはチオルルの関わる支払い行為の全般に適用されるものと解す。この点三好氏とは一部重複するものの、氏にあってはとりわけ「この場合を例外として、奴隷を家畜と同様、一般に物納の対象とする慣習があった」¹⁵⁾との認識であり、この慣習の存続については上記2氏も同様の認識であった筈である。筆者は、チオルルにあってそのかかえる「人」による代納不可は上記3氏の懐かれる認識、つまり「慣習」の「例外」とは考えない。すなわち、「人」による代納不可は「慣習」の「例外」なのではなく、チオルルにかかえられたこの「人」そのものがもはや家畜と等しい物納の手段（対象）ではなくなりつつあるのであり、この点を取って確認せんがために当該条項においてその規定がいわば規律として明記されているのではないかと考える¹⁶⁾。しかしこれをレトロスペクティブ、裏面的に表現すれば、取ってかくのごとき禁止規定が条文化されていること自体第1に、その背景に上記3氏の認識されるがごとき慣習がそれ以前までは存続していたのであり、第2に、「人」はチオルル農民一般に依然として所有されていたことを意味する。これを要約、換言すれば、チオルル農民は一般に「人」を所有していた。しかもそれを家畜と等しく物納の手段とする「慣習」は、社会的、歴史的背景としてはいかにも死滅せず息づいていた。しかし今やアルフレッド王法典の段階にあっては、チオルル農民にかかえられるこの「人」は全体としてはかくのごとき処遇を否定されようとしているのである。つまり「人」の社会的地位向上は現実のものとなりつつあったのである。それは、アルフレッド王法典以前において、身分的には人格を否定され、まさに物品としての扱いを受けながらも、現実的には「小屋住み奴隷」という形態をなしていたという事実の歴史的蓄積を前提として賦与せられ、またそれが現実のものとなりつつある身分的变化の兆候であった。このようなかれらの身上に起った社会的地位の変化の兆候は次に検討する § 43 において確認されるであろう。かれらは厳密な意味での奴隷範疇を脱するに紙一重の段階であった。いやその紙一重を越えていたというべきであるかもしれない。しかもかくのごとき社会的地位の向上を事実上のみならず、一部法的にも承認され、次にそれを獲得した「人」は上記のごとく概してチオルル農民にかかえられていたそれである (§ 18-1, 次に検討する §§ 25 (-1)) のに対し、まさに三好氏の言われるように、依然として王・侯・貴族にかかえられる「人」は「家畜と同様、あるいは家畜以上に重要な生産手段の一部」であり「相変らず譲渡・売買の対象であった。」のである。つまり

王・侯・貴族のかかえる「人」はチオルルの下において一般にみられるような、一定の生産手段・用具を与えられ、その経営を委ねられ、その成果の収奪を受ける形態たる「小屋住み『奴隷』」ではなく、労働力のみを集約的に収奪される、新しい所領経営（敢言すれば古典荘園）に対応する、被給養（いわゆる動産）型奴隷であったのではないか。したがってチオルル農民を念頭を中心に据えれば、かれらが、厳密な意味での奴隷範疇を脱しつつある段階の小屋住み（似非）「奴隷」を所有していた点を強調し、これを換言すればまさに三好氏の主張されるように「アルフレッド王以降のケオルルの奴隷所有は減びつつある」¹⁷⁾といえる。しかし王・侯・貴族を中心に据え、これを換言すれば「アルフレッド王法典を含めて、それ以降の諸王の法典からは、王・侯・貴族の奴隷所有を推定することはできる」（三好，傍点筆者）といえる。したがって社会構成はそのそれぞれに対応して想定することができるであろう。

なお念のため再度附言すれば、筆者がかくのごとく「人」の代納禁止規定箇所を解釈する根拠は、アルフレッド王法典以前において、一方において身分的には人格を否定され、家畜同然の処遇を受けながらも、他方においてその所有主による労働力収奪の1形態にすぎないとはいえ、現実的には一定の生産手段・用具を与えられ、経営を委ねられたいわゆる「小屋住み奴隷」を想定した、その奴隷形態が歴史的蓄積の結果としてもたらすであろう事実的且つ社会的なその発展の筋道を追求せんとする姿勢において、その変化の兆候を当該アルフレッド王法典に見出したからに他ならない。筆者に先んじてアルフレッド王法典以前の時期、なかんずくイネ王法典において小屋住み奴隷を想定された三好氏にあっては、奴隷による代納禁止は「ケオルル農民にとって、同一価格の家畜と奴隷とでは、家畜のほうがはるかに有益な生産用具となっていた」¹⁸⁾からであると其の経済的観点を主張されるのに対して、氏にあってはその認識は当然懐かれていると思われるとはいえ、筆者にあっては奴隷の法＝身分上の本質的な地位の変化を当該アルフレッド王法典において強調せんとするものである。

§ 25 もし人 (mon) がチオルルの人 (ceorles mennen) に強姦を犯すならば、そのチオルルに5シリング (v scill.) を以て償わなければならない、また60シリング (LX scill.) の罰金 (wite) (を支払わなければならない)。

§ 25-1 もしセーオウ (ðeowmon) がセーオウ (þeowne) に強姦を犯すならば、彼の擧丸を以て償わなければならない。

§ 25 において「60シリング」は「罰金」つまり自由人の保護権侵害に対する罰金¹⁹⁾であり、非行者の「懲罰 (a means or implement of punishment)」²⁰⁾として「国王 ([dem König])」²¹⁾に支払われたと解すならば、「5シリング」は強姦に対する「補償金 (compensation)」²²⁾であり、こ

それは被害者側へ支払われたと解せられる。しかも後者は「チオルルの人 (ceorles mennen)」の“mennēn”（「人」）、つまり被害者本人、に対して名誉侵害の補償として支払われたのではなく、「チオルル」に支払われたと考えられる。これは疑いもなく当該「人」が、成人であればなお一層、その名誉を無視され、独立した人格を否定された「人」であったことを、より直截的に表現すればまさに身分としての奴隷²³⁾であったとすることができる。換言すれば「チオルル」はその「人」の「主人 (Herr)」²⁴⁾であった。そもそもチオルルに支払われた5シリングは既述のごとく彼の所有するその財産に対する「物の侵害の補償金 (Sachbusse)」²⁵⁾であったと考えることができる。

以上の分析は従来の通説的見解に則した解釈である。しかし筆者はこれとは異なる解釈の可能性を追究したい。すなわち、筆者は当該条項においてチオルルに支払われた5シリングは、その一部分とはいえ当該「人」たる被害者本人に与えられたと考える。これは必ずしもその「人」に、その法＝身分的な人格を承認し、賦与したことを意味しないとはいえ、一定程度の「人格が尊重されている (berücksichtigt wird.....ihre Persönlichkeit)」²⁶⁾ことを示唆するものと考えられる。そしてこの点こそ当該アルフレッド王法典における「人」の歴史的特徴があるのである。

次に § 25-1 はセーオウ（男）によるセーオウ（女）の強姦について、前者の去勢を規定している。去勢は手、足等それを以て犯された犯罪を償う方法として、手、足等それ自体を破壊する「古ゲルマン的 (urgermanisch)」犯罪観としての一種の同害報服²⁷⁾と考えることができる。しかしこの場合、去勢は「奴隷」たる当該セーオウが法的に財産を所有しえないため、自由人であれば課されたであろう懲罰としての罰金、科料等に代るものとして与えられる体罰の1形態として理解²⁸⁾することもできる。仮に一般的になされるこのような解釈に従い、筆者がこれを換言するならば、彼は自分の性器を以てその懲罰を甘受したのであり、自分の責任を自から履行したものと見える。ここに次の諸点が問題となる。

第1に科料など懲罰についてである。すなわち、当該セーオウを抱える者にその責任を帰すことなくセーオウ自身による責任負担を規定していると解すことのできるこの条項はそれが彼の社会的地位の向上に因るものと解せられるであろうか。それともそれは彼自身の社会的地位の向上とは原則的には無関係な、彼をかかえる者相互間の譲歩による、言わば所有者階層の社会的合意に因るものであったのであろうか。第2に、「補償金」についてこれはいかに解すことができるであろうか。まず非行者が自由人であれ (§ 25)、セーオウであれ (§ 25-1)、被害者側にとってその穢された不名誉に変わりはない筈であるにもかかわらず条項 (§ 25-1) の文言自体は被害者側のこの点について言及していない。つまり犯人たるセーオウ（男）の去勢は被害者側にとってなんらの補償にはなりえない。ここにいくつかの解釈の可能性がでてくる。仮に § 25 に規定せる補償金としての5シリングが支払われたとするならば、それは犯人たるセーオウ（男）自身が支払ったのであろうか、それともそれを抱える者が支払ったのであろうか。仮に5シリングは支払

われなかったとするならば、それは、その犯人が自由人であったと解せられる § 25 と比較し、判断するならば、犯人がセーオウであったから、つまり自由人でなかったことがその理由であったと解さざるをえない。これは端的に言えば彼が経済的能力を欠如していたことに因ると考えることができる。しかしその理由はさしあたり、彼にそれを可能ならしめる必須要件たる社会的人格の不承認が第一義的な理由ではあるものの、その本質はなによりもセーオウをかくのごとき処遇によって決済せんとするかれらをかかえる自由人階層相互の問題として帰着されなければならないであろう。

さて以上想定される問題点について筆者は次のごとく考える。まず当該 § 25-1 における被害者たるセーオウ（女）は、§ 25 のそれと同様にチオルルに所有されていたと考えるのが隠当であろう。しかも被害者側に立つならばそのチオルルは § 25 と同様に 5 シリングを取得したと解するのが自然であろう。そこでその 5 シリングの支払い主体が問題となる。この点で § 25 についての卑見、前記 § 28-1（チオルルにかかえられた「人」）および次に検討する § 43 との調和的、統一的推察を試みるならば、当該セーオウ（男）がその一部だとしても支払ったと解す可能性を全否定することはできない。しかもこれがかれらの社会的地位の向上に因るものであったと考えられることは言うまでもない。

以上 §§ 25, 25-1 の検討、分析から次の結論を得ることができるであろう。すなわち、チオルルに抱えられた「人」および「セーオウ」は互にその語彙に相違はあれ、概してかれらは被害者の立場にあった場合、限定的ながらも一定程度の補償金を受領するなどその人格は社会的に尊重されたと推察される。これは同時にその者が加害者の立場にあった場合一定程度の社会的責任の履行が社会的に要請されるであろうことと表裏の関係にある。かれらがかくのごとき一定程度の社会的人格の享受を獲得するに至ったのは当該アルフレッド王法典以後であり、それ以前にはみられなかった現象である。かれらが今浴する社会的状況は、緩慢ではあるもののかれらに対する人格否定適用の弛緩、かれらによる事実上の、あるいは黙認された一定の財産所有などが歴史的な前提となりつつ、その数百年にわたる歴史的蓄積を背景としてやがてここアルフレッド王法典において法的に追認される段階に至ったものと考えられる。かくしてかれらはこの時点において奴隷身分を脱却するのは言うまでもない。アルフレッド王法典はこのような過渡期、転換点の事情を語っているものと筆者は考える。

§ 43 セーオウマン(*beowun monnum*)²⁹⁾とエスネウイルトン (*esnewyrhtan*)²⁹⁾を除くすべての自由人 (*eallum frioum monnum*) にこれらの日々が (休日として) 与えられる。クリスマスの12日、キリストが悪魔に勝利した日 (*ðone dæg þe Crist ðone deofol oferswiðde*)³⁰⁾、聖グレゴリウスの祝日 (*scs. Gregorius gemynddæg*)³¹⁾、復活祭の前の7日とその後の7日、

聖ペテロと聖パウロの祝日 (an dæg æt sce. Petres tide 7 sce. Paules)³²⁾, 収穫期には聖母マリアの祝日 (sca. Marian mæssan)³³⁾ の前の1週間, 万聖節の祭日 (Eallra haligra weorðunge)³⁴⁾には1日。かくして四季の断食週間 (ymbrenwicum) における水曜日4日は, すべてのセーオウマン (ðeowum monnum eallum) に, 誰か人 (ænig mon)³⁵⁾が神の名においてかれらに与えたか, あるいはかれらがかれら自身の (hiora)³⁶⁾いかなる (ænegum)³⁵⁾余暇 (hwilsticcum)³⁷⁾であれ, (その時に) 労得することのできた (geearnian mægen) ものは何であれ (æghwæt ðæs ðe), かれらにとってもっとも望まれる (him leofost)³⁸⁾者に, 売却する (ことができる) ように (sellanne)³⁹⁾, 与えられる^{*}40)。

ここで確認すべき当該条項の要点は, その後半部分にある。すなわち, セーオウマンないしエスネウILTANは「誰か人」つまり他人からある品々の贈与を受けることができること, あるいはなんらかの「余暇」を享受しているのみならず, その日に自身のために働くことが許され, かくして何物かを労得することが許され, しかも「かれらにとってもっとも望まれる者」に, つまり自身にとってもっとも有利と考えられる任意の者に対してそれらを売却することができること, したがってこの場合金銭の獲得の可能性も全否定することはできないこと, などである。しかも以上の行為は法規定を以て宣言されているのであり, したがってかれらに自身のための物品の生産, 貯蔵, 売却は, 制限的であるとはいえ, 公認されていると言ってよい。なおも附言すれば当該条項はその所属について言及しておらず, したがって一般的に適用された規定と考えられる点から推察するならば, かれらは特に王・侯・貴族など特殊部門に所属していたとは考えられず, むしろ一般的な自由農民たるチオルルに所属していたと解せられる蓋然性は低くはないのではないか。

当該条項は既に指摘⁴¹⁾したように, 従来の研究者においてその邦語表現は異なるとはいえ, 一般に「有産奴隷」, 「小屋住み奴隷」, 「A-S型奴隷」を確証せる最適の規定として扱われている。重複するとはいえここにその概要を記せば, まず田中氏はイネ王法典, ウィトレド王法典, エセルベルト王法典それぞれの関係せる諸条項および当該条項を挙げ, 当時の奴隷は一定の法的, 経済的権利能力を享受していたと説かれるのである⁴²⁾。ここで指摘すべきは, 氏がこの場合それぞれの法典の成立年代の相違について特に言及, 区別せず, 上記関係諸条項一般を氏の主張の根拠とされている点である。青山氏は, いわゆる「有産奴隷」, 「A-S型奴隷」の一般的存在には否定する見解に立たれながらも, 「やはり全体として少数例と言わざるを得ぬ」⁴³⁾とはいえ「無視し得ぬ」⁴³⁾奴隷による「財産 (peculium)」⁴⁴⁾所有を示す条項として, エセルベルト王法典, ウィトレド王法典, イネ王法典, エドワード・グズルム法典, エセルレッド王第七法典, クヌート王第二法典などに納められた関係せるそれらと共に当該条項を挙げておられる⁴⁵⁾。ここで指摘すべきは, 氏が奴隷の財産所有を示す根拠にその主眼が置かれ, 引用せる諸法典それぞれの成立年代の

相違については特に配慮されていない点である。これは田中氏に対して筆者が喚起した点と異ならない。三好氏は、A-S社会の早期とりわけイネ王法典において、いわゆる「A-S型奴隷」つまり一定の法的、経済的権利能力を享受する奴隷形態の一般的存在を主張され、当該条項はその延長線上にあって、さらに発達した事態を示すものとして、「アルフレッド王時代においてすでに奴隷の貯わえた家産がかなりの額に達していたであろう」「奴隷が経済的な実力を持ってきたことを示すもの」⁴⁶⁾と理解されるのである。念のため附言すれば、氏にあってはA-S期早期のイネ王法典とA-S期の後半に所属する当該アルフレッド王法典それぞれにみられる「奴隷」の身分としての質的異同については改めて明言されておられないように思われる。

以上3氏に共通する分析の視角は、当該条項にみる「セーオウマン」、「エスネウィルタン」はその形態を普遍的なものとして認めるか否かは見解が分れるとはいえ、一定の法的、経済的権利能力を享受する奴隷、いわゆる「有産奴隷」、「小屋住み奴隷」であり、当該条項をその論拠とされている点である。ここでまず第1に問題点となるのは上記にみられたその分析自体にある。つまり一定の法的、経済的権利能力を享受する者を身分としての奴隷として規定される点にそもそも問題はないかどうか。第2の問題点は同一法典における条項間の齟齬である。すなわち上記3氏に共通するその認識は、さきに §§ 18-1, 25, 25-1 についてみられた3氏の「マン」、「セーオウ」についての共通認識とはいかなる関係にあるであろうか。勿論この場合「マン」「セーオウ」のグループと「セーオウマン」「エスネウィルタン」のグループが互に異なる社会階層に所属するものと解されているならば、これはここでの議論の対象とはならない。ちなみに3氏にあってはこれらが互に異なる階層に属していたとの明確な発言はなされていない。さて問題点を端的に指摘すれば、§§ 18-1, 25, 25-1 について3氏の抱かれる共通認識はそれらが疑いもなく人格そのものの否定された、物品そのものとしての奴隷であるとの認識であった。したがってその「物品」が一定の法的、経済的権能を享受し、行使したとされるならば、それは論理矛盾と言わざるをえない。翻ってこんどは当該 § 43 についての3氏の解釈を前提とするならば、同一法典の §§ 18, 25, 25-1 についてのその解釈は再考されなければならないであろう。

かくのごとく3氏に共通にみられた「セーオウ」、「マン」などの解釈、理解についての自家撞着は他の研究者にもみられる。たとえば J. R. Green は当該法典の所属するA-S期後期(9～11世紀)における奴隷制について次の見解を示す。すなわち、一方において奴隷制は教会の影響により消失しつつあり、“slave”は日曜労働から解放され、土地に結合され、土地と共に売買され、「ときどき地片を獲得した [sometimes he (the slave—筆者) acquired a plot of ground]」と主張し、他方において、“slave”の殺害は教会へ懺悔すべき罪業であったとはいえ「国家的観点からは罪ではなかった (no crime in the eye of the State))」, “slave”貿易は禁止されていたとはいえ、それは長い間有効ではなかった (The slave-trade from English ports was

prohibited by law, but the prohibition long remained ineffective.)」と主張する⁴⁷⁾。前者の論点からはとりあえず“slave”に人格の承認を前提とする一定の社会・経済的権能を分析することができ、後者からは身分＝法的には人格の否認を分析することができ、これらは互に矛盾するものである。

R. I. Page は当該 § 43 を論拠として「“slaves”は明らかに財産と金銭を所有していた [From this (Ælfred § 43—筆者) it is clear that they (slaves—筆者) could own property and money]」と一方で主張するものの、他方「一般的にはかれらは一文なしであったと考えられる (in general it is assumed that they were penniless)」と主張する⁴⁸⁾。双方の主張が成立するためには当該アルフレッド王法典の“slave”の特殊性が論証されなければならない。しかもここに招来する問題はその特殊な“slave”を「一般的」な“slave”と等しい同一範疇で把握することに矛盾が生じないかどうかである。

David A. E. Pelteret はまず一方において、当該 § 43 は「“slaves”の財産獲得の権利を拡大した (Alfred 43....., which extended rights to slaves to acquire property)」⁴⁹⁾と述べ、他方「“slave”は経済的に動産として魅力ある窃盗の対象であり、……この種の犯罪は10世紀においても存続しつづけた (As a chattel with an economic value the slave was a tempting object of theft.the crime continued in the tenth century.)」⁵⁰⁾と述べている。さらに後者のごとき理解を補強するものとして、“The Solomon and Saturn”, “Rectitudines Singularum Personarum”に言及されている“*peówan men*”, “*æhteman*”などの検討を試み、これらの“slave”は畢竟無所有、被給養であったと述べている⁵¹⁾。D. A. E. Pelteret はこのように相互に矛盾・対立する分析・理解を表明した後に、後者のごとき点を過度に強調すべきではないと言い、次のごとく主張している。

“.....Its significance lies in the fact the slave was now considered to have a “right” to work land *for himself*. It was but a small acre compared to the thirty acres of the *gebur* or even the five acres of the *cotter*. But it did mean that in the most important element of an agrarian society, the right to work the land, the slave’s position differed now from a freeman’s only in *degree*, no longer in kind, with the consequence that the freeman/slave distinction was becoming increasingly anachronistic in the manorial sphere.”⁵²⁾

以上示された見解について一言すれば、上記それぞれに分析、理解されている“slave”は、これを身分＝法的に同一範疇に属するそれとみるならば、それは相互に矛盾していると言わなければならない。しかしながら D. A. E. Pelteret はその矛盾を「程度 (degree)」の問題としてこれを説明するのである。しかしこのような論述形式が有効であるためにはまずその「程度」を算出

するための、明確な根拠あるその基準の設定、表明が必要であり、それを施すことなく仮にこれを他との「対比 (compared to)」による不明瞭な「程度」の問題に止め、解消せんとするならば、これは“slave”の自律的な解明につながらず、不透明な分析、かくして認識に結果せざるをえないであろう。

Wendy Davies は一方において、土地と共に譲渡される“slaves”は本人の意向に関りなくその所有者を替えられたのであり、したがってそれは支払いの一端を担ったのであり、動産であったことを想起せしめ、紛れもなく自由の欠如を明示している、と主張する⁵³⁾。しかし他方において、“slave”は「法的な限定的特権を享受し (he ((the slave—筆者)) had only a very limited privilege recognized by law)」⁵⁴⁾、一定の財産による自己解放を遂行する場合のあったこと (“slaves could purchase their freedom ; they must therefore have had the means to save and accumulate precious metals.....”)⁵⁵⁾を当該条項 (§ 43) を論拠に主張する。さてここに語られる“slave”の2つの側面は、これを同時代、同一概念の“slave”を語っているのであれば理論的矛盾と言わなければならない。

さて上記に窺い見た自家撞着⁵⁶⁾の原因は、その成立年代についての配慮に失念し、アルフレッド王法典をそれ以前の諸法典と区別せず、そこに社会的に等質の「セーオウ」等が一貫して描かれているものと解釈した点にあると筆者は考える。かくしてこれは、「セーオウ」等その用語自体は同一でありながらも、そこに具有する年代により異なるその歴史的特徴が看過され、生かされることなく、畢竟「奴隷」概念を曖昧にするものである。このように上記各氏に共通してみられる問題点について筆者は以下のごとく考える。まず第1に当該 § 43 から分析することのできる「セーオウマン」、「エスネウィルタン」の社会的な処遇については上記に披瀝された見解のうち、その認識の一端と異ならない。つまりかれらは一定の法的、経済的権能を享受し、それを行使した。念のため附言すればそうした権能は法規定を以てかれらに公認されていたのである。しかもかれらの社会・経済的な存在態様は一般に、いわゆる「小屋住み」形態であったと解するのが上記の想定に調和的であると言えよう。

第2に、当該 § 43 から分析、推察される姿態は当然当該法典 §§ 18-1, 25, 25-1 において試みられたそれと矛盾があってはならない。上記邦人研究者3氏がこれら条項にみる「マン」、「セーオウ」を動産(物納)の対象として理解していたことは既に言及した点である。これに対して筆者は、§ 18-1 においてはもはや物納の対象とはされ得ない「マン」を、§§ 25, 25-1 においては、一方において必ずしも自由人と同等の完全で独立した人格者としての処遇を受けていたとは断言できないとはいえ、他方において一定の社会的人格の享受に基づき自身の身を以て犯罪の責任負担を担い、あるいは場合によれば一定額の金銭的賠償の支払いを果したのではないかとその可能性として考えられる「セーオウ」を、それぞれ想定した。この分析は当該アルフレッド王法典の関

係諸条項間において整合的であり、それらの統一的理解に資すると私考したからにはほかならない。

第3に問題となるのは、それぞれ異なる語彙にもかかわらず上記諸研究者によって一般に「奴隷」として解されたこれら「マン」、「セーオウ（マン）」、「エスネウイルトン」ははたして厳密な意味で身分としての奴隷と言えるか否かである。仮に、上記のごとくかれらが一定の法的、経済的権利能力を享受し、それを行使し、しかもそれが公認されていたとする分析に首肯が得られるとするならば、かれらはもはや厳密な意味での身分としての奴隷範疇には留まることはできないのであり、あるいはそれを脱しつつあった、否むしろ事実上脱していたと言って良いかもしれないのである。ここにアルフレッド王法典にみる「セーオウ」等とそれ以前の諸法典にみられるそれらとの相違があるのである。つまり一般にその現象的形態は等しくいわゆる小屋住み形態を呈しているとはいえ、その法＝身分の本質は大きく異なるものであった⁵⁷⁾。なおこのような身分の本質的相違を惹き起す基本的要因は生産力の上昇とそれに伴う生産関係の不可避的な変化であり、またその副次的要因として当該条項にみる自由人と共通せる宗教規定の適用も無視しえないであろう⁵⁸⁾。

ちなみに既に縷説したとはいえ念のため小屋住み奴隷の歴史的展開について附言すれば、当該アルフレッド王法典以前においてみられた当該形態にある「セーオウ」、「エスネ」等にとって、かれらに与えられた生産手段や用具は、あくまでもかれらの肉体的、人格的所有者による、彼の意図による、かれらに対する労働力収奪の1方法として、その自営形態を強いるべく委ねられたにすぎないのであり、その生産手段・用具の法的所有権は依然としてかれらを人身的に所有せる者にある。つまりかれらとかれらに委ねられたそれら生産手段・用具との間にはいかなる所有関係も皆無なのである。そればかりではない。かれらの労働によって生産され、獲得された成果すべてはその所有者にその法的所有権が帰属するのであり、労働の主体たるかれらにはいかなる部分も、かれらの自由処分権の及ぶ所有物としては残りえないのである。なるほどかれらには生活を維持するための最低限、ぎりぎりの食料等は残されたであろう。しかしそれらはかれらの権利として残されたのではない。それらはかれらを生かしておくためのいわば「餌」でしかない。それは、かれらによる生産物、獲得物の一切がかれらの所有者に引渡され、しかる後その一部が生活資糧（料）として再度与えられるといういわば給養のための1過程を省くための便法にすぎないのである。端的に言えば、小屋住み形態を呈するかれらはその本質においていわゆる給養型奴隷と異なる⁵⁹⁾。

しかるに当該アルフレッド王法典から推察される「セーオウ」等は一定の法的、経済的権利能力を享受しているのである。その権能の淵源を歴史的に遡れば、もともとこれら「セーオウ」等に委ねられた生産手段・用具等およびそれに由る労働の果実が上記のごとき性格のものであったとしても、その自給＝自営形態の現実的な歴史過程の推移において、しかもそれが歴史的事実、

前提として一定の機能を果たすことにより、いまやいわば事後的に、なるほど宗教的配慮による動機が一部作用したとはいえ、1年に4日の休日が与えられ、また不特定の他人からなんらかの品々が与えられ、あるいは日常生活において自身の余暇をみつけることができ、しかもその余暇を最大限に活用することによりなんらかの品物を生産し、獲得し、貯蔵し、しかもそれらの品々をかれらにとって最も有利（好都合）な任意の人々に売却することができ、しかもこれらがこの段階において法的に認められるに至ったのである。したがってこの場合かれらには金銭を所有する可能性も肯定的に措定することができるのである。かくのごとき歴史的状況（段階）にあるかれらは、これを直截的に言えば、もはや厳密な意味での法＝身分的「奴隷」ではなく、それを事実上脱出していたと言って良いであろう。顧みれば当該年代に頻出する奴隷解放の事例、それは現実的「奴隷」身分の法的追認であったのではないか。これを言い換えれば「奴隷」の現実的状況と「解放」による事態との懸隔は小さかったのであり、このためそれら「解放」は社会的に大きな違和感を惹起することなく挙行され易かったのではないか。これを逆言すれば、A-S早（前）期において現実に存在する奴隷はまさに身分＝法的にその本質たるまっぴの人格否認と隷属下にあり、人間性無視に基づく労働力の一方的収奪の下に抑圧されし処遇にあったため、その解放は所有者階層の社会通念上受け入れ難く、厳しく且つ困難であったと考えられる。そうであればこそ犯罪者たる奴隷を解放することは（たとえばイネ王法典 § 3）、その所有者に対する処罰でありえたのではないか⁶⁰⁾。

さてこのような歴史的展開を遂げたかれらは次にどのように推移してゆくであろうか。まず指摘すべきはかれらを取り巻く社会的環境の変化である。つまりかれらをかかえたそのチオルル層がいまやこの期にあって顕著な両極的階層分解の波に晒されていることである⁶¹⁾。しかもかれらはチオルルの、その片方である下降潮流と合流し、農奴層形成の一端を担ったのである。このような時代背景を念頭に描く筆者は、ここで三好氏の指摘される「七世紀の末と九世紀の末との間には、二世紀にわたる歴史の発展があった。」⁶²⁾を再度想起し、強調したい。まさに当該アルフレッド期に窺見される、A-S早（前）期にみられたその表象的形態上同一の「小屋住み『奴隷』」は、いまやその質的発展を遂げていると解せずにはおれないのであり、これを極言すればかれらはもはや身分＝法的に奴隷ではないと断ぜざるをえないのである。顧みれば既に縷述のごとく、概して従来の研究者の多くはかくのごときかれらに対して、一方においてここに指摘されるがごとき諸点を主張し、同時に他方において依然としてその質的転換を遂げる以前の奴隷に適用された諸点を主張したのであり、ここに奴隷概念を曇らせ、奴隷認識に混乱を与えざるをえなかったことはけだし当然の帰結であった。

なお最後に改めて附言すべき重要な点は、かくのごとく分析し、描かれたセーオウ等は一般に自由農民チオルルにかかえられたそれらの一般的姿態であり、いわば当該社会の本流的状況であ

る。したがってかれらの中にはこのような潮流に乗ることができず、委ねられた生産手段等をその身分的上昇に活用することができず、むしろそれらがその所有者によって取り戻され、残された肉体による労働力の収奪に遭う奴隷形態つまり労働奴隷へ転身していった層もあった筈である。かれらは概して王・侯・貴族などの大土地経営のために流入していったものと思われる。すなわち当時の時代背景は王・侯・貴族などによる新しい大土地経営つまり古典荘園の形成期にあり、特にその直営地経営にはますます合理的、集約的な労働力の収奪が意図された筈である。それは当然それに対応する労働力の収奪形態を求め、画策した筈であり、それは概して労働奴隷つまり給養型奴隷であったと思われる。そしてこれをかれらが担ったのは言うまでもない。上記にみた「セーオウ」等の辿った本流とも言うべき歴史的展開、社会的変化がこれら直営地奴隷において起るには数世紀が流れ、地代（純粹）荘園の成立を俟たなければならなかったのではないか。

（未完）

《註》

- 1) テキストは F. Liebermann, Bd. I, 所収 “E” を底本とする。
- 2) “cwicæhtum” の原形は “cwic-æht” (A-S. D., p. 179) で、その語意は “live stock, cattle” (*ibid.*) である。したがってこれと同義の “feogodum” つまり “feogan, feoh”, その語意は “cattle, living animals” (A-S. D., p. 276), は具体的な家畜を指すものとする。つまりそれぞれの語を生かすべく 2 語に分け、一方を限定語と解しない。但しこの解釈については下記参照。F. Liebermann, Bd. III, S. 55. F. L. Attenborough, p. 195. E. H. D. I., p. 412 n. 1. ちなみにこの部分は次のごとく翻訳されている。“lebender Viehwaare” (R. Schmid, S. 81). “Lebgütern, Werthgegenständen” (F. Liebermann, Bd. I, S. 61). “livestock, cattle being the property tendered” (F. L. Attenborough, p. 73). “livestock, cattle [only]” (E. H. D. I. p. 412). “live goods, cattle-goods” (J. A. Giles ((ed.)), *The Whole Works of King Alfred the Great, vol. II, Part ii, 1969/1858*, p. 129) 「家畜一畜牛」(田中著『封建制の形成』p. 176)。「家畜, つまり役牛」(三好著『王国の成立』p. 251)。「生ける家畜」(青山著『社会の研究』p. 177)。
- 3) 田中著『封建制の形成』p. 191。
- 4) 青山著『社会の研究』p. 177。
- 5) 同書, pp. 199-200。
- 6) R. Rchmid もイネ王法典 § 54-1 と関連させることにより “scheint die Hingabe eines Hörigen bei einer Bußzahlung nicht durchaus verboten gewesen zu sein.....” (R. Schmid, S. 81 Anm. c. 18) と説く。
- 7) 三好著『王国の成立』p. 250。
- 8) 同書, p. 252。
- 9) 同書, p. 253。
- 10) 同書, pp. 254-259。
- 11) 同書, pp. 259-260。
- 12) 同書, pp. 260-261。
- 13) 同書, p. 252。
- 14) 同所。

- 15) 同書, p. 251。
- 16) この卑見は次に示される D. A. E. Pelteret の主張と一致する。“This implies that slaves were regarded by some members of society as property just like cattle, but the very promulgation of this provision indicates that this view of them was no longer held to be acceptable.” (D. A. E. Pelteret, “Late Anglo-Saxon Slavery: An Interdisciplinary Approach to the Various Forms of Evidence” (*op. cit.*), p. 113) 但し以下本文で述べるごとく事態は当該社会における “mon” 一般が “a practical expression of this changed perception of the slave” (*ibid.*) と断言できる程単純ではない。
- 17) 三好著『王国の成立』p. 260。傍点筆者。
- 18) 同書, p. 253。
- 19) “Die Busse ist vermutlich die für Bruch des ‘Schutzes’ des Gemeinfreien” (F. Liebermann, Bd. II, S. 599)
- 20) A-S. D., p. 1245.
- 21) F. Liebermann, Bd. I., S. 65; Bd. II, S. 599. 「[王又はその代官]」(田中著『封建制の形成』p. 177。
- 22) E. H. D. I., p. 413.
- 23) “Q”によれば “mancipium” とあるこの “menn” (→mann) は非自由身分の者として下記のごとき訳語が与えられている。“die Hörige” (R. Schmid, S. 85) “Sklavin” (F. Liebermann, Bd. I, S. 63) “the slave” (F. L. Attenborough, p. 75) “slave-woman” (E. H. D. I., p. 413) “maid” (J. A. Giles (ed.), *The Whole Works of King Alfred the Great* (*op. cit.*) p. 130.) 「下婢」(青山著『社会の研究』p. 177。)
- 24) F. Liebermann, Bd. II, S. 599.
- 25) 田中著『封建制の形成』p. 193。前註22。
- 26) F. Liebermann が一方において当該マンについて “berücksichtigt wird also ihr Wille, ihre Persönlichkeit” (F. Liebermann, Bd. II, S. 693) と主張しながらも、他方において当該チオルルをその “Herr”, しかも前者を “Sklavin” (前註23) で “Rechtloser” と解す (F. Liebermann, Bd. II, S. 599) のは矛盾である。但しこの混乱、矛盾は概して従来の研究者にみられた現象である。
- 27) W. E. Wilda, *Das Strafrecht der Germanen* (*op. cit.*), S. 510. J. Grimm, *Deutsche Rechtsalterthümer Bd. II* (*op. cit.*), S. 299. F. Liebermann, Bd. II, S. 657. 拙稿「北欧中世 (スウェーデン) における自力救済慣行一」(前掲) p. 31註11。なお、当該「法典は普遍的であった血讐を制限した [It (Alfred’s code—筆者) limited the blood-feud, which was rampant.]」(Ralph Whitlock, *The Warrior Kings of Saxon England, 1977*, p. 94) と主張される点は改めて具体的に検討する必要がある。
- 28) たとえば青山著『社会の研究』pp. 176-177。
- 29) これらはそれぞれ次のごとき訳語が与えられている。◎ “den hörigen Leuten und Denen, die Knechtsdienste thun” (R. Schmid, S. 97) ◎ “unfreien Leuten und Lohnarbeitern” (F. Liebermann, Bd. I, S. 79). 特に後者については “knechtischen Arbeitern” と解されている (F. Liebermann, Bd. III, S. 60)。◎ “slaves and hired labourers” (F. L. Attenborough, p. 85.) ◎ “theow-men and hired work-men” (J. A. Giles (ed.), *The Whole Works of King Alfred the Great* (*op. cit.*), p. 134) ◎ “slaves or unfree labourers” (E. H. D. I., p. 416; H. P. R. Finberg, “Anglo-Saxon England to 1042” (*op. cit.*), p. 450; H. R. Loyn”, *Currency and Freedom: Some Problems in the Social History of the Early Middle Ages*, H. Mayr Harting & R. I. Moore (eds.), *Studies in Medieval History presented to R. H. C. Davis, 1985*, p. 15)

- ◎後者について “hired labourers” (David A. E. Pelteret “Late Anglo-Saxon Slavery: An Interdisciplinary Approach to the Various Forms of Evidence” (*op. cit.*)), pp. 112, 410-416)
- ◎「セーオウたる者ども, エスネたる労働者ら」(田中著『封建制の形成』p. 177) ◎「奴隷および働き人」(三好著『王国の成立』p. 284) ◎「奴隷共及び隷属的下僕共」(青山著『社会の研究』p. 175)
- 30) 2月15日
- 31) 3月12日
- 32) 6月29日
- 33) 8月15日(聖母被昇天の祝日), 9月8日(聖母マリアの誕生祭)
- 34) 11月1日
- 35) “ænig mon”, “ænegum” (“enig”の複数・与格—A-S.D., p. 16; F. Liebermann, Bd. II, S. 7)の“ænig”は形容詞で, 語意は“any (one)”(A-S.D., *ibid.*), “irgent einer (F. Liebermann, Bd. II, S. 6)。したがって“ænig mon”とは“jemand”(F. Liebermann, *ibid.*; R. Schmid, S. 97), つまり特定の人物を指すのではない。また“ænegum hwilsticum”も特定の日時にとらわれない, つまり一方的に与えられたのではない, 自身の生活条件の許す都合な日時と解せられる。次註36参照。
- 36) “hiora”とはテキスト“H”, “B”では“heora”であり(F. Liebermann, Bd. I, S. 78 (Anm. 20)), その原形“he”(F. Liebermann, Bd. II, S. 113)の語意が“he, she, it”(A-S.D., p. 512)であるところから「かれら自身の」と邦訳した。つまり“einer ihrer freien Zeiten”(R. Schmid, S. 97)に則する。なお文意に大差はないとはいえ, F. Liebermannが“sie [selbst] in einigen [freien] Augenblicken”と独訳する(F. Liebermann, Bd. I, S. 79)のは異なる語解による(Do., Bd. II, S. 111; Bd. III, S. 60)。
- ちなみにこの語を含む原典語句“on ænegum hiora hwilsticum”部分について他に次の訳語をみる。◎“at any of their moments”(R. Schmidの紹介するPriceの翻訳—R. Schmid, S. 99 Anm. c. 43) ◎“in any of their fragments of time”(A-S.D., p. 576) ◎“in any portions of time at their disposal”(F. L. Attenborough, p. 87) ◎“on any of their while-sticks [bits of time]”(J. A. Giles ((ed.)), *The Whole Works of King Alfred the Great* (*op. cit.*)), p. 135) ◎“in any of their leisure moments”(E. H. D. I., p. 416; R. I. Page, *Life in Anglo-Saxon England* (*op. cit.*)), p. 64) ◎「彼等の零細なる時間」(田中著『封建制の形成』p. 177) ◎「かれらの時折の労働」(三好著『王国の成立』p. 284) ◎「彼らの余暇の何らかの間」(青山著『社会の研究』p. 175)
- 37) “hwilsticum”の原形は“hwil-stycc”, 語意は“a fragment or short portion of time”(A-S.D., p. 576), “kurzen Zeitbruchstücken; Augenblicken”(F. Liebermann, Bd. II, S. 120; Bd. III, S. 60)
- 38) “leofost”はその語意を“desirable, pleasant, acceptable”など(A-S.D., p. 631)とする原形“leof”の最上級である。
- 39) “sellanne”(←sellan)の原義は“transfer ownership from one to another, give, sell”など(A-S.D., pp. 861-862)である。したがって次のごとくおよそ2様に翻訳されている。◎“zu geben”(R. Schmid, S. 97); “to give”(J. A. Giles ((ed.)), *The Whole Works of King Alfred the Great* (*op. cit.*)), p. 134); “hinzugeben”(F. Liebermann, Bd. I, S. 79) ◎“to sell”(F. L. Attenborough, pp. 85, 87; E. H. D. I., p. 416); 「賣り渡し」(田中著『封建制の形成』p. 177); 「売却する」(三好著『王国の成立』p. 284; 青山著『社会の研究』p. 175)
- 40) 本稿において重要である原典“7 IIII Wodnesdagas~mægen.”の部分(*-*)は次のごとくその翻訳が試みられている。

- ◎ “und die 4 Mittwoch in den 4 Quatemberwochen seien allen hörigen Leuten freigegeben, um Dem, der ihnen am liebsten ist, etwas von Dem zu geben, was ihnen Jemand um Gottes Willen gibt oder sie in einer ihrer freine Zeiten verdienen können” (R. Schmid, S. 97)
- ◎ “und 4 Mittwochen in den 4 Quatemberwochen seien allen unfreien Leuten freigegeben, um dem, der ihnen der liebste ist, etwas davon hinzugeben, was [entweder] ihnen irgend jemand in Gottes Namen schenkt oder sie [selbst] in einigen [freien] Augenblicken verdienen können. (F. Liebermann, Bd. I, S. 79)
- ◎ “The four Wednesdays in the four Ember weeks shall be granted [as holidays] to all slaves whose chief desire is to sell anything which has been given to them in God’s name, or which they are able to acquire by their labour in any portions of time at their disposal. (F. L. Attenborough, pp. 85, 87)
- ◎ “(To all free-men let these days be given, save to theow-men and hired work-men; ……) and 4 Wednesdays on 4 ember weeks. To all theow-men, be it given those to whom it may be most agreeable to give, whatever any man give them for God’s name, or they on any of their while-sticks [bits of time] may learn.” (J. A. Giles (ed.), *The Whole Works of King Alfred the Great* (*op. cit.*), pp. 134-135) なお当該翻訳では “III Wodnesdagas on III ymbrenwicum” は自由人に与えられる期日と解されている。
- ◎ “And the four Wednesdays in the four Ember weeks are to be given to all slaves, to sell to whomsoever they choose anything of what anyone has given them in God’s name, or of what they can earn in any of their leisure moments. (E. H. D. I., p. 416) なお, R. I. Page は “whomsoever” を “whoever” とする以外は当該訳文と同一である (R. I. Page, *Life in Anglo-Saxon England* (*op. cit.*), p. 64)。
- ◎ 「而して、四季大齋週の四週間に於ける水曜日四日は、凡てのセーオウたる者に對して、彼等にとり最も好しき者に、ひとりが神の御名に於いて彼等に與へたる何らかのもの、或ひは彼等の零細なる時間に稼ぎ獲たる何らかのものを賣り渡し得べく、〔安息日として〕與へられざるべからず。」(田中著『封建制の形成』pp. 177-178)
- ◎ 「奴隷に対しては、四季それぞれに定められた断食週間の水曜日四回が〔休日として〕許される。この日に奴隷は神の名のもとにかれらに与えられたものすべて、あるいはかれらがかれらの時折の労働によって取得したすべてを売却することができる。」(三好著『王国の成立』p. 284)
- ◎ 「……而して四季大齋週間中の四水曜日は、神の御名において彼らに与えられたる所の、また彼らの余暇の何らかの間に〔彼らが〕稼ぎたる所の何かを、彼らが折合いたる何者かに売却せんと欲する総ゆる奴隷共に〔伴日として〕与えらるべし」(青山著『社会の研究』p. 175)
- 41) 本稿第 I 部第 2 章。
- 42) 田中著『封建制の形成』pp. 195-198.
- 43) 青山著『社会の研究』pp. 179。
- 44) 同書, p. 175。
- 45) 同書, pp. 174-176。
- 46) 三好著『王国の成立』pp. 284, 285。
- 47) J. R. Green. *A Short History of the English People* (*op. cit.*), p. 53.
- 48) R. I. Page, *Life in Anglo-Saxon England* (*op. cit.*), p. 64.
- 49) David A. E. Pelteret, “Late Anglo-Saxon Slavery: An Interdisciplinary Approach to the Various Forms of Evidence” (*op. cit.*), p. 137. 他に次の同趣旨の見解を表明している。“they (Alfred’s laws—筆者) acknowledged that he (the slave—筆者) possessed certain minimal

rights.” (*op. cit.*, p. 109) “ Alfred’s code provides the first evidence in the laws of the recognition of slaves as more than chattels.” (*op. cit.*, p. 113) “ King Alfred introduced a law permitting a slave to own property.” (*op. cit.*, p. 213)

- 50) *Op. cit.*, p. 117. 他に同時期の “slave” について同趣旨の発言をしている。“ Most of the laws of the tenth century, however, continue to present the slave in economic rather than human terms.” (*op. cit.* p. 115) “ Each (Land Charter—筆者) implicitly portray (portrays—筆者) the slave in terms of being a valuable chattel.” (*op. cit.*, p. 262) “ it is sufficient to show that slaves were a marketable commodity and gives another rare insight into the theft of slaves for the purposes of trading them within the country.” (*op. cit.*, p. 263)
- 51) *Op. cit.*, pp. 257, 277-279.
- 52) *Op. cit.*, p. 280.
- 53) Wendy Davies, *Wales in the Early Middle Ages* (*op. cit.*), pp. 64, 66.
- 54) *Op. cit.*, p. 66.
- 55) *Op. cit.*, p. 67.
- 56) 他に下記参照。

◎ Instead of having to work in a gang each slave would be given his own hut (*casa*) and his own land, which he would till for his own profit in return for certain rents and labour services. He would be called a ‘huttet slave’ or *servus casatus*, and his holding would be a servile manse. He would still belong to his master and could be bought or sold or given away with the land. But having a tenement of his own he would work with a will, and having a hut of his own he might live a normal family life.” (R. H. C. Davis, *A History of Medieval Europe From Constantine to Saint Louis, 1964/1957*, p. 195)

◎ “ Only rarely do we hear of slaves with, apparently, their own teams.....Whatever be the implications of these unusual entries, the account.....contains a grim reminder of the general status of slaves for it tells us that the toll paid on the sale of a man was 4 *d.*” (H. C. Darby, *Domesday England, 1977*, pp. 72-73.)

筆者の関心は、当時の “slave” の本質が “general status” に示されるそれにあるのか、それとも “unusual” な “implications” の積極的且つ肯定的解釈から推察されるそれ、のうちいずれであったのかであり、2種の “slave” の併存、換言すれば語彙としての “slave” の複数の用語法（同一年代に同一語彙たる “slave” を H. C. Darby は使用している点から推して、その相互矛盾を回避するためには、彼はかく解しているものと仮定せざるをえない）を知ることではない。要するに筆者が指摘したいのは仮にその本質が前者であるとするならば奴隷を、後者であるとするならば農奴をさしあたりそれぞれ分析せざるをえないという点である。しかもそれが前者であったとするならば、その “their own teams” の “own” の実体は何であったかを追究しなければならないであろう（本稿第Ⅱ部第2章<『城西経済学会誌』第25巻3号予定>参照）。

◎ H. R. Loyn はまず、中世初期における各種法律用語で示される非自由には非常に広範囲な意味のあることが忘れがちであり (it is too easily forgotten that unfreedom also had a very wide range of meaning, openly expressed in the laws in terms of degrees of servitude, half-free, *coliberti*, *laets*, *thralls*, *theows*, and slaves.—H. R. Loyn, “Currency and Freedom: Some Problems in the Social History of the Early Middle Ages” (*op. cit.*), pp. 12-13), たとえば “*servus*” は12世紀までは “slave” あるいは “serf” という曖昧な意味を内包していた (*Servus*, alas, can mean slave or serf according to context and retains its fearsome ambiguity at least until the twelfth-century—*op. cit.*, p. 14)と主張する。さて当該 § 43 について彼は “*theows*” には “slaves”,

“*esnewyrhtan*”には“unfree labourers”を当て、少くとも前者についてはその用語法からして狭義の「奴隷」を想定している。しかもこの「奴隷 (slave)」は条項に規定されているがごとき一定の行為を享受し、かくして自己の自由身分を買い取った (Slaves could make a profit; and freedom could be bought.—*op. cit.*, p. 15) と解釈している。筆者がここでコメントすべきは、当該“*theow*”を狭義の、身分=法的な「奴隷」として解す点に問題はないか、換言すれば9世紀という年代を考慮し、今こそまさに自身が一方において主張する非自由のもつ「非常に広範囲な意味」の適用をここに具体的に試みるべきではないか、という点である。

- 57) 筆者のこの拙考は次の D. A. E. Pelteret の分析に拠り、これを補強することができるであろう。
 “Alfred’s laws……mark a change in this conception of the slave in that they acknowledged that he possessed certain minimal rights.” (David A. E. Pelteret, “Late Anglo-Saxon Slavery: An Interdisciplinary Approach to the Various Forms of Evidence” (*op. cit.*), p. 109)
- 筆者は当該引用文においてとりわけ“change”を強調したい。但し D. A. E. Pelteret にとってこのアルフレッド王法典にみる“slave”は、それ以前にみられる身分としての奴隷のその枠内での変化と理解したにすぎないのであり、この点は筆者とは本質的に異なる。また次の発言も慎重に扱われるべきである。「アングロ＝サクソン型の奴隷は九世紀の末ごろまでにはほとんど自立的な経営を行っていた。身分はまだ従来通り奴隷であったとはいえ、事実上は農奴と変らないほど自立的な生活をしていった」(三好著『王国の成立』p. 301。傍点筆者。)
- 58) “It must be realized that the acquisition of common (ecclesiastical—筆者) obligations was as important as that of common rights in the disappearance of slavery from England.” (David A. E. Pelteret, “Late Anglo-Saxon Slavery: An Interdisciplinary Approach to the Various Forms of Evidence” (*op. cit.*) pp. 89; cf., 128-129, 381-382)
- 59) したがって既述のこととはいえ、一方を「給養型奴隷」と呼称するならば、他方を「自給型奴隷」と表記することは、従来この種の奴隷形態をめぐる「有産奴隷」、「不動産(型)奴隷」などさまざまな用語から招来する混乱、誤解を避け、簡素な再整理のための1方法ではないかと愚考する。
- 60) 三好氏は既に奴隷解放をその所有者に対する罰則と解される(三好著『王国の成立』pp. 271-272)ものの、この場合氏は罰則たりえる理由としてとりわけ「経済的に大きな損失」(同書, p. 272)を強調される。筆者はこれに加え奴隷所有者層の抱く奴隷認識から発生する現実との心理的懸隔の大きさ、かくて社会的制裁を挙げたい。
- 61) この点は一般に主張されており、次の指摘もその1例といえる。“the position of the common freeman had been decisively worsened, for, while dependence had been sporadic under Ine, it had come to be the rule under Ælfred, and in social estimation the ceorl was now no more than equivalent with the Danish freedman.” (J. E. A. Jolliffe, *The Constitutional History of Medieval England* (*op. cit.*), p. 57)
- 62) 三好著『王国の成立』p. 76。他に「イネ王の法典とアルフレッド王法典を対比することは、二世紀の間の時代の動きをみるというだけの意味をもつものではなく、七王国時代という一つの古い社会体制から別の社会体制への移行の過程をみるという点において大きな意味をもつのである。」(同書, p. 97)と発言される。なお同趣旨の発言として“There is a changed atmosphere in the post-Alfredian period”, “The post-Alfredian laws reveal a society which had moved far from the primitive simplicity of Ine’s day.” (F. M. Stenton, “The Thriving of the Anglo-Saxon Ceorl” (*op. cit.*), p. 386)。顧みればここに推察される社会の歴史的発展を、奴隷形態(の変遷)に則して具体的に究明せんとすることが本稿の第一義的目的であった。

(未完)

アングロ = サクソン社会における奴隷の再検討

目 次

第 I 部 序 論

第 1 章 はじめに

第 2 章 わが国におけるアングロ = サクソン期の奴隷をめぐる議論とその問題点

第 3 章 本稿の分析視角（以上『城西経済学会誌』第25巻第1号）

第 II 部 本 論

第 1 章 アングロ = サクソン諸法典の検討〔I〕～〔XIII〕

（〔I〕～〔V〕本誌）（〔VI〕～〔XIII〕—『同誌』第25巻第3号予定）

第 2 章 遺言状，解放状，ドゥームズデー・ブック等の検討（『同誌』第25巻第3号予定）

附：原典テキスト（『同誌』第25巻第3号予定）

第 III 部 結 論（本誌）

第 III 部 結 論*

本稿は A-S 期の奴隷に関して，わが国の研究者による論考を批判的に再検討し，それらの中軸とし，くわえてイギリスその他欧米の研究者の見解に再検討を試みた。その場合それら論考，見解の拠って立つ史料的根拠に遡り，理論的かつ実証的にそれら論考，見解のそれぞれについて再検討を試みたものである。それらの批判的検討から導き出された問題点の特徴を簡潔に要約するに先だち，主要な欧米の研究者数人の説く奴隷観¹⁾ について紹介，検討してみよう。

J. M. Kemble による A-S 期の奴隷についての所論の一部は本稿で既に紹介した²⁾。これを一語で言えば，奴隷は人格を欠如した動産 (chattel) であった。しかしながら J. M. Kemble は一方においてかくのごとく説きながらも，他方において次のごとくこれを展開する。つまり，7 世紀から 11 世紀頃までの法典，解放文書，遺言状，“prose version of Salomon and Saturn”，“Rectitudines singularum personarum”などを論拠に，かれら奴隷は休日を与えられ，自身のための一定の労働が許され，また食糧の給養を受け³⁾，かくして自己の貯えによる自身やその子供の身分解放を，また貧困の緩和を実現した。J. M. Kemble はこのように主張する過程にあって，かれら奴隷は「エセルレッドとクヌートのごとき遅い年代にあっても (even as late as Æðelred and Cnut)」結局動産のように売却されたことを否定できないと指摘する⁴⁾。

さて以上 J. M. Kemble が説く奴隷の 2 つの側面について筆者は次のように分析する。まず奴隷はその主張の一方にあるように，社会的に無人格，経済的に無産で，“chattel”の対象であるとの概念の規定に基づくならば，彼に想定せられた一定の財産享受は宗教的配慮や主人の善意

に基づく現実的措置であったと解す他はなく、これは奴隷の本質を語るものではない。したがってかくのごとき現実的状況にあって“chattel”としての売買の対象となったことは驚ろくまでもない。かくして J. M. Kemble はその主張において、奴隷に与えられた法的処遇と現実的措置とを相互に区別することなく同列に説いており、これはその奴隷認識に混乱を導くものであり矛盾である。

しかるにもし後者に示されたごとく、奴隷に与えられた現実的措置が法的容認に基づくものであったとするならば、そこに規定せる「奴隷」はもはや身分としての奴隷ではありえない。つまり用語の同一性をその理由としてこれを奴隷として説くならば、さきに示された法的観点に基づく奴隷概念にただちに矛盾する。奴隷に一定の財産享受を説くその論調の途上においてエセルレッドおよびクヌート期に“chattel”としての奴隷売買のあったことを J. M. Kemble が改めて指摘するのは、そのような自己矛盾に陥っていることを独白するものであった。なお念のため附言すれば、筆者は複数種類の奴隷の併存そのものの可能性を否定するものではない。筆者が問題とするのは、仮に J. M. Kemble は2種類の「奴隷」の存在を説いているものとしてその矛盾を回避しようとするならば、これは「奴隷」の平面的説明であり、「奴隷」を立体的に追究し、奴隷の本質を究明するための議論にはならないということである。

J. M. Kemble の所論にみられるその混乱、矛盾を克服すべくなされるべき第1の指摘は、「奴隷」にかかわる法的論点と現実的態様とを相互に峻別し、前者を貫くことである。第2は、第1の指摘からおのずと導かれ、明らかになるとはいえ、数百年にわたる連綿たる A-S 期において史料にみられる“peow”, “esne”, “servus”等を1つの奴隷概念で把握せんとすることは一般に無理であり、したがって論理的に不正確である。すなわち、ふたたび三好氏の指摘「七世紀の末と九世紀の末との間には、二世紀にわたる歴史の発展があった」を想起すべきであり、いわんや解放文書、遺言状の頻出し、J. M. Kemble が議論する10, 11世紀については、A-S 早期とのその年代的差異を考慮すべきであろう。

W. Stubbs の奴隷認識、解釈についてその「理論 (theory)」的観点は既に紹介した⁵⁾。しかし W. Stubbs は一方においてかくのごとき見解を表明しながらも、他方において「法の実際 (現実) (the practice of the law)」的観点として、7世紀末から11世紀にかけての史料たる「イネ王法典」、「テオドールの悔悛書」、「アルフレッド王法典」、「クヌート王法典」、「エセルレッド王法典」、「サロモンとサタンの対話 (Dialogue of Salomon and Saturn)」を挙げ、そこにみる“slave”が一定の食糧、休日を享受し、自己の貯えによる自己解放を行ったことを指摘し、“slave”とはかくのごときものであったことを主張する⁶⁾。

さて以上 W. Stubbs の説く見解は従来 of 研究者が行ってきたごとき一般的論理展開である。しかしここには見過すことのできない論理的混乱、矛盾があると筆者は考える。つまり史料に現

われる“*peow*”, “*esne*”, etc の用語が身分的概念としての「奴隷」であったか否かは、自身の掲げる基準（概念規定）、しかも仮にそれを法的観点に置かならば、それとの照合によって決せられるのであり、史料にみられた「実際（現実）」的処遇とは、それが法的容認に基づかないのであるならば、峻別されなければならないであろう。つまり人は法的に一定の条件にありながらも、現実的（経済的）にはさまざまな多様性を以て存在しうるのである。したがって基準（概念規定）としての法的観点を堅持することなくその現実的な現象面にとらわれ、そのさまざまな現象面を呈すその語彙が奴隷規定に合致せるその用語と同一であるというただその理由によって、それが「奴隷」の特徴であるかのごとく説くならば、それはただ混乱に陥る以外にない。要するに W. Stubbs の行った論理展開は史料にみる語彙としての“*peow*”, “*esne*” etc を考察するに際して、一方において“*peow*”, “*esne*” etc から抽出された筈の概念規定（規範）たる法的論点を設定しておきながら、他方においていま手にする眼前の史料にみられる同じ語彙たる“*peow*”, “*esne*” etc の、W. Stubbs が「法の実際（現実）」と表現する状況を目にするに及んで、それが合法的処遇であるのか否かを検討することなく、こんどはその現実的状況（処遇）を「奴隷」の特徴とするのである。ここに論理的混乱と矛盾が生ずるのである。したがって W. Stubbs の見解で指摘すべきは、諸史料に現われる“*peow*”, “*esne*” etc が語彙として同一であるとしても、その同一性に幻惑されることなく、掲げる奴隷としての概念規定を堅持し、その適否を検討し、貫くことである。このことにより概して A-S 後期にみられた「奴隷」身分を脱した“*peow*”, “*esne*” etc の呈する社会的状況（処遇）を A-S 前期にみられる奴隷身分にある“*peow*”, “*esne*” etc に押し当てるといふ、本稿において既にみたように、これまでの研究者の多くが陥ってきた混乱、矛盾を脱することができるであろう。

F. W. Maitland の見解の一部は既に紹介した⁷⁾。F. W. Maitland はまた概略次のごとく主張している。“*theow*”つまり“*slave*”「奴隷は集団的編成によって労働させられなかったし、奴隷舎屋に押し込まれなかった。奴隷はしばしば小屋住み奴隷であって、事実上、彼自身の所有物と呼びうる小屋、屋敷、菜園を有していた。主人の権限に法的制限はなかった。奴隷貿易はあったが、保有地に結びつけられていた。(……) こうして實際上 *peculium* とでも呼びうる物を得る機会があった。(……) そして彼は土地および動産の占有者でありえて、慣習的奉仕をなす限り主人はほとんど干渉を加えようとはしなかった。」⁸⁾ しかも「7世紀に教会はこの事実の問題を法の問題に転化すべく試みた (In the seventh century the church tried to turn this matter of fact into matter of law.)」⁹⁾

以上の所説で筆者がまず指摘したいのは、当該“*theow*”の享受する経済的諸条件は「事実の問題」にすぎなかった点である。さらに注意を喚起し、確認すべきと考える論点は、たしかに“*servus*”に与えられた法的処遇と経済的条件の双方においてその交差現象¹⁰⁾がみられるとはい

え、なによりも“*servus*”のその法的処遇に関する側面であり、それについて述べる次の言及箇所である。“We have no reason for thinking that this effort (事実の問題を法の問題に転化すること—筆者) was very strenuous or very successful, or that the law of the eleventh century allowed the *servus* any proprietary rights.”¹¹⁾ “the *servus* of our Leges (Leges Henrici Primi—筆者) seems to be in the main a rightless being.”¹²⁾ “Indeed it would seem that these *servi* sometimes had arable plots, and had oxen, which were to be distinguished from the demesne oxen of their lords—not indeed as a matter of law, but as a matter of economic usage.”¹³⁾

上記に窺い見ることできた“*theow*”, “*servus*”に与えられた法的処遇と経済的条件において、従来後者の側面がA-S社会の「奴隷」の特徴として強調され、ややもすれば前者の領域を蚕食し、かくして奴隷概念に混乱をもたらしかねなかった傾向を戒め、筆者はそれらを分析するに際しては前者の観点を堅持せんとするものである。

P. Vinogradoff はA-S社会にみる奴隷について「かれらは奴隷にかなりの自由と経済的独立(a good deal of liberty and economic independence)を許した。かれらは奴隷を人格的に完全に収奪するよりは従属した解放奴隷として、地代を納入する戸の家長としてのかれを選んだ。タキトウスの記述はオールド＝イングランドの奴隷についてきわめて適合している。」¹⁴⁾と述べている。しかしここで述べられている“*slaves*”が身分としての奴隷であったか否かについては明確な言及はみられない。但しP. Vinogradoffはケルト社会の“*slaves*”について、その利用に際しては給養せられ、確保せられ、監督せられるべきものであり、彼らは「1つの特別な商品(an exceptional commodity)」であったと理解している¹⁵⁾点から推察するならば、A-Sにみるそれは、「その人格を完全に収奪されていない(instead of exploiting his personality thoroughly and completely)」¹⁶⁾と考えているのであるから、厳密に身分としての奴隷ではなかったと解しているのであろうか。この点は不明のまま残されるものの、P. Vinogradoffは他の多くの研究者がそうであったようにその法的観点というよりはその置かれた社会・経済的条件、背景に主要な関心を示しているように思われる。

E. Jenksにおいても同様の問題点を指摘することができる。つまりE. Jenksは、A-S期の“*theow*”, “*esne*” etcについて、かれらは一方において「人としてよりも物として扱われ(they were treated more as property than as persons)」¹⁷⁾、かれらに対する傷害、殺害等の補償は「人としての補償(personal compensation)」の対象とはならず、その補償金はその主人(his lord)に支払われた¹⁸⁾、と言い、他方において、「かれらは小屋および地片の占有が許された(they.....were allowed to occupy cottages and, probably, patches of land.)」¹⁹⁾と言う。ここで筆者が問題としたいのは、その小屋および可能性ある地片の占有の実態である。

すなわち、かれらは「家畜と同一レベルに位置する奴隷を内包せる赤裸々なバーバリズムとは大きくかけ離れていない社会 (a society not far removed from utter barbarism, whose women and slaves stand on the same footing as cattle and sheep.)」²⁰⁾つまり A-S 社会にあって、チオルルとは「異なる法的立場 (differences of legal standing)」²¹⁾の処遇を受けていた点において明確に区別されていた (they were marked off from the ceorl)²²⁾のであるから、小屋および土地の占有は、それらが現実的な態様であったとはいえるものの、少なくとも法的承認に基づくものであったとは解せられない。筆者が問題とし、確認したいのはまさにこの点である。

J. R. Green は A-S 期 (449—607年) の奴隷について次のごとく考える。すなわち、奴隷は鞭打を蒙り、枷を嵌められるのはまれであった点は近代の奴隷と異なっていた。しかしかれらは社会的に人格を否定され、したがって法的権利能力は否定され、また動産の一部としての扱いを受けた。そのため売買の対象であった²³⁾。A-S 後期 (9～11世紀) のそれは一方において一定の権利能力を想定されるものの、他方において法によるかれらの売買の禁止は必ずしも有効でなかった²⁴⁾点を斟酌するならば、かれらの人格否認は現実的には継続したことになる。ここにみる叙述形式はごく一般的な奴隷認識を示している。

D. Whitelock は、その使用した史料名称をすべて明言するものではないものの、7世紀から11世紀中頃までと推察される法典等の史料を用い、その要旨次の見解を述べた。すなわち、一方において“slave”は“chattel”であり、売買の対象となり、逃亡すれば連れ戻されるなどの扱いを受け、他方において、キリスト教の影響などにより“slave”は余暇に働き、かくして取引の主体となり、あるいは一定の穀物や家畜などを受領する権利を享受し、所有権も認められていた²⁵⁾。

ここで主張される2つの特徴について筆者がとりあえず提起する問題点の第1は、この2つの特徴は“slave”の歴史的発展段階を説いているのか、第2にこれは同一年代の異なる2種類の“slave”を想定しているのか、第3にこれは A-S 期の“slave”自身が一身に具有せる属性として説いているのか、である。筆者はこれ3点のうち、D. Whitelock は第3点を説いているものと判断し、かくしてここに内包せる矛盾をまず指摘せざるをえない。しかし少しく慎重にその言説に従うならば、まったくの矛盾とはいえない。すなわち、それら“slave”が享受したとされる諸権利の実態は「慣習により認められた (The slave obtained certain rights by custom)」²⁶⁾にすぎないのであり、この点を強調した認識はこれを裏返した事態である。つまり“slave”は「法的にはいかなる財産も自身のものとしては所有していなかった (a slave had no property of his own in the eyes of the law)」²⁷⁾のであり、自身の所有にかかわる“slave”に悪質な扱いをする奴隷主が宗教的処罰を蒙ったとしても、「それはなんら法の関知することなき事項であった (it was not the concern of the law)」²⁸⁾これがその実態であった。つまり“slave”は

いかなる人格も認められていなかった。仮にかくのごとき解釈が首肯されるならば上記2つの特徴は表象的事態はどうあれ、法的観点からは矛盾なき認識であったといえる。

しかし仮に D. Whitelock は、第2の特徴は真に法的承認を得た事態であったと考えているとするならば (cf., “in practice their right to have possessions was acknowledged.”)²⁹⁾, 当該特徴に印される “slave” はもはや第1の特徴に表わされる “slave” ではなかったと判断せざるをえず、ここに矛盾が現われ、奴隷という同一範疇で把握することは不适当と言わざるをえない。この不适当の原因は第2の特徴の根拠として概して A-S 社会の後期に属する史料を使い、そこから分析された “slave” を第1の特徴に基づく “slave” と不用意にも同一視した点にあると筆者は判断する。換言すれば、その矛盾の究極の原因は法的観点に徹することなく、「慣習」という現実的、現象的事態に目を奪われたためであり、その結果として A-S 期数百年間に流れた社会的発展のその初期段階と末期段階を区別せず、A-S 期全体に同一事態を示すものとして “slave” を押し当てたためである。但しここにみられる分析、総合の方法論(手法)は従来の研究者にみられた一般的傾向であり、D. Whitelock が特異な存在であったわけではない。

H. P. R. Finberg による A-S 期の奴隷観の一部は既に概略した。それはいわゆる古典的理解であったといえる³⁰⁾。さて H. P. R. Finberg は次のごとくこれを展開する。つまり奴隷の人口増大は「主人の立場にとって」あまりにも負担であり、かくしてかれらに「一定の経済的自立 (a measure of economic independence)」を許すことが好都合であった³¹⁾。また開拓すべき土地が豊富にある場合はイギリス海峡の反対側つまり大陸において呼称される “*servus casatus, or 'huttet slave'*” 形態をとらせることが「奴隷主にとって適合的 (it may suit the lord)」であったのであり、この形態は「必ずしも解放奴隷の形態であったわけではない (not the only type of freedman.)」³²⁾。

かくのごとき形態にあったかれらはしかしながら当該形態を契機として「場所により異なるとはいえ自由 (freedom) を享受」³³⁾ し、やがて次代に現われる “*kotsetla, (cottager)*”, “*gebur (boor.)*” へと推転し、そこでは「もはや奴隷ではない (he is no longer a *theow*, a slave.)」³⁴⁾ のである。

以上の所論は概して従来の一般的理解であったといえる。H. P. R. Finberg は A-S 社会の “*theow*” がその社会・経済的諸条件、そしてそれに対応せる所有主の意図により “*servus casatus*” 形態をとることを指摘し、これはとりわけ “all his family” という語に示されている³⁵⁾。しかし H. P. R. Finberg は当該形態を次代に現われる “*kotsetla*” などと連続させ、それがもはや “*theow*” でない点を指摘し、かれらは概して次代に成立する農奴層へ合流したと説くのである。筆者が本稿で問題とする核心的論点は、H. P. R. Finberg の指摘せる A-S 期の “*servus casatus*” と次代の “*kotsetla*” 等との連続せる関連にあるのではなく、H. P. R. Finberg 自身

説く「必ずしも解放奴隷の形態であったわけではない」つまり奴隷の形態としての“*servus casatus*”を凝視しつづけることによりこれを、これについて H. P. R. Finberg もその1人として多くの研究者がそのような手法を執り、かくして奴隷概念に混乱をもたらしたように、次代の農奴層にただちに引寄せ、比定するのではなく、奴隷の法的属性とせられる無所有、非人格状態との調和的理解を試みることであり、それは A-S 期とりわけ前期における特徴的形態として定立可能ではないかと考える点にある。

上記にみた論述形式は従来の研究者が概して採ってきた方法であり、最近の研究者たる D. A. E. Pelteret もその例外ではない。その概要³⁶⁾をたどれば D. A. E. Pelteret は11世紀ころまでの A-S 期全般を対象とし、一方において“slave”（奴隷）は「他人の所有にかかわるもの」であり、したがって当該 A-S 社会で生活するに必要な血族を持たず、「なんら法的保護を受けるものではなかった。」しかも「法的になんらの所有物を持たない」と主張する。しかし他方において「現実的には一定の占有物を享受した」と主張し³⁷⁾、続けて“*Solomon and Saturn*”, “*Reclituidines singularum personarum*”などにみる奴隷の受ける食糧給与、一定の生産手段等の享受などを示す史料箇所を指摘し、しかもこれらは奴隷に対する否定的条件ではなく、むしろ肯定的なそれとして作用したと解した³⁸⁾。

上記の主張において指摘すべきは、D. A. E. Pelteret は法的観点、現実的（経済的）観点それぞれから見た「奴隷」の姿を並列的に提示するのみであり、それぞれ史料にみた“*peow*”, “*servus*”等の用語がそもそも奴隷概念に合致せるものであったか否かを改めて原理的、理論的に検討していない点であり、しかも A-S 期後半以降にみられる教会の影響による奴隷解放の潮流に言及し、ただちに理論的手続を経ることなくかれらをそれに関連させ、ほぼ時期を同一にして出現を開始した農奴層にかれらをなだれ込ませるのである。これは本質的に従来みられた論理展開であり、したがって理論的進展を必ずしも明確に示すものではないと評さざるをえない。

上記にみた奴隷認識は北欧中世史研究者による、北欧中世初期にみられる奴隷（一般にスラール（*præl*））観についても例外ではない。たとえば P. C. Sinding によれば、奴隷は一方において、売買等の対象とされ、死傷を蒙む場合といえどもなんら補償されないなど、人格を否定され、したがって市民的権利を欠如し、厳しい労働を強いられるものであったと説明する。しかし他方において「北欧の奴隷は概してヨーロッパの他の地域におけるよりもより人間的に扱われ（the slaves of Scandinavia were, on the whole, treated with more humanity than in other parts of Europe.）」、温情ある主人（“kind master”, “many slaveholders who never practised these cruelties”）により「賃労働を許され、その貯えられた金銭により自由身分を買い取り（they were permitted to have a part of their wages, and the money thus earned was often saved to purchase the liberty of the slaves.）」、場合によれば自由が賦与せられ、

かくしてその子供は「すべての市民権を享受した (enjoy all civil privileges.)」と説明する³⁹⁾。

さてここでまず指摘すべきは、前者はいわば身分に関わる法的側面であり、後者は現実的、経済的側面を説くものであり、双方は互いに峻別されなければならないのではないか。したがって研究者が後者の諸特徴をスラール等に確認したとしても、これをあたかも法的権能の備わったものとして想定し、それらの特徴を具有するスラール等を「北欧の奴隷」として説くならば、これは論理矛盾であり、奴隷概念（認識）に混乱を与えることになる。しかし仮に後者の特徴が真に法的権能に基づいていたとするならば、そのスラールはもはや前者を基底的特質とする、身分としての奴隷ではありえないのであり、それは「北欧の奴隷」の特徴ではありえない⁴⁰⁾。

如上本稿において紹介、検討された日本、イギリス、その他欧米の研究者の唱える A-S 期の奴隷に関する見解を総合的かつ簡潔に要約するならば次の2つの論点を指摘することができるであろう。第1に、研究者は概して6・7世紀から11世紀ないし12世紀ころまでの A-S 期全般にわたる諸史料にみられる“*peow*”, “*præl*”, “*esne*”, “*servus*”など（「奴隷」とされる語彙）について検討される。その場合それら研究者は次に要約される2つの類型(i), (ii)の一体的存在、あるいはせいぜい併存を措定するものであった。(i)「小屋住み奴隷」, 「有産奴隷」, 「A-S 型奴隷」などと呼ばれる奴隷形態である。なお当該形態の奴隷は自身の生活資料を自身で獲得している点を積極的に表現せんとするならば、これを「自給型奴隷」と呼び替えることもできるであろう。(ii)「家内奴隷」, 「労働奴隷」, 「動産型奴隷」などと呼ばれるいわゆる（被）給養奴隷である。但しそれら研究者の間に存在せる見解の相違は、(i), (ii)いずれを A-S 社会におけるその主要な形態として措定するかにある。またわが国の研究者によって特に提示された問題意識は、当該 A-S 社会を社会構成上奴隷制社会とみなすか否かであり、あるいは奴隷制と農奴制双方の複合社会とみなすか否かである。ちなみに、上記にみた奴隷の2類型の一体的理解ないし併存の措定は、仮にこの2つの形態のうち一方が法＝身分的側面を示し、他方が現実的な経済的側面を示すものであったとするならば、この2類型認識論はその用語を統一的、立体的に把握すべきであったにもかかわらず、単に2類型的特点の併存として平面的に解消してしまったといえる。すなわち筆者は2類型の併存それ自体を問題としているのではない。むしろこれを肯定しつつも、上記のごとく平面的な2類型論へ解消したことが孕む理論的問題点を懸念するものである（次々段落参照）。

第2に、研究者は、概して6・7世紀から11・12世紀ころまでの A-S 期全般において分析された2類型の奴隷のうち、特に一方の形態の象徴的呼称とされる「小屋住み奴隷」が一定の法的、経済的権利・能力を享受するものと理解し、これが A-S 社会の「小屋住み」形態の奴隷の特徴であると主張したのである。しかもさらに問題とすべきは、研究者のほとんどは A-S 後期の諸史料に検出される当該形態の奴隷を、その特徴を根拠に一方において農奴に近接せるものと

の理解を示唆しながらも、他方においてそれら特徴を A-S 期前（早）期の諸史料に検出せる同一形態の奴隷を説明するためのその補強とすべく援用していること、換言すれば A-S 期全般に敷衍していることである。

上にみた第 1, 第 2 それぞれの論点に共通してみられた論理形式（手法）は A-S 期の諸史料にみる“*peow*”等の語彙を法＝身分的概念規定に基づいて改めて検討することなく、それらの語彙がそれ自身奴隷であるとのいわばア・プリオリの前提に立ち、それら語彙の示す概して現実的（経済的）事象（階級的現象）に基づいてそれら語彙を説明している、つまり用語法を説いているように筆者には思われる。このような論理形式（手法）は奴隷概念に混乱を与え、矛盾を孕み、これがとりわけ「小屋住み」型奴隷に対する批判を招来せしめた本質的原因ではなかったかと筆者は考える。

さて、以上のごときこれまでの研究状況に対して、本稿において筆者が執った原則的方法は分析のためのメッサー（Messer）たる概念規定を掲げ、これを貫徹することである。それは「人格を否定された生物学上のヒトであり、他のヒトによる剰余労働収奪のための肉体的（人身それ自体の）所有の客体」、しかもこれが、言うまでもなく法的に適用されている場合、これを「奴隷」とする概念規定である。これに少しく説明を施せば、仮に「小屋住み奴隷」に『特有財産（ペクリウム）』の限定的処分可能性」などが問題となった場合、一方においてそこに明らかな法的承認を確認することができないのであれば、これは経済的な事実上の事象として把握し、他方彼が売買の対象とされるなどその人格否定が合法的であるならば、この法＝身分的側面をその本質的属性と解す。つまり表象的な経済的側面と内実的な法的側面を相互に峻別し、双方を安易に平面的に結合し、併列的属性と解すことなく、2つの側面を統一的、立体的に理解せんとすることである。このような史料分析の基本的手法に依拠することにより、本稿は上記にみたごとく内外の研究者の見解に概して共通にみられた混乱、すなわち一方において物権の対象、他方において一定の法的権利・能力の享受という矛盾せる奴隷認識に対してなんらかの打開の道を探らんとするものであった。

筆者による再検討の結果ほぼ次のことが判明した。すなわち史料にみる“*peow*”, “*esne*”, “*servus*”等は、史料で言えば9世紀末のアルフレッド王法典を中軸として、その前後において「奴隷」の法的状況が異なるということである。つまりアルフレッド王法典以前、換言すれば A-S 前期にみる“*peow*”等は経済的形態としてはいわゆる「小屋住み」形態いわば「自給型」を呈しているとはいえ、法的には無所有、非人格、赤裸々な物権の対象そのものであり、身分としては奴隷であったと判定することができる⁴¹⁾。したがって「有産奴隷」, 「土地付き奴隷」などの表現は A-S 前期に限定していえば不適切な呼称であったといえる。しかしアルフレッド王法典以後つまり A-S 後期においては類似の形態を呈しているとはいえ、法的にも経済的にも一定

の権利・能力を承認されていたのであり、したがってかれらはもはや法＝身分としての奴隷ではない。しかしながら従来の見解は縷述のごとく A-S 期全般において概してみることできた「小屋住み」型（「自給型」）といういわば経済的側面、現象面に注目するあまりその年代的推移、法＝身分的論点を看過したのではないか。したがってそれは必然的に矛盾を内包せざるをえなかった。すなわちその結論を極言すれば、A-S 前期にみる「小屋住み」形態の「奴隷」は法＝身分的に奴隷である。しかるに A-S 後期にみる同一形態のそれはもはや身分としての奴隷ではない。A-S 後期の社会に特徴的にみられる奴隷といえればそれは被給養型奴隷である。なおこのように筆者が A-S 期を2分し、それぞれに特徴的な「奴隷」形態を想定する根拠は時代背景を考慮しつつ、なによりも史料の法的観点に基づく分析であり、それぞれの奴隷形態を示す史料の数量の多寡それ自体でないことは既に述べた。また以上を顧みれば A-S 期における奴隷形態の特徴として、その象徴的呼称たる「小屋住み奴隷」を提唱する研究者に対して投げられた、それを農奴ではないかとする疑念、批判は、一方においてそれを招来せしめた原因の一端は A-S 期全体に一律で同質な奴隷形態を想定したことによる無理にありながらも、A-S 早（前）期については妥当でなく、他方 A-S 期後半にみられるその「奴隷」については妥当であったといえる。

さて如上にみた筆者の思考に仮に一顧の首肯が得られるとするならば、ここで卑見について少しくその歴史的展開を試みてみよう。A-S 期前半にみる非給養＝自給型奴隷制は奴隷主による奴隷労働力収奪の1形態であり、労働の主体たる奴隷はその委ねられた生産手段・用具等にいかなる法的所有関係も享受していない。しかも当該奴隷制は経済的には非合理的な奴隷労働力の収奪形態・方法であった。それが当該社会の経済的発展段階、諸条件に対応せる形態であったことは言うまでもない。しかし社会的生産力の発展は奴隷をかくのごとき奴隷形態に押し止めることはできなかった。ここで奴隷はほぼ2つのコースを辿ったと考えられる。1つは奴隷主より委ねられた生産手段・用具等を駆使し、その現実的に有利な諸条件を最大限に活用し、また奴隷主からの個別的な配慮（個人的温情、宗教的思惑など）によりその奴隷身分を脱し、社会的に徐々に上昇し、同時に並行して進んでいたチオルルの社会的下降と合流し、1つの社会的階層たる農奴的農民となっていった。もう1つは、必ずしも合理的かつ経済的でなかった従来の奴隷（収奪）形態に対してよりその経済的合理性が追求せられ、それは労働力を提供する肉体としての奴隷とかれらに委ねられていた生産手段等とを分離することであった。ここに奴隷労働力のみを集約的かつ合理的に利用する、経済的により有利な収奪形態が採用、実現された。これは労働奴隷を特徴とする給養型奴隷に移行するものであった。かれらはさしあたり誕生もない荘園（古典荘園）経営の中であって、史料とりわけ D. B. において既にそれを確認したように、自由農民保有地に比して概してより合理的・集約的経営⁴²⁾を実現していた直営地経営の為の労働力⁴³⁾の一端として利用された⁴⁴⁾。この場合ほぼ同年代の大陸、とりわけフランスの古典荘園の直営地にみられた奴

隷について「直営地 (les réserves) では依然として、絶えず主人の支配下にあるシャゼされない奴隷 (esclaves non chasés) (“シャゼされる”((〈chasés〉〈casati〉))とは家〈casa〉が附属の耕地とともにかれらに与えられること一筆者) がいくらかみられた。かれらの労役は疑いもなく無視できなかつた。」⁴⁵⁾と言われる主張は、なるほどそれ自身の社会的役割は僅少であったと認識されているとはいえ、これは “シャゼされた” 奴隷つまり「小屋住み奴隷」を対比的に念頭に置いているのであり、筆者が指摘、参考としたいのはその対比関係のうち、筆者の意図するコンテキストに符合せるその奴隷の形態である。

さてここまでの推移を辿れば、「小屋住み奴隷」=自給型奴隷から(被)給養型奴隷へ移行する、というのが A-S 期における歴史的展開の本筋であったと結論せざるをえない⁴⁶⁾。これは従来一般に主張されてきた奴隷形態の変遷に関する理解、端的にいえば給養型奴隷=労働奴隷から自給型奴隷=小屋住み奴隷へというシェーマ⁴⁷⁾から観れば奇異であるとはいえ、如上に試みられた理論的帰結は尊重されなければならないであろう。したがってこの理論的帰結に従うならば、A-S 社会の前期にあってもより経済的に先進的な地域において給養型奴隷がみられるとしてもなんら不思議ではない。この点は既に本稿で言及したセルシー (Selsey, Sussex) の証例⁴⁸⁾を想起することができるであろう。ここにおいて注目すべきは、筆者によるこの論理的帰結が、ケント地方において自給型=小屋住み奴隷と並んでなによりも給養型奴隷が多く存在し、その特徴的奴隷形態を示していたという既に本稿において言及した三好氏の指摘に符合している点である。ケント地方が当時の A-S 社会にあって他の地域よりも一段と経済的に活発にして、より自由な雰囲気溢れ、これを象徴的に表現すれば “serf Essex and ‘free’ Kent”⁴⁹⁾ という先進地域⁵⁰⁾であったとの指摘は一般に承認されているのである。なおもつけ加えれば、当該地域にみるハイド (hide) の2倍を単位とする耕地単位 “sulung”⁵¹⁾は「農業の大いに繁栄せるケント農民 (the greater agricultural prosperity of Kentish farmers)」⁵²⁾を反映しているものであり、その経営に当ってはかくのごとき給養型奴隷がより適合的だったのではないか⁵³⁾。

さてかくのごとき卑見による奴隷形態変遷に関するシェーマ、つまり非給養=自給型奴隷から(被)給養型奴隷へというシェーマ、経済的論点からいえば奴隷労働の非合理的・非効率的な収奪形態から合理的、効率的収奪形態へというシェーマ (なおこれは社会的生産形態として換言すれば、直接的な生活充足のための生産から、商品生産=貨幣経済への移行に対応している。)、人間的処遇(とりわけ階級的視点における)についていえば、奴隷制成立の端緒的段階からその後の奴隷制「発達」史の年代的下降にともない、奴隷が概して自給型=小屋住み形態をとりつつ、緩い隷属関係⁵⁴⁾からより厳酷な隷属関係⁵⁵⁾に移行する、つまり奴隷労働力の収奪度合が高度化するというシェーマ、以上のごときそれぞれのシェーマに仮に一瞥が許されるならば、これは半自由人への依存から被給養奴隷への依存へ移行したと説く (“the shift among Greeks and Romans from

reliance on the half-free within to reliance on chattel slaves from outside,") M. I. Finley⁵⁶⁾に大筋としては符合しているものであり、しかもさらにこれをローマ史についてその援用を仮に許されるならば、一般に奴隷制の典型的形態と言われているそのラティフンディウムにおける集団的労働奴隷形態（なおも歴史的に遡ればギリシャのエルガステーリオンにおけるそれ⁵⁷⁾は、奴隷制の原初の形態、代表（象徴）的形態ではなくして、むしろ奴隷制度変遷史にあって1つの進歩した発達段階にある奴隷形態であったと解することができるであろう。しかもこの発達したローマの奴隷制とはいうまでもなく奴隷労働力の経済的収奪度において高度化したという意味であり、とりわけこれは最高度に発達した段階、むしろその末期的段階にあったといえる。したがってそれは同時に自身を揚棄すべき条件、たとえばある主張によれば奴隷に「共同体的結合」の条件を可能とし、かくして奴隷は農奴へ、奴隷制は農奴制へ推転する転機を準備、提供するものであった⁵⁸⁾。かくのごときシェーマを世界史的展望において想定せんとする問題意識の片鱗は既に筆者の試みたところである⁵⁹⁾。しかしかくのごとき拙考に基づくシェーマ⁶⁰⁾が世界史的展望に立ち、奴隷形態の変遷史としてその普遍妥当性を真に証明できるか否か、その本格的検討は別の機会に譲らざるをえない⁶¹⁾。

顧みれば本稿は、その主要な目的が A-S 期にみられた、研究者によって「小屋住み奴隷」, 「A-S 型奴隷」, 「有産奴隷」, 「保有奴隷」, 「土着奴隷」, 「土地付き奴隷」などそれぞれに呼称された奴隷に対して自覚せられ、また他の研究者から発せられた、とりわけ農奴との区別が不明であるという疑問、批判に対して、A-S 期を大きく前期、後期に2分し、その前期におけるその主要な奴隷形態は、筆者の呼称にしたがえば「自給（活）型奴隷」であったと想定し（念のため附言すれば、この場合「有産奴隷」, 「土地付き奴隷」などの呼称が不適切であることは縷述した。）、たとえばギリシャの「別居奴隷」は「奴隷搾取形態の一つ」⁶²⁾と主張されるのと同様にこれを確認し、当該 A-S 前期のその形態に奴隷としてのいわば「市民権」を賦与せんとする試みを以てひとまず筆を措かざるをえない。改めて言うまでもなく、筆者のこの試みは1つの仮説以外のなにものでもないとの節理は充分認識しているとはいえ、以上本稿において奴隷形態をめぐる僭越にも多くの先駆的研究者への疑問、批判を展開した筆者はしかし下記の D. Whitelock の言葉を恐れるものである。“No service is rendered to scholarship by an unconsidered attack on the well-founded conclusions of sound scholars.”⁶³⁾

《註》

※ 当該論述は当該論文「第Ⅰ部」, 「第Ⅱ部」(但し第1章〔VI〕～〔XIII〕および第2章は『城西経済学会誌』第25巻3号に掲載予定)を踏まえたものであるものの、以下論述の註にみる既出文献の表示は「第Ⅰ部 第1章～第3章」(『同誌』第25巻1号<前掲>)に基づくものである。

1) その基本的見解の一部、また法典の規定等の史料それぞれについてなされたその解釈などについては

既に本稿第 I 部・第 II 部で言及した。

- 2) 本稿第 I 部第 3 章
- 3) 食糧の被給養については J. M. Kemble のみならず次に触れる W. Stubbs も奴隷の社会・経済的優位性の一端として理解している。しかしこれはむしろ奴隷の社会・経済的非独立・非自立性、隷属性を示すものとの解釈が他になされており、このような観点については既に触れた。ここで注目すべきは同一事象（史料）における相反する解釈の存在である。Howard B. Clarke, “Domesday Slavery (Adjusted for Slaves)”, *Midland History*, vol. I, No. 4. 1972, p. 40.
- 4) “It cannot indeed be denied that the slave might be sold like any other chattel, and that even as late as Æðelred and Cnut, the law ventured to prohibit no more than the selling him into heathendom, or without some fault on his part: nor can we believe that acts of the grossest oppression and tyranny were unfrequent.” (J. M. Kemble, *The Saxons in England*, vol. I. ((*op. cit.*)), p. 213) なお、上記本文の所論については、*ibid.*, pp. 211-216.
- 5) 本稿第 I 部第 3 章。
- 6) 以上は W. Stubbs, *The Constitutional History of England in its Origin and Development* (*op. cit.*), pp. 84-85, n. 5, 6. に拠る。
- 7) 本稿第 I 部第 3 章。
- 8) “The slaves have not been worked in gangs nor housed in barracks. The *servus* has often been a *servus casatus*, he has had a cottage or even a manse and yardland which *de facto* he might call his own. There is here no legal limitation of his master’s power. Some slave trade there has been; but on the whole it seems probable that the *theow* has been usually treated as annexed to a tenement. (.....) Thus the slave gets a chance of acquiring what will be as a matter of fact a *peculium*. (.....) and yet he might often be the occupier of land and of chattels with which, so long as he did his customary services, his lord would seldom meddle.” (F. W. Maitland, *Domesday Book and Beyond*, ((*op. cit.*)), pp. 53-54) 当該邦文は拙稿「部族法典にみる奴隷について」(前掲), p. 4 より引用。但し手直しが加えてある。
- 9) F. W. Maitland, *op. cit.*, p. 43.
- 10) “we ought to observe that the economic stratification of society may cut the legal stratification.”, “It is plain that the legal and the economic lines may intersect one another.” (*ibid.*, p. 59)
- 11) *Ibid.*, p. 54.
- 12) *Ibid.*, p. 58.
- 13) *Ibid.*, p. 59.
- 14) “They are led to allow the slave a good deal of liberty and economic independence, they prefer turning him into a subjected freedman and a tributary householder instead of exploiting his personality thoroughly and completely. Tacitus’ words seem remarkably fitting in respect of the the slaves of Old England:” (Paul Vinogradoff, *The Growth of the Manor*, 1968/1904, pp. 202-203) 邦訳は、拙稿「部族法典にみる奴隷について」(前掲) pp. 4-5.
- 15) *Ibid.*, p. 27.
- 16) *Ibid.*, p. 203.
- 17) Edward Jenks, *A Short History of English Law From the Earliest Times to the End of the Year 1938*, 1949, p. 6.
- 18) “The mannbot of the unfree went to his lord. (*ibid.*)
- 19) *Ibid.*

- 20) *Ibid.*, p. 4.
- 21) *Ibid.*, p. 6.
- 22) *Ibid.*
- 23) John Richard Green, *A Short History of the English People (op. cit.)*, pp. 12-13.
- 24) “The slave-trade from English ports was prohibited by law, but the prohibition long remained ineffective.” (*ibid.*, p. 53)
- 25) Dorothy Whitelock, *The Beginnings of English Society, 1987/1952*, pp. 108-114.
- 26) *Ibid.*, p. 109.
- 27) *Ibid.*, p. 108.
- 28) *Ibid.*, p. 109.
- 29) *Ibid.*
- 30) 本稿第 I 部第 3 章。
- 31) “there will be, from the lord’s point of view, too many mouths to feed. It will then be convenient to allow the slave a measure of economic independence.” (H. P. R. Finberg, *Tavistock Abbey (op. cit.)*), p. 37)
- 32) “The *servus casatus*, or ‘huttet slave’, as he was called on the other side of the English Channel, is not the only type of freedman. Where there is much land waiting to be cleared, it may suit the lord as well or better to plant out his former *theow* on a holding large enough to make him self-supporting.” (*ibid.*, pp. 37-38)
- 33) “the degree of freedom he enjoys will vary from place to place.” (*ibid.* p. 38) なお、地域差があるとはいえ一定の “freedom” を享受していたとするならば、次の後続文章は矛盾ではないのだろうか。“he is still a being without rights.” (*ibid.*) あるいは後続文章が正鵠を得ていたのだろうか。
- 34) *Ibid.*, p. 37.
- 35) 他に “If the slave marries and begets a numerous progeny,” (*ibid.*, p. 36)
- 36) David A. E. Pelteret, “Slavery in Anglo-Saxon England”, David A. E. Pelteret & J. Douglas Woods (eds), *The Anglo-Saxons: Synthesis and Achievement, 1985*, pp. 117-133. に拠る。
- 37) 上記引用文は下記に拠る。
 “A slave, however, was someone else’s possession.”, “the slave does not possess any legal protection.”, “A slave...did not have any possessions in law.”, “the slaves here were already occupying tofts even if they did not have legal ownership of them.” (*ibid.*, pp. 124-126)
- 38) “some (slaves—筆者) took advantage of this protection.” (*ibid.*, p. 126)
- 39) Paul C. Sinding, *History of Scandinavia, from the Early Times of the Northmen, the Seakings & Vikings, to the Present Day, 1865*, pp. 39-40.
- 40) 北欧の奴隷についてその一部の見解は本稿第 I 部にて既に言及した。ちなみに、原典史料に基づく本格的検討は他日を期さざるをえないものの、この点についてなされている一般的理解はたとえば次の手近かな文献にその断片を窺うことができる。
 Sheila Ferguson, *Growing up in Viking Times, 1981*, pp. 6, 28-29. Peter Foote and David M. Wilson, *The Viking Achievement The Society and Culture of Early Medieval Scandinavia, 1980/1970*, pp. 65-78. Gwyn Jones, *A History of the Vikings, 1984/1968*, pp. 147-149. David M. Wilson, *The Vikings and their Origins, 1970*, pp. 113-114 (1980: p. 89)
- 41) R. H. C. Davis の言葉を借りれば, “He would be called a ‘huttet slave’ or *servus casatus*, and his holding would be a servile manse. He would still belong to his master and could be

bought or sold or given away with the land.” (R. H. C. Davis, *A History of Medieval Europe From Constantine to Saint Louis, 1964/1957*, p. 195) 但し, R. H. C. Davis 自身はその “‘huted slave’ or *servus casatus*” 理解に不明瞭なところがある。本稿第Ⅱ部第1章〔V〕アルフレッド王法典, 註56。

- 42) 佐藤伊久男氏によれば犁耕能力, 土地保有規模において直営地は自由農民保有地の約2倍であった。佐藤伊久男「イギリスにおける自由農民層〈分解〉の歴史的な性格—その豫備的考察—」『西洋史研究』第5号, 1959年, pp. 1-19. 但し氏は “bordar”, “servi” は「土地保有としてはネグリジブル」(同, p. 8) と解されている。
- 43) “Auf dem Herrenhofe wohnten Arbeiter. Hauptsächlich waren es Sklaven. Mitunter waren sie zahlreich.” (L. Brentano, *Eine Geschichte der Wirtschaftlichen Entwicklung Englands* ((*op. cit.*)), S. 113) “The core of the labour supply for working the demesnes seems to have been provided in the late Saxon period by slaves.” (Christopher Dyer, *Lords and Peasants in a Changing Society The Estates of the Bishopric of Worcester, 680-1540*, 1980, p. 33 ((*vide*, 28, 37)))

ちなみに, 三好氏は「奴隷に小保有地を興えることはゲルマン社会に古くから行われていた奴隷の使用＝再生産の様式と考えられて来た。しかし……ゲルマン社会においてかかる奴隷の使用形態のみで直営地奴隷の形態が全く存在しなかったと考えることはできない。」(三好洋子「イングランド封建制下における雇用労働者について—famulus に関する最近の成果をめぐって—」『社会経済史学』第22巻, 2号, 1956年, pp. 74-75), つまりいわゆる A-S 型奴隷と直営地奴隷の併存を主張されておられるのに対して, 筆者は A-S 早期にみるセルセイ (“Selaeseu”-Selsey) における早熟形態(本稿第Ⅰ部第2章, 註19—『城西経済学会誌』第25巻1号<前掲>, pp. 17, 22) を例外とすれば, しかも純粋培養的に考察(奴隷のみを歴史的に追究)すれば, A-S 期前半期においてはその一般的存在形態としてはチオルルに抱えられたいわゆる自給型＝小屋住み形態の奴隷を設定し, A-S 期後半においてはそれら奴隷の転成形態たる直営地奴隷を奴隷形態としては想定する。つまり理念的・理論的展開としては両形態は歴史的継起をなすものと想定し, 敢えて併存とは考えない。

ところで D. B. は一般に “servus, ancilla” (奴隷) と直営地はセットとして記述されており, 地域差等詳細は措けば, たとえばグロスターシャー (Gloucestershire), ハンプシャー (Hampshire) などでは双方の相関関係は著しい。“in Gloucestershire it was the coincidence of slavery and higher proportions of demesne teams that was most notable.” (John D. Hamshire, “Domesday Book : Estate Structures in the West Midlands”, J. C. Holt ((ed.)), *Domesday Studies Papers read at the Novocentenary Conference of the Royal Historical Society and the Institute of British Geographers Winchester, 1986, 1987*, p. 181 ((*vide*, 155-182))). “Winchester manors regularly featured both a high proportion of demesne ploughs and also a substantial slave element to accompany them.” (Sally P. J. Harvey, “The Extent and Profitability of Demesne Agriculture in England in the Later Eleventh Century”, T. H. Aston, P. R. Coss, Christopher Dyer, and Joan Thirsk ((eds.)), *Social Relations and Ideas Essays in Honour of R. H. Hilton* ((*op. cit.*)), p. 60 ((*vide*, pp. 56, 59-63))) このような状況を換言すれば, 奴隷労働は直営地経営の必須条件なのである。“it is not surprising that servile (slaves—筆者) labour played a substantial part in the economy of the demesne manors on these estates (Winchester lands—筆者).” (Reginald Lennard, *Rural England 1086-1135 A Study of Social and Agrarian Conditions, 1959*, p. 82.) “Whenever demesne agriculture declined, slavery declined with it; where such agriculture remained strong in Domesday, in the royal and ecclesiastical lands of the west and south-west, there slavery also remained strong.”, “Resident labour, from slaves and oxherds

to the riding-men..., was vital to the continuance of demesne agriculture.” (Sally P. J. Harvey, “Taxation and the Economy”, J. C. Holt ((ed.)), *Domesday Studies Papers read at the Novocentenary Conference of the Royal Historical Society*—((*op. cit.*)), p. 254) 但し, 上記の論述はさしあたって典型的形態についてであり, たとえば R. W. Finn が紹介した D. B. の地域ごとの特徴に窺見できるように (R. Welldon Finn, *Domesday Studies The Norman Conquest and its Effects on the Economy: 1066-1086, 1971*, pp. 63, 76-77, 81-83), 直営地とその経営のための奴隷が D. B. において必ずしも相関関係を以て現われるわけではない。したがって両者の相関関係が D. B. に現われない場合, 当該関係を「沈黙からの議論 (an argument from silence)」(Robert S. Hoyt, “Farm of the Manor and Community of the Vill in Domesday Book”, *Speculum A Journal of Mediaeval Studies*, vol. XXX, No. 2, 1955. p. 152.) として一律に想定することは差し控えなければならないであろう。

この直営地奴隷が迎える次の歴史的転成形態を本稿第Ⅱ部第2章 (『城西経済学会誌』第25巻3号予定) での検討にあるように “bovarii” etc に仮定する下向的解釈は, 13世紀ころの直営地における常傭労働者たる famulus の歴史的由来を “bovarii” に求め, さらにその “bovarii” の歴史的由来を直営地奴隷に求める上向的解釈(見解)と一致し, 連続するものである。すなわち, “the bovarii or bubulci, who may possibly be the successors of Domesday servi.” (R. Lennard, *Rural England 1086-1135* ((*op. cit.*)), p. 360) “the bovarius, who was a smallholder, took the place of the slave as the typical demesne ploughman.” (*ibid.*, p. 389) “the successors of the eleventh-century slaves appear as *avercmen* and *bovarii*.” (Ch. Dyer, *Lords and Peasants in a Changing Society* ((*op. cit.*)), p. 97) 「直営地奴隷がボヴァリになったとも考えられる」「ファミルス(直営地経営内のそれ一筆者)とアングロ・サクソン時代の奴隷との間に深い関係を想定し得る」(三好洋子「イングランド封建制下における雇用労働者について」(前掲), p. 75)。以上を簡便に言えば, “Legally they (*famuli*—筆者) were described as *servi* in all regions where the notion of slavery had not yet disappeared.” (Georges Duby ((trans. by Cynthia Postan)), *Rural Economy and Country Life in the Medieval West, 1968/1962*, p. 201)

なお古典荘園制盛時について一般的に言えば, その直営地経営は直営地奴隷を一端とすれば, 保有農の賦役, 雇用労働者等が他端を構成し, むしろこれが大きな比重を占めていたと考えられる。とりわけ雇用労働者の典型とされる famulus の出自は, 議論はあるものの, 上記に言及せるとくその一部を直営地奴隷に想定することもでき, この点において本稿に関連の深い論点ではあるものの, 本稿ではこの点について三好洋子著『イギリス中世村落の研究』, 1981年, pp. 119-158 を指摘するに止め, こうした問題については深入りせず, もっぱら A-S 期にみられる奴隷の直接的趨勢に限定し, その軌跡を追わんとするものである。直営地奴隷に言及せる文献はとりあえず下記参照。Adolphus Ballard, *The Domesday Inquest, 1923/1906*, pp. 112-113, 133, 151, 213. Robert-Henri Bautier (trans. by Heather Karolyi), *The Economic Development of Medieval Europe, 1971*, p. 44. John Blair, “The Anglo-Saxon Period (c. 440-1066)”, Kenneth O. Morgan (ed.), *The Oxford Illustrated History of Britain, 1984*, p. 66. H. B. Clarke, “Domesday Slavey (Adjusted for Slaves)” (*op. cit.*), pp. 39-41. R. Welldon Finn, *Domesday Book: A Guide, 1975/1973*, p. 34. Joseph Fisher, “The History of Landholding in England”, *Transaction of the Royal Historical Society, Ser. I, vol. 4, 1876*, p. 113. R. H. Hilton, *The Decline of Serfdom in Medieval England* (*op. cit.*), p. 16. E. A. Kosminsky (trans. by Ruth Kisch), *Studies in the Agrarian History of England in the Thirteenth Century, 1956*, pp. 292-293. H. R. Loyn, *Anglo-Saxon England and the Norman Conquest* (*op. cit.*), pp. 153, 349. M. M. Postan, “The Famulus: The Estate Labourer in the Twelfth and the Thirteenth Centuries”, *Economic History Review*

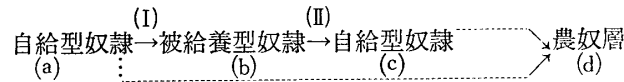
Supplements, No. 2, 1954, pp. 5-7. F. Seebohm, *The English Village Community*—(*op. cit.*), pp. 90 n. 1, 165. F. M. Stenton, *Anglo-Saxon England, 1963/1943*, p. 469.

松垣裕「直営地労働力の諸形態—イギリス・マナにおける雇傭労働力の利用—」『西洋史学』, No. 29, 1956年, pp. 46-47, 55。椋川一朗著『西欧封建社会の比較史的研究』〔増補改訂〕, 1984年, pp. 63-69。本稿第I部第2章, 註17 (『城西経済学会誌』第25巻1号<前掲>, p. 21)。同第II部第2章, 註216-219 (『同誌』第25巻3号予定)。

- 44) なおその後の経過を迎れば, かれらは一定の歴史的役割を果たした後, 先行し新たに成立した隷属的身分(農奴層)へ後発的に合流していったものと考えられる。この場合一般に一定の法的権能を賦与され, いわゆる「小屋住み」形態(ニロヌスの形態)をとったと考えられる。但しここに先発, 後発双方の奴隷層がいかなる歴史的役割を果たし, 新たな隷属身分(農奴層)を創出せしめたかその相互作用それ自体については本稿の負いうる課題ではない。
- 45) “on voyait encore, sur les réserves, quelques esclaves non chasés, constamment à la disposition du maître. Leurs services n’étaient sans doute pas négligeables.” (Marc Bloch, *Les Caractères Originaux de L’Histoire Rurale Française, tome premier, 6^e tirage, 1976*, p. 71) (マルク・ブロック著 河野健二・飯沼二郎訳『フランス農村史の基本性格』, 1967/1959年, p. 107。但し邦訳は一部これと異なる)。
- 西洋中世とりわけ早期における奴隷の社会的役割を重視し, その奴隷制的構造を強調する学説はわが国において椋川氏によって主張されている(椋川一朗著『西欧封建社会の比較史的研究<前掲>)。但しさしあたり筆者の念頭にあるのは古典荘園の所領の一半たる直営地における直属の奴隷であり, 氏の描かれる一般的フーフエ保有農民が所有していると言われる奴隷ではない。
- 46) M. M. Postan は, ローマ属州への侵入時ゲルマン部族において “Slavery had been anciently established in Germanic societies; and both before and after the invasions slaves could be found occupying separate holdings in the manner of the *servi casati* of Rome or servile villagers in the middle ages. (奴隷制は古くからゲルマン人諸社会に確立していた。侵入前後の時代, 奴隷はローマの「小屋住み奴隷」ないし中世の隷属的村民のように, 個別の保有地を占有していた。)” (M. M. Postan, *The Medieval Economy and Society: An Economic History of Britain in the Middle Ages, 1972*, p. 82. M. M. ポスタン著 保坂栄一・佐藤伊久男訳『中世の経済と社会』, 1983年, p. 109。なお当該邦訳は原典 “*servi casati*” の部分を「保有奴隷」とするものの, 筆者は上記のごとく改訳した。) ことを認めている。これは A-S 族のブリテン島への侵入時においても同様に解しうるであろう。
- 47) “Still, it was understood and explained that there was a gradual change from work in gangs under the supervision of overseers using the whip and the irons to enforce obedience to their orders, to the state of a domiciled serf (*servus casatus*) endowed with interests and a *peculium* of his own, and with time to look after them, and that this great revolution was a necessary consequence of the need in which the landowners stood to heighten the personal concern of labourers in their work and well-being.” (P. Vinogradoff, *The Growth of the Manor* (*op. cit.*), pp. 76-77) “All over Europe one of the transition types from ancient slave to medieval serf was the ‘huttet’ slave (*servus casatus*) who was given a bit of land and told to keep himself—and work for his owner in return. We meet this sort of *servus* with land in Domesday Book, when that transition was going forward in England.” (John Clapham, *A Concise Economic History of Britain From the Earliest Times to 1750, 1949*, p. 24) “Instead of having to work in a gang each slave would be given his own hut (*casa*) and his own land, which he would till for his own profit in return for certain rents and labour ser-

vices. He would be called a 'huttet slave' or *servus casatus*..." (R. H. C. Davis, *A History of Medieval Europe*—(*op. cit.*), p. 195) 当該論点の議論として, P. Dockès, *La Liberation Medievale* (*op. cit.*), pp. 145-185. Do., *Medieval Slavery and Liberation* (*op. cit.*), pp. 117-149.

なお念のため附言すれば, 筆者は本稿第 I 部第 2 章において従来の研究の批判的検討をふまえ, 奴隷形態の歴史の変遷の模式的軌跡(亜流はとりあえず捨象)をその理論的予想として,



と想定した(『城西経済学会誌』第25巻1号<前掲>, pp. 2-23)。さて, 上記の一般的見解は(II)の部分(シェーマ)を説くものであり, この通説の見解自体に敢えて異論を唱えるものではない(前註44)。筆者が究明せんとするのは A-S 期を早・晩(前・後)期に2大区分し, そこに経過した奴隷形態を跡づけんとする点であり, とりわけここで強調せんとするのは(I)の部分(シェーマ)である。したがって筆者が批判的に問題とするのは(I), (II)を区別することなく概して(II)を以て奴隷形態の歴史の変遷経路としてこれを単系的に説き, しかも(c)の(d)への近似性を以ていきおい奴隷概念に疑念を招来せしめ, 混乱をもたらした従来の見解である。

- 48) 青山氏はこれについて「大土地所有下の集团的労働奴隷制の存在を物語る」(青山吉信「中世早期に於けるブリタニアの商業」『西洋史学』, No. 35, 1957年, p. 39)と解された。この点自体の認識に筆者は異論はないものの, その問題点については既に触れた(本稿第 I 部第 2 章註23—『城西経済学会誌』第25巻1号<前掲>, pp. 17, 22)。すなわち, 氏は当時の一般的奴隷形態はここにみる労働奴隷と解したのに対して, 筆者は自給型奴隷と解した点にその相違がある。氏のこうした認識は奴隷制ウクラードの変遷のプロセスについても関連している。つまり氏の所説を一言すれば, その初発形態は家内奴隷制であり, 次の段階において労働奴隷制あるいは農奴制に移行するのである。「アングロ＝サクソンの, その初期社会の基本構造」はこれら2つの「二重構造の, 基本的には二つのウクラードのなお重層的並存の下に推移しつつある社会として把握し得る」とされるのである(青山著『社会の研究』, p. 374)。

(氏の説かれる奴隷形態の変遷史については本稿第 I 部第 2 章にて触れた。上記『城西経済学会誌』pp. <10> 14-15。)ところで, 筆者はその典型, 非典型を問わないのであれば A-S 早期社会における氏の説かれる被給養型奴隷の存在自体に異論はなく, したがって現実的かつ具体的な奴隷制の存在態様として筆者の想定する自給型奴隷と合せた2つの奴隷制ウクラードの併存を設定することができるであろう。しかしながら筆者が本稿で特に問題とするのはこのような一般論ではなく, 既に縷述のごとく鋭角的(シャープ)な奴隷形態の歴史的, 理論的な変遷形態である。

- 49) E. A. Kosminsky (trans. by Ruth Kisch), *Studies in the Agrarian History of England*—(*op. cit.*), pp. 318 (vide, 137-140, 313-318).
- 50) ケント地方の先進性, 特殊性についてはとりあえず下記の文献を挙げるにとどめ, 本稿では特に言及しない。

Peter Hunter Blair, *Roman Britain and Early England 55 B.C.—A.D. 871, 1965/1963*, p. 35. James Campbell, "The Lost Centuries: 400-600", James Campbell (General Ed.), *The Anglo-Saxons*, 1982, p. 44. H. Munro Chadwick, *The Origin of the English Nation*, 1907, pp. (54) 77-89. H. C. Darby, *Domesday England*, 1977, p. 10. D. R. Denman, *Origins of Ownership A Brief History of Land Ownership and Tenure in England from Earliest Times to the Modern Era*, 1958, pp. 60, 92. H. P. R. Finberg, "Anglo-Saxon England to 1042" (*op. cit.*), pp. 415-416. V. H. Galbraith, *The Making of Domesday Book*, 1961, pp. 146-155. Howard Levi Gray, *English Field Systems, 1959/1915*, pp. 272-304, 415-418. R. H. Hilton, *The Decline of Serfdom in Medieval England* (*op. cit.*), pp. 23-24. R. H. Hodgkin, *A History of the Anglo-Saxons, vol. I, 1952/1935*, pp. 94, 174-175, 177, 204, 262. J. E. A. Jolliffe,

Pre-Feudal England: The Jutes, 1962/1933. F. Pollock & F.W. Maitland, *The History of English Law*—(*op. cit.*), vol. I, pp. 186-188; vol. II, pp. 271-273. J.H. Round, *Feudal England Historical Studies of the Eleventh and Twelfth Centuries, 1964/1895*, pp. 92-95. G.O. Sayles, *The Medieval Foundations of England, 1952/1948*, p. 22 (-25). F.M. Stenton, *Anglo-Saxon England (op. cit.)*, pp. 277-281. Paul Vinogradoff, *Villainage in England Essays in English Mediaeval History, 1968/1892*, pp. 205-208, 246-249. Do., “Sulung and Hide”, *English Historical Review, vol. XIX, 1904*, pp. 282-286. Do., *The Growth of the Manor (op. cit.)*, pp. 317-318. Martyn J. Whittock, *The Origins of England 410-600, 1986*, pp. (222) 228-231 (234). 青山吉信「Jusish Kent の諸問題」『東洋大学紀要』第11集, 1957年, p. 31-48. 永井一郎「『ケント問題』と早期ケントの諸農民」『国学院経済学』第22巻1号, 1973年, pp. 1-45.

- 51) ちなみにケントの司法, 行政区分たる “*laed*” がいくつの *sulung* から構成されていたか, その議論に一致はないという (“The counting of *sulungs* (as of *hides*) is a horrible task on which no two scholars agree....”—Nicholas Brooks, “The Creation and Early Structure of the Kingdom of Kent”, Steven Bassett (ed.), *The Origins of Anglo-Saxon Kingdoms, 1989*, p. 71).
- 52) Peter Hunter Blair, *An Introduction to Anglo-Saxon England, 1979/1956*, p. 270.
- 53) これはローマ社会をヒントとする, 先学を参考に試みられた一般論であり, したがってローマ社会とケント社会の特殊性との相関関係如何の問題は本来論すべきではあるものの, 本稿においてはその用意はない。
- 54) 仮に奴隷形態のこのような変遷経路を想定した場合, 次の太田氏の指摘は興味が惹かれる。すなわち, 後述するようにヘロットはその身分規定ではなく階級規定において議論があり(後註61), したがってこの点を措けば, 「ゴルテュンのウオイケエスは古典的購買奴隷制に先行する」(太田秀通著『奴隷と隷属農民』<前掲>, p. 200<199>), 「それら(ヘイロータイ型農業生産者—筆者)は奴隷制の発展に先行する隷属制度」(同著『東地中海世界—古代におけるオリエンとギリシャ』, 1977年, p. 170<162>).

さてここに想定される緩さの歴史的本質は, たとえばエジプト新王国において「奴隷労働は一般民衆と対立し競合するような生産階級を形成しなかった。むしろ, 一般民衆の労働力の一部として, 彼らに同化する方向をたどったといえよう。」(中山伸一「エジプト新国王の社会と経済」『岩波講座・世界歴史』1, 1969年, p. 229<232-242>)とあるように, 奴隷労働はかれらより上位の身分・階級の人々を保障するに足る剰余労働を可能とする生産力段階(水準)になかった, あるいはそのための条件がなかった, ということである。また「『ギリシャ史の開始期において, われわれの見出す最古の最も重要な, また最も広く行われた支配関係は, 奴隷制ではなくて, 一種の農奴制であった。』」(キコッティー—筆者)(高山一十著『ギリシャ社会史研究』1970年, pp. 430-431)という主張もこのような本質についての理解と符合しているのではなかろうか。Vide: Paul Vinogradoff, *Outlines of Historical Jurisprudence, vol. I, 1971/1920*, pp. 258-260.

ちなみに一語附言すればそうした生産力水準が上昇し, またそのための条件が社会的に醸成されるに¹したがって奴隷身分・階級より上位の人々は奴隷労働に対する依存の度合がますます増大し, 双方の階級的な敵対関係つまり奴隷労働力の収奪がより深刻かつ顕著になるのではないか。但し留意すべきはこのような段階に至ってもその具体的経過は必ずしも苛酷な労働力収奪の形態を呈すとは限らないということである。つまり既述(本稿第I部第3章, 註31—『城西経済学会誌』第25巻1号<前掲>, pp. 36-40)のごとく, より有効な収奪を目的とするが故にその社会・経済的諸条件に対応して一見「温情」的処置の採られることがある。しかしながらここで喚起すべきはこの主人の立場から奴隷に与えられた処遇の実態(現象)を奴隷の身分の本質を淵源とする奴隷自身の享受する身分的資質と誤認してはならないのであり, この点は縷述した。したがってここに出来し, 究明すべき問題点はその処遇の本質と当該

社会における生産力水準との対応関係である。しかしながら本稿はこれら諸点の本格的検討の用意はない。さしあたり手元にある、筆者にとって批判的に思われる論点も含めた次の文献を挙げ、後日の機会に委ねざるをえない。イ・エム・ディヤコノフ「アッシリアおよびウラルトゥにおける捕虜の運命の問題によせて」香山陽坪訳編『奴隷制社会の諸問題』（前掲），pp. 46, 48, 54。ア・イ・テムメネフ「古代東方と古典古代」香山訳編上掲書，pp. 274, 289註15。同「ヘレニズム時代およびローマ時代における河川文化諸国（メソポタミアおよびエジプト）」上掲同書，p. 299。マックス・ウェーバー著・渡辺金一・弓削達共訳『古代社会経済史一』（前掲），pp. 29-30, 96-97, 107-108, 175-176。黒田和彦「ハンムラビ時代の国家と社会」『岩波講座・世界歴史』1（前掲），pp. 135-144。同「古バビロニア時代における社会階級」『オリエント史講座』第2巻，1985年，pp. 27-34。中屋健一「オリエントの奴隷制度—とくに、両河地方を中心にして—」『古代史講座』第7巻，1968/1963年，pp. 25-27, 34-35, 39, 46（当該論文は同著『古オリエント文明の発展と衰退』1976年に再録）。佐藤進「アッシリア帝国における社会構成の問題」『オリエント史講座』第2巻1985年，pp. 39-40, 42。山本茂「シュメール都市国家の労働組織について—ラガシュのバウ神殿と自由人および奴隷との関係を中心に—」『西洋史学』No. 48, 1960年，pp. 29-35, 38-39。ちなみに上記佐藤，山本論文は身分関係ではなく「生産者（納税者）か非生産者か」，「割当地保有者かそうでないか」といういわば階級的視点を問題とされている。しかし既述のごとく本稿はそうした階級的視点を抛らない。但し古代アッシリアにおいてそもそも身分関係が問題となりえないとするならば，そのこと自体がそれに対応していると考えられるその社会的諸条件（段階）を問題とすることができるのではないか。

Y. Garlan, *Slavery in Ancient Greece* (*op. cit.*), pp. 25-29. C. R. Whittaker, "Circe's Pigs: From Slavery to Serfdom—" (*op. cit.*), pp. 92-93. 有吉正勝「古代ローマの奴隷制に関する一考察 その二」『九州女子大学紀要』第6巻1号，1970年，pp. 2-8。浅香正「古代イタリアの大土地経営と奴隷制の関係」『西洋史学』No. 17, 1953年，p. 22。祇園寺信彦「ローマ最古期の奴隷」『文化』第25巻3号，1961年，pp. 133-153。長谷川博隆「ローマ共和政期の養子縁組と奴隷制」（前掲），pp. 27, 47-48。一柳俊夫「共和国末期および帝国初期のローマの奴隷制について—最近のソビエト古代史学の諸研究（続き）—」『法制史研究』No. 17, 1967年，pp. 170-171, 176-178。同「殺人事件における奴隷の法的地位—古代ギリシャ法史（前五～四世紀）の一断面—（二）」『宇都宮大学教育学部紀要第1部』第29巻，1979年，pp. 79, 85。村川堅太郎「奴隷制度の古典的形態」『思想』No. 280, 1947年，p. 3。太田秀通著『ギリシャ世界の黎明』，1965年，pp. 228-236。同著『ミケーネ社会崩壊期の研究—古典古代論序説—』，1968年，pp. 174-193。同「エーゲ文明とホメロスの世界」『岩波講座・世界歴史』1（前掲），pp. 426-427。同著『東地中海世界』（前掲），pp. 49-55。同著『奴隷と隷属農民』（前掲），pp. 28, 67。坂口明「servus quasi colonus について—奴隷制農場経営衰退の一側面—」弓削達・伊藤貞夫編『古典古代の社会と国家』，1977年，pp. 245-246。同「ローマ帝政前半期の土地と農民」弓削達・伊藤貞夫編『ギリシャとローマ—古典古代の比較史的考察』，1988年，pp. 180-184。高山一十著『ギリシャ社会史研究』（前掲），pp. 426-481。J. フォークト「古典古代奴隷制における人間性への道」M. I. フィンレイ編・古代奴隷制研究会訳『西洋古代の奴隷制』（前掲），pp. 49-70。

- 55) ローマ帝政初期の奴隷について「共和政時代には主人と奴隷とのあいだの家父長的諸関係がまだいくらか残っていたが，この頃にはまったく消滅した。」(E. M. ジューコフ<全巻監修責任>・江口朴郎他監訳『ソビエト科学アカデミー版 世界史 古代6』，1963/1961年，p. 849)「彼らの搾取は，合理化された奴隷制経営が比較的少なかった共和政期に比べると，ずっと強化されていた。」(同書，p. 848)次の Th. Mommsen の言葉は奴隷がいかに取扱われたかその極地を示していよう。“Die ganze Wirtschaft ist durchdrungen von der unbedingten Rücksichtslosigkeit der Kapitalmacht. Knecht und Vieh stehen auf einer Linie; ein guter Kettenhund, heißt es bei einem römischen Landwirt, muß nicht zu freundlich gegen seine Mitsklaven sein.” (Theodor Mommsen, *Römische*

Geschichte, Drittes Buch ((dtv-bibliothek, *ibidem*, Band 2)), 1976, S. 361 Do. ((trans. by William Purdie Dickson)), *The History of Rome*, 1913, p. 71)

村川堅太郎「奴隷制度の古典的形態」(前掲), p. 6。宮下考吉著『西洋古代・中世経済史』, 1957年, p. 74。本稿第I部第2章, 註18(『城西経済学会誌』第25巻1号<前掲>, pp. 16-17, 21-22)。

56) M. I. Finley, “Between Slavery and Freedom” (*op. cit.*), p. 245。なお下記の記述箇所も同様なコンテキストにおいて暗示的である。“They (The Romans—筆者), too, then turned to chattel slaves on a large scale, the form of dependent labor which was characteristic of Rome....” (*ibid.*, p. 242)。

“It moved from a society in which status ran along a continuum towards one in which statuses were bunched at the two ends, the slave and the free....” (*ibid.*, p. 249)

“I have already made the point that, the more advanced the Greek city-state, the more it will be found to have had true slavery rather than the “hybrid” types like helotage. More bluntly put, the cities in which individual freedom reached its highest expression—most obviously Athens—were cities in which chattel slavery flourished. (ギリシャの都市国家は進歩すればするほど, ヘロット身分のような「混成種」の諸類型よりもむしろ純正種の奴隷制の方を有していたことがわかるであろう, という主張の正しさはすでに立証した。さらに率直に言うならば, 個人の自由がその最高の表現形態に到達した諸都市——アテネが最も顕著である——は動産奴隷制が隆盛を極めた都市であったのである)” (M. I. Finley, “Was Greek Civilization Based on Slave Labour?” (*op. cit.*), p. 164。同「ギリシャ文化は奴隷労働を土台としていたか?」同編・古代奴隷制研究会訳『西洋古代の奴隷制』<前掲>, p. 103) 既述のごとく古代ギリシャ・ローマに不完全自由のバリエーションを説く M. I. Finley にあって, 「隷属的な労働形態」「半自由人」を議論の初発に据えるのは当然の論理的設定であるとはいえ, 筆者がここで重視したいのは “chattel slaves” への移行, 帰結である。筆者は本稿において “de facto” に基づく不完全自由のバリエーションではなく, “de jure” を分析の基本的視角に据えるものであることは既に述べた。したがって筆者が議論の初発に「隷属的な労働形態」「半自由人」を据えないのは当然であり, この点は M. I. Finley との相違である(本稿第I部第3章, 註21—『城西経済学会誌』第25巻1号<前掲>, pp. 26, 31-32—参照)。

さらにこのような論点について下記を参照。Michael H. Jameson, “Agriculture and Slavery in Classical Athens”, *Classical Journal*, No. 72, 1977/1978, pp. 122-145. (1)「ヘクテモロイ型の『隷属農民』(同一の『共同体』内における支配＝隷属関係—筆者)制が消滅したポリスにおいてのみ……動産奴隷制が充分に発展し, そして奴隷制社会を実現しえた。これに対して……ヘイロータイ型の『隷属農民』(『共同体』による他の複数『共同体』に対する支配＝隷属関係—筆者)制が見いだされるスパルタ・クレタや黒海沿岸の植民市では, すくなくともヘレニズム期以前は, 奴隷制の展開は萌芽的な形態にとどまった。」(前沢伸之「古代ギリシャ・ローマの『共同体』と奴隷制」歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題 II ②前近代の社会と国家』, 1982年, p. 102)。(2)「民主政がもっとも発展したポリス(たとえばアテナイ)では, スペクトルの中間を占める隷属者がほとんど消滅し, 市民と奴隷という自由と隷属の両極のみが見出されるに至る。」(同「古典期アテナイの奴隷」弓削達・伊藤貞夫編『ギリシャとローマ』<前掲>, p. 363)。(3)「……ヘイロータイ制度が衰微してやがて廃止されたヘレニズム時代のスパルタでは, アテナイと同様の動産奴隷制の成長が想定されているのである。」(同論題, p. 379)。古代ギリシャ史に門外漢の筆者はヘレニズム期以前のスパルタにおける萌芽的な奴隷形態(1)がいかなるものであったかその具体的な形態を想定することにその任でないものの, 筆者の問題関心はヘレニズム期スパルタにその成長が想定される動産奴隷制でありまた(1)にみるそれへの帰結である。なお(2)は上記 M. I. Finley の主張参照。(4)「アテナイの場合, 家内奴隷制は……しだいに企業奴隷制にうつっていく傾向を示しながら, つぎの世紀にはいっていった……。この時期になってはじめて, アテナ

イは本格的な、そして特異な奴隷制社会になった……。それと共にアテナイ『帝国主義』はますますその色を濃くしていった……。また奴隷の境遇も本来のみじめさをふかめていった。生産労働の中心は奴隷の労働にうつった（安藤弘著『古代ギリシャの市民戦士』、1983年、pp. 169-179）。

以上にみた論理的展開は、現実はそのような経過を辿らなかつたとはいえ、あたかも「敵対的階級の発展の観点からすれば、社会発展のその後の段階で農奴が奴隷に転化することは、理論的には可能であるかもしれない。」（ゲ・ア・メリキシビリ 渡辺金一・松木栄三訳「最古の階級諸社会の性格の問題によせて」『オリエント』第10巻、3・4号、1967年、p. 67）という論理に相通じている。

57) 集団的労働奴隷制が唯一の形態であつたわけではない。後註60参照。

58) 奴隷制解体の原因をどこに求めるべきかについて従来多くの論点が説かれてきた。それら諸説にあつて挙げられる奴隷供給の枯渇、奴隷維持の不経済性（さしあたり、A. H. M. Jones, “Slavery in the Ancient World” (*op. cit.*), pp. 185-199. ヨゼフ・サルヴィオリ著・井上智勇・大牟田章共訳『古代資本主義—ローマ経済史に関する研究—』、1965年、pp. 152-153, 166-168, 204-205, 264-268, etc.) などは、奴隷制自身の本質にその解体の真因を求めるのではなく、奴隷制を受容する、その背景たる社会・経済的諸条件の変容つまり外因にその理由を求めんとするものである。当該見解はさしあたり是認することができる。しかし当該見解をさらに一步深く究明してみるならば必ずしも自立的な論理とはいえないのではないか。すなわち、生じた外的諸条件の変容ははたして奴隷制自体の本質的条件にまったく関わっていなかつたと断言できるかどうかである。つまり外的諸条件の変容は、むしろ奴隷制がその本質に基づく理由によりそれに則応できなかつたことが原因であるとするならば、外的諸条件の変容かくして奴隷制の解体は一見外的要因に因るよう見えながらも、実はその真因は、少くともその一部として、奴隷制自体の本質（的矛盾・限界）に因るものであつたと解することができるのではないか。仮にかくのごとき卑見に立つとするならば、とりわけ古代ローマ社会に発生した奴隷蜂起は、それが奴隷制の本質的矛盾（人間による人間の搾取）に因る、また矛盾であるが故に人間としての当然の発露であつた点において、つまり、蜂起参加者は必ずしもそれを自覚していたわけではなかつたとはいえ、その本質的矛盾に対して真正面から当該制度に拒否の姿勢を示した点において、なるほどたとえばシチリアの奴隷蜂起は、少くともその1つの特徴としては賃借経営に結果したにすぎず（馬場典明「ローマ共和政期に於けるシチリアの奴隷反乱と大土地所有制」『史淵』第71巻、1956年、pp. 79-103。土井正興「奴隷蜂起と農業問題」『歴史学研究』No. 390、1972年、pp. 18-34）、またスパルタクスによる奴隷蜂起（土井正興著『スパルタクス反乱論序説』、1969年。同著『スパルタクスの蜂起 古代ローマの奴隷戦争』、1985/1973年）は結果的には甚大な犠牲を蒙って敗北し鎮圧され、こうしてそれら蜂起はただちに奴隷解放いわんや奴隷制度の解体をもたらさなかつたとはいえ、「要するに、スパルタクス蜂起以降、奴隷所有者は奴隷的生産方法に手直しを加え、奴隷をより人間的に扱わざるを得なくなつたのであり、このことが、奴隷制社会を掘りくずし、変質させ、奴隷は名実ともに『ものいう道具』ではないコロヌスに徐々に進化していったのであつた。」（土井正興著『スパルタクスの蜂起』〈上掲〉、pp. 186-187。他に同著『スパルタクス反乱論序説』〈上掲〉、pp. 384-387参照）とその社会的作用を評価することができるとするならば、奴隷制度の解体に一定の歴史的役割を担つた1つの要素であつたといふことができる。畢竟ここにみる奴隷制の変化（やがて解体）は当該制度自体の本質つまり内的要因に根ざすものであつたといふことができる。

さてかくのごとき感想的卑見はさておき、奴隷制の解体について次の見解がある。すなわち「ギリシヤ的な『家内奴隷制』の段階とは異なつて、ローマの労働奴隷制（奴隷の集団労働にもとづく農場経営）には分業にもとづく協業が見いだされるが、これが、『共同体』を奪われた奴隷による新たな『共同体的結合』（ゲマインシャフト的関連）形成の契機になつたのではないか、また、こうした労働過程を通じての結合こそが……奴隷がコロヌス（小作人）へと上昇する起点を構成しえたのではなかつただろうか（ギリシヤで頻発したヘイロータイ型生産者の蜂起の基盤には、彼らの『共同体』が存在して

いたと推定される一太田『東地中海世界』一三一ページ以下。』（前沢伸之「古代ギリシャ・ローマの『共同体』と奴隷制」〈前掲〉, p. 106. 同趣旨の主張を, 同“Slave Societies in the Greco-Roman Antiquity”, Toru Yuge and Masaoki Doi (eds.), *Forms of Control and Subordination in Antiquity* (*op. cit.*), p. 17. に見る。) 当該見解は, 奴隷は共同体を欠如せるものと規定せる太田氏の掲げるテーゼ(本稿第I部第3章, 註26—『城西経済学会誌』第25巻1号〈前掲〉, pp. 33-35)に従ったものであることは疑いない。したがってそれを欠如せるが故に奴隷と規定されるその「共同体的結合」を獲得した点を考量するならば, かれは当然理論的には奴隷を脱したことになる。しかしここで筆者が少しく疑念を抱くのは, 「共同体的結合」を獲得したことが現実的にただちに奴隷を脱することになるのであろうか。つまり「共同体的結合」は理論的条件が与えられたことを意味するものであり, それと具体的解放との間にはなおも懸隔があり, 後者に至るまでにはなんらかの迎るべき段階があったのではないか。かくしてさらに問えば, 奴隷解放および奴隷制揚棄に関し, 当該見解と奴隷蜂起に歴史的役割を説く上記見解とはいかなる関係にあるであろうか。双方が互に矛盾するものでないことはいまでもない。問題はどちらを主要な論点として据えるかであり, 仮に立場上そのいずれかを主要な論点として強調するのであれば, それは畢竟歴史観の相違に帰着するであろう。

上記は奴隷制の崩壊についてのメモ的感想であり, 本稿はその課題を主題とするものではない。さしあたり下記参照。弓削達「西洋古代における共同体・国家・奴隷制」歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題 ②共同体・奴隷制・封建制』, 1974年, pp. 68-71。同『『奴隷所有者的構成』の衰退をめぐる理論的諸問題』『西洋史研究』新輯第4号, 1975第, pp. 64-114。同著『地中海世界とローマ帝国』, 1977年, pp. 209-317。山本晴樹「奴隷反乱の宗教的・民族的側面—J・フォークトの奴隷反乱研究を中心として—(一)(二)」『史学論叢』(別府大学)第11号1980年, pp. 201-213; 『同誌』第12号, 1981年, pp. 171-180。イェ・エム・シュタエルマン「奴隷所有者的構成の崩壊の問題」(前掲), pp. 153-195 (なお同論文は他に林基氏の訳文にみる。E. M. シュターエルマン「奴隷制の崩壊の問題(L)(F)」『歴史評論』No. 74, 1956年, pp. 25-47; 『同誌』, No. 75, 1956年, pp. 59-71)。エル・ヤ・シュジュモフ「ローマ帝国における封建化の過程の問題によせて」(前掲), pp. 196-218。イェ・エ・リブシツ「奴隷所有者的構成の崩壊とビザンティンにおける封建制度の端緒の問題」香山陽坪訳編『奴隷制社会の諸問題』(前掲), pp. 219-232。「奴隷所有者的構成の崩壊の問題」上掲書, pp. 233-246。ヴェ・ヴェ・ストルーヴェ, エヌ・ヴェ・ピグレフスカヤ「奴隷所有者的構成の危機と封建制度の発生の問題」上掲書, pp. 247-263。

- 59) 拙稿「部族法典にみる奴隷について」(前掲), p. 21, 註3 (但し, 法=身分的論点からの分析は不徹底であり, 再検討を要する)。前註54参照。
- 60) ちなみに M. ヴェーバーはギリシャのエルガステリオンにおける労働奴隷の利用方法について次の形態を挙げている。
- a. 奴隷主が奴隷を賃貸する方法。
 - b. 奴隷主がみずから奴隷を働かせ, かれらに給養をあたえ, ≫価格仕事≪をしているばあいには原料, 道具, さらに販売をさえも世話をする方法。
 - c. 奴隷主がみずから奴隷を働かせるが, しかしかれらの生計のためにかれらに見積金額をあたえる方法(アウトシトイ *αὐτόστροι* [自炊奴隷])。
 - d. 奴隷主みずからは奴隷にその労働力の(≫賃仕事者≪としての)利用をゆだね, かれらから定額のレンテン(アポフォラ *ἀποφορά* [奴隷貢納金])をとる方法。
 - e. ≫価格仕事≪をするばあいに, 奴隷主が奴隷に, かれらのペクリウム[奴隷特有財産]から場所, 原料, 道具を調達することをまかせ, アポフォラを支払わせる方法。
 - f. さいごに, アポフォラ徴収の関係と, 奴隷主による場所, 原料, 道具の供給とが混合した方法。(マックス・ウェーバー著 渡辺・弓削共訳『古代社会経済史一』〈前掲〉, pp. 257-258)。

61) ちなみに、古代ギリシャ・スパルタのヘロット (Heilōtai, Heloten, Helots) は奴隷であったとする見解は、その特徴的諸点において本稿との関連で興味をそそられる。但し近年わが国においては太田氏の掲げる奴隷規定 (所属共同体の有無) に立脚する分析的観点からこれを階級規定としては奴隷とせず隷属農民とする解釈が趨勢のような印象を得る。しかしながら当該研究分野の門外漢であるものの筆者は次の如く若干の危惧を抱く。すなわち、奴隷に与えられた諸条件はそれが奴隷自身が主体的に享受する社会・経済的権能に基づくものであったのか、あるいは奴隷所有主による奴隷労働力収奪のための経済的観点に基づく、つまり奴隷本人の意志とは原則的に無関係な、奴隷所有主の恣意に基づき与えられた処遇 (したがってこの場合収奪の程度が問題なのではない) であったのか、以上2つの論点は相互に峻別すべきであり、したがって後者の論点をそれがあたかも奴隷自身の固有の資質を示すものであるかのごとく解釈してはならないという縷述の卑見に基づいた場合、ヘロットが帰属したとされるその共同体はその本質が断じて後者に基づくものではなかったと全面的に断定することができるであろうか。この点に危惧を否めない筆者にとって、次の弓削氏の指摘は注目すべき発言である。すなわち「ヘイロータイに奴隷的苛酷を強いつつこれに共同体を残し与えて、スパルタ人共同体の外においた (スパルタ人個々人の奴隷所有としなかった) ことは、奴隷制の共同体内への浸透を避け、共同体の分解を阻止しようとする意図の現われであった、と解釈することができるであろう。」(弓削達著『地中海世界とローマ帝国』<前掲>, p. 64註47。傍点筆者) つまり氏の解釈によればヘロットの共同体はいわばスパルタ人の政策の一端、畢竟スパルタ人による恣意的なヘロット支配の1方法・形態を示すものであったといえるであろう。これはさらに、ヘロットの共同体はしたがってかりにもヘロットの社会的自立の基盤となりうる (かくして「共同体」論にしたがえば隷属農民と規定される) みずからの主体的共同体ではなかった、と換言することができるのではないか。仮にこの換言が許される場合、生じうる問題は、等しく所属共同体の存在を想定する場合でも、極言すれば一方において支配の手段とされる共同体 (ヘロット側)、他方において自主・自立 (律) 的で、支配のための共同体 (スパルタ側)、この存在せる2つの共同体のそれぞれを同一の社会的機能を担う「共同体」として区別なく論ずることができるかどうかであり、筆者はそこにいささか疑念を否定しきれない。但しこのような門外漢の危惧に対して太田氏は「彼ら(ヘイロータイ―筆者)の生活と生産の基盤は彼ら自身の共同体であり、それがまた反乱の策謀と行動の拠点でもあった (cf. Plat. Nom, 777 C-E)。」(太田秀通著『東地中海世界』<前掲>, p. 159) ときわめてヘロットの共同体の自立性の高さを評価され、上記弓削氏の発言から得た、被征服民なるをおもんばかつての筆者のそれに対する消極的な想定 (推察)、したがって危惧とは対照的である (なお太田氏の「共同体論」を継承し、これを積極的に評価される前沢氏の見解<前註58>参照)。当該論点を含めヘロットをめぐる詳細な検討は他日を期さざるをえず、以下手元にあるわが国の研究者の文献を挙げるにとどめる。但しこれら文献を、ヘロットを奴隷とみなす見解、これを否定する見解、いずれとも断言しない見解、これら諸見解のそれぞれをその賛否について敢えて分類し、挙例していない。それは、当該議論は現在一定の趨勢にあるとはいえ概して流動的であり、事実初期の見解を変更したのもあるからである。安藤弘著『古代ギリシャの市民戦士』(前掲), pp. 53-178。同“A Study of Servile Peasantry of Ancient Greece: Centering around Hectemoroι of Athens” Toru Yuge & Masaoki Doi (eds.), *Forms of Control and Subordination in Antiquity (op. cit.)*, pp. 323-324。古山正人「隷属農民研究の動向と M. H. Jameson 氏の近業」『歴史学研究』, No. 485, 1980年, pp. 46-51。同「ネオダーモニーデス―ヘイロータイの解放と軍役―」『西洋史研究』新輯第13号, 1984年, pp. 53-77。同「古代ギリシャの土地と農民」弓削・伊藤編『ギリシャとローマ』(前掲), pp. 167-171。清永昭次「スパルタのヘイロータイ」『歴史学研究』, No. 315, 1966年, pp. 7-13。同「書評 太田秀通『奴隷と隷属農民―古代社会の歴史理論―』」『歴史学研究』, No. 476, 1980年, pp. 49-55。熊野聰「書評 太田秀通著『奴隷と隷属農民―古代社会の歴史理論―』」『歴史評論』, No. 354, 1979年, pp. 91-94。桑原洋「ヘロットは奴隷か農奴か」『歴史学研究』, No. 317, 1966年, pp. 12-15。M. I. フィンレ

イ「ギリシャ文化は奴隷労働を土台としていたか？」(前掲) pp. 107-108 訳註20; 115訳註56, 57。前沢伸之「古代ギリシャ・ローマの共同体」と奴隷」(前掲), pp. 101-102。同「古典期アテナイの奴隷」(前掲), pp. 361-384。村川堅太郎「スパルタ型国家の農業生産者」同著『村川堅太郎古代史論集Ⅰ古代ギリシャの国家』, 1986年, pp. 125-151。同「奴隷制社会」同著『村川堅太郎古代史論集Ⅲ古典古代の社会と経済』, 1987年, pp. 90-91, 95-98。太田秀通著『東地中海世界』(前掲), pp. 126-170。同著『奴隷と隷属農民』(前掲), pp. 130-136, 191-200。弓削達「西洋古代における共同体・国家・奴隷制」(前掲), pp. 71-72。

なお土井氏は既に「ヘイロータイ、小屋住み奴隷などの特殊具体的な奴隷制を、たんなる類型的把握にとどめず、こうした全体のなかで、どのように位置づけられるべきかも検討する必要があるだろう。」(土井正興「戦後日本における奴隷制研究の展開と奴隷制研究の当面する諸課題」専修大学人文科学研究『人文科学年報』, 第4号, 1974年, p. 99)とその問題を提起された。本稿はまさに従来「特殊具体的」と解されてきたその奴隷形態を世界史の中に普遍化すべく試みたものの、それをとりあえずA-S社会に限定せざるをえなかったため、古代ギリシャ・ローマにおける奴隷については断片的に触れたにすぎず、しかも古代オリエント・アジア地域にみるそれ、古代ロシアにみるチェリヤージ、ホローブという興味ある奴隷などについて、とりわけ後者についてはまったく触れることはできなかった。これらの諸課題は今後に残された。

- 62) E. M. ジューコフ(全巻監修責任); 江口朴郎他監訳『ソビエト科学アカデミー版 世界史 古代4』, 1963/1960年, p. 52。傍点筆者。
- 63) Dorothy Whitelock, "Reviews of Books: LAND TENURE IN EARLY ENGLAND: A DISCUSSION OF SOME PROBLEMS. By *Eric John*. [Studies in Early English History, Number I.] ([Leicester:] Leicester University Press. 1960. Pp. xii, 184, 30 s.)", *American Historical Review*, vol. LXVI. No. 4, 1961, p. 1010.

《附 記》

本稿を作成するに当り、わが国内外の研究文献入手のため、城西大学図書館文献検索・複写担当の方々にとりわけ御尽力賜わった。記して謝意を表明したい。